

カリフォルニア司法 試験過去問題集

EVIDENCE

2002年から2022年まで

https://lawyer.sakura.ne.jp/inhouse/post_lp/calbar

エビデンス

2001年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題と選 択解答

本書は、2001年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録したものです。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の了解を得てここに掲載した。

<u>問題番号</u>	<u>内容</u>
1.	民事訴訟法
2.	不動産
3.	エビデンス
4.	憲法
5.	不法行為
6.	遺言書/信託書

QUESTION 3

WalkerはTruck Co.を人身傷害で訴えた。ウォーカーは、トラック社の運転手であるダンが過失により赤信号を無視し、「歩行」の信号がある横断歩道を渡っていた彼に衝突したと主張した。トラック社は、ダンは青信号であり、ウォーカーは横断歩道の外にいたと主張した。裁判では、WalkerはGeorge Clerkを呼び、以下のような質問がなされ、回答がなされた。

17. 陪審員のためにあなたの名前と姓を言ってくださいませんか？
A. ジョージ・クラークC-l-e-r-k.
- [1] Q: トラックがウォーカーを轢いた時どこに居ましたか？
A: 勤務先の薬局でカウンターに立っていた時のことです。
- [2] Q: 事故直前の天候はどうだったのでしょうか？
- [3] A: まあ、傘をさしている人もいたから、きっと雨が降っていたんだろうね。
- [4] Q: 起こったことをすべて話してください。
- [5] A: この男は私の店に駆け込んできて、「救急車を呼べ！」と叫びました。トラックが赤信号を無視して人をはねたんだ"と。
Q: その後どうなったのですか？
- [6] A: 私は窓際まで歩いていき、外を見ました。私は「あのトラックは制限速度をはるかに超えていたに違いない」と言いました。そして、救急車を呼びました。
Q: それからどうなったのですか？
- [7] A: 私は、この男が道に倒れているところに歩いていきました。トラック社の運転手であるダンが彼の上にひざまずいていました。女性もそこにひざまずいていました。彼女は冷静にダンに話しかけ、「全部あなたのせいよ」と言い、ダンはそれに対して何も言いませんでした。

指摘された7つのポイントのそれぞれで、もしあればどのような異議申し立てがなされるべきであったか、また、それぞれの異議申し立てに対して裁判所はどのような判決を下すべきだったか。議論してください。

だいさんじ

参考までに、DはTruck Co.、CはClerk、WはWalkerとします。

"トラックがウォーカーに衝突した時どこに居ましたか?"

質問に対する反論には、以下のようなものがあります。論証的である、証拠にない事実を仮定している、根拠がない、などです。

証拠にない事実を仮定している。

弁護士は、直接尋問で自分の質問を利用して、事件の事実や争点を論じてはならない。弁護士は質問をして、証人に証言させなければなりません。背景となる証拠はないが、我々はClerk (C)がまだ、トラックがWalkerに衝突するのを見たと言っていないことを知っている。したがって、この質問は証拠にない事実を前提にしており、異議が認められるべきである。

個人的な知識・基盤の欠如

証人は個人的な知識に基づいてのみ証言することができ、弁護士が証人の知識の根拠を提示しなければ、証人はそれに関する裁判上の事実について証言することができません。ここで、私たちが知っているのは、この証人の名前だけです。どこにいたのか、誰だったのか、事故を目撃したのかどうかさえもわからない。これは、彼が事故を見ただけでなく、トラックがウォーカーに衝突したことも仮定しています -- これはまだ立証されていません。従って、個人的知識の欠如を理由とする異議申し立ては有効である。

論証型

弁護士は、直接尋問で自分の質問を利用して、事件の事実や争点を論じてはならない。弁護士は質問をし、証人が証言することを許可する必要があります。論証的な質問とは、単に直接的な回答を引き出すのではなく、事件の事実や論点を論証するものです。この質問は、ウォーカーがトラックの「前を歩いていた」のではなく、トラックがウォーカーに「ぶつかった」と仮定している点で、論証的な質問です。いかなる異議も支持されるべきです。

"事故直前の天候は?"

この陳述書は、個人的な知識の欠如に基づき異議を申し立てることができる。弁護士は、Cが当日の天候を観察する機会があったという根拠を示せていない。しかし、当日の天候を覚えているのは証人の個人的な知識であるとも言えるので、この陳述は基礎を築く必要がなかったとも言える。したがって、この場合、異議申し立ては適切かもしれませんが、証人が実際に個人的知識を有していない場合（下記参照）には、成立しない可能性があります。

また、陳述書は関連性という理由で異議を唱えられる可能性もあります。ある事実の可

能性を高めたり、低くしたりするものであれば、陳述は関連性があるといえる。天候は事故の主張（赤信号/青信号問題）に違いをもたらすようには見えませんが、各当事者がお互いを見ることができたことを示すには関連性があるかもしれません。従って、天候はおそらく関連性があり、異議は却下されるべきである。

"まあ、傘をさしている人もいたけど。"

ここでは、回答が推測であるため、取り消しの動議がなされるべきです。取り消しの動議は、証人の回答の直後になされなければならない、元の質問が明らかに異議ある回答を予期していなかった場合にのみなされるものである。認められた場合、陪審員は、証人の回答のその部分を考慮しないよう指示されます。証人は、個人的な知識に基づいて証言しなければならない、自分の回答の周囲の状況について推測することはできません。上記のように、天候の状況はCの個人的な知識の範囲内かもしれない。しかし、Cの回答を見ると、質問によって、傘があるから雨が降っていると推測され、個人的な知識以外のものに基づいて回答していることが明らかである。Wの弁護士は、これは推測ではなく、傘のことを覚えているから個人的な知識に基づいているのであり、したがって、どちらかといえば「雨が降っていたに違いない」という部分だけが削除されなければならないと主張するかもしれない。おそらく裁判所も同意し、推測に基づく部分のみを取り消すと思われます。したがって、最初に異議を唱えなかったことは弁解の余地があり、取り消しの動議は適切であり、その一部は支持されるべきである。

"起こったことをすべて話せ"

質問は、証人が物語的な説明をするよう求めていることに異議を唱えるべきである。直接尋問で証人を尋問する弁護士は、具体的な質問をし、証人の証言を導いていかなければなりません。この質問は、証人の語りを求めるものであり、不適切な質問である。異議は支持されるべきである。

「救急車を呼ぶ」発言

伝聞に基づく異議申し立てを行う必要があります。伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される、法廷外の陳述のことです。陳述は言葉でも行動でも構いません。ステートメントが伝聞であることが判明し、伝聞の例外に適合しない場合、それは証拠から除外されなければならない。トラックは赤信号を無視して誰かを轢いたという陳述は、裁判では証言しないが、その真実のために提供されている。その場合、トラックが信号を無視したという真実を示すためではなく、声明がCに与えた影響を示すために提供されているので、伝聞ではないと主張することができる。しかし、Cが何をしたかはこのケースには関係ないので、この主張は失敗するだろう。

おそらく、Wの弁護士は、その供述が現認か興奮した発言であることを主張するだろう。現在感覚的印象とは、観察または身体的状態と同時期になされる供述であり、嘘をつくための熟考の時間があまりないため、非常に信頼できるものである。非常に同時的であればならず、ほとんど時間が経過していないこともありえます。ここで、この供述は、事故が起こっている間になされたものであれば認められるでしょうが、申告者が来てから事故が起こるまでの時間の経過が短いとは立証されておらず、その時彼が何をしていたかも分かりません。したがって、現在感覚的印象で来るほど同時代的でない可能性がある。

しかし、それはおそらく興奮した発言として入ってくるでしょう。興奮した発言とは、何らかの出来事の興奮というストレスの下でなされる発言である。ここで、興奮のストレスが残っている限り、期間は現在の意味での印象よりも長くてもよい。供述者は、興奮のストレスが残っている状態で供述をしたことは、その際に感嘆詞を発していることから明らかであると思われる。また、救急車を呼んでいないなど、時間が経過していないことから、興奮状態であった可能性が高い。交通事故を見るとというのは、確かにストレスがたまるし、興奮する。したがって、この発言は興奮した発言の例外に該当するほど信頼できるものと思われ、異議は却下されるべきです。

"あのトラックは制限速度をはるかに超えていたに違いない"

伝聞です。Dの弁護士は、伝聞に基づき異議を唱えるでしょう。これは、主張された事柄の真実を証明するために行われた法廷外の陳述です。証人の発言であっても、法廷外でなされたものであり、やはり伝聞に分類されます。Cは、その出来事について思い出したことを証言台で証言することができますが、有効な伝聞の例外に該当しない限り、その出来事について彼/彼女が言ったことを証言することはできません。Cはその出来事を観察しておらず、発生した出来事について特に興奮していた形跡もないため、この発言はおそらく興奮した発言として分類されないだろう。さらに、なぜそう思ったのか（例えば、何を観察したのか等）についての根拠がない限り、現在の感覚的印象に分類することはできず、この発言は、彼が見たものについての現在の感覚的印象としてなされたと主張することができるだろう。（なぜ救急車を呼んだのか、彼の行動を示すものではなく、トラックがスピード違反をしていたという真実を示すために提供されているのだから、伝聞シナリオの効果（上記参照）であるとも言えない。したがって、伝聞を理由とする異議申立ては維持されるべきである。

意見を募集する。

陳述書自体は意見陳述であり、一般証人は、個人的な知識があり、その意見に含まれる情報がより良い情報源から得ることができず、事実の審理者にとって有用であり、本質的に科学的または技術的でない限り、その意見について証言することはできない。ここでは、陳述は個人的な知識に基づいておらず（少なくともここにある土台からは）、そのようなものとして、許されない意見である。伝聞調書が入らないだけでなく、証人自身が証言台で行った調書も入ることはない。Cはその出来事を観察しておらず、むしろその余波を観察しただけである。従って、彼はトラックがスピード違反をしていたことを知らず、その情報を根拠として提供されていない証拠に基づいていた。従って、もし彼が実際にトラックがスピード違反をしているのを見たのであれば、彼の陳述は許されるが、そうではないので、彼はこの事実について知る根拠がなく、彼の意見は許されない。この異議は支持されるべきである。

ダンへの女性の発言 "全部あなたのせいよ"伝聞だ！

Dの弁護士は、これが伝聞供述であると主張する可能性が高い。女性の供述は、主張さ

れた事項の真実を証明するために提供された法廷外での供述である。そのため、女性の陳述書自体

は、例外に該当しない限り、伝聞である。この場合、陳述書は非伝聞の目的で提供されたものではないので、例外に該当しなければならない。時間が経過しているため、現在感覚的印象や存在する発話の例外は、おそらく成立しない。しかし、Cの弁護士は、陳述書に対するDの応答、すなわち応答しなかったことが養子縁組の自白であると主張することができます。アドミッションは、連邦証拠規則により「伝聞ではない」とみなされ、そのため、主張された事項の真実に迫るものであっても、伝聞の反論を受けることはない。アドミッションとは、当事者によってなされた陳述のうち、訴訟の相手方によって提供されるものである。ここで、まず、ダンがトラック社に対する訴訟の相手方当事者であるか否かを判断する必要がある。ダンは、代理認諾の法理により当事者となりうる。従業員が雇用の範囲と過程で行動している場合、その従業員によってなされたすべての承認は雇用主に帰属する。しかし、Dが雇用の範囲内で行動していたことが判明した場合、Dが事故に関して行ったすべての発言は自白とみなされ、雇用主であるトラック株式会社に代理的に帰属することになる。

ただし、Dの不応答が採用的自白であったことも証明されなければならない。養子縁組的自白とは、沈黙による自白のことで、当事者の否定や反論を呼び起こす可能性が高い告発型の発言に関連し、当事者がそれを否定せず、心身ともに否定する能力がある場合にのみ認められます。Dの弁護士は、本件では必ずしも責任を否定するとは限らないことを主張する。Dは、ダンは呆然としていて、精神的に何が起こっているのか把握できていなかったと主張するでしょう。したがって、彼は発言を否定する精神的能力を欠いていることになる。さらに、Dの弁護士は、多くの人々は、事故現場で責任を否定したり認めたりすることが自分の利益にならないことを知っており、黙っていればいいのだと主張します。したがって、一般人は、供述を否定することは期待できず、むしろ黙秘が適切であろう。したがって、Dは、代理認容として何を言っても責任を負うと思われるが、この発言は養親認容には該当せず、異議申立ては認容されるべきである。

不適切な意見

弁護士は、Wが事故を見たかどうかについての基礎が築かれていないため、これは不適切な意見であると主張するかもしれない。これは、持続可能である。

問題3に対する答えb

1) あなたはどこにいましたか...証拠にない事実を仮定しています。

質問では、トラックを見たときジョージがどこにいたかを尋ねています。これは、ジョージが実際にトラックを見たことを前提にしています。この時点の証言では、この主張の根拠となるものはない。

裁判官はこの質問が不適切であると判断し、おそらく質問の言い直しを求めます。このような質問は、ジョージの行為を認識する能力に関する事実を示すものであるため、関連性があると考えられる。

2) 天候はどうだったのか...関連性

認められるためには、証言は関連性がなければなりません。関連性のある証言は通常認められます。関連性のある証拠とは、ある事実の可能性をより高く、あるいはより低くする傾向のある証拠である。

トラックは、車の制御不能ではなく、赤信号を走ったかどうかの問題なので、この発言は関係ないと言うでしょう。したがって、運転状況は無関係である。Wは、Danが赤信号を見ることができたかどうか、Georgeが事件を見ることができたかどうかを判断するのに関連する情報だと答えるだろう。ジョージはその事件を見ていなかったようだ。

裁判所は、この質問はDanとWの信号を見る能力を明らかにするものであるため、関連性があると判断するでしょう。

3) アンブレラ

・アップ・スペキュレーション

トラックは、ジョージが雨が降っているかどうかを推測していたと言うでしょう。彼は雨が降っているかどうかの個人的な知識がなかったが、開いた傘から雨が降っていると推測していた。Wは、ジョージは傘について個人的な知識を持っていたかもしれないと言い、それで十分でしょう。

裁判所は、彼の個人的な知識によってその事実が立証されなかったと判断し、したがって、雨の部分は認められないでしょう。

関連性

質問2と同様の異論があると思われます。

4) 全部教えてください

さい語り部募集

トラックは、その質問があまりにもオープンエンドだったと言うでしょう。直接尋問のポイントは、具体的な質問をすることであり、許されない証拠につながるような放言を許さないことです。ここでは、ジョージの答え方に限界はないのです。

裁判所は、叙述を求める声があったことを認め、より具体的な質問をすることになるでしょう。

5) ガイの怒鳴り声 聴衆の声

Hearsayとは、主張された事柄の真実を立証するために提供される、法廷外の陳述のことです。この場合、トラックは、トラックが赤信号を無視したことを証明するために提供された法廷外の陳述書であると言えるでしょう。事実、真実のために提供されたのですから、例外がなければ、伝聞として打ち消されるでしょう。

興奮状態での発話

Wは、それは興奮した発言であったと言うだろう。興奮した発言とは、驚くべき出来事について、その出来事の興奮の下になされた発言である。Wは、事故を見たことは十分な興奮であり、実際にその興奮の影響下でなされたものだと言うだろう。ここでは、救急車を呼ぶという緊急の呼びかけがある--これは、赤信号についての発言も興奮状態になされたことを示すものだろう。

裁判所は、興奮した発話があったと認定するだろう

。現在感覚的印象

WはPSIがあったと言うだろう。現在、ある人が何をしたかという記述があるはずですが感知している。ここでは男は過去の感覚 - 事故を見たことについて発言しています。

裁判所はPSIを認めないだろう。

裁判所は、興奮した発言として証言を認めるだろう。

6) 制限速度超過のトラック

個人的な知識 -- 推測

トラックは、ジョージが個人的な知識を欠いていると言うだろう。彼は事故を見ていないので、その速度について評価することはできません。

ここで、裁判所は、個人的な知識がなかったと言い、その陳述を認めないだろう。

素人意見です。

トラックは、不適切な意見であると言うでしょう。レイ・オピニオンは、役に立ち、専門知識を必要とせず、事実に基づいて作成できるものであれば許される。

ここで、速度を知っておくと便利である。しかし、個人的な知識がないため、そのような事実はなかった。一般に、速度の推定には素人意見が許される。

ここで、裁判所は、個人的な知識がないため、不適切な意見であると判断するでしょう。

伝聞

トラックは、スピード違反であることを証明するために提供されたので、伝聞であると言うでしょう。これは証言している奴でもアウトオブコートな発言だった。

裁判所は真実を証明するために提供されたと判断し、例外がないため認めないだろう。

7) 女性の発言、ダンの沈黙 伝聞。

トラックは、ダンのせいであることを証明するために提供されたものだというだろう。

興奮状態でなく（彼女は冷静に言った）、PSIを認めない回想に基づく意見だから例外はないだろう。

裁判所が認めるわけがない。沈黙による承認と

代理責任

Wは、当事者である相手方の自白なので、まったく伝聞ではないと言うでしょう。ダンの沈黙は、彼の罪を認めるものとして伝聞供述となる。彼はトラックのために働いており、その発言は職務の範囲内であったため、パーティー相手の自白に関するルールが適用されるでしょう。

れば認めることになる。1) 合理的な人なら答えるだろうし、2) 彼は答える機会があった。この場合、彼は何か言うことができたのに、言いませんでした。また、そのような非難であれば、彼はそれを否定するべきだったのです。彼は、その必要はなかったと言うでしょう。

裁判所は、伝聞でないため、沈黙による承認を認めるだろう--当事者である相手方の不作為として。彼の発言は、職務の範囲内であったため、許されないだろう。

The seal of the State Bar of California is a circular emblem. It features a central shield with an open book and a scale of justice. The shield is flanked by two figures holding scales. The outer ring of the seal contains the text "THE STATE BAR OF CALIFORNIA" at the top and "JULY 29TH 1927" at the bottom.

カリフォル ニア州司法 試験

エッセイの質問
と
回答例 2002年2月

質問6

フィルは、理容師のダークを訴え、ダークがフィルに行ったヘアトリートメントに起因する人身事故の損害賠償を求めました。訴状では、施術の結果、フィルの髪の大半が抜け落ちたと主張しています。陪審員裁判では、次のようになりました。

A. フィルの弁護士は、ウィットを呼び、フィルの受けた脱毛のタイプは異常であると証言させました。ウィットが証言する前に、裁判官は、ウィットがロースクールに行く前に理容師としての訓練を受けていたことを述べました。そして、このような脱毛は正常ではないことを司法判断で知らせ、それに従って陪審員を指導しました。

B. フィルは、脱毛を発見した直後にダークに電話をかけ、事情を話したと証言しています。フィルは、その時ダークが、(1) "君に使った溶液に化学物質を入れすぎたのは知っているから、和解金として1000ドルを受け取ってくれないか?" と言ったと証言しています。(2) "溶液を修正したので、今は修正してもらっている"(3) "保険会社のインスコが全部引き受けると言ったから心配ない。"

C. フィルは裁判で、"ダーク"の署名が入った自分宛ての手紙を出した。その手紙には、ダークがヘアトリートメントのために、化学物質を多く含む不適切な溶液をフィルに使用したことが書かれている。フィルは、理髪店での事件から約1週間後にこの手紙を郵便で受け取ったと証言している。裁判所は、この手紙を証拠として認めました。

D. ダークはケミストを呼び、専門家証人として、フィルに使ったのと同じ溶液を自分の髪に塗ったところ、髪が抜けなくなったことを証言した。

各事例において、適切な異議申し立てがすべて行われたと仮定する。裁判所は誤りを犯したか。

1. 司法判断で、脱毛について陪審員に指示? 議論してください。
2. ダークの発言に関するフィルの証言を認める? 議論してください。
3. フィルが出した手紙を認める? 議論する。
4. 化学者の証言を認めるか? 議論してください。

ろんりせき

フィル対ダーク

この問題は、連邦証拠規則上の問題を提起するものである。(FRE)

1. ジャパニーズノーティス

FREの下では、裁判官はある種の事実について **Audicial notice** を取ることができます。例えば、水が32°で凍るといような科学的事実も含まれる。民事事件では、ある事実が裁判上告知され、裁判官が陪審員にそう指示した場合、その事実は決定的に立証されます。

ここで、司法通知は不適切であった。フィル (P) が受けた脱毛の種類が異常であることは、一般に知られていないし、定着していない。Pの脱毛が異常であることを証明することは、過失を立証するためのPの立証の一部であった。裁判官は、個人的な経験を用いて重要な事実を判断的に告知することはできない。この指示は誤りである。

裁判所は、司法上の通知を行ったことを誤りとした。

2. ダークの発言に関するフィルの証言。

プレゼンテーション証人は、個人的な情報（例えば、「個人情報」）を持っている場合のみ、証言する勸があります。

証言の主題に関する知識を有していること。ここでは、フィルはダークに電話をかけ、ダークの供述を自分で聞いているので、フィルは個人的な知識を有しています。

関連性。関連性のある証拠のみ認められる。証拠が関連性を持つのは、それが争点となる事実を証明する傾向があること。ここでは、ダークの証言は彼の過失を証明する傾向があるので、関連性があります。

関連性の例外予断を与える重大なリスク

しかし、すべての関連する証拠が認められるわけではありません。裁判所は、その証明力が偏見のリスクによって実質的に相殺される場合、関連する証拠を除外することができます。この規則は、裁判所の裁量の範囲内にあります。しかし、いくつかの公共政策の例外が適用されるため、ここでは適用されないだろう。(1) 和解の申し出。和解の申し出。

和解を奨励する公序良俗に基づき、クレームの和解は除外されます。ただし、この規定は実際の請求がある場合にのみ適用されます。つまり、(1)責任または(2)金額に関して争いがある場合です。

ここで、Dは、1000ドルを支払うという彼の発言は、明らかに和解の申し出であり、除外されるべきだった、と主張するだろう。Dは、自分が化学薬品を入れすぎ

たことを認めたが、その金額にはまだ争いがあった。また、Philは抜け毛について苦情の電話をかけてきており、Philが訴訟を起こすと脅していることが示唆された。この証言は除外されるべきであった。

(2) 是正措置。の後に行われた救済措置の証拠。

の事件は、改善行動を促すという公共政策上の理由から、認められない。ここで、Dの供述は、明らかに改善措置をとっていることを示しており、除外される可能性がある。しかし、改善措置の証拠は、所有権や支配権を証明するため、あるいは、より大きな注意を払うことができなかつたという証拠に反証するために、認められる可能性がある。Dが使用した化学薬品が適切であり変更できなかつたという証拠を提出した場合、Dが濃度を修正したという供述は、その目的に限って反証として認められる可能性がある。裁判所は、証言を認めながらも、その目的について限定的な指示を与えるべきだった。

(3) 賠償責任保険。

賠償責任保険の証拠も、保険加入を奨励する公共政策のために除外されます。所有権や支配権を示す場合を除き、一般に認められない。Dの発言は自賠責保険についてのみであり、所有権や支配権は問題ではない。

裁判所はこの証言を排除すべきでした。

Hearsay 伝聞とは、真実であることを証明するために提供される法廷外の陳述のことです。matter amended、この証言が伝聞として除外されるべきだったと主張することができる。

しかし、Dの3つの発言は、いずれも当事者相手方の自白として非伝聞的なものであるから、これを認めることができる。裁判所は、上記の公序良俗を理由とする証言のみを認めたのは誤りである。

3. フィルの手紙を認めること。

形です。 Pの手紙に関する証言は、個人的に知っているため適切である。

彼は、筆跡と署名が実際にDのものであるかどうかについては証言していない。Dの筆跡について個人的に知っている場合、あるいは、その手紙がDが書いたものに対する返答の手紙である場合にのみ、証言が可能であったのだ。

プレゼンテーション基礎、認証、ベストエビデンスルール.....。

財団法人です。 での事件から1週間後に手紙を受け取ったというPの証言がある。

Dさんの床屋さんは、ドキュメントの土台をきちんと作ってくれた。

認証書類には認証が必要です。

を証拠にすることができます。文書について個人的な知識を持つ証人の証言によって認証されることがある。Pの証言で十分である。

ベストエビデンスルール (Best Evidence Rule)。 この規則では、当事者が以下のことを証明しようとする場合、最良の証拠を提出することが要求されます。

の内容を証明するためには、原本を提出するか、原本でない場合には、な

ぜ原本を提出しないのかについて、納得のいく説明をしなければならない。ここで、Pは手紙の内容を証明しようとしている。Pは、手紙の内容について証言しているわけではない。

本人が原本

を提出しているのだから、このルールは満たされている。

関連性がある。Dに過失があったことを証明する傾向があるため、この手紙は関連性がある。

の問題です。

伝聞である。Dは、この手紙は伝聞であると異議を唱えることができます。しかし、この書簡に記載された内容は

手紙は当事者-相手方の自白であり、非伝統的なものである。裁判所がこ

の書簡を認めたことに誤りはない。

4. 化学者の証言

形です。Dは、自分の裁判を助けるために、専門家の証言をさせることができる。

プレゼンテーション鑑定人は、いくつかの要件を満たした上で、鑑定を行う必要があります。

を証言しなければならない。証言は、事実認定者にとって有用であり、科学的証拠に基づくものでなければならない。専門家自身は資格がなければならず、論文やその他の科学的で確立された情報基盤に頼ることができ、議論されている事件の事実について個人的な知識を持っていなければなら

ない（自ら事実を認識しなければならない）。

ここで、**Chemist**はこれらの要件を満たしていません。

化学者の証言は、十分に科学的な証拠に基づいていない。自分自身で1つの実験を行っただけでは科学的とは言えず、事実認定者の参考にはならない。

Chemistがこの件について証言する資格があるかどうか、例えば抜け毛に対する化学的影響について知っているかどうかは不明です。彼は、科学的根拠や論文に頼って実験を行ったとは言っていない。フィルに使用された薬液を知っているということは、この事件の事実について個人的な知識を持っているようですが、これでは専門家証人として適格とは言えません。

裁判所はChemistの証言を認めたのは誤りであった。

ろんりせき

I. 司法通知と陪審員教書

A. ジャパニーズノーティス

裁判官は自らの判断で裁判上の通知を行うことができる。ただし、裁判官は、一般に知られていること、または議論の余地のない正確さを有する情報源を参照することによって確認することができることについてのみ、司法上の通知を行うことができる。

ここで、裁判官は、脱毛のタイプが正常でないという事実に注目した。これは、一般的な知識でも、議論の余地のない正確な情報源への言及でもなく、彼自身の個人的な知識に基づいています。これは、司法通知の適切な根拠とは言えません。したがって、裁判所の判断は誤りである。

B. 陪審員の指示

司法上の通知の誤りを除けば、指示自体に誤りはなかったと思われる。裁判官は、陪審員に対して、何かが司法的に通知されたことを指示することができます。このような民事事件では、それが決定的となる。しかし、裁判上の通達に誤りがあったため、その指示も誤りであった。

C. 不祥事

裁判官は、自分が裁判長を務める裁判で専門家の証言をすることはできない。

II. フィルの証言：ダークの発言について

A. ステートメント1

1. 論理的妥当性

Dが過失と責任を負うことを示すAanyの嗣@を有するので、この発言は関連性がある。

2. 法的妥当性

和解の申し入れや交渉は、そのような手段を奨励する公序良俗から、過失や責任を証明するために認められない。ここで、Dの最初の発言は、交渉であり、申し出である。しかし、訴訟が係属していないときになされた自発的な申し出は、認められる。ここでは、PがDに電話をかけて事情を話したことが分かっている。請求が係属していないようなので、認められる。

また、Dは、医療費の支払いの申し出であり、そのような措置を奨励する政策であるため、認められないと主張するかもしれない。しかし、Pが医療を受けようとしていたかどうかは疑問であり、B身体的な傷害についての言及はない。さらに、この例外は申し出にのみ適用され、周囲の発言には適用されないため、化学物質が多すぎるといふ発言は入ってくることになる。

3. 伝聞

Dの供述は、法廷外でなされたものであり、その真実性のために提供されるものであるから、可

伝聞である。

しかし、FREの下では、当事者である相手方の供述は認められる。ここでは、Dは当事者であり、陳述書はその相手方であるPによって提供されたものである。これは、争点となっている事実、すなわちDの責任を認めているのであるから、自白といえる。したがって、それは伝聞ではない。

Dが「使いすぎている」と証言すれば、Dに説明や否定の機会が与えられている限り、その供述も事前矛盾供述として弾劾の材料になる。

最後に、DがPを支払う意思を表明している状態であるとも考えられる。1000ドル、これは伝聞の例外です。

したがって、この発言は許容されるものであり、誤りである。

B. ステートメント2

1. 論理的妥当性

Afixed@したのなら、Abroken@ Bの過失があったのでしょうか。

2. 法的妥当性

その後の改善措置の証拠は、そのような措置を奨励する政策により、責任や過失を示すことは許されない。ここで、**D**は、**P**の被害の後に解決策を修正したと言っている。したがって、事後的な改善策である。

しかし、**D**が自分の解決策であることを否定したり、修正が可能であることを否定したりすれば、それは認められることとなります。さらに、**P**に使用された溶液のサンプルがもはや存在しない場合、**D**の新しい溶液に欠陥がない理由や、**D**が証拠を隠滅したことを説明するために、この供述が入る可能性があるのです。

3. 伝聞

上記をご参照ください。

当事者が認めたので伝聞ではない。**D**の証言によっては矛盾する可能性がある。また、**D**が解決策を修正しながら行ったのであれば、現認となる可能性もある。

したがって、この供述は、その後の救済措置の禁止に関する例外が適用される場合に限り、認められる。おそらく認めるのは誤り。

C. ステートメント3

1. 論理的妥当性

保険会社がカバーすると言うことは、Dに責任があることを示している。

2. 法的妥当性

賠償責任保険の証拠は、保険を奨励する保険契約により、賠償責任または支払義務を示すものとして認められません。

ここで、Dは保険会社がカバーすると言っている。したがって、所有権や支配権を証明するために使用されない限り、それは認められない。

3. 伝聞。

公序良俗に反していないとしても、伝聞には2つのレベルがある。DからPへの供述は、前述したように自白である。しかし、保険会社からDへの陳述書（Athey told me@）も、その真実性のために提供された法廷外陳述書であり、信頼性、必要性、告知などの状況的な保証がない限り、いかなる例外にも該当しないが、ここではいずれも存在しない。従って、裁判所はこの陳述を認めたのは誤りであった。

III. 手紙

A. 論理的妥当性

Dに過失があったことを示すことになる。

B. 法的妥当性

上記のDの供述が入った場合、証拠能力があるというより偏見があるのかもしれない。不必要な累積的証拠で、あまり追加されず、陪審員の時間を浪費するかもしれない。

C. 認証

文書は適切に真正でなければならない。ここでは、D.Pからとされる手紙であり、認証が必要である。

Pは、Dの筆跡や署名に詳しい人物に本人のものであると証言させるか、専門家や陪審員にDの筆跡や署名のサンプルと比較させることで認証することができたはずだ。

あるいは、PがDに手紙を書き、その返事としてこの手紙を受け取ったのであれば、認証される可能性がある。電話に対する返答では不十分である。Pはいずれも行っていないので、認証されず、認定の誤り。

D. 伝聞

パーティー入場料Bは上記を参照。

IV. 専門家

専門家は、一般的な経験を超えた、事実の審理に役立つあらゆるテーマについて証言することができます。

専門家は資格を有し、その意見について合理的な確実性を表明し、仮説、そのような専門家が一般的に信頼するもの、または個人的な知識など、適切な事実の根拠を持っていなければなりません。専門家は、最終的な問題について証言することができます。

毛髪の化学物質と効果は一般的な経験を超えているように見える。専門家が毛髪を失わせる化学物質を発見したかどうかは、事実の審理に役立つだろう（だからこそ、関連性があるのだ）。

しかし、**Chemist**が化学物質と脱毛というテーマで専門家としての資格を有していたかどうかは不明である。もしそうであれば、彼の実験に基づく意見は認められるでしょう。しかし、ここでは、専門家はこの事件のどの論点についても意見を述べず、単に自分自身に行ったことについて証言したに過ぎません。陪審員は、その実験がPの請求にメリットがないことを示しているかどうかを判断するのに十分な情報を持っていないかもしれない。両者が比較可能であることを示すために、専門家の意見が必要だった

のである。彼は何の意見も述べなかったので、何の確信も表明しなかった。

最後に、もしAexperiment@を専門家の証言として入れない場合は、それを認証する必要があります。実験に適切な根拠を与えるには、その実験が、問題となった出来事と同じ材料で、同じ条件下で行われたという証拠が必要である。ここでは、そのような基礎は築かれていない。

したがって、専門家の意見として、またはそれ自体の証拠として認めたことは誤りであった。

2003年2月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題と選

択解答

本書は、2003年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録したものです。

答えは、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の承諾を得てここに転載したものであり、転載を禁じます。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1.	民事訴訟法	
2.	遺言・不動産	
3.	刑事法・訴訟法／証拠調べ	
4.	プロフェッショナルの責任	
5.	憲法	
6.	共同財産	

QUESTION 3

ドンがビックの車に同乗していた。荒涼とした山間部を走行中、ヴィックは車を止め、ドンに幻覚剤を勧めた。ドンはそれを断ったが、ヴィックは、ドンが車に乗っていたのなら、ヴィックと一緒に薬を使わなければならないと言った。ドンは、このままでは凍てつくような寒さの中、最寄りの町から何マイルも離れた場所に捨てられると思い、その薬を飲んだ。

薬物の影響により、ドンはヴィックを殺害し、遺体を道路脇に放置して、ヴィックの車で町へ向かった。その後、ヴィックの遺体を発見した警察官に逮捕される。ドンは、薬物を摂取してから逮捕されるまでの間の出来事を全く覚えていない。

ドンが第一級殺人の容疑で罪状認否を受けた後、警察はウェスが殺人を目撃していたことを知りました。ドンが罪状認否を受け、その日に裁判所で予備審問を受ける予定であることを知った警察官は、ウェスに複数の容疑者の写真から犯人を特定させるという明確な目的のために、ウェスを裁判所に連れて行きました。ウェスは、警察官の一人と一緒に裁判所へ入っていくと、ドンとその弁護士に出会いました。ウェスは、警察官から何の要請もなく、ドンが犯人であることを警察官に告げました。Donの弁護士は、Wesの警察官に対する供述、それがなされた状況、およびWesがこのようにDonを識別したという警察官の公判での証言が予想されることについて助言されました。

ドンは、ウェスによる法廷での本人確認の手続きが、弁護士と法の適正手続きに対するドンの連邦憲法上の権利を侵害し、本人確認に関する警官の証言が許容できない伝聞になるという理由で、その証拠の排除を申し立てました。裁判所は、この申し立てを却下しました。

裁判でドンは、ヴィックの死に先立つ出来事と、その殺人を全く覚えていないことを証言した。

1. Donの申し立てを却下した裁判所の判断は誤りか？議論してください。
2. もし陪審員がドンの証言を信じた場合、ドンを適切に有罪にすることができるでしょうか。
 - (a) 第一級殺人？議論してください。
 - (b) 第二級殺人？議論してください。

質問3への回答A

1. Donの申し立てを却下したのは、裁判所の誤りか？

ここでの問題は、裁判所が法廷での身分証明の証拠を排除するためのDonの申し立てを適切に拒否したかどうかです。

弁護士への権利

Donが識別証拠を排除された第一の理由は、その手続きが弁護士に対する彼の連邦憲法上の権利を侵害したということである。

憲法修正第6条米国憲法修正第6条は、修正第14条のデュープロセス条項を通じて州にも適用され、市民にすべての起訴後の手続き中に弁護人を付ける権利を与えている。弁護士に対する憲法修正第6条の権利は、被告人が以前起訴された後にのみ適用されます。ここでは、Donは罪状認否を受けたので、彼の起訴後の手続きに弁護士に対する修正6条の権利が適用される。

Donは、本人確認手続きがDonの弁護士に対する連邦憲法上の権利に違反するという理由で、本人確認は除外されるべきであると主張しています。しかし、Donの弁護士は、本人確認の際に彼と同席していました。Donは、彼らが識別を知らされず、それに異議を唱える機会も与えられなかったと主張するつもりです。彼の弁護士は、身元確認とその方法について知らされていましたが、弁護士がいつこの情報を知らされたかは不明です。むしろ、本人確認が行われた後に知らされた可能性が高いと思われる。

ただし、被疑者の身元確認は、憲法修正第6条の権利の趣旨からすると手続きではないので、適用されない。

憲法修正第5条ミランダ警告ミランダ警告はまた、弁護士への権利の被告を与える。この権利は、警察によるすべての尋問または質問中に弁護士が存在することです。ミランダ警告は、逮捕時に誰かに与えられます。彼らは黙秘する権利が含まれており、言ったすべてが彼に対して法廷で使用することができること、弁護士が存在し、被逮捕者が1を買う余裕がない場合は、裁判所によって任命された弁護士を持っていく権利があります。[このケースでは]警察の尋問や取り調べがなく、被告人はすでに喚問されているので、弁護士への権利の問題はミランダ違反として生じませんでした。

この事件は、すべての起訴後手続きにおける弁護士に対する憲法修正第6条の権利に関わるものです。例えば、被疑者の写真識別、筆跡や声のサンプルの採取など、弁護人の権利がない場面もあります。

証人による被疑者の識別は、弁護士に対する憲法修正第[x]条の権利を与えるものではないので、そしてドンの弁護士は識別の間実際に彼と同席していたので、この理由で証拠を除外するドンの申し立てを却下した裁判所はおそらく正しかった。

デュープロセス

ドンの第二の根拠は、識別証拠を排除するための法の適正手続きに違反することである。

身分証明書

警察は、目撃者が容疑者を犯罪者として特定するために、さまざまな方法を使用することができます。これらの方法には、写真による識別、並び替え、法廷での識別が含まれる。身元確認は、被疑者にとって公平でなければならず、偏見を持たせてはならず、したがって、被疑者の適正手続きを侵してはならない。例えば、容疑者と同じような体格や容姿をした人が並ばなければなりません。

この事件の警察は、ウェス[sic]に写真付き身分証明書でドン（あるいは犯人）を確認させるつもりだった。しかし、その日にドンの予備審問があることを知りながら、彼を裁判所に連れて行ったのです。写真による身元確認は裁判所である必要はなく、実際には通常警察署で行われるものです。これは、警官の行為と意図に疑問を投げかけるものです。ドンは、これはウェスに聴聞会で自分を見てもらい、彼と犯罪を関連付けるという明確な目的のために行われたと主張するつもりでしょう。これはDonに不利であり、デュープロセス違反の可能性がります。

警察は、裁判所でドンに遭遇したのは単なる偶然であり、ウェスに写真付き身分証明書を通じて殺人犯を確認させる意図があったと主張するでしょう。さらに彼らは、ウェスは警官に何の要求もなくドンが犯人だと認めたと話したと主張するでしょう。したがって、彼の識別は自発的なものであり、促されたものではありません。したがって、それはドンの適正手続きの権利を侵害するものではありません。

しかし、犯罪に問われている被告人を見て、そのように識別することは、目撃者に

とって非常に示唆的なことです。もしウェスがそのような状況とは無関係にドンを識別していたならば、その識別は有効であり、何の問題もなかったでしょう。

プロセス違反となります。しかし、それはウェスの最初で唯一のドンの識別であり、ドンはそれが偏見に満ちたもので、法の適正手続きに違反していると主張するつもりです。

オフィサーの証言

ドンはさらに、排除のための申し立てで、識別について証言する警官は、許容できる伝聞になると主張している。

関連性がある。

どんな証言や証拠も認められるためには、まず関連性がなければならない。ここで、警官の証言は、目撃者が被告を殺人犯として識別することに関係しているので、関連性があると立証されるでしょう。

伝聞。

伝聞とは、主張された事柄の真相に迫るような、申告者による法廷外の陳述のことです。伝聞は、被告が証人と対決し反対尋問をする権利があるため、一般に容認されません。警官は、ウェスがドンを犯人だと認識していると言ったのを聞いたと証言するつもりです。この発言は法廷外でなされたもので、ドンが犯人であることを直接証明するものです。したがって、警官の証言は伝聞です。問題は、それが認められる伝聞なのか、ということです。伝聞法則には例外があり、申告者が証言可能か不可能かによって決まります。ウェスが証言可能か不可能かは不明なので、伝聞法則の例外を検討する必要があります。

現在感覚的印象。 現在感とは、伝聞の例外である。これは、供述者が反省する機会もなく、その瞬間の印象を述べている場合である。州は、ウェスはドンを見たとき、彼を殺人犯と認識したと表明しただけだと主張します。それは、その時点の印象を述べたに過ぎない。しかし、この例外は、おそらくこのケースでは適用されないでしょう。

ステート・オブ・マインド心の状態の例外は、申告者の心の状態を反映する申告者の陳述である。例えば、宣言者が今週末ラスベガスに行くと言った場合、その発言は被告が週末にラスベガスに行くつもりだったことを示すために認められるでしょう。これは伝聞の例外であり、認められるでしょう。心の状態の例外は、このケースには適用されません。

興奮した状態での発言。 申告者が以下の原因により興奮状態にあるときになされる発言

。

の出来事であり、冷静になる機会がなかったのです。今回の事実からは、WesのDonの識別が興奮した発言であることを示すものはなく、したがってこの例外は適用されない。

当事者である相手方による認容相手方当事者による供述は、通常、伝聞の例外として認められます。ここでは、警官が証言しようとしているのはドンのものではなく、ウェスのものなので、例外は適用されない (sic)。

利害に反する申告申告者が自己の利益に反する供述をした場合、その供述は伝聞法則の例外として認められる。ここでも、Wesの供述は彼自身の利益に反するものではなく、Donの利益に反するものであり、したがって、この例外はここでは適用されない。

他の例外、例えば、死亡宣告、業務記録などは、ここでは適用されない。警官の証言は許容できない伝聞であるかのように見えます。したがって、裁判所はこの理由でDonの申し立てを却下したのは誤りであった。

2. (a) 第一級殺人

コモンローでは、殺人とは故意による殺人のことである。殺人、自発的過失致死、自発的過失致死の 3 種類があった。法令では、殺人をデ[sic]に分類している。

ここでの問題は、もし陪審員がドンの証言を信じた場合、ドンは第一級殺人罪で有罪になることができるかということです[?]

殺人とは、他の人間を殺害することです。それには、**actus reus** (物理的行為) と **mentus rea** (心の状態) が必要です。被告人が殺人の罪を犯すには、物理的行為と同時に必要な心の状態を持たなければならない。心の状態は具体的な殺意である必要はなく、無謀な無視や重大な傷害や危害を加える意図であってもよい。

第一級殺人は、計画的な殺人、または暴力的な重罪の実行中の殺人 (重罪殺人) です。

予謀罪。予謀罪、つまり第一級殺人は、特定の意図を持った犯罪である。予謀には、冷徹で計画的な方法で犯罪を実行するための事前の熟慮と計画が含まれる。

このケースでは、DonがVicの殺害を計画した、あるいは計画的であったことを示す事実はない。実際、事実によれば、ドンは酒に酔っており、殺人の記憶はない。

酩酊状態酩酊状態には、自発的なものと非自発的なものの2種類がある。自発的な酩酊状態には、酔わせる物質を自発的に摂取することが含まれる。これは通常、殺人の抗弁にはならない。自発的酩酊状態は、被告人が意思を形成するための精神状態を持つことが不可能であった場合、特定目的犯罪の抗弁となることがある。

不随意酩酊とは、強制され、その性質を知らずに、医療専門家の処方などにより、不本意に酩酊物質を摂取することです。

この場合、ドンは幻覚作用のある薬物を摂取したため、酔っていたこととなります。ドンは、自分が何を摂取しているかを認識していたものの、強要されて摂取せざるを得なかったと主張するだろう。ヴィックはドンを町から遠く離れた凍てつくような寒さの中に置き去りにすると脅したので、ドンはその薬物を摂取せざるを得なかったのである。不随意酩酊は殺人の抗弁にはならないが、計画殺人に必要な特定の意図、つまり第一級殺人に対する適切な抗弁となる。

ドンは殺人を計画しておらず、計画殺人の具体的な意図も持っていないため、第1級殺人罪で有罪になることはありません。

Felony Murder (重罪の殺人)。重罪の殺人とは、本質的に危険な重罪の遂行中に行われた殺人である。殺人そのものとは関係なく、ドンが本質的に危険な重罪を犯していたことを示す事実はない。従って、重罪の殺人はこの場合適用されず、ドンは第1級殺人で有罪になることはできない。

2. (b) 第2級殺人罪

第二級殺人は、第一級でないすべての殺人で、**Voluntary Manslaughter**に該当するような十分な挑発がないものです。第二級殺人は特定の意図を必要としない。

ここでの問題は、もし陪審員がドンの証言を信じた場合、ドンは第二級殺人罪で適切に有罪になることができるかということです。

ドンは酩酊の抗弁を使おうとしています。酩酊は殺人の抗弁にはなりませんが 不随意酩酊は必要な精神状態を否定することができます。となるため

おそらく、ドンの酩酊状態は強要によるものであると判断され（上記の議論を参照）、ドンは第二級殺人を犯すのに必要な精神状態を持っていなかったと主張することになるでしょう。彼は、意識不明の人に例えられるでしょう。意識不明の人は、殺人の罪を犯すことはできません。ドンは、彼は非常に酔っていたので、彼が起こった出来事について全く覚えておらず、したがって、殺すか重傷を負わせる一般的な意図を持っていることさえできなかったと主張します。

過失致死: 殺人罪が過失致死に減刑されるためには、合理的な基準で判断される十分な挑発があり、冷静になる機会がなく、被告人は実際には冷静になっていなかったことが必要である。これらの事実からは、ドンが激情に駆られて行動し、何らかの形で挑発されたことを示唆するものは何もない。実際、Donは殺人を覚えておらず、したがって挑発の証拠もない。

不本意ながら酩酊していたため、殺人に必要な精神状態を持つことができなかつた。したがって、彼は第一級または第二級殺人のいずれにも有罪になることはできません。

質問3への回答B

I. ドン (D's) の申し立てを却下した裁判所の判断について

A. Dの弁護人依頼権侵害

憲法修正第6条は、被告人に対し、投獄につながる刑事手続のすべての重要な段階での弁護士の立会いを保証し、また、通常罪状認否の形で被告人に対する刑事手続が開始された後は、警察が弁護士の不在下で被告人から情報を引き出すことができないことを規定している。刑事手続きの中で重要視される段階は、予備審問、公判、答弁、判決、そして被告人に対する告訴の提出後に行われる整列またはショーアップである。

この例では、Dの身元確認は、彼が喚問された後に行われたので、Dは、並べ替えやショーアップの際に弁護人を同席させる権利を有していた。しかし、この弁護人の権利は、対審手続とはみなされない写真による本人確認には及ばず、対面での並べ方や立ち会いにのみ認められる。したがって、本件では、警察は、単にウェス (W) を裁判所に連れて行ったのは、複数の容疑者の写真から犯人を特定させるという明確な目的のためであり、Dには弁護士の立会いを受ける権利はなく、Wが裁判所から出てくるDを目撃したことは計画の一部ではなく、その責任を問われるべきものではないと主張するだろう。また、警察は、Dが裁判所から出てきたとき、WにDを特定するよう要求したのではなく、Wが完全に自分の意思で特定したことを挙げるだろう。

Dの弁護人は、警察はDがその時間に裁判所にいることを十分認識しており、表向きは写真を見るためにWを裁判所に連れてきたのは、実際にはWがDを特定できるような1対1の面会を行おうとしていただけであり、したがってDにはそのような手続で弁護を受ける権利があると主張することが予想されます。

この事例では、裁判所は、本人確認手続きが弁護士に対するDの修正第6条の権利に違反することを理由とするDの申し立てを却下したことに誤りはない。憲法修正第6条は、被告人の弁護士が、本人確認の過程で利用された不公平となり得る方法を認識し、法廷でこれらの不公平について言及できることを保証するため、起訴後の並び順またはショーアップにおける弁護士の権利を一部保証するものである。WがDを見たとき、Dの弁護人が実際に同席していたのであるから、Dの弁護人は、同定に対していかなる異議も申し立てることができるはずであり、したがって、Dは最終的に弁護人の権利を否定されたことにはならないのである。したがって、仮に裁判所が警

察が持参[ing]していることを認めたとしても、Dは弁護士を利用する権利を否定されたことにはならない。

Wの裁判所への出頭は、Dが弁護士の立会いを受ける権利を有する出頭と同等であり、Dは本人確認の際に弁護士と一緒にいたため、弁護士に対する権利は充足された。

B. 法の適正手続きに違反するものとしての識別

修正5条によって連邦政府に適用されるようになった修正14条thの適正手続条項は、検察官が被告人に対する刑事事件の各要素を合理的疑いを超えて証明する責任を負うことを保証し、また、被告人が不必要に示唆的であったり誤認の可能性がかなりあるような識別から解放されることを保証しています。

この場合、Dの弁護士は、警察がDの予備審問の日にWを裁判所に連れてきて容疑者の写真を見せたことは、Wが裁判所から出てくるDを実際に目撃する可能性を高めるものであり、まさにその通りになったと主張するだろう。Dの弁護士は、Dが裁判所から出てきて、弁護士と一緒にいたという事実は、Dが犯罪者であると思われる状況に置かれ、目撃者がこれらの状況的要因のみに基づいてDを誤って特定する可能性が高いので、この状況で行われる特定は極めて暗示的であると主張する。さらに、Dの弁護士は、証人が、Dに対して既に刑事手続が開始されている事実を信じることができ、その結果、彼の出廷を正当化し、十分な証拠、おそらく他の目撃者の証言という形でさえ、Dを有罪とする証拠が存在し、Wに、Dが殺人を行うのを見た男であると信じる可能性が高くなるため、この状況は不必要に暗示的であると主張するだろう。

裁判所は、Wの身元確認が法の適正手続きに違反しているという事実に基づいてDの申し立てを却下したことに、おそらく誤りはなかったと思われる。不必要に示唆的な識別、または誤認の実質的な可能性をもたらす識別に対する修正14thの保証は、主に、刑事被告人が物理的な類似性が全くない他の個人と並べられるラインアップを改善することを意図したものである。裁判所が、裁判所から出てくる個人を見た目撃者が、不必要に示唆的な識別につながるほど不利であると判断することは、まずありえない。

C. 伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される法廷外での陳述のことである。この例では、Wが裁判所でDを確認したという警官の予定された証言は、WがDを確認したことを証明するために、警官が法廷外でWが行った供述を証言することになるので、伝聞に該当することになる。

しかし、証人が以前に容疑者を特定した場合は、弁護側がその特定を攻撃しない場合でも、伝聞法則の例外として認められる。このような事前の識別に関する供述は、それが提出された当事者が自分に不利な証人と対決する憲法修正第6条の権利を否定されないよう、信頼性の十分な保証を有すると考えられている。したがって、裁判所は、オフィサーの証言は事実上許容されない¹⁰ので、法廷での識別の証拠を排除するためのDの申し立てを却下したことに誤りはない。

II. Dが適切に有罪判決を受けることができる犯罪

A. 第一級殺人

第一級殺人の被告人を有罪にするために、検察側は被告人が故意に不法に人を殺したこと、その殺人が計画的かつ故意であったこと、または本質的に危険な重罪（重罪）の実行中または実行しようとしたときに行われたことを合理的疑いを超えて証明しなければならない。故意による悪意を立証するために、検察側は被告人が殺意、重大な身体的損害を与える意図を持って行動したこと、墮落した悪意のある心で行動したこと、または重罪の殺人を犯したことを証明しなければなりません。

本事例では、DがVを殺害し、その死体を道路脇に遺棄したとの事実が認められることから、Dの行為はVの死亡の現実的かつ近因的な原因であると考えられる。しかし、Dは、不随意酩酊の弁明をすることにより、必要な殺意や重篤な傷害を負わせる意思を有していないと判断されるであろう。酩酊は、自発的か非自発的かにかかわらず、犯罪の本質的要素、一般的には故意の存在を否定するために提起されることがある。この例では、DはVから勧められた幻覚剤を飲みたくなかったが、飲まなければ氷点下の中で見捨てられ、命が危険にさらされることを恐れて飲まざるを得なかったので、非自発的酩酊といえるだろう。このような状況下で薬物を摂取することは、知らず知らずのうちに薬物を飲まされたり、死の危険を感じて薬物を摂取させられたりすることと実質的に同じである。このように、Dは非自発的な酩酊状態にあり、その酩酊の結果、薬物を摂取してから逮捕されるまでの間の出来事を全く覚えていないのである。したがって、Dは、第一審判決の認定に必要な殺意や重大な身体的損害を与える意思を有していなかったと判断されることになる。

度の殺人である。さらに、Dが必要な精神状態を否定するために酩酊という弁解に頼ることができなかったとしても、殺害が計画的または故意であったという証拠はなく、また、本質的に危険な重罪の遂行中または遂行しようとする最中に発生したものであるのではないので、Dを第1級殺人罪で有罪とする根拠はない。

2. 第2級殺人

陪審員は、第二級殺人についても、Dを適切に有罪にすることができない可能性が高い。第二級殺人も、被告人が故意に悪意を持って人を殺したことを合理的な疑いを超えて証明することを検察官に要求するが、予謀と熟慮または重罪の追加要素の証明は検察官から免除される。

この場合、Dは、不本意ながら幻覚剤を摂取して酩酊状態となったため、上記の殺意や重大な身体的損害を与えるという必要な精神状態を否定し、第2級殺人罪の有罪を十分に免れるものと考えられる。さらに、Dは、墮落した心や悪意のある心の理論に基づいて有罪になるべきではない。そのような認定には、死亡または重大な身体的危害の実質的かつ不当な危険を生じさせる無謀な行為の立証が必要だからである。墮落した心臓による殺人罪が成立するためには、被告人は、自らが生じている危険を意識的に認識していなければならず、Dは、薬物を摂取してから逮捕されるまでの間の出来事を全く覚えておらず、自らの行為の危険性を認識していたとは考えられない可能性が高いので、不随意の酩酊により、その罪が免除されると考えられる。

もし、Dが非自発的ではなく自発的に酩酊していたと認定されれば、Vの殺害に対して第2級殺人罪で適切に有罪判決を受けることができる。しかし、もし陪審員が、幻覚剤を摂取しなければ、自分が冷遇され、死に至る可能性があると恐れたから摂取しただけだというDの証言を信じるならば、Dは非自発的に酩酊していたと認定しなければならず、その場合、第2級殺人の罪が免除されることになる。

2003年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題および選択回答集

本書は、2003年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録したものです。

答案は、合格者が書いたものであり、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の承諾を得てここに転載したものであり、転載を禁じます。

<u>問題番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1.	企業情報	1
2.	レメディー	10
3.	エビデンス	18
4.	不法行為	27
5.	プロフェッショナルの責任	42
6.	遺言書	50

質問3

ダンは、酒場で非番の警察官であるポールに加重暴行を加えた罪で起訴された。検察官は、刑事裁判の最初の証人としてポールを呼びました。ポールは、自分とダンが酒場にいたこと、ダンの元恋人についての話し合いにダンが腹を立てて事件が起きたことを証言しました。そして、次のような質問がなされ、回答がなされました。

- 17.その後、 どうなったのですか？
- [1] A :ダンのところに行って、「君の元カノ、ジーナは今、僕と一緒に暮らしているんだ」と言いました。
Q:ダンは何か言って いましたか？
- [2] A: 彼は、「ああ、俺の仲間によると、お前は彼女を汚物のように扱っているそうだな」と言ったんだ。
- [3] Q:それはポケットからクラブを取り出した時 ですか？
A:確かにそう でした。それから、彼はただ座ってバーにそれを叩きつけていました。
- [4] Q:陪審員には、その後起こったことをすべて話してください。
- [5] A: I said thathe was a fine one to be talking. told him I'd read several police reports where Gina has called police after he'd beaten her.
Q:それらの報告書の内容を信じるか？
- [6] A:そう でしょうとも。ジーナが正直者であることは知っています。
Q: 警察の報告書について、ダンはこの発言にどう反応したのでしょうか？ A: 彼はクラブで私の頭を殴りました。
Q:その後 どうなったのですか？
- [7] A: 誰かが "気をつけろ、また殴るぞ"と叫んだのが聞こえました。私は身をかわしましたが、クラブは私の頭の上に当たりました。最後に覚えているのは、足が私の顔を蹴っているのを見たことです。
Q:その後、 どうなったのですか？
- [8] A:私が気を失った 後、ダンはさらに私を蹴り、殴ったのでしょう、病院で意識が戻ったとき、私は体中にあざがありました。

数字で示された8つのポイントそれぞれについて、どのような理由で異議申し立てや抹消の申し立てが適切になされ、裁判長はそれぞれについてどのように判決を下すべきだったか。議論してください。

質問3への回答A

1. 証拠には関連性がある。論理的関連性とは、その事件で結果的に生じる事実または問題を支持または争点とする理性的な傾向からなる。ここでは、声明はダンがポールを攻撃する動機を示すために提供されている。また、この陳述書は法的に適切であり、外在的な政策上の理由で除外されず、その証拠能力が、偏見的影响、争点の混乱、陪審員の誤解、時間の浪費等によって大幅に相殺されないことを意味する。

弁護側はおそらく伝聞に異議を唱えるでしょう。伝聞は、主張された事項の真実のために提供される法廷外の文から構成されています。ステートメントは、自白ではありません。アドミッションは、アクションの当事者がアクションに関連する事実を認めるときに発生します。ここで、Paulは訴訟の当事者ではありません。彼は単に検察側の証人である。検察官は、陳述書は主張された事柄の真実のために提供されるのではなく、受取人の精神状態に対するその影響[sic]を示すために提供されると主張するでしょう。つまり、正確な言葉そのものが真実かどうか（ジーナが実際にポールと暮らしているかどうか）は気にせず、なぜダンがポールを攻撃するほど激昂したかを説明しようとしているのです。

裁判では、主張された事柄の真偽を確かめるために提供されているわけではないので、この陳述書は伝聞ではないと裁定されるべきです。

2. この証拠は関連性があります。ダンの怒りの心理状態を示すために提供されているため、論理的に適切である。それを除外する政策的理由がなく、その証拠能力がその偏見的影响に取って代わられないので、法律的に適切である。

弁護側は伝聞を理由に異議を唱えるでしょう。検察官は、ダンの供述は自白であると主張するでしょう。それは当事者による陳述であり、ダンが実際にポールに腹を立てていたことを認める傾向があり、この訴訟において重要な事実である。連邦規則では、自白は伝聞ではありません。しかし、ダンの供述には、ダンの仲間による供述という別の伝聞的供述が含まれている。

したがって、弁護人は伝聞の中の伝聞に異議を唱えることになります。検察官は、仲間の発言は、主張された事柄の真実のために提供されているのではなく、ダンの心の状態を示すために提供されていると答えるべきです。つまり、ポールが実際にジーナを汚物のように扱っていたかどうかは重要ではなく、重要なのは、ダンがそうだとわれ、それがダンを怒らせたということなのです。

検察官は、両方の伝聞異議の申し立てに対して十分な回答をしているので、供述は認められるべきである。

3. 弁護側はこの質問に対して、誘導尋問であると異議を唱えるでしょう。直接尋問

では誘導尋問は許されません。ポールは検察官から直接尋問されているので、ポールが敵対的証人であると宣言された場合や基礎的な質問など、ここでは適用されない一定の例外を除いて、検察官はポールを誘導することはできません。これは、この問題において重要な問題であり、検察官の質問は、検察官が求める答えを示唆するものである。そのため、これは誘導尋問であり、異議を唱え、支持されるべきであった。

審査員による

質問は関連性のある証拠を求めていた。要求された証拠は論理的な関連性（ダンがクラブを持っていてそれを振り回したかどうか）と法的な関連性（政策的な理由はなく、非常に証拠能力が高い）の両方を持っていました。

4. 弁護側は、この質問に対して様々な理由で異議を唱えることができますが、おそらく、質問が曖昧であり、物語的な回答を求めているとして異議を唱えることでしょう。連邦規則では、証人への直接尋問は、質疑応答によって進められることになっています。弁護士は、質疑応答プロセスに何らかの構造を与えることになっています。弁護士は、単に自由形式の質問をし、幅広い[sic]答えを与え、証人が適当に答えるのを許すことはできません。また、求める情報に関して具体性のない質問をしてはならない。ここで、"Tell the jury everything"は、求められている情報に関して、証人に何の指針も与えていない。

5. "立派な話し相手だと言ったんだ"

この発言は関連性がある。ダンのポールに対する怒りをさらに示す傾向があるので、論理的に関連性があり、証拠能力があり、これを除外する政策的理由がないので、法的にも関連性があります。

弁護側は、この発言は伝聞であると異議を唱えるでしょう。ポールはこの訴訟の当事者ではないので、自白ではありません。検察官は、その真実性のために提供されているのではなく、単にダンへの影響を示すために提供されていると再び主張するでしょう。つまり、ダンが話す権利があるかどうかを示すために提供されているのではなく、さらにダンの精神状態に影響を与え、なぜダンがポールを攻撃するほど怒ったかを示すために提供されているのです。これは微妙なところだが、真実のために提供されているわけではないので、裁判官はおそらくこの陳述を認めるべきだろう。

"ジーナが殴られた後 警察に電話した"という 警察の報告書を読んだと話したの

弁護側は関連性に異議を唱えるだろう。この供述は論理的には適切である（ダンの暴力性を示す傾向がある）。しかし、法的な関連性はない。その証明的価値は、偏見の危険性によって実質的に相殺される。ここでは、ダンがジーナを虐待して有罪になったという証拠はない。これは認められるだろう。ここでは、陪審員はジーナの通話がダンの有罪の十分な証拠であると誤解する可能性があり、これは不適切な偏見である。裁判官は、法的関連性を理由に証拠を除外すべきである。

また、弁護側は、ベストエビデンスルールを理由に異議を唱えるでしょう。このルールは、次のような場合に書面の内容を紹介することを要求している。(1)その文書が問題にとって重要である場合、または(2)証人の知識がその文書からもたらされ、証人がそ

の文書の実際の内容に関して証言している場合。ここで、ポールは警察の報告書の内容について証言しています。彼は、ジーナが警察に電話して、ダンに殴られたと言ったと報告書に書いてあると証言しているのです。検察官は、この証拠を示すために、報告書の原本または正確な写し（入手不可能であることを証明しない限り）を証拠として提出しなければなりません。その

ベストエビデンスルールの異議は支持されるべきである。

弁護側は、伝聞の中の伝聞を理由に異議を唱えることもできる。第2文全体がPaulによる法廷外の発言であるため、伝聞である（Paulは当事者ではないので、自白ではない）。これまでのPaulの発言とは異なり、この発言は間違いなく主張された事柄の真実のために提供されています。それは、ダンがジーナを殴ったことを示すために提供されています。検察は、これは真実ではない、私たちはダンがジーナを殴ったかどうかには関心がない、私たちはダンが公衆の面前で非難されることに動揺していたことだけに関心がある、と主張するかもしれない。裁判官はこれを正当な理由として受け入れるかもしれないし、受け入れないかもしれない（検察官の動機を受け入れたとしても、陪審員はダンが「ガールフレンド・ビーター」であることを示すためにこれを受け取るかもしれない、これは証拠能力があるというよりも偏見があるとして証拠を排除することをさらに支持することになる）。

警察報告書と警察報告書内の陳述書も伝聞に該当する。警察の報告書は公式記録として認められるが、供述はその中の情報を正確に伝える義務のある個人によって書かれたものであるため、ジーナの供述はやはり伝聞である。ジーナは情報を伝える義務を負っていないため、公的記録や業務記録の例外には当てはまりません。彼女は警察に電話をかける義務がなかったのです。従って、ジーナの供述は伝聞であり、除外されなければならない。（注：連邦のキャッチオール特例もジーナの供述を提出することを認めない）。

最後に、弁護人は、これは性格的証拠であると異議を唱えるかもしれない。性格証拠とは、問題の場面で特定の性格特性に適合して行動する人の性向を示す証拠である。ここでは、弁護人は、ダンが暴力という性格特性を有しており、ここでもその特性に適合した行動を取ったことを示すために、この証拠が提出されていると主張するだろう。この主張は支持されるべきである。検察側は、被告人が自らの性格を支持するか、被害者の性格を攻撃することによって、そのような証拠への扉を開くまでは、特定の行為についての肯定的な証拠を提出することはできない。ここでは、そのどちらかが行われた証拠はなく、その証拠は不適切な性格の証拠として除外されるべきである。

6. この証拠は関連性があります。もし認められれば、この事件におけるジーナの供述を補強することになるので、論理的に関連性があるのです。この証拠を含めることに政策的な根拠はなく、証明力がある。

しかし、弁護側は、これは不適切な人物証拠であると異議を唱えるでしょう。当事者は、証人の信頼性が攻撃されるまで、自身の証人の信頼性を補強または支持することはできません（伝聞申告者は証人であり、他の証人と同様に弾劾または人格攻撃を受けることがあります）。ここで、検察官は、ジーナの信頼性と真実性のための性格的特徴を支持するために、ポールによる意見証拠を提出しました。検察官は、弁護人がジーナの信頼性を攻撃するまで、そして攻撃されない限り、これを行うことはできません。

弁護側は人格的な理由で異議を唱え、裁判官はその異議を支持すべきです。

7. "気をつけろ、また殴られるぞ!"

この発言は関連性があります。ダンがポールを殴ったこと、しかも複数回殴ったことを示す傾向があるため、論理的に適切である。その証拠能力が不利な影響を上回り、その除外のための政策的根拠がないため、法律的に適切である。

弁護側は、この供述を伝聞として異議を唱えるでしょう。それは法廷外の供述であり、主張された事柄の真実のために提供されているのです。しかし、連邦規則では、陳述を取り巻く状況が本質的になされた陳述の信頼性を裏付ける場合、伝聞と認められる特定の法廷外陳述の承認を認めています。これは、興奮した発言、現在の感覚的印象、身体的状態の発言、現在の精神状態などに適用される。ここで、検察官は、供述が興奮した発言であることを主張する。興奮のストレスの中で自発的に発言したのですから、発言の中身を捏造する可能性は低いでしょう。供述者の身元も分からないのに、供述は認められる。(注: この供述は、自分の感覚(視覚)入力と同時になされたものであり、自分が何を言っているのかを考える時間がないため、本質的に信頼できるものとして、現在感覚印象にも該当する)。

"最後に覚えているのは、足で顔を蹴られたこと"

弁護人は、この供述が個人的な知識に基づいておらず、根拠を欠いている、つまり、ポールがその出来事について最善の記憶を持っていない可能性を示す状況下で行われたものであるとして、異議を唱えるかもしれません。しかし、これは有効な反論ではありません。しかし、弁護人は、これらの出来事を正確に思い出す能力について、ポールに反対尋問を行うべきです。

8. この発言は、もし認められれば、関連性があります。ダンによる更なる悪意ある攻撃と損害賠償を示すものであるため、論理的に適切である。証拠能力があり、その除外のための政策的根拠が存在しないので、法的にも適切である。

弁護側は、この証言は個人的な知識に基づくものではなく、推測に基づくものであり、発言を裏付ける根拠を欠いていると異議を唱えるでしょう。Paulは、蹴りを個人的に観察したとは言っておらず、それが起こったと推測しているに過ぎません。より多くの根拠がなければ、この異議申し立ては支持されるべきである。しかし、身体中のあざについてのポールの供述は、個人的な知識に基づくものであり、証拠能力がある。

質問3への回答B

CD "あなたの元カノは今、私と一緒に暮らしています。"

関連性 - PがDの元カノと同棲していたため、Dが怒ったことを示すため。

伝聞 - 伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために、裁判で提供される法廷外の陳述のことです。

Dは、この発言が裁判所外でPによってなされたものであることから、伝聞を理由に異議を申し立てることができる。

しかし、検察側は、この供述はその真実のために提供されているのではないとうまく主張することができる。検察側は、その供述がDの反応を引き起こし、Pへの暴行につながったことを示すために提供しているのである。

認容 - 検察官は、供述が伝聞とみなされる場合でも、当事者・相手方の認容の例外により認められると主張することもできる。しかし、Pは当事者ではないので、この主張は失当でしょう。彼は訴えた証人であるが、政府が当事者である。

@ "ああ、俺の仲間によると、お前は彼女を汚物のように扱って

いるそうだな"関連性-Pの元カノに対する扱いに対するDの怒りを示

すため。

伝聞 - これは真実のために提供された法廷外の陳述であるため、異議が唱えられる可能性があります。

真実のためではない - しかし、検察側は、供述が真実のために提供されるのではなく、むしろDの心の状態、または申し立てられた暴行の動機を示すために提供されるとうまく主張することができます。

例外事項

認容-伝聞とされても、当事者（D）に対して相手方（検察）が申し出ているのだから、供述は認容される。

心境 - さらに、供述は、供述がなされたときのDの心境を証明するために認められるであろう。この供述は、DがPに対して悪意を抱いており、それが暴行の動機となったことを示す傾向がある。

® "ポケットからこん棒を取り出した時か?"関連性 -

DがPにこん棒で暴行を加えたことを示すため。

誘導尋問 - 誘導尋問とは、その質問に対する正しい答えを示唆するものです。

証人を誘導する質問です。誘導尋問は、敵対する証人に質問する場合、背景情報を明確にする場合、または証人が記憶することが困難な場合に許される。

ここで、Pは敵対的証人ではなく、検察側によって最初の証人として召喚された。他のどのような状況も存在しないので、ここでの誘導尋問（正しい答えがイエスであることを示唆した）は許されず、却下されるべきであった。

証拠にない事実を仮定している - 質問も証拠にない事実、すなわちDがクラブを持っていたこと、そしてDがポケットからクラブ[sic]を出したことを仮定しているので不愉快である。

© "陪審員にその後のことをすべて話してください"

語り - この質問は、語りを要求しているため、不愉快である。弁護士は、ウィットンを単に証言台に呼び、話をさせるのではなく、ウィットンを尋問しなければならない。

複合 - 複数の質問に一度に答えるよう証人に要求しているため、質問は複合的と解釈される可能性があります。

® a."私は、彼は立派なものだと言った。" b."私は、ジーナが彼に殴られた後、警察に通報した警察の報告書をいくつか読んだと言った。"

a. 真実のために提供された法廷外の陳述であり、例外が適用されないため、伝聞である。

a. また、無関係であること、つまり、重要な事実をより確かなものにしたり、より確かでなくしたりするような合理的な傾向がないことも、不愉快な点です。

403 - 不当な偏見 - 証拠が関連する場合でも、その証明力が不当な偏見、争点の混乱、陪審員の誤解、または遅延の危険性に勝るため、裁判所によって除外される場合があります。

ここでは、証拠は 403 に基づいて除外されるべきである。証拠能力があるとしてもわずかであり、問題（DがPに暴行した場合とDがジーナに暴行した場合）を混同させる危険性が大きい。

b. ポリスレポート

関連性-Dが暴力的な人間であることを示すため、またはこの発言がDに及ぼした影響を示すため。

伝聞 - その発言は二重の伝聞であった。CD バーでのPの発言である@。警察の報告書の内容を伝えること。二重伝聞が認められるためには、次のようなことが必要

です。
は、聴覚の各レベルに対して例外または除外でなければならない。

CD Pの供述 - 検察官は、それが真実であるかどうかではなく、Dへの影響を示すために提供されているため、非伝聞であると主張することができる。

警察の報告書 - 警察の報告書は、そのような記録を作成する義務を持つ彼らの雇用の過程で誰かによって行われた場合、ビジネス記録として認められる可能性があります。しかし、今回のような刑事事件では、警察の報告書はビジネス記録として認められません。さらに、この報告書には、正確な供述をする義務のないジーナによる伝聞的供述が含まれている。

したがって、この文言は削除されるべきです。

ベストエビデンスルール (BER) - 文書の内容が問題となる場合、または証人が文書を読んだだけで分かることを証言する場合、BERは文書の原本またはその不在に対する有効な説明の提出を要求します。

ここで、Pは警察の報告書の内容を証言している。彼の唯一の知識は報告書を読んだことによると思われる。したがって、BERは報告書の提出または説明を要求している。

性格証拠-これに適合する行為を示す証拠は、被告が最初に自身の信頼性を補強することによってドアを開けない限り、容認されない。

ここでは、被告人Dは何の証拠も出していない。また、検察官が反証できるのは、意見書や評判の証拠だけであり、Pが証言したような具体的行為の外形的証拠による反証はできない。

関連性 - ジーナが真実を話し、それ故にDが暴力的な人間であることを示すこと。

個人的知識 - Pはジーナと同居しているため、彼女の真実に対する性格をよく知っている。

@ "私はジーナが真実の人であることを知って

います"。 証人/供述者の不適切なボルスタリン

グ

Pは、ジーナの真実性についての性格を不適切に証言した。当事者は、証人の信頼性が攻撃された後にのみ、真実性の評判・見解の証拠で証人・宣誓者の信頼性を補強することができる。

ここでは、ジーナは証言しておらず、Dも彼女の申告者としての信頼性を攻撃していないため、証言は削除されるべきである。

"また殴られるぞ"関連性 - D攻撃されたPを示す

こと

伝聞 - 裁判外であり、その真偽が明らかでないため、伝聞である。例外事

項

興奮した発言 - 驚くべき出来事に関して、その興奮した出来事のストレス下にある時になされた発言は、伝聞の例外として認められる。

この供述は、クラブによる暴行という驚くべき出来事に関するものであり、供述者はその出来事のストレス下にあったのである。この供述は、殴打の合間に、非常に興奮した状態でなされたように思われる。

現在感覚的印象 - ある出来事が起こっている最中、またはその直後に、その出来事を説明するためになされた陳述は、伝聞法則の例外として認められる。

ここで、法廷外供述は、供述者が襲撃されるのを観察している間に行われた。
P.したがって、この陳述書は認められる。

Dは私が気絶した後、もっと私を蹴ったに違いない。「関連

性 - DがPに暴行を加えたことを示す。

個人的知識の欠如-証人は、自分が個人的に知っている事柄についてのみ証言することができます。

ここでPは、気絶した後の出来事を証言している。人は、意識不明の間に起こった出来事について個人的な知識を持たないことは明らかである。したがって、この証言は削除されるべきであった。

2004年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題

および選択解答集

本書は、2004年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する厳選された2つの解答を収録しています。

答案は、合格者が書いたものであり、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1.	刑事法	1
2.	憲法	12
3.	遺言書/信託書	22
4.	エビデンス	33
5.	プロフェッショナルの責任	44
6.	タルト	51

質問4

VictorはDanielの別居中の妻Wilmaと付き合っていた。ヴィクターとウィルマが一緒にいるところを見た数日後、ダニエルはヴィクターに、近くのガレージでピックアップ・トラックの作業を手伝ってくれるよう頼みました。トラックの下で作業をしていたとき、ビクターは近くにいたダニエルを見ました。その時、ビクターは上半身にガソリンが飛び散るのを感じました。ビクターは閃光を感じ、ガソリンに引火しました。彼は第2度、第3度のやけどを負いました。病院で刑事に相談したところ、すぐにガレージを捜索し、ライターを発見した。ダニエルは殺人未遂で起訴された。陪審員裁判では、次のようなことが行われました。

- a. ダニエルの知人であるトムは検察側として、ダニエルがトムに、ビクターに何度も "焼かれた "と訴え、自分 (ダニエル) も "そのうち焼いてやる "と述べたと証言しています。
- b. ビクターは検察側の証言として、ビクターが炎を消そうとしている間、ダニエルは彼を笑い、ガレージから飛び出していったと述べた。
- c. 検察官の要請により、裁判官はガソリンの性質と、身体に付着して発火すると重傷や死亡に至る可能性があることを司法判断で認めたのです。

ダニエルは弁護側として、ガソリンの容器を運んでいてつまずき、中身をこぼしたと証言した。ライターの所持は否定し、火は偶然に起こったと述べた。炎に驚いてガレージから飛び出したという。

- d. 反対尋問で検察官がダニエルに、"ガレージで見つかったライターにあなたのイニシャルがあったのは事実でしょうか?"と質問した。
検察官は、ダニエルが誤ってガソリンをこぼしたという主張のありえなさを考慮するよう陪審員に促した。

- e. 審議の休憩時間に、ある陪審員が他の陪審員に対して、裁判所の通りの先に停まっているピックアップトラックの下の隙間が小さいとコメントしました。その陪審員は紙切れ一枚で隙間を測りました。陪審員は陪審室に戻り、ダニエルが主張するような方法でガソリンをこぼすことができたかどうかを確かめようとしました。一人はテーブルの下にしゃがみ、もう一人は水の入ったカップを持ち、転倒を想定した実験を行った。実験の結果、5人の陪審員が票を入れ替え、陪審員は有罪の評決を下した。

それぞれのケースで、適切な異議申し立てがすべて行われたと仮定する。

1. 裁判所は、aの証拠を認めるべきでしたか? 議論してください。
2. 裁判所はbの証拠を認めるべきでしたか? 議論してください。

3. 裁判所は、項目 c で要求されているように、司法通知を行うべきでしたか。議論してください。

4. 裁判所は、d項目で問われた質問を許可するべきだったか。議論してください。
5. e に記載された陪審員の行為は適切でしたか？議論してください。

質問4への回答A

4)

A. トム (T) の証言 Re ダニエル (D) の発言

問題は、Dが「近いうちに彼（ヴィクター-V）を燃やすだろう」というダニエルの事前発言に関するTの証言が、Dに対して認められるかどうかである。

論理的妥当性

証拠は、その事件における結果的な事実を、その証拠がない場合よりも可能性が高くなったり低くなったりする傾向があれば、論理的に関連性がある。ここで、本件の主要な争点は、DがVを殺害しようとしたかどうかである。Dがある時点でVを焼くという記述は、Dが主張するように偶然ではなく、意図的に行動したことを証明するために関連性がある。

法的妥当性

証拠は裁量的に関連性がなければならず、その承認に反対する外在的な公共政策上の理由があってはならない。裁判官は、FRE403に基づき、特に不当な偏見、陪審員の混乱、誤解、時間の浪費の危険性によって証明力が実質的に相殺される場合、関連する証拠を除外する裁量権を有している。

しかし、すべての証拠は一方の当事者に不利であり、403はその不利が証明力を大幅に上回る場合にのみ除外するが、ここではそのようなことはない。

証拠排除の公的根拠がないため、論理的・法的な関連性があると思われる。

プレゼンテーション

Tは、検察側の主尋問で証言したようです。Tは話しかけられた人なので、その発言について個人的に知っており、それを伝えることができ、真実を述べるという宣誓を評価できる限り、証言能力があると思われる。

伝聞

伝聞とは、裁判以外で申告者が行った陳述で、その陳述で主張された事柄の真実を証明する目的で導入されるものです。伝聞は、連邦規則が定める伝聞の例外のいずれかに該当しない限り、容認されない。ここで、陳述はDがTとの会話の中で法廷外で行われたものである。

真実／非伝説

検察側は、この調書の真偽ではなく、Dの心境を示す状況証拠であり、規則上伝聞に当たらないと主張することになる。検察側は、DがTを恨んでおり、その心境が憎悪や軽蔑に満ちていたことを示す供述であると主張することになります。未遂罪は特定故意犯なので、この事実と異なる主張は、DにTを傷つける意図があったことを示すのに有効である。

当事者異議申立人による認諾

当事者である相手方の発言は、連邦規則では伝聞ではなく、真実のために入ってくる。また、作成時に利害に反する必要はなく、伝聞に基づく場合もある。この場合、DはTに陳述書を作成し、それはFREの下で非ハーシーとして彼に不利になる可能性があります。

ヒアリングの例外 プレゼントの意図

ある人が何かをする意思を示す発言は、伝聞法則の例外として、その発言者が実際にその行為を実行したことを示すために認められる場合がある。一般的には、「火曜日の10時にジョーと会う」というような、ジョーと会ったことを示す供述を連想しますが、ここでは、Dが言ったことを実行に移し、実際にVを燃やしたことを示すために認められる可能性があります。

B. Vが火を消そうとしているときにDが笑っていたというVの証言 関連性

Vの証言は、DがVに危害を加える意図を持って行動したことを証明する傾向があり、もしVが火事になることを意図していなければ、笑ったりせず、Vを助けようとしたであろうし、ガレージから怖がって飛び出したというDの主張とも矛盾するため、論理的に妥当である。

Vの証言は、Dをかなりの悪役として描く傾向があるため、Dに不利であるが、不当に不利ではなく、立証的価値を実質的に上回るものではない。公共政策の考慮は適用されない。したがって、この証拠は適切である。

プレゼンテーション

Vは検察側のケース[-]イン[-]チーフで証言している。被害者であるVは、事故の現場に居合わせたので、その出来事について個人的な知識を持っていますが、Vは、何が起こっていたかを本当に認識する能力に関して弾劾される可能性があります（なにしろ、彼は燃えていたのですから）。しかし、Vは個人的な知識を有しており、記憶があり、コミュニケーションが可能で、真実を語ることの必要性を理解できる限り、証言する能力がある。

伝聞

前述したように、伝聞とは、陳述で主張された事柄の真実を証明する目的で、申告者が法廷外で行った陳述のことです。

ステートメント

ここで問題となるのは、Dの笑い声が陳述書であったかどうかです。アサーティブな行為は陳述書と同様に扱われ、伝聞法則が適用されます。一般に、アサーティブとは、「はい」の代わりに首をかしげる、「左に曲がって」の代わりに方向を指し示すなど、陳述に代わる傾向があるものをいう。声明の効果を持つため、アサーティブな行為は声明と同様に扱われます。

Dは、笑い声は主張行為であるから、伝聞の例外に当てはまるか、伝聞に当たらない可能性がない限り、Dが笑ったという真実を証明することはできないと主張する。"最高だ"とか"焼くぞ"といった発言に相当すると主張するだろう。

検察側は、単に笑っていただけで、指差しやうなずきなどの自己主張する行為と違って、その意味を判断する術がないので、自己主張にはならない、と反論してくるはずですが。裁判官が弁護側の異議を却下して、Vの証言が入り、伝聞ではない可能性が高くなります。

例外/非伝聞

仮に裁判官が検察側の主張を退けたとしても、先に述べたように、この発言は当事者である相手方の自白として入ってくる可能性がある。また、Dが興奮した出来事のストレス下にあるときに笑いをとったものであり、間違いなくびっくりするような出来事に関連しているので、興奮した発言として認められる可能性もある。

C. ガソリンの特性に関する裁判上の通知

簡単に証明できるもの、あるいは社会通念上のものについては、裁判所が司法通

知を行うことが適切である。その事実を証明するために証拠が必要な場合、司法通知は適切でない場合がある。刑事事件における裁判上の通知の効果

は検察側の立証責任を満たすものであるが、陪審員は裁判上告知された事実を無視することを選択し、別の判断を下すことができる。

したがって、問題は、ガスの性質と、身体に置いて発火した場合に重篤な人身事故や死亡事故を引き起こす可能性があることが適切であったかどうかである。一方では、ほとんどの大人は車を運転し、ガソリンスタンドや、火気厳禁の注意書きがあちこちにあることをよく知っている。一方、ほとんどの人はガソリンやマッチで遊んだことがなく、それが身体に及ぼす影響（どのくらい燃えるのか、どれくらいの量のガスを身体につける必要があるのか、いつ爆発するのか、など）についてはよく知らないはずですが。これは重要なことで、もし必要なガスの量が決まっていれば、DはVにこぼした量が不十分であったと主張することができます。

ガソリンの可燃性については司法上の通知を受けることが適切であったかもしれないが、その発火による影響はそれほど一般的な知識ではない。したがって、裁判官は、この事実を司法通知したのは誤りであり、身体に置かれて発火した場合に重傷または死亡を引き起こすガスの具体的な可能性に関する専門家証言を提出するよう検察官に要求すべきだったのである。

D. D re Lighterの反対尋問

関連性

この質問は、ライター的所有権を証明し、所有していなかったというDの主張に反論し、その問題についてDを弾劾する傾向がある。高い証明力があり、多少の偏見はあるが、その偏見が証明力を大きく上回ることはない。ポリシーに基づく除外理由はなく、従って、この証拠は適切に認められる。

フォーム

リーディング

答えを示唆するような質問は誘導尋問であり、一般に許されない。ここでは、検察官の質問は、ライターにDのイニシャルがあったことを示唆するものであり、誘導尋問にあたります。しかし、反対尋問、予備的事項、敵対的証人、記憶障害のある証人については、誘導尋問が認められている。したがって、これは反対尋問であるから、誘導尋問は適切である。

証拠となる事実を仮定する

この質問は、1つは、提出されたライターがあったことを想定していますが、このような事実があれば、それは証拠として提出されていません。ライターは展示品である可能性があり、ライターを認証し、保管の連鎖を示すことができる知識のある人物[]によって紹介されなければならないでしょう。この後、適切な基礎が築かれ、検察は質問をすることができます。

しかし、ライターは、一種のラベルとして自己認証することができますが、それは一般的に

商業品に予約。 ベストエビデンス

ライターのイニシャルは書面とみなすことができ、質問はその内容を証明するための口頭での証言を目的としている。最良の証拠の規則では、内容に関する証言をする前に、原本、この場合はライター[]を提出するか、それがないことの適切な理由を述べなければならない。ここで、ライターが提出された形跡はないので、その内容であるイニシャルをライターからしか知らないのであれば、Dはその内容を証言することができない。

E. 陪審員の行動

陪審員が独自に事件の調査を行うことは禁止されており、そのような行為は被告の無効審理につながる可能性があります。ここでは、陪審員の一人がピックアップのクリアランスを測定し、陪審員室でその「事故」を再現しようとしてしました。陪審員は陪審員室でできることに制限はなく、事実を探り、議論するためにあらゆる手段を用いることができます。唯一の現実的な問題は、Dのものではない、ピックアップトラックの測定が独立した調査であったかどうかであり、さらにそれは陪審員が休会中に行われたもので、事件について議論すべきではなかったのです。

陪審員の行為は、法廷に提出された証拠から外れたものであり、許されない独自調査であった可能性が高い。従って、無害な誤りであることが示されない限り、本件は無効審理とされるべきである。

ヒューマレスエラー

誤りがなかったとしても、その事件が違った結果になっていたことに合理的な疑いがない場合、誤りは無害とされる。ここでは、独自調査の結果、5人の陪審員の考えを変えるような実演が行われ、その結果、評決不一致となったはずである。一方、陪審員たちは、審議の中で、結局、この出来事を演じてみることにして、トラックのクリアランスを推測し、同じ結論に達したかもしれないのである。陪審員は陪審室での出来事について証言することはできないが、5人のうち3人以上が最終的に考えを変えなかったのであれば、この誤りは無害であろう。陪審員が最終的に事件を起こした可能性が高いので、誤りは無害と思われ、陪審員の不正行為は不適切ではあるが、訴訟の結果に影響を与えることはないだろう。

質問4への回答B

1) 問題は、DがVに「焼かれた」と訴え、いつかVを「焼く」と言ったというTの証言をctが認めるべきだったかどうかである。

関連性

証拠は、訴訟手続において重要な事実をより確かなものにする傾向がある場合には、関連性がある。ここでは、この証拠は、DがVを燃やした火災を引き起こした者である可能性を高め、Dが主張するように事故ではなく、意図的であった可能性を高める傾向があるため、関連性があるとしている。

しかし、論理的に関連性のある証拠であっても、裁判所が、その証明力が、提出された当事者に対する不当な偏見的効果によって実質的に相殺されると認める場合には、除外されることがある。ここで、Tのst[ate]m[en]tは、火災が事故でなかったことを示すためにDに提供されたものである。D自身がVを「燃やしたい」と言ったこと、そしてVはDが偶然起こしたと主張する火事で実際に文字通り燃やされたことを示すst[ate]m[en]tであるため、その証明価値は大きい。これは、Dの事故の抗弁を完全に否定する傾向があるため、Dにとって非常に不利である。しかし、それは不利な偏見ではなく、Dが悪人だからといって陪審員が有罪になる可能性を高めるものではなく、むしろ、火災が故意か事故かという事件の中心的な争点に直接関わるものである。したがって、裁判所は、このような理由で除外すべきではない。

刑事事件における人物の証拠

検察は、人格が直接問題にされるか、または「」が自分自身または被害者の人格の適切な特徴を実質的に問題にすることによって開始しない限り、刑事事件において「」の悪い人格の証拠を提示することはできない。さらに、検察側は具体的な事例を証拠として用いることはできず、評判や意見の証拠のみを用いて性格を立証することができる。

ここで、Dに関するこの証言は、人格が犯罪の要素ではない我々の殺人未遂事件で提供されている。Dに関する証言は、Dに悪い印象を与えるものであり、Vを捕まえようとする執念深い人物に見えるからである。また、DがTに何かを話したという具体的な事例を示す証拠であり、Dが執念深さや暴力的であるという評判や、そのような趣旨のTの意見を示す証拠ではない。したがって、一見すると、検察官が提出する刑事事件における人物証拠の禁止規定によって禁止されているように見える。

しかし、検察は、犯罪の動機や意図を共有するなどの非人格的な目的のために提供される場合は、「」の人格を否定的に反映していても、「」による特定の事例を証拠として提供する権利があります。

ここで、DがVに火傷を負わされたと感じていたことは、Vに動機があったことを示すのに

適切である。

Vに故意に危害を加えた。このことは、VがDの別居中の妻と会っていたことを考慮すると、Dが「やけどしそうだ」と言ったことの意味を考える上で、特に重要なことである。また、Vをいつか焼いてやると言ったことは、即時に犯行を行う意思を示す証拠となる。このように、Tの供述は、Dを悪く言うような具体的な事例であっても、国選弁護で認めることができる。

個人の知見

証人は、個人的に知っている事柄についてのみ証言することができる。ここでTは、Dのst[ate]m[en]tが自分に直接なされたので、個人的な知識を有している。

ヒアリング (HS)

HSは、その中で主張されている事項の真偽を確かめるために提供される法廷外での陳述書です。

Dのst[ate]m[en]tは、焼却事件が起こる前に法廷外でTに作られたものです。これは、DがVを燃やしたいと思っており、そうする動機があったことを示すために提供されたものである。従って、それは伝聞であり、除外または例外が適用されない限り、除外されるべきものである。

パーティーの入場料

当事者に対して提供された当事者によるステータスは、刑法およびFREの下で非HSとみなされます。

この場合、Dの発言は「」であり、それは彼に提供されている。したがって、それは非HSであり、入ってくることができる。

St[ate]m[en]t ag[ains]t インタレスト

いかなる人の発言であっても、その発言時の刑罰、財産、民事責任の利益に反するものは、たとえHSであっても、証言者が裁判に出られない以上、認められる。

しかし、Dは、この事件で証言台に立ち、事故による抗弁で動機に関する自己負罪の特権を放棄しているため、利用できない。したがって、この例外は適用されない。

申告者の心境

宣言者の心的状態の直接証拠として提供されたst[ate]m[en]tは、認められるHSである。ここで、このst[ate]m[en]tは、DにVを傷つける動機と意図があったことを示すために提供されており、st[ate]m[en]tは、まさにDにその精神状態があったことを示すものであ

る。したがって、この例外の下で許容される。

Tのst[ate]m[en]tを認めたことに誤りはない。

2) Vの証言の妥当性

Vが燃えている間にDが笑って逃げ出したというVの供述は、DがVを燃やしたかったことを示す傾向があり、再び事故の抗弁の可能性を低くするため、関連性がある。

しかし、その証明力は低く、DがVを助けず、笑ったかもしれないという事実だけでは、必ずしもDが故意に火をつけたとは言えない。ただし、Vに対する一般的な敵意から、Vの不幸を笑い、助けずに立ち去ったかもしれない。一方、陪審員は、Dが冷淡で無慈悲であったという理由で、また、実際に故意に火をつけたという理由だけでなく、Dを有罪にする可能性が大きい。従って、裁判所はその裁量でこの証言を排除すべきである。

キャラクターエビデンス

これは、Dが笑ってVを助けるのを断った具体的な事例を示す証拠であり、彼の人格を非常に悪くしています。これは、検察官がケース・イン・チーフで提出したものです。したがって、それは、人格以外の目的には関係ないと思われ、陪審員をDに対して煽るだけである。

伝聞

非言語的行為は、主張として意図されている場合、HSルールにおけるst[ate]m[en]tとなり得る。これは間違いなく、DがVに対して、Vに対する憎悪とVが燃えたことに対する喜びを表明することを意図している。したがって、これは法廷外での発言として除外される可能性がある。

しかし、この主張が受け入れられたとしても[]、それはDによる行為であり、Dに提供されているため、当事者承認除外に含まれることになる。

3) ジャパニーズノーティス

裁判上の事実（事件で証明されなければならない事実）の司法通知は、通知された事実が一般に知られている悪名高い事実であるか、またはすぐに正確に検証することができる事実である場合に適切です。

ここで検察側は、ガソリンには特定の化学的性質があり、身体に塗ったり火をつけたりすると重傷や死亡の原因となる可能性があることを裁判所に正式に要請しました。

これらの事実は、おそらく両方のカテゴリーに当てはまるでしょう。ガソリンが非常に燃えやすいことは常識であり、たとえ素人がその性質をすべて把握していなかったとしても、これらはすぐに検証可能な科学的事実である。さらに、次のようなことも常識で

ある。

ガソリンに引火すると、人が大怪我をしたり、死亡したりする可能性があります。しかも、それは専門家の証言や科学的な実験によって検証可能なことです。したがって、裁判官がこれらの事実を指摘することは適切であった。

通知の効果

これは刑事事件なので、この通知の効果は、これらの事実を証明する検察側の責任を免除し、陪審員は検察側がその責任を果たしたが、決定的な証明としてそれを受け入れる必要はないことを告げられることであった。

4) Xに関する質問

すべての当事者は、生きている証人に対して、たとえその証人が「」であっても、反対尋問をする絶対的な権利を有しています。
刑事事件で

ここでDは証言台に立ち、証言したので、彼は直接の証言に関連する事項について反対尋問を受けることになり、さもなければ彼の直接の証言は削除されなければならない。

Dは、ガレージにいたとき、ライターを所持していなかったと証言している。したがって、検察官がXのライターについて尋問することは適切である。

弾劾

どんな証人でも、公判での証言と大きく異なる矛盾した事前陳述で弾劾することができます。

ここでDは、ガレージにいたときライターは持っていなかったと証言しています。検察官は、現場で発見された彼のイニシャルが入ったライターのことを尋ねているのです。これはDが公判で述べたことと著しく異なるので、検察はDを弾劾し、彼の証言の信用を落とすためにこれを使用する権利があります。

また、Dがライターに書いたイニシャルの事前の矛盾した記載は、当事者の自白（Dによる記載、Dへの申し出）に該当するため、検察側は、ライターが実際にDのものであったことの実質的証拠として用いることができます。

5) 問題は、審議中の陪審員の行為が適切であったかどうかである。

陪審員は、事実について独自の調査を行うことは許可されていません。むしろ彼らは、当事者によって提示された事実を見て、裁判官によって指示されるように法律を適用することになっています。

ここでは、陪審員が自ら率先して、事故のトラックでもないトラックを測定しに行き、陪審員室で自ら事故を再現したのです。これは禁止されている行為であり、刑事事件であれば、もしこれが

2005年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題と選

択解答

本書は、2005年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録したものです。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

質問番号	内容	ページ
1.	共同財産	1
2.	契約書/不動産	8
3.	企業/職業的責任	20
4.	エビデンス	29
5.	レメディー	45
6.	プロフェッショナルの責任	55

質問4

ダンには放火の罪で起訴された。検察側は、彼が保険金を得るために破綻した事業を焼き払ったことを立証しようとした。火元がガソリンであったことは議論の余地がありません。陪審員裁判では、次のようなことがありました。

検察側はネイバーを呼び、彼は火災発生から15分後、青いコルベットが現場から走り去るのを目撃したと証言した。

次に検察側はプライ刑事を呼びました。プライは、自動車局の記録を調べたところ、青いコルベットがダンに登録されていることが分かったと証言しました。プライはまた、ダンの家の私道で青いコルベットを目撃したと証言した。

検察側は次に、ダンの事業の簿記係であるスクライブを召喚した。Scribeは、火災の2ヶ月前に、DanがScribeに、Bankから融資を受ける可能性を高めるために、いくつかの偽の売掛金を計上するように言ったと証言しました。そして、Scribeは、架空の事業体に対する売掛金を作成し、その金額を計上したと証言した。

しかし、銀行はその融資を拒否した。Scribeはさらに、火災の2日後、Danから再び、いくつかの偽の売掛金を作るように言われたが、それを拒否したと証言した。

検察側は、ダンの会社の夜間清掃員であるヤンを呼び、火災の前夜、ヤンがダンの事務所の前を歩いていると、"ガソリンは最高の火起こし器だ"という男の声を聞いたと証言させました。ヤンはダンの声を知っていたが、オフィスのドアが閉まっていて声が小さくなっていたので、ヤンはその声がダンのものであると証言することができなかった。

それぞれの事例において、適切な異議申し立てがすべて行われたと

仮定する。裁判所は認めるべきでした。

1. プライ刑事の証言は？議論してください。
2. スクリプターの証言？議論してください。
3. ヤンの証言？議論してください。

質問4への回答A

4)

州対ダン

プライ刑事の証言の許容性

論理的妥当性

認められるためには、証拠はまず関連性がなければならない。ある証拠が、その事件における結果的な事実を、その証拠がない場合よりも真実である可能性を高くする、または低くする傾向を有する場合、その証拠は論理的に関連性があるものとする。

DMVの記録を調べて知ったことに関するプライ刑事の証言は、ダンが放火を行った者である可能性をより高める傾向があるため、容認される。隣人はすでに放火の現場から青い[C]orvetteがスピードを上げて走り去るのを見たと言っている。その[C]orvetteは犯人が運転したものである可能性が高いのです。したがって、ダンも青い[C]orvetteを運転していたならば、ダンが犯罪を犯した可能性が高くなる傾向がある。

ダンの私道で観察された青い[C]orvetteに関するプライ刑事の証言もまた認められる。目撃者は青い[C]orvetteが現場からスピードを出して走り去るのを見たので、ダンが青い[C]orvetteを所有し所持しているという事実は、彼が犯行を行った可能性をより高くするものである。ダンの車道で車を見たという警官の証言も、ダンがまだ車を所有しており、犯行前に他の誰かに売っていなかったという説を支持する傾向があるので、適切なものである。

したがって、Fry刑事の証言は論理的に妥当である。法

的妥当性

認められるためには、証拠はまた、法律的に適切でなければならない。証拠は、その証明力が陪審員への不当な偏見のリスクによって実質的に相殺される場合、除外されることがある。

ここでは、証拠は法的に関連性のあるものである。証拠は、ダンが放火を行った者である可能性をより高めるという点で何らかの証明力を持ち、不当な偏見を招く恐れはほとんどない。証拠は、被告人の有罪か無罪かについて陪審員に不適切な結論を出させる可能性がある場合にのみ、偏見に満ちたものとなる。ダンが犯行現場から運転してきたのと同じ青い[C]orvetteを所持していたという事実はダンの裁判を不利にするかもしれないが、それは陪審員が、ダンは隣人がその車を運転していたかもしれないという妥当な

結論を出したからであって、偏見に満ちた効果があったからではないだろう。

したがって、この証拠は法的な関連性があります。

個人の知見

証拠が認められるためには、プライ刑事はそれについて証言する能力がなければならない。証人が証言している事実について個人的な知識を持っている場合、その証人は有能である。

この場合、[P]ry は、Dan の車道で青い [C]orvette を見たという事実について証言する能力がある。しかし、[C]orvetteがDanに登録されているというPryの唯一の知識はDMVの記録から得たものであり、DMVの記録は裁判で提出されていないため、後述の最良の証拠規則により、DMV記録に関するPryの証言は容認できないだろう。

ベストエビデンスルール

最良の証拠とは、証人の唯一の知識が文書から得られる場合、その文書がないことを説明し弁解しない限り、その事実を文書から証明しなければならない、というルールです。

これらの事実によれば、青い[C]orvetteがDanに登録されているという事実に関するPryの唯一の知識は、DMVの記録を読んだことから得たものである。したがって、最良の証拠の規則が適用され、ダンの車の所有権は、記録の内容に関するプライ刑事の証言ではなく、DMVの記録そのものによって証明されなければならない。

このため、DMV記録の内容に関するプライ刑事の証言は証拠として認められるべきではなかった。その代わりに、検察側は、DMVの記録そのものを証拠として提出することで、ダンの車の所有権を証明すべきであった。

伝聞

Danが証拠の承認に対して申し立てることができるもう一つの異議は、伝聞（hearsay）である。伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために証拠として提出される法廷外の陳述のことである。DMVの記録は、報告書を作成したDMVの従業員の法廷外の供述であり、主張された事柄、すなわち、ダンが青い[C]orvetteの登録所有者であることを証明するために提出されたものであるため伝聞である。

したがって、伝聞の例外または免除が適用されない限り、その証拠は認められないこととなります。

ビジネスレコードヒアセイの例外

ビジネス記録の伝聞例外では、ビジネスの記録は、正確な記録を維持するビジネスに対する義務を持つビジネス従業員によって通常のビジネスの過程で定期的に作成された場合、証拠として認めることができます。ビジネスの定義

を、営利企業だけでなく、非営利団体や政府機関も含むようにしました。

DMVの記録は、業務記録の伝聞例外に基づき証拠として認められる可能性があります。自動車を規制する業務の一環として、DMVは、ある個人が所有するものとして登録された自動車の記録を定期的に保管している。これらの報告書は、正確な記録を維持する職務の一環として義務を負うDMVの職員によって作成される。したがって、DMVの報告書の記載は、業務記録に関する伝聞の例外により認められる。

政府記録ヒアリングの例外

DMVの記録の内容も、政府記録に関する伝聞の例外により認められる可能性がある。この伝聞例外が適用されるためには、その記録が政府機関によって維持されている必要があり、(1) その機関の活動の記録、(2) 法律によって課せられた義務に従って作成された報告書、または(3) 法律によって正式に認可された調査の報告書であることが必要である。犯罪に関する警察の捜査に関する政府記録は、刑事裁判において被告人に不利な証拠として認められませんが、その他の政府記録は認められます。

この場合、DMVの記録は、機関の活動の記録として適格である。人が車を買くと、DMVに行ってその車の所有者として登録し、DMVはその記録に適切な変更を加える。したがって、これはDMVの活動の記録として適格であろう。また、DMVは州議会から車両所有者記録を維持する義務を課せられていると思われるので、法律で課せられた義務に従って作成された報告書としても適格であろう。

したがって、DMVレポートの内容も、政府記録の伝聞例外により認められることになります。

結論

ダンの車道で青い[C]orvetteを観察したというプライ刑事の証言は、ダンが放火を行った可能性を高める傾向があり、プライは個人的に知っていたため、容認できる。

しかし、DMVの記録の内容に関するプライの証言は、最良の証拠の規則により、他の誰かにその内容を証言させるのではなく、記録そのものを提出する必要があるため、除外されるべきだったのです。検察側は、その代わりにDMVの記録そのものを証拠として提出すべきであった。その記録は、業務記録や政府記録に関する伝聞の例外の下で許容され、その後、陪審員はダンの有罪を立証するために考慮することができたはずである。

写経者の証言の許容性

論理的妥当性

Scribeの証言は、動機を立証する傾向があるため、論理的に適切である。もし陪審がスクライブの証言を信じるならば、ダンのビジネスは失敗しており、不正に得た銀行融資によって資金を得ようとする彼の以前の必死の試みは失敗していたことが立証されることになる。そうなれば、ダンは、不安定な経済的状況から逃れるために、放火のような他の違法な手段に訴える可能性が、他の場合よりも高くなるであろう。

だから、その証拠は論理的に関連性

がある。法的な関連性

Scribeの証言は論理的に関連性があるが、その証明価値が不適切な偏見のリスクによって実質的に相殺される場合、裁判官の裁量で除外される可能性がある。

ダンは、この証言は非常に不利であり、除外されるべきであると主張するだろう。この証言は、ダンの過去の悪行、具体的には、銀行融資に関連して、事業の売掛金を偽ってスクライブに詐欺を行わせ、それを二度行おうとしたことに関わるものである。したがって、ダン、この証拠は、ダンが過去に他の悪いことをしたので、彼は単なる悪人であり、この犯罪でも有罪になる可能性が高いという不適切な推論を陪審員に導くことになるので、非常に偏見があると主張するだろう。

しかし、検察側は、この証拠が不当な偏見を招く危険性はあるものの、ダンの有罪の問題にはかなり有力であることを指摘して、うまく反論することができます。スクライブの証言は、ダンが事業の失敗のために金に困り、過去に金を得ようと違法行為に手を染めたことを立証した。このことは、動機を立証し、ダンがこの放火を行った者である可能性を他の場合よりもはるかに高くしている。

不当な偏見の危険性はあるが、証拠の高い証明力を実質的に上回るものではない。従って、**Scribe**の証言は法的に適切であり、この理由で除外されるべきではない。

キャラクターエビデンス

Scribeの証言によって提示されたもう一つの問題は、性格証拠である。性格証拠-被告人の性格の悪さを証明するために、その性格の悪さに適合した行動をしたことを示すために提供される被告人の過去の悪行に関する証拠-は、一般に刑事事件では認められない。しかし、性格証拠は、動機、意図、手口、または共通の計画またはスキームを示すためなど、他の目的のために提供される場合は、まだ認められることがあります。

ここで、会社の記録の改ざんに関連するダンの以前の活動に関する証拠は、動機を立証するという非特性目的のために許容される。その証拠

は、ダンが一般的に悪人であることを証明するために提供されているのではありません。むしろ、ダンは財政難に陥り、資金調達のための他の努力が失敗に終わったため、事業を焼き払おうとする強い動機があったことを示すという特定の目的のために提供されているのです。

従って、裁判官はScribeの証言を認めるべきである。しかし、裁判官は、陪審員が動機を立証するためにダンの過去の悪行を考慮するだけでよく、そこからダンが悪い性格であり、そのために有罪になる可能性が高いと推論してはならないことを知らせる限定的な指示も出すべきである。

個人の知見

スクライブは個人的な知識があるので、彼が聞いたこと、行ったことについて証言する能力がある。書記は、ダンが帳簿を改ざんするように言ったときにその場において、自分で改ざんしたのだから、ダンは個人的な知識を有している。

したがって、この認容性の要件は満たされている

。ヒアリング

最後の問題は、Scribe の証言が許容されない伝聞であるかどうかである。伝聞は、out[-]of[-]]です。

伝聞法則の例外が適用されるか、連邦証拠法（FRE）により伝聞の定義から除外されない限り、通常は許容されない。）

検察側は、ダンの法廷外供述とスクライブの法廷外供述に関するスクライブの証言は、その真実のために提供されているわけではないので、全く伝聞ではないと主張するだろう。陳述書は、その真実性以外の何らかの目的、例えば、話し手と聞き手の心証を証明するために提供されている場合には、伝聞とはみなされないのである。この議論によれば、ダンのスクライブに対する発言は、銀行融資が本当に拒否されたことを証明するために提供されているのではなく、ダンが、ビジネスがお金に困っていて、資金を得るために何でもするつもりであると信じていたことを示すために提供されているのである。

同様に、Scribeの出[-].

2回目の帳簿改ざんを拒否する法廷供述は、ダンが自分の詐欺計画がうまくいかないことを知っており、したがって、金を得るために他の方法を試す可能性が高いという聞き手の心理状態を証明するという非伝聞目的のために提供されています。

検察側は、Scribeの証言は全く伝聞ではないとする強い主張をしているため、この証言は証拠として認められるべきである。

当事者である相手方が認めた場合のヒアリングの免除について

さらに、**Dan**の**Scribe**に対する供述については、当事者相手方の供述に対する伝聞控除が適用されるため、その真実性が認められることになる。

この伝聞免責条項により、訴訟手続きにおける敵対当事者の発言は、それがいつなされたかにかかわらず、伝聞とはみなされません。

したがって、この起訴では、検察官がダンに対して証拠を提供しているので、ダンは相手方当事者である。したがって、ダンの供述は伝聞とはみなされず、その真実性を認めることができる。

結論

要約すると、Scribeの証言は認められるべきである。この証拠は、ダンの犯行動機の証明に関連し、非人格的な目的である。そして、ダンとScribeの会話は、その真実以外の目的のために提供されており、当事者承認に関する伝聞免責が適用されるため、承認される。

ヤン氏の証言の許容性

論理的妥当性

ヤンの証言は、ダンが放火を行った可能性をより高くする傾向があるため、関連性がある。ヤンがダンの事務所の近くを通ったとき、彼女は誰かが「ガソリンは最高の火起こし器だ」と言うのを聞いた。この発言はダンの事務所でなされたものであるから、ダンに対してなされたものか、ダンの立ち会いの下でなされたものであろう。したがって、ダンは、犯行の手段に関する知識を有していたことが立証され、彼が実際に放火を行った可能性がより高くなる。また、ダンが放火を行う場合、ガソリンを選択した可能性が高くなり、実際にガソリンで火災が発生した事実と符合している。

もちろん、その会話は完全に無邪気なものであったかもしれない。ダンはBBQの最善の方法について助言を求めたり得たりしていたかもしれないし、そのとき彼はそこにいなかったかもしれない。しかし、関連性があるためには、証拠は結果的にある事実が真実である可能性を高める、あるいは低くする何らかの傾向があることだけが必要である。その証拠は、ダンが放火を行った可能性をより高くする傾向があるので、論理的に関連性があるといえる。

法的な関連性

また、本証拠は法的にも関連性がある。上述したように、関連性のある証拠であっても、その証明価値が偏見的効果によって実質的に相殺される場合には、除外されることがある。

ここでは、その証拠は実質的な証明力を持ち、不当な偏見をもたらす危険性がほとんどないため、法律的に適切である。被告人の事業が全焼する前の晩に、被告人が火事を起こす最良の方法について助言を与えたり受けたりした可能性があるという事実は、ス

クライブの証言によって立証された動機と相まって、有罪の強力な証拠となる。これに対し、不当な偏見が生じるおそれはほとんどない。弁護側は、弁論を行う際に、その発言がなされた時にダンはその場にいなかったとか、無害であったということを主張することができるだろう。

したがって、この証拠は法的な関連性がありま

す。個人的な知識

ヤンは個人的に知っていることなので、彼女が聞いたことを証言する能力があります。彼女はその夜そこにおいて、その発言を聞いたのです。

認証

証拠書類として認められるには、それが本物であると証明されなければなりません。誰かによる音声録音の場合、これは通常、その人の声を知っている証人が、テープの声がその人の声であることを証言しなければならないことを意味する。ダンは、ヤンがその声がダンのものであると証言することができなかつたので、ヤンの証言は認められないと主張するだろう。

しかし、この証拠の承認を禁止するために、認証要件は適用されないだろう。まず、この証拠は文書ではなく証言であるため、認証要件は適用されないだろう。さらに重要なことは、その発言をしたのがダン本人かどうかは関係ないということである。例えば、放火を行うのに最も効果的な方法は何かを決定する際に、ダンが誰かに助言を求めた場合、ダンの同席する他の誰かによってこの供述がなされた可能性があるのである。したがって、その供述はダンによってなされたものでなくとも関連性があり、そのためダンのものとして認証される必要はない。

弁護側は、供述がなされたときダンはその場にいなかったとか、無害だったと主張することができますが、それらの問題を決めるのは裁判官ではなく、陪審員です。

伝聞

DanがJanの証言の承認に対して申し立てる可能性のある最後の異議は、伝聞である。伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される法廷外の陳述のことである。ダンがヤンがダンのオフィスで誰かが言ったことを聞いたことを証言しているため、ヤンの証言は伝聞であると主張するだろう。

しかし、ここでは伝聞の異議は却下されるでしょう。陳述は、その真実のために提供される場合にのみ、伝聞となる。法廷外の陳述は、他の目的のためには依然として容認されます。ここでは、声明が真実であるかどうかは関係ない。ガソリンが実際に最良の火起こし器であるかどうかは、この事件とは関係がない。陳述の意義は、話し手または聞き手の心の状態を立証することであり、これはどちらも許容される非伝聞の目的である。もしダンがその発言をしたのであれば、それは彼が犯罪を犯す方法について知識を持っていたことを立証する傾向があり、それは彼の有罪を示すのに役立つだろう（中略）。同様に、他の誰かがダンにその発言をした場合、ダンがその発言を聞き、

その結果、火を起こす最良の方法についての助言を得たことを示すのに関連し、これも有罪に関連することになる。

その時、ダンはオフィスにいなかったかもしれないが、その発言は

ダンのオフィスという、ダンもいなければ通常人がいないような場所で行われたものであり、ダンがその発言を行ったか、あるいはその場にいたことを認めるに足る証拠があると裁判官が結論づけたのは正当なことです。

結論

ヤンの証言は、ダンの有罪を立証するのに関連し、ヤンはその発言を個人的に知っており、伝聞ではない目的で提供されているため、証拠として認められるべきである。

質問4への回答B

4)

DMC [R]ecordsに関するPry刑事の証言

論理的／法的な妥当性

関連性のある証拠は、一般的に容認されます。関連性のある証拠であるためには、ある事実を、その証拠が提出されていない場合のその事実よりも可能性が高くなる、または低くなるような何らかの傾向がなければならない。検察は、放火の現場からスピードを上げて走り去るのが目撃された車がダン（D）の所有であることを証明するために、この証拠を提供しているのである。この証拠は放火犯の身元を証明する傾向があるため、論理的に関連性がある。

論理的に関連性のある証拠でも、その証拠を排除するための公共政策上の理由がある場合は、排除されることがある。関連する証拠の証明価値が、その証拠の偏見的性質によって実質的に相殺される場合、その証拠は排除される。Dの弁護士は、多くの人が青い[C]orvetteを所有しており、したがって、Dを有罪の当事者として特定するために[C]orvetteを使用することは偏見であると主張するだろう。しかし、犯罪現場から走り去るのを目撃された車の所有権は偏見に満ちたものではなく、走り去るときにDが[C]orvetteを運転していたという推論から生じうる偏見は、この証拠が放火犯の特定に関して有する証明的価値を大幅に上回るものではないため、Dの弁護士は敗れるだろう。

証人としての力量

証人が個人的な知識を持ち、すべての証人に要求される宣誓または確約を理解する能力がある場合、証人は証言する能力があるとされます。

プライはdmv [sic]の報告書を読んでおり、その内容を個人的に知っているので、有能な証人でしょう。

ベストエビデンス

証人の唯一の知識源が文書の内容からであり、その証人の証言がその文書の内容を真実として立証するために引き出される場合、最良の証拠の法則は、証人にその文書の内容についての証言をさせる前に、その証拠の提出者が文書を提出するか文書を提出しなかった理由を説明することを要求している。

Dの青い[C]orvetteの所有に関するPry巡査の唯一の知識源がDMVプリントアウトからであったため、DMVプリントアウトの内容に関するPryの証言に対する弁護側の異議申し立ては支持されるべきであった。Pryは、DMV[sic]の記録を提示できなかった理由を説明していない。DMVの記録またはそれが無い理由についての合理的な説明がなければ、Pryの証言は除外されるべきであった。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真偽を確かめるために提供される法廷外の陳述のことです。プライの

DMVプリントアウトの内容に関する証言も伝聞である。なぜなら、Dが青い[C]orvetteを所有していることを証明するために、DMVデータベースにデータを書き写す従業員によってなされた陳述であるためである。この供述は伝聞なので、伝聞法則の例外または免除が適用されない限り、除外されるべきであった。

免責事項／例外事項

公式文書

文書に含まれる情報を遵守する責任を負う公的機関からの公式認定文書は、伝聞法則から免除されます。検察はDMVからの認証記録を提出しなかったため、伝聞法則のこの例外は利用できなかったでしょう。

ビジネスレコードの例外

そのような情報を正確に報告する義務のある従業員が通常の業務の過程で作成した記録は、従業員の証言の代わりに認めることができます。dmv[sic]の記録が提出されていなかったため、この例外は適用されないでしょう。

所有者が車の運転者であったという推定

車の運転者が車の所有者であるとの推定が成り立ちます。しかし、刑事裁判では、立証責任は検察側にあり、犯罪の各要素と犯罪を犯した者の身元を合理的な疑いを超えて証明しなければなりません。したがって、検察側は、放火の夜にダン (sic) が青い [C] orvetteを運転していたという推定を生じさせるために、ダンの [S] orvette所有に関する証言を用いることができないはずでした。

最良の証拠と伝聞の問題から、DMVのプリントアウトに関するPryの証言は除外されるべきだったのです。

ドライブウェイのコルベットに関するプライ刑事の証言

論理的／法的な妥当性

この証拠は、Dが放火の現場から離れるのを目撃された青い[C]orvetteを所有していた可能性をより高くするので、論理的に関連している。この証拠は、DMVプリントアウトの証言が法的関連性の理由で除外されなかったのと同じ理由で、法的関連性のために除外されないだろう。

証人としての力量

警官がDの私道で見たものに関して個人的な知識を持っているので、警官はDの私道で青い[C]orvetteを見たことを証言する能力がある。

放火の夜、Dが青色[C]オルベットの運転手であったと推定されること。

刑事事件なので、検察はやはり運転者推定を使うことはできないでしょう。

スクリプターの証言：銀行融資のためのニセの売掛金について

論理的／法的な妥当性

この証拠は、Dが銀行融資を受けるために口座記録を改ざんし、それが拒否されたため、金が必要だったことを示すのに論理的に関連するだろう。弁護側は、この証言は非常に偏見があり、陪審員はDが放火を実際に行ったかどうかに基づいてではなく、彼（sic）が不正直な人間であるという事実に基づいて放火の罪で有罪判決を下す可能性が高いので、その偏見的効果はその証明価値を大幅に上回ると主張するだろう。この証拠は非常に偏見があるが、Dが放火した動機に関わるものであり、裁判所はこれを認めるのが正しい。

証人としての力量

書記は、Dの虚偽の売掛金請求について個人的に知っていたため、有力な証人となる。

伝聞

この証言は、Dが銀行から融資を受けるためにScribeに虚偽の記録を作成させたことを証明するために、Scribeが法廷外で行った発言について証言しているので、伝聞にあたるでしょう。検察側は、Dが偽って融資を受けようとしたことを証明するための証拠ではなく、融資を断られお金に困っていたので保険金目当てに自分のビルを燃やす動機があったことを証明するための証拠なので、これは伝聞ではないと主張するでしょう。

裁判所は、Dが保険金を回収するために建物を焼損する動機があったことを示すという限定的な目的のためにこれを認めたのであれば、非伝聞資料として適切に認めたことになる。

代理人による相手方の承認

当事者が相手方当事者から提供された、当事者の利益に反する陳述は、非伝統的陳述として認められます。その供述は、それがなされた時点で当事者の利益に反するものである必要はない。検察側は、Dがスクライブに売掛金の改ざんを依頼したことは、放火という犯罪の犯人性に現在関係しているDが行った陳述であるから、伝聞法則から免除される当事者承認であると主張するだろう。Dが供述を行い、それがDに対する反対者によって提供されているため、この供述は伝聞法則のこの免除の下で認められることになる。

現在進行形の印象

Sの証言は、Dが記録の改ざんを観察したのと同時期に、記録を改ざんする旨の発言をしたわけではないので、現認の例外により伝聞法則から除外されることはないだろう。

エキサイトウオーター

また、Dが指示がなされた時期に、トラウマになるような出来事や興奮するような出来事を経験したという証拠もないため、興奮した発言と認定することはできない。

現在 将来の行為に対する意思

DはSに記録を破棄するよう指示していたのであるから、検察官がこの供述を将来の行為を行う現在の意思表示として認めさせ、将来の行為が行われたことを証明することはできないと思われる。Dは、将来行おうとしていた行為や行おうとしていた行為に関する供述はしていない。

ダブルハーシー

Sが偽の売掛金を書き写したという証言は、Sが伝聞供述によって申し立てられた行為に従事したことを証明するために上司が行った要求に応じて行った法廷外の供述を証言しているため、二重の伝聞となるであろう。

ヴィカリストティック・アドミッション

Sの供述は、記録を書き写すことがSが行っていた職務の一部である限り、代理人として認められるだろう。Dの代理人としてSの証言はDに副次的に帰属することになる。

キャラクターエビデンス

刑事裁判において、被告人がその善良な人格を証明する証拠を提出しない限り、検察官が被告人の人格に適合した行動をしたことを示すために人格証拠を提出することは許されません。しかし、性格の証拠は、動機、意図、共通の計画やスキーム、同一性、または機会を示すために許容されます。

Dは、この証拠は、Dが性格が悪く、詐欺を行う可能性が高いことを示すために提供されたものであり、したがって、許されない性格の証拠として除外されるべきであると主張するだろう。

検察側は、この証拠は、Dが破綻した事業の保険金を回収するために放火する動機があったことを示すために提出されたと主張するだろう。偽造された売掛金は、Dが銀行から融資を受けなかったことを証明するために必要ではない。これは、Dが保険金目当てに破綻した事業を放火する動機があったことを示す真に有力な証拠であり、裁判所は

、偽造された記録に関する **Scribe** の証言の一部を、許されないものとして除外すべきだったのである。

キャラクターエビデンス

書記の証言 **Re:火災発生から2日後のニセの売掛金**

論理的／法的な妥当性

Scribeは、売掛金を改ざんした理由について、放火に関連するいかなる理由も提示していないため、この証言は論理的に適切ではない。検察側は、**D**がより多額の保険金を得るために記録を改ざんしたと主張するかもしれないが、スクライブの証言はそのようなことを示唆するものではない。たとえ裁判所が、**D**が保険会社からの支払額を増やそうとしていたことを示すために、この証拠が論理的に適切であると認めたとしても、その偏見的価値は証明的価値を大幅に上回るので、この証言は除外されるべきであった。火災後に**D**が**Scribe**に売掛金の改ざんを依頼した理由に関する何らかの証言がなければ、この証言は、起訴された特定の犯罪を犯したのではなく、一般的に不正直な人物であることで**D**を有罪にすべきだと、陪審員に示唆する傾向がある。

証人としての力量

書記は、発言内容を個人的に知っているため、有能であると考えられる。伝聞

この証言は、**D**が売掛金の改ざんを望んでいたという陳述の真偽を示すために認められた場合、虚偽の会計記録に関する以前の証言と同様に伝聞となる。しかし、検察側は、この証言が、陳述の真実とは無関係な動機のために提供されたと主張することができます。

入場料

この証言は、**D**によってなされ、**D**に対して提供されているため、伝聞法則から免除されるため、**D**の承認にもなる。

裁判所は、その論理的関連性の潜在的欠如、その比較的低い証明力に照らして非常に偏見的な性質のため、この証拠を認めるべきではなかった。

この証言も、会計記録の改ざんに関する最初の供述がこれらの例外に当てはまらないのと同じ理由で、現在の感覚的印象、興奮した発言、将来の行為に従事する意図の現在の陳述に関する伝聞法則の例外に当てはまらないであろう。

ヤンの証言 **re: "ガソリンは最高の火起こし"**

法的・論理的妥当性

この証拠は、Dがガソリンが最も優れた着火剤であることを知っていたことを示す傾向があり、ガスが事業所の火災の発生に用いられたことは議論の余地がないため、Dが放火を行ったことを示す傾向があるため、法的には適切である。

証人としての力量

JはDの声を聞いており、供述を聞いている[]。したがって、彼は供述を個人的に知っており、発言者の身元を認証することができる可能性があるため、能力があると考えられるが、この問題は以下でより広範に扱うことになる。

伝聞

[T]この供述は、ガソリンが最高の火起こし剤であることを証明するためではないので、伝聞とはなりません。検察側は、この火事を起こすのにガソリンが使われたので、Dがガソリンが火事を起こすということを知っていたことを示すために、この証拠を提出したいのです。この供述が真実であるとして提出されたとしても、伝聞法則の適用除外が適用されるでしょう。

パーティーの入場料

Dは当事者であり、この陳述書は彼に対して提出されているため、彼が発言者として特定できる限り、この陳述書は当事者承認として認められるだろう。

音声の認証

発言者の姿が見えないために発言者の身元が問題となる場合、その音声を認証する必要があります。音声は、その音声を聞いた人がその音声に精通している限り、その音声を認証することができます。聞き手が必ずしも話し手の声に精通していなくても、話し手の身元を立証するために他の事実を認めることができます。

JはDの声に聞き覚えがあるが、ドアが閉まっており、声が小さくなっていたため、Jが発言者をDと断定することはできない。しかし、検察側は、その声がDのものかどうか陪審員に判断させるに足る十分な状況証拠があると主張する。そのような証拠は、JがDの事務所を通りかかったこと、その声はDの事務所から聞こえてきた男性の声であったことから存在する。Jの証言は、陪審員がDが事務所に行ったかどうかを判断するのに十分であるから、この証言を陪審員に委ねることができるはずである。

裁判官は、Jの証言を、主張された事項の真実を証明するために認められていないため、非伝統的なものとして、または当事者承認として、適切に認めた。

2007年2月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題および選択解答集

本書は、2007年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録したものです。

掲載された答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めたものです。これらの答案は、読みやすくするために、書き写す際にスペルや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたままの状態で作成されています。著者の了解を得て、ここに掲載する。

質問番号	内容	ページ
1.	不動産	1
2.	企業／職業的責任	9
3.	刑事法・刑事訴訟法	18
4.	遺言と相続	29
5.	憲法	37
6.	エビデンス	46

質問6

警察官であるWillは、レンタカーを制限速度より時速5マイルオーバーで運転していたCalvinを停車させました。Calvinは、車内を捜索することに法的に有効な同意を示しました。Will巡査は前席2つの間のコンソールから相当量のコカインを発見し、Calvinを逮捕しました。ミランダ権を与えられ放棄した後、Calvinは友人のDonnaのために車を運転していると説明した。彼は、Donnaが自分の所有物であるコカインを受け取るために、ある目的地で彼に会う予定であると言いました。司法取引を有利に進めるため、カルビンは警察への協力を申し出た。そして、警察はカルヴィンがコカインを配達するように手配した。ドナは目的地でカルヴィンと落ち合うと、カルヴィンと一緒に車に乗り込んだ。そして、彼女は逮捕された。それぞれ、コカインの流通とコカイン流通の共謀の罪で起訴され、別々に裁判にかけられた。

Donnaの裁判は、Calvinの裁判がまだ係属中であるときに始まった。ドナの裁判では、次のようなことが行われた。

- (1) 検察官は、Will巡査を呼び出し、逮捕後のカルヴィンの供述から、ドナの取引での役割について証言した。
- (2) 検察官は次に、麻薬局に配属された経験豊富な刑事であるNedを呼び、彼は、高レベルの麻薬ディーラーは、彼らのために麻薬を運ぶために他人を使うのが通例だと証言した。

弁護側では、ドナは自分は麻薬の売人ではなく、コカインについても何も知らなかったと証言した。彼女は、カルヴィンが古い友人で、町に来るから会いたいと電話があったから会っただけだと述べた。

- (3) ドナはさらに、カルヴィンと車に乗っていたとき、レンタカーの領収書を見つけ、カルヴィンが逮捕される6ヶ月前に借りていたことが分かったと証言した。彼女はその領収書のコピーを証拠として提出した。裁判所はその文書を証拠として認めた。
- (4) 反対尋問で、検察官はドナに、所得税申告に嘘がなかったかどうかを尋ねました。

検察官は、Donnaが所得税申告で嘘をついたという証拠はなかったが、麻薬の売人は一般的に所得を申告しないことを根拠に、その可能性が高いと考えたのである。Donnaは、所得税申告書の嘘を否定しました。

それぞれの事例において、適切な異議申し立てがすべて行われたと仮定すると、**1、2、3**の証拠は認められ、**4**の反対尋問は許可されるべきであったか。議論してください。

質問6に対する回答A

6)

QUESTION 6

(1) ウィル巡査の証言は承認されるべきであったのか？

関連性

ウィル巡査の証言が許可されるためには、それは関連性のあるものでなければならない。連邦証拠法（FRE）401は、関連性のある証拠とは、行為の決定にとって重要な事実を、その証拠がない場合よりも真実である可能性を高める、または低くする傾向を持つ証拠であると定めている。ウィル巡査の証言は、カルビンが友人ドナのために車を運転しており、彼女はコカインを受け取るために特定の目的地で彼に会うつもりだったというカルビンの供述が、彼がドナと共にコカインを分配する共謀者であるという結果事実をよりありそうにする傾向があったため、関連性があったのである。従って、この証拠は関連性があった。

FRE 403

関連性はあるが、DonnaはそれがFRE403の根拠で除外されるべきだったことを主張することができる。FRE 403は、その証拠能力が不当な偏見、時間の無駄、陪審員の混乱/誤解、または累積証拠の危険性によって実質的に相殺される場合、関連する証拠を除外する必要があることを提供します。ドナは、この発言が真実であることを示す信頼できる方法はなく、したがって、陪審員はこの発言を聞いて自動的に彼女を有罪にしたいくなるので、証拠の証拠価値は不当な偏見の危険性によって実質的に相殺されると主張することだろう。しかし、目撃者や受刑者はしばしば証言することが認められており、陳述の真実性に反する証拠は、オフィサーの証言の重みを増すことになるのです。

伝聞

ドナは、その証言は許されない伝聞であると主張するでしょう。伝聞とは、宣言者が法廷にいないときに行った、主張された事柄の真実のために提供される法廷外の陳述のことです。陳述とは、口頭/書面での主張、または主張的な行為と定義されます。Will巡査は、Calvinが逮捕されたときの彼へのコメントについて証言しています。彼が友人ドナのために車を運転していたこと、彼女のコカインを受け取るために特定の目的地で彼女に会うつもりだったという発言は、すべて本当にドナのために車を運転していたこと、彼女のコカインだから彼女と会っていたことを証明するために提供されるものである。つまり、カルヴィンが法廷外で口頭で主張したものであるため、主張された事柄の真実性を証明するために提出された法廷外陳述書なのです。したがって、これは伝聞であり、例外に当てはまらない限り、認められない。

共謀罪の承認

検察官は、この供述は有効な当事者承認であると主張するだろう。当事者-相手方

相手方の容認は、断固として非伝聞であり、伝聞法則の除外効果を免除される。当事者-相手方の自白は、共謀の過程で、共謀を促進するための共謀者の発言によって行われることがある。ドナは、カルヴィンはすでに逮捕されており、したがってこれは共謀を助長するためになされたものではないと主張するだろう。したがって、Calvinの供述は、この免責条項である801(d)(2)の適用を受けることができない。

利息に対する声明

また、検察官は、これは利害に反する陳述であり、それゆえ伝聞法則の例外であると主張することも可能であった。利益相反供述は、FRE804に基づくもので、証人が利用できないことが条件となります。この場合、Calvinは自己負罪のため証言せず、裁判にも出席していないので、利用できないとみなされます。利害に反する供述とは、申告者の刑事責任に反するような供述で、それが真実でない限り、合理的な人物はそのような供述をしなかつたであろうというものを、伝聞法則から除外するものです。検察官は、合理的な人であれば、事実でなければコカインの輸送への関与を認めないだろうから、カルビンが刑事責任を問われることになるので、この例外に該当すると主張するのでしょうか。したがって、この例外規定に基づき、証拠を認める可能性があります。

たいめんせつやく

ドナは、それが対決条項に違反するため、関係なく、その陳述を紹介すべきではないと主張するだろう。6th 修正条項の対決条項は、被告人が告発者と対決する権利を有すると定めています。このため、被告人に不利な伝聞証言は、しばしば許可されません。最高裁は、証言的証拠は、いかなる状況においても、そのような証言を展開するために、裁判または同じ動機による事前の手続きで反対尋問を受ける権利なしに、被告人に対して使用することができないと決定している。証言証拠とは、合理的な人が裁判で検察が他の人に不利になるように使用されると信じるようなすべての発言（sic）です。通常、少なくとも警察に対する供述が必要です。つまり、カルヴィンが警察官と話し、ドナの罪の重さについて発言したとき、警察に話すことで彼女に不利になることが予見できたので、証言的証拠を提出したことになります。さらに、彼は司法取引を望んでそうしたのであるから、証言的証拠であることがわかる。したがって、彼は自己負罪・出廷のため証言できず、ドナには反対尋問の機会もなかったのだから、カルビンの供述に関する警察官の供述は除外されるべきである。

(2) ネットの証言は認められるべきだったか？

関連性

Nedの証言が本件に関連していたかどうか判断されなければならない。連邦証拠法（FRE）401は、関連する証拠とは、訴訟の判断に影響を与える事実が、その証拠がない場合よりも真実である可能性を高める、または低くする傾向を持つ証拠であると定めている。ネットの証言は、ドナが

彼女は他の人にコカインを運ばせたので、高レベルの麻薬の売人である可能性があり、それゆえ彼女はコカインの流通で有罪になる可能性が高い。したがって、関連性があると認められなければなりません。

専門家による証言

関連性があるとはいえ、証言が認められるためには、有効な専門家証言でなければならない。**FRE104**に従い、裁判所は、専門家が専門家証言を行う資格を有するか否かの予備的事実判断を行わなければならない。**FRE104**では、条件付の事実依存している場合、その条件が存在することが判明しない限り、証拠は関連性がない。裁判官は、条件の存在を示す十分な証拠を見つけるだけで、信憑性と重みを求めて陪審員に質問をすることを許可することができる。ここで裁判官は、専門家の証言が認められるべきかどうかを判断するために、専門家の証言に関する**FRE**に組み込まれた**Daubert**要素を考慮することになる。

この要素は、専門家の証言が専門家の知識、経験、訓練に基づくこと、平均的な一般陪審員の通常の実験を超えていること、訴訟の判断に役立つこと、実績があり信頼できるデータおよび方法に基づいていること、および事件の基礎的事実にかかる方法およびデータを適用したものであることを要求している。ここでネットは、麻薬局の経験豊富な刑事であり、それ故、知識、経験、訓練を積んでいました。彼の証言は、高レベルの麻薬ディーラーの行動に関わるものであったため、通常的一般陪審員の理解を超えるものでした。さらに、それは関連性があり、**Donna**の有罪を決定するのに役立った。最後に、その証言は、高レベルの麻薬ディーラーが麻薬の流通に他人を使うのが通例であるという、その分野における慣習的な経験という信頼できるデータに基づいていたのである。従って、この証言は認められるべきである。

(3) ドナの証言とレシートを認めるべきか？

関連性

連邦証拠法（**FRE**）**401**は、関連する証拠とは、行為の決定にとって重要な事実を、その証拠がない場合よりも真実である可能性を高める、または低くする傾向を持つ証拠であると定めている。**Donna**は、**Calvin**がコカインを管理していたという事実の存在をより確かなものにするため、その証拠は関連性があり、それゆえ彼女は関与していないと主張します。したがって、他の問題がない限り、関連性があるとして認められるでしょう。

ベストエビデンス

検察官は、これは最良の証拠ではない、と主張するでしょう。ベストエビデンスルールでは、書面が提示されない限り、書面の内容を証言することはできないことになっています。しかし、コピーであれば許される。したがって、ドナは車の中で見つけたレシートのコピーを持ってきたのだから、それは認められるはずだ。

伝聞

検察官は、伝聞を理由に異議を唱えるでしょう。伝聞とは、宣言者が法廷にいない間に行った、主張された事柄の真実のために提供される法廷外の陳述のことです。陳述とは、口頭または書面による主張、あるいは主張的な行為として定義されます。したがって、この文書は**Calvin**が車を借りたと主張しているため、その事実のために提供されるものであり、また、こ

の文書が提出されなければなりません。

例外的に

業務記録

Donnaは、これはビジネス記録であり、認めるべきであると主張するでしょう。ビジネス記録とは、信頼性が保証された、通常の業務過程で作成された記録や文書のことです。これが通常の業務過程であることを示す何らかの証言が必要であり、したがってドナは、何らかのタイプの保管人または情報を入力した人がそれらの事実を証言する必要があったはずである。したがって、この証拠は除外されるでしょう。

(4) 反対尋問は許可されるべきであったか？

関連性

検察官は、その質問はドナが真実を語っているかどうかということに関連していると主張するだろう。連邦証拠法（FRE）401は、関連する証拠とは、行為の決定にとって重要な事実を、その証拠がない場合よりも真実である可能性を高める、または低くする傾向を持つ証拠であると定めている。ドナが過去に所得税で嘘をついたことがあれば、彼女は不正直なので、裁判で嘘をつく可能性が高くなる。したがって、それはこの事件と関係がある。

証人の性格証拠

Donnaは当初、これは不適切な性格証拠であると主張するでしょう。性格証拠とは、それに適合した行動を証明するために提供される特性や性格の証拠です。性格証拠は、性格証拠の例外のいずれかに該当する場合を除き、許可されません。ここでは、これは証人の性格に関する例外に該当します。したがって、FREの607と608が適用される。

FRE607は、相手側が証人の偏見や信頼性の欠如を示すために、一般的に弾劾することを許可しています。FRE608は、当事者が弾劾の目的で人物証拠を使用することを許可しています。しかし、具体的な行動例によって弾劾したい場合は、反対尋問で質問することによってのみ行うことができ、外在的証拠によって弾劾することはできない。

さらに、証人の真実性に関係するものでなければならない。ドナが確定申告で嘘をついたかどうかという検察官の質問は、単なる質問であり、外在証拠は提出されなかったため、有効であった。それは、コカインについては何も知らず、旧友に会うためにカルヴィンに会っただけだと言った彼女が、裁判で真実を語っているかどうかに関係するものであった。したがって、証人の反対尋問を通じて具体的な行動例を利用することは適切であった。

質問6の回答B

6)

1. カルヴィンの供述に関するウィルの証言は、適切に認められていない。

(a) 関連性

証拠は一般的に、重要な事実が真実である可能性をより高く、またはより低くする傾向があることを意味し、関連性があれば認められる。ここでは、カルヴィンの供述に関するウィルの証言は、ドナの関与が真実である可能性をより高めるものであり、したがって、論理的に関連性がある。しかしながら、連邦証拠規則（FRE）403に基づき、その偏見的効果が証明的価値を大幅に上回る場合には、証拠は認められるべきではない。対立条項の問題（後述）はさておき、この証拠はドナに不利であるが、裁判の中心の問題、つまりドナがコカインの分配と分配の共謀で有罪かどうかに関しては、非常に高い確率で立証されるものである。そのため、偏見的効果は、証明的効果を実質的に上回らず、証言は、排除のための他の理由がない限り、認められるべきである。

(b) コンピテンス

証人の証言は、その証人に証言能力がある場合に認められます。証人は、（1）証言する事実を個人的に知っており、（2）真実を語ることを宣誓または確約している場合に有能であるとされる。

ここで、WillはCalvinが取引におけるDonnaの役割について供述した時に同席しており、従って、要求される個人的知識を有している。彼が公判で適切な宣誓をしたと仮定すれば、WillはCalvinが何を言ったかについて証言する能力を有している。

(c) 伝聞

伝聞は、免除または例外が適用されない限り、認められません。伝聞とは、その真実性のために提供される法廷外の陳述のことである。ここで、CalvinのDonnaに関する供述は、裁判外でなされたもので、Donnaが本当にコカイン取引に関与していたことを証明するために検察側が提出したものである。従って、それは伝聞である。ここでの問題は、適切な免責または例外が適用されるかどうかである。

検察側は、この申告が、（1）共謀者の自白であり

（2）利害に反する供述共謀者の供述は、FRE801(d)により伝聞法則から免除され、実質的な証拠として認めることができる。ここで、CalvinはDonnaと共謀していたとされている。もし裁判官が、2人が本当に共謀者であったと優位に判断すれば、後述する対立条項の制限を条件として、ドナに対するカルヴィンの供述を認めることができる。

一方、利害に反する陳述は、伝聞の例外であり、入手不可能な陳述者が行った陳述で、陳述者自身の刑罰、所有権、その他の利害に反するものについては、容認することができる。この例外を適用するには、特権、管轄区域からの不在（sic）、病気、死亡、証言の頑固な拒否などの理由で、申告者が利用できないことが必要である。しかし、申告者の「利用できない状態」が、申告者の供述を提供しようとする当事者によって調達された場合、あるいは当事者が申告者を利用できないようにする計画に同意し、その結果、実際に利用できなくなった場合には、そのような申告を利用する権利は失われてしまうのである。ここで、Calvinは、ドナの裁判での証言を拒否するための自己負罪

に対する憲法修正第5条の特権を持っており、彼がその特権を行使したと仮定すると、ドナの裁判への欠席は検察によって奨励または誘導されていないことになる。

カルヴィンは、適切に利用できないとみなされる。それにもかかわらず、カルビンが取引におけるドナの役割を特定する供述をしたのは、ドナに責任を押し付け、検察側との有利な司法取引を確保するか、カルビンが実際には取引に全く関与していなかったと逮捕した警官を説得しようとする意図からであった。このような検察の機嫌を取るための供述は、供述者の刑事上の利益に反するものではなく、「利益に反する供述」の例外として適切に認めることができない。

(d) たいめんせつやく

カルヴィンの供述が共謀者の証言として伝聞法則から免除されても、カルヴィンが実際に証言しない限り、ドナの裁判では不利になることはありえない。憲法修正第6条のもと、刑事被告人は自分に不利な証人と対決する憲法上の権利を有している。最近の最高裁判例であるクロフォード対ワシントン裁判において、裁判所は、被告人が(1) 事前に申告者に反対尋問する機会があったか、(2) 裁判で申告者を証人として反対尋問する現在の機会がない限り、証言的性質を持つ伝聞供述は刑事被告人に対して認めることができない、と判示した。ある供述が「証言的」であるとは、その供述が刑事被告人の訴追において不利に使用されることを、供述者が合理的に予見し得た場合をいう。ここで、CalvinはDonnaがコカインを所有している人物であると警察官に話したので、彼の供述がDonnaを起訴するために使用されることを合理的に予見することができ、証言となる。カルビンがドナの裁判で証人として出廷し、ドナの反対尋問を受けなければ、彼の法廷外供述はドナに対して合憲的に認められない。

2. Nedの専門家の証言は、適切に承認されました。

関連性についての議論のとおり、ネッドの証言は、(1) ドナがカルヴィンを使ってコカインを運んだという検察側の理論をより確かなものにし、(2) その証明力が大きく、ドナへの偏見のリスクによって実質的に相殺されないことから、一般に認められる。

専門家証人は、有効な宣誓を行うことに加え、(1) 専門家の意見が事実認定者にとって有用である主題である場合、(2) 証人として適切な資格がある場合、(3) 専門家の意見が信頼できると裁判官が認める場合、および(4) 専門家の意見に適切な根拠がある場合に専門家証言をすることが認められています。

ここで、麻薬の売人が通常、他人を利用して麻薬を運ぶかどうかは、一般人の常識では考えられない問題であり、専門家の意見が有用なテーマである。ネッドは、「麻薬局配属の経験豊富な刑事」として、麻薬ディーラーの行動パターンに関する専門的な知識と経験を有しており、おそらく専門家として適格であろう。

また、裁判官は、専門家の意見が信頼できること、すなわち、専門家が結論に達するために使用した方法論が信頼できるものであり、その方法論が本件の事実「適合する」ことを、優越によって認めなければならない。ドーバート事件では、裁判官は、専門家の方法論の信頼性を検討する際に、以下の要因を考慮することができる。(1) ピアレビューの存在、(2) 専門家の方法論の誤り率、(3) 方法論の検証可能性、(4) その分野の専門家に一般的に受け入れられた方法論かどうか。ここで、ネッドの方法論は、麻薬の売人について、以下のような結論に達している。

customarily use others to transport drugsは、おそらく麻薬事件を扱った経験、そしておそらく「他人を使った」麻薬事件の他の麻薬事件に対する割合の分析であったと思われます。その方法論を裁判所に説明し、裁判官がそれを信頼できると判断し、本件の事実（売人のために他人を利用して麻薬の運搬をしたとされる）に適切に「適合」として判断すれば、裁判所はその鑑定を信頼できると判断する。

最後に、専門家の意見には適切な根拠がなければならない。それは、すでに証拠にある事実、またはその分野の専門家が一般的に依拠する証拠にない事実のいずれかに基づくものでなければならない。ネットが結論を出したデータセット[sic]が証拠として認められなかったと仮定すると、それは、その分野の他の麻薬ディーラー行動の専門家が信頼するデータであることが示されなければならない。

3. Calvinのレンタカーの領収書の写しは、適切に認められていない。

ここで認められようとする証拠は一片の文書（領収書）であるため、関連性があるだけでなく、それが目的とするものとして認証され、該当する場合は最良の証拠規則を満たし、伝聞法則によって妨げられないことが示される必要がある。

ここで、もし領収書が信じられたら、ドナが車を借りて、カルヴィンに薬物を流通させるために運転させたという検察側の説が成り立たなくなる傾向があります。したがって、これは関連性がある。さらに、検察側への偏見的効果は、誰が実際に車を借りたかについての領収書の証明力に比べて、実質的に上回るものではありません。

つまり、弁護側は、合理的な陪審員が法廷にあるレシートが車から回収されたものであると判断するのに十分な証拠を提示しなければならないのである。ドナは、実質的に中断のない保管の連鎖を立証し、彼女が個人的にカルヴィンの車からレシートを回収して以来安全な場所に保管していたこと、誰もそれにアクセスして実質的に変更する機会がなかったこと、そしてレシートの内容は実際には彼女が車から回収したときから実質的に変更されていないことを証言すれば、これを行うことができます。

弁護側は領収書の内容を提示しているため、最良の証拠規則がここでも適用される。この規則では、原本または機械的に作成された複製（sic）を証拠として提出する必要がある。ここで、ドナが、提示されたコピーがオリジナルの領収書から機械的に作られたものであることを示すことができれば、このルールは満たされる。

最後に、領収書は、その真実性（Calvinが逮捕の6ヶ月前に車を借りたこと）のために提供された法廷外の陳述であるため、免責または例外が適用されない限り、伝聞であり、容認されることはない。ここで、領収書は「業務記録」の例外で認められるかもしれない。もしドナが、その領収書がレンタカー会社の通常の業務の過程で作成され、そのような記録が通常保管される方法で作成され、車がレンタルされた時かその前後に作成されたと証明できれば、その例外が適用されることになる。しかし、そのためには、レンタカー会社の記録管理者が、これらの要素について裁判で証言する必要がある。弁護人がレンタカー会社の記録管理者を提示しなかったと仮定すると、領収書は業務記録とはみなされず、適切に認めることはできない。

4. ドナに対する反対尋問の質問は、おそらく許されるべきではないでしょう。

前述したように、事件の重要事実を真実である可能性を高める傾向のある事実の一部、またはこの場合は質問は、関連性があり、一般的に容認されるものである。ここで、もしドナが所得税申告で嘘をついたとしたら、それは彼女の証人の信用度を下げ、麻薬の売人である可能性を高くする。従って、この質問は関連性があるとして一般に認められる。

を示す目的では、性格証拠は一般に認められない。

しかし、証人が過去に犯した具体的な悪行など、証人の真実性に関する性格的証拠は、反対尋問を行う当事者が誠実な根拠を持っている場合に限り、その証人の信頼性を損なうために使用することができる。しかし、証人が以前に行った具体的な悪行を含む証人の真実性に関する性格証拠は、反対尋問を行う側がそのような以前の悪行が実際に行われたと信じる誠実な根拠がある場合に、彼女の信頼性を弾劾するために使用することができる。ここで、Donnaが確定申告で嘘をついたかどうかは、彼女の信憑性に関わることであり、したがって人格的証拠となる。反対尋問の質問は、ドナの信用性を弾劾する目的で行われたが、検察側は、ドナが所得税申告で嘘をついたと信じるに足る実際の証拠を持っていたわけではない。その代わりに、この質問の根拠は、麻薬の売人は通常、収入を報告しないという一般的な印象であった。この印象

は検察側が正直に抱いたものであるが、麻薬の売人であることさえ証明されていないDonnaに関連するため、その根拠は脆弱である。しかも、この質問は、陪審員の心理に偏見を与え、被告人自身の信憑性を疑わせる効果を生む。このように、この質問の偏見的效果は、その弱点を大幅に上回るものである。証明力があるため、認められないはずです。

**2007年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題および
選択回答集**

本書は、2007年7月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する厳選された解答2問を収録しています。

答えは、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>問題番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	不動産	1
2	不法行為	10
3	エビデンス	22
4	刑事訴訟法／憲法	36
5	レメディー	45
6	共同財産	56

質問3

Daveは、オイル交換のために地元のサービスステーションに自分のスポーツカーを持ち込みました。整備士は車の整備中にブレーキをチェックし、修理が必要であることに気づきました。次のような出来事があった。

(1) メカニックがヘルパーに「デイブはブレーキを直した方がいい。僕には悪く見えるよ。

(2) メカニックは、（自分ではブレーキを観察していない）ヘルパーに作業指示書に書くように指示した。「と指示し、それをヘルパーが作業指示書に書き込んだ。しかし、現在、ヘルパーは、自分が作業指示書にどのような言葉を書いたか覚えていない。

(3) 何時間も経ってからDaveが車を取りに行ったとき、HelperはMechanicがDaveに「あなたのブレーキは悪いと思う。ブレーキを直した方がいいよ。

(4) デイブは、「驚かないよ。最近、ちょっとおかしいと思われていたようです」と。

(5) その日の夜、ヘルパーがメインストリートを歩いていると、背後で衝突の音がし、その後に傍観者が叫んだ。「スポーツカーが赤信号を無視して、トラックにぶつかったんだ」。

事故に遭ったスポーツカーは、デイブがメカニックから引き取ったばかりのものだった。トラックの所有者はポリーであった。Pollyは、この事故で被った損害についてDaveを過失で訴えました。ポリーの訴状では、事故はスポーツカーのブレーキが故障したため、スポーツカーが赤信号を走ったことが原因であると主張しました。Pollyの責任論は、Daveが自分のブレーキが悪いことを知っていたか、知るべきだったというもので、そのような状況で車を運転することは過失であるとしています。

ポリーは、ヘルパーを証人として呼び、(1)～(5)の事実について証言させた。を提出し、また、(2)の作業指示書を証拠として提出した。それぞれについて、適切な反論がなされたと仮定する。

裁判所は、(2)の作業指示書を含め、(1)～(5)の証拠の提出を認めるべきでしょうか。議論してください。

質問3への回答A

ポリー対デイブ

(1) "デイブはブレーキを直した方がいい

い" 論理的な関連性

関連性のある証拠のみが認められる。証拠が論理的に関連するのは、その証拠が訴訟にとって結果のある事実を、その証拠がない場合よりも可能性が高いか低いかにする何らかの傾向がある場合である。

ここで、PollyはDaveとの事故は彼の車のブレーキの不具合によって引き起こされたと主張しています。したがって、ブレーキが悪そうだという発言は、ブレーキが悪いということを立証するために関連性があるでしょう。しかし、Pollyの責任理論は過失であり、Daveはブレーキが悪いことを知っていたか、知るべきだったので、MechanicがHelperに言ったことは、Daveに知識があったことを示すのに無関係です。従って、この発言の論理的妥当性はごくわずかです。

法的な関連性

それ以外の法的証拠は、証拠の証明力が、被告への不当な偏見、陪審員または争点の混乱、または時間の浪費の危険性によって実質的に相殺される場合、認められない場合があります。

この証拠には不利な点はないだろう。しかし、Pollyの請求は過失によるもので、Daveが聞かなかった発言は、ブレーキの欠陥に関する彼の知識とは関係がないため、やはり陪審員を混乱させる可能性があります。

個人の知見

証人は、自分が個人的に知っていることについてのみ証言することができます。これは、証言する証人にも、伝聞調書における申告者にも当てはまります。

ここで、メカニックは検査を行っていたため、デイブのブレーキの状態を個人的に知っていました。また、ヘルパーはメカニックの発言を聞いていたため、メカニックの発言について個人的に知っていたこととなります。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明する目的で認められる、法廷外の陳述のことです。伝聞は、免除されない限り、または例外が適用されない限り、容認されません。

メカニックのヘルパーに対するコメントは法廷外でなされたものであり、ブレーキが不良であったことを示す目的で紹介されています。従って、この発言は伝聞であ

る。

プレゼントセンス・インプレッション

自分の観察または印象に関して、観察中または観察または印象の直後になされた陳述は、伝聞の例外として認められる。

ここで、メカニックはDaveのスポーツカーを整備しているときにこの発言を行った。したがって、Daveのブレーキに対する印象に関する「They look bad to me」発言は、目視検査と同時に行われたため、現在の感覚的な印象として認められる。

ステート・オブ・マインド

その時の心境に関する供述は、伝聞の例外として認められる。

ここで、メカニックは整備士であったため、欠陥のあるブレーキがもたらす危険性を認識していた。したがって、「Daveはこのブレーキを直した方がいい」と言ったとき、彼はおそらく、このブレーキがDaveと他のドライバーに危険をもたらすという心的思考を持っており、Daveがブレーキを直す必要があるという知識に基づいて発言していたのでしょう。

したがって、この供述は、Daveが自分のブレーキの状態を知っていたかどうかとは関係がないため、証明力が低く、おそらく認められるべきではないでしょう。

(2) 作業指示書 - "ブレーキの点検 - 修理?"

"論理的・法的妥当性

Daveが作業指示書を受け取ったと仮定すると、"Inspected brakes - repair?" の文言は、作業指示書がない場合よりも、Daveが欠陥のあるブレーキについて知っていたことを関連付ける傾向が非常に強いと考えられます。作業指示書には不利な点は何もないので、デイブに不当な偏見が生じる危険性はありません。さらに、この陳述書の高い証明力を考えると、陪審員を混乱させたり、司法資源を浪費させたりするリスクはないだろう。

トーテムポールヒアサー

ある伝聞証拠が他の伝聞証拠を含んでいる場合、各発言が認められるためには、例外に該当する必要があります。ここで、作業指示書と、指示書に記録されたメカニックのヘルパーへの発言は、いずれも法廷外で行われたものであり、その真実性が認められるため、伝聞証拠となります。どちらかの供述が認められない場合、証拠全体が認められないこととなります。

ビジネスレコードの例外／ワークオーダー

業務記録に記録された情報は、記録や報告の義務を負う者が記録した場合、伝聞

の例外として認められる。

情報を個人的に知っている人が、その記録を通常の業務の過程で保存した場合（つまり、その記録は訴訟を想定して作成されたものであってはならない）。

ヘルパーはメカニックを補佐しており、メカニックはヘルパーに対して、「ブレーキを検査し、修理するか」と作業指示書に記入するよう指示し、ヘルパーはそれを実行した。従って、ヘルパーはそのような情報を記録する義務を負っていた。整備工場であることから、作業指示書の作成は通常の業務の一部であると思われる。また、ヘルパーは、メカニックの発言を聞き、それを作業指示書に記録していることから、メカニックの発言を個人的に知っていたことになる。

従って、メカニックの供述が例外に該当する場合は、証拠全体を認めることになります。

Present sense Impression / "ブレーキ点検～修理?"

メカニックの発言は、ブレーキを点検した直後であるため、ブレーキの修理が必要であるという印象から、現認に該当すると思われます。

State of Mind / "点検済みブレーキ-修理?"

さらに、メカニックは、デイブのブレーキの状態が悪く、修理が必要であることを認識していたことを話していたはずです。

記録された回想

書面に記載された出来事について個人的に知っている者、または個人的に知っている者の指示により作成され、その者が採用したもので、出来事が発生した直後に作成され、その出来事が真実かつ正確に描写された書面は、記録された記憶として認められる。

ここで、ヘルパーはメカニックの話聞いたのと同時に作業指示書を作成したため、作業指示書は話の内容を忠実に記録したものと思われ、記録された記憶として認められることになる。

ベストエビデンスルール

証人が書面の内容について証言し、その内容が実際に争点となっている場合、最良の証拠規則では、証拠を提出しようとする当事者の意図的な違法行為によるものではなく、書面が紛失または破棄されていない限り、その書面を証拠として認めることが要求されています。

ここでは、ヘルパーが作業指示書の内容について証言しているので、作業指示書が入手可能であれば、それが最良の証拠として証拠に認められるべきです。Daveに提供された作業指示書が、Daveが自分のブレーキの不良を知っていた、あるいは知るべきだったことを示す目的で提出されるのであれば、最良の証拠というルールが間違いなく適用されます。

を暗示する。しかし、それが入手できない場合、ヘルパーは、書かれていた言葉を覚えていれば（ここでは覚えていない）、作業指示書の内容についての証言が許されるでしょう。

爽やかな思い出

証人が以前は何かについて個人的な知識を持っていて、証言台にいる間、単に詳細を思い出すことができない場合、その記憶をリフレッシュする目的で、証人に何かを見せることができます。証人の記憶がよみがえったら、見せられたものを取り上げて、よみがえった記憶に基づいて証言してもらわなければなりません。見せられた品物は、相手方の要求に応じて提供されなければならない。

ここで、作業指示書が入手可能であれば、作業指示書に書いた言葉についてヘルパーの記憶を呼び覚ます目的で、ヘルパーに見せることができます。

従って、作業指示書は認められるべきでしょう。メカニックが言ったことに関するヘルパーの証言は、Daveが自分のブレーキの状態を知っていたこと、または知っているべきだったことを示す目的には関係がないため、認められるべきではない。

(3) "ブレーキが悪いのでは?"

論理的・法的妥当性

メカニックがDaveにブレーキの調子が悪いと言ったという情報は、PollyのDaveに対する苦情の根拠である、Daveがブレーキの調子が悪いことを知っていたか、知るべきだったことを立証するために極めて有効である。なぜなら、Pollyの過失の主張全体は、Daveが自分のブレーキの状態を知っていたかどうかにかかっているからです。したがって、高い証拠能力を考えれば、陪審員を混乱させたり、司法資源を浪費させたりする可能性はない。

個人の知見

ヘルパーはデイブに対する発言を聞いているので、発言の内容を個人的に知っている。

伝聞

Daveに対するメカニックの発言は、Daveのブレーキの調子が悪いという真実を立証する目的で認められています。従って、この発言は伝聞である。

所持者への効果

法廷外陳述の非伝統的用途の1つは、聞き手に及ぼす影響を示すことである-したがって、陳述は主張された事項の真実性については認められない。

メカニックの供述は、その真実性のために認められているのではなく、聞き手に与える影響、あるいはデイヴに与える影響を示す目的で、非伝聞として認められ、ブレーキが悪いかもしれないと言われたことを示すために認められるでしょう。

したがって、この陳述書は認められるべきである。

"私は驚いていません。最近ちょっとおかしいと

思われているようです。"論理的・法的妥当性

また、PollyのDaveに対する請求は過失に基づくものであるため、Daveが自分のブレーキに欠陥があることを知っていた、または知るべきだったという証拠は、Daveに過失があったことを立証する上で非常に有力である。なぜなら、通常の合理的な慎重さを持つ人なら、自分のブレーキが悪いと知れば、他の整備士に点検してもらい、ブレーキを修理し、車の運転を止めるはずだからである。さらに、Daveは、メカニックが自分のブレーキが悪いと考えていることを聞いても驚かず、実際に自分でもブレーキの感触がおかしいと感じていたことから、ブレーキが悪いかもしれないということを実際に知っており、したがって、Daveがブレーキが悪いと言ったとしても、Daveにとっては修理を受ける必要があることがより明らかになったただけだったはずである。

この発言は、デイヴの立場にとっては極めて悪い証拠であり、ポリーにとっては極めて良い証拠であるが、証拠が自分のケースにとって悪いというだけでは、その証拠が不当に不利になることはない。

個人の知見

HelperはDaveのMechanicに対する供述を聞いていたため、その内容を知ってい

た。ヒアリング

その発言は、その真偽が認められているから伝聞なのです。もしデイヴが、メカニックが自分のブレーキが悪いと思っていることを聞いても驚かず、実際にブレーキの感触がおかしいと感じたのなら、ブレーキが悪いということを実際に知っていたこととなります。

当事者性のある相手方の入場

アドミッションとは、訴訟の当事者によってなされた発言が、訴訟の相手方当事者によって、発言者に対して証拠として認められることです。連邦証拠規則の免責事項として非伝統的なものである。

ここでは、Daveは訴訟の当事者であり、訴訟の敵対者であるPollyが自分に対する陳述を認めているため、当事者である相手方の承認となります。

心神喪失の情況証拠

状況についての知識など、発言者の心境を示す状況証拠は、連邦規則では非伝統的証拠とされる。

ここで、この供述は、Daveが自分のブレーキが悪い、あるいは悪いかもしれないということを知っていたことを示しています。したがって、この証拠は、DaveがMechanicに声明を出した時点の心境を示す目的で認められるものです。

したがって、この陳述書は認められるべきである。

(5) "スポーツカーが赤信号を無視してトラックに突

つ込む"論理的・法的妥当性

Daveが赤信号を無視してPollyのトラックに衝突したことは、Daveに事故の過失があったことを立証する目的で極めて有効である。その目的のためには極めて有力な証拠となる。しかし、Daveが赤信号を突っ切ったこと、Pollyに衝突したことは、結果的にあまり重要な事実ではないようです。実際、これらの事実は立証されているようですから。ここでの真の争点はDaveの過失、特にブレーキが悪いことを知っていたか知らなかったかであるため、事故の原因に関する証拠を提出することは陪審員を混乱させる可能性がある。

個人の知見

ヘルパーは傍観者の叫びを聞いたので、その内容を個人的に知っている。

さらに、バイスタンダーの叫びの内容から、彼は叫びをあげた事実を個人的に知っていたことが明らかである。

伝聞

Daveが赤信号を突っ切ってPollyのトラックに衝突したことを示す目的で、傍観者の絶叫が認められているため、伝聞にあたります。

エキサイトウオーター

興奮する出来事の最中または直後に、申告者がまだ興奮する出来事のストレス下にある間になされた陳述は、伝聞の例外の下で認められる。

ここで、事故を目撃するということは、非常に大きな音であるため、興奮する出来事である。人は、自動車事故の音を聞くと、事故に巻き込まれた人を助けるために何かしなければならないことはないかと、飛び起きるものである。この供述はヘルパーが衝突音を聞いた直後になされたため、供述者はその出来事のストレス下にあったと思われ、したがって興奮した発言として許容される。

プレゼントセンス・インプレッション

さらに、傍観者は、彼が叫ぶ直前に視覚的に目撃したものについて証言しており、その発言は、傍観者が直前に目撃したものに関連しているため、現在感覚の印象として認められるだろう。

したがって、陪審員を混乱させる可能性はあるものの、PollyはDaveが車で彼女にぶつかったことを証明する権利があり、単にブレーキに関する過失の問題を争うだけではないから、この陳述書を認めるべきである。

質問3への回答B

ポリー対デイブ

提案8は、カリフォルニア州憲法に組み込まれた被害者の権利章典です。したがって、すべての刑事事件では、いくつかの例外を除いて、関連するすべての証拠が認められます。ここでは、民事事件であるため、提案8のルールは適用されません。

1. メカニックからヘルパーへのコメント「デイブはブレーキを直した方がいい。俺には悪く見えるけど。」

関連性

証拠が認められるためには、その証拠が論理的かつ法的に事件に関連していなければなりません。

論理的妥当性

FRE の下では、証拠は、結果的な事実を、その証拠がない場合よりも可能性が高いか低いかにする傾向がある場合、論理的に関連性があるとされています。従って、メカニックのヘルパーに対するコメントは、ブレーキに欠陥があったことを示す傾向があるため、論理的に適切である。CAの規則では、争点となっている事実を証明または反証する傾向がある場合、証拠は論理的に関連性がある。ここで、Daveがブレーキに欠陥があることを争っているかどうかは不明です。Daveがブレーキに欠陥があると争っているならば、メカニックがヘルパーに言ったことはブレーキに欠陥があったことを証明する傾向があります。しかし、Daveがブレーキに欠陥があることを認め、むしろ欠陥があることを知らなかったと主張しているだけなら、カリフォルニア州の規則では、この発言は争われている事実を証明も反証もしないので、論理的に適切ではないでしょう。

法的な関連性

証拠は、その証明力が不当な偏見や不当な遅延を上回れば、法的な関連性があります。ここでは、この証拠はブレーキが壊れていたことを示すのに有効である。また、たとえブレーキに欠陥があったとしても、デイブは欠陥があることを知らなかったと主張する可能性があるため、不当な偏見に勝ります。

レイテステイモニー

ここでは、Helperの証言は専門家の証言ではなく、一般人の証言として紹介されています。なぜなら、彼は自分が聞いたことを証言しているのであって、ブレーキについて自分が行った観察や作業について証言しているのではありません。一般人の証言は、個人的な観察に基づく有益なものでなければなりません。この証言は、ブレーキが故障していたこと、およびヘルパーがメカニックのコメントを個人的に聞いていたことを示すのに有用なものです。しかし、この証言を認めるためには、ヘルパーは宣誓をしなければならず、カリフォルニア州では、ヘルパーが真実を述べる法的義務があることを知る必要があります。

伝聞

ダイブは、これは伝聞であり、いかなる例外の下でも認められないと主張するでしょう。伝聞とは

主張された事柄の真実のために提供された法廷外の陳述書。これは、ブレーキが壊れていたことを証明するために提供された、整備士からヘルパーへの法廷外の陳述であるため、伝聞である。

真偽を問わない。

法廷外供述は、a) 聴衆への影響、b) 申告者の心境、c) 弾劾、d) 法律的に有効な表現、e) 記憶を呼び戻すため、などの目的で提出される場合、主張された内容の真実性については提出されず、したがって、証拠能力があるとされます。ここでは、Pollyがこれらの目的のために証拠を提出したことを示すものではありません。

主張された内容の真偽を確認するために提供されるが、伝聞の特例

さらに、法廷外の供述は、その真実のために提供されるが、免除される伝聞（カリフォルニア州では、これらはすべて免除ではなく、伝聞の例外である）：a) 宣誓下での事前の矛盾した供述、b) 事前の一貫した供述、c) 事前の識別、または d) 当事者相手による容認ができる。ここでは、これらのどれにも該当しない。

さらに、伝聞は、多くの伝聞の例外のいずれかに該当する場合、許容される場合がある。例外の1つは、法廷外の宣誓者が入手できない場合である。「入手不能」とは、法廷外証言者（メカニック）が、a) 裁判所の召喚権を超えている、b) 特権を行使している、または、c) 死亡している、ということである。FREでは、法廷外証言者が「利用できない」とみなされる場合として、a)記憶がない、b)召喚に応じない、の2点を挙げています。本件では、メカニックが「入手不能」であることを示すものはなく、従って、これらの伝聞の例外は適用されない。

主張された事項の真偽のために提供され、法廷外の宣誓者が利用できない場合は関係ない。

さらに、法廷外での証言者の有無にかかわらず、伝聞の例外のカテゴリーがあります。ここで、ポリーは、メカニックの供述は現認として認められるべきであると主張することができる。

プレゼントセンス・インプレッション

法廷外の供述が現在感覚的印象である場合、例外的に伝聞となる。現在の感覚的印象とは、同時期または直後の出来事を記述した陳述書です。カリフォルニア州では、この例外は、その活動に「従事している」人物によってなされた陳述のみに狭く解釈されます。この場合、Mechanic は、自分が参加している、あるいは観察している出来事について述べているわけではありません。むしろ、Daveのブレーキの状態についてコメントしているのです。従って、これはどのような例外にも該当しない伝聞である。

2. メカニックがヘルパーに指示し、作業指示書に記入。"ブレーキ点検済み、修理しますか?"

関連性

ここで、作業指示書は、ブレーキが壊れていたことを示す傾向があるため、論理的に関連性があります。ここでもし、これが争点になった場合、カリフォルニアではこれも論理的に

1で述べたのと同じ理由で、これも法的な関連性があります。

ベストエビデンス

ここで、最良の証拠は、間違いなく作業指示書である。ヘルパーは、自分が作業指示書に書いた言葉を思い出すことが困難であるため、特にそうである。

伝聞

ここでは、1) ヘルパーは自分ではブレーキを観察していなかったため、指示されたことを書き留めただけである、2) ヘルパーの作業指示書の記述は法廷外での発言である、という理由から伝聞の中の伝聞である。

メカニックからヘルパーへの指示

ここでも、メカニックが証言不能になったという証拠はない。

プレゼントセンス・インプレッション

ポリーは、これが現認であると主張するかもしれない。メカニックがブレーキを点検した直後の発言であれば、現認として認められるかもしれませんが。しかし、カリフォルニアでは、このコメントは、メカニックがブレーキの修理に従事している間になされたものではないので、このコメントは、現認として認められない。

作業指示書へのヘルパーの書き込み

ヘルパーが作業指示書に「ブレーキを点検しました-修理しますか」と書いたのは伝聞の中の伝聞です。

過去の回想が蘇る

ポリーは、過去の記憶のリフレッシュとして、これを紹介することができるかもしれません。当事者は、証人の記憶を呼び覚ますために何でも使うことができます。ここで、PollyはHelperに作業指示書を見せて、Helperの記憶を蘇らせることができます。しかし、作業指示書を証拠として読み込むことはできません。もし、Helperが作業指示書を見て記憶を取り戻したのであれば、彼は単独で証言することができます、それが紹介されることとなります。しかし、作業指示書を見てHelperの記憶が蘇らない場合、Pollyの弁護士は、記録された過去の記憶に目を向けることができます。

過去の回想録の記録

記録された過去の記憶は、その出来事がまだ新鮮なうちに、その時またはその近くで行われたものであれば、認められる可能性があります。ここでは、メカニックがブレーキを点検した直後に作業指示書が作成され、ヘルパーがすぐに作業指示書に書き込んだと思われるので、出来事発生時またはそれに近い時期に作成されたこととなります。従って、作業指示書は証拠として読み取ることはできても、証拠として提出することはできません。

事業記録

ポリーの弁護士が実際に作業指示書を証拠として提出したい場合、最も良い方法は、ビジネス・レコードとして提出することです。ビジネスレコードは、ビジネ

ス上の義務を負う者によって作成され、ビジネスの通常のコース/練習で、イベントの時または近くに、知識を持つ人によって記録され、それが信頼できる場合、導入することができます。ここで、この記録は、業務上の義務を負うヘルパーによって作成されたものである。さらに、これらの

作業指示は、通常の業務の過程および実務の中で行われるものである。この作業指示は、訴訟を想定して作成されたものではありません。HelperはMechanicの指示により作業指示書を作成したため、知識のある者が作成したものである。また、HelperもMechanicも過失者ではないので、信頼性の要素が総合的にある。

したがって、作業指示書は業務記録として認められるべきものである。

3. メカニックがデイブに「あなたのブレーキは悪いと思う。修理したほうがいいよ。」

関連性

ここで、Daveに対するMechanicの発言は、Daveが自分のブレーキの不具合を知っていたことを証明する傾向があるため、適切なものです。また、カリフォルニア州では、Daveが自分のブレーキの不良を認識していたかどうか争点になっているため、この供述は認められるでしょう。さらに、その証明力は非常に高く（Daveが自分のブレーキの不良を知っていたことを示す）、不当な偏見や遅延の可能性は低いため、これは法的に適切です。

レイオピニオン

ここで、ヘルパーは、陪審員にとって有益であり、また、メカニックがデイブにこのようなコメントをしたのを、ヘルパーはその場において耳にしたため、このことについて証言することができるのである。

伝聞。持ち主への影響

ここで、Daveは、これほどの例外にも当てはまらない伝聞であると主張します。しかし、Pollyは、これは伝聞ではないと反論します。むしろPollyは、これは主張された事柄（ブレーキが実際に悪く、Daveはそれを修理するべきだということ）の真実を証明するために提供されているのではないと主張するでしょう。むしろ、これは聞き手(Dave)に与える影響を示すために提供されているのです。Pollyは、この証言はデイブが自分のブレーキに欠陥があることを知っていた（あるいは知るべきだった）こと、そしてその問題を解決せずに車を運転したことに過失があったことを証明するために提供されたと主張するでしょう。従って、この証言は伝聞ではなく、認められるべきです。

4. DaveからMechanicへ、「驚かないよ。最近ちょっとおかしいと思ってたんだ。」

関連性

このコメントは、Daveが自分のブレーキに欠陥があることを知っていて、それゆえ車の運転に過失があったことを示す傾向があるため、適切なものです。さらに、カリフォルニア州では、Daveが自分のブレーキに欠陥があることを知っていたかどうか争点になる可能性が高いため、これは論理的に適切です。さらに、その証明力はあらゆる偏見を上回るため、法的にも適切です。

伝聞

問題の真相を主張するためではない

まず、ポリーは、これは主張された事柄の真実のために提供されたのではなく、むしろ宣言者の心の状態（デイブはブレーキに欠陥を知っていたこと）を示すために提供されたと主張するでしょう。さらに、Pollyは、後でこれを次のような弾劾証拠として提出したいと思うかもしれません。

デイブが、自分のブレーキに欠陥があることを全く知らなかったと証言した場合。

また、Pollyは、a)事前の矛盾した陳述、またはb)当事者である相手による承認という伝聞の免除（FRE）/例外（CA）の範囲内であると主張しようとするかもしれません。

過去の矛盾した発言

ここで、Daveがブレーキの調子が悪いことを知らなかったと証言した場合、Pollyはこれを事前矛盾陳述として提出できる可能性があります。カリフォルニア州では、事前の矛盾した供述が宣誓のもとに行われることを要求していないので、これは伝聞の例外として認められます。しかし、FREの下では、これは宣誓の下になされたものではないので、認められません。

当事者による入場 反対者

ここで、Pollyはこれを、相手（デイブ）が自分のブレーキに欠陥があることを認めたものとして紹介しようとしします。そのため、伝聞の免責事項（カリフォルニア州では例外）に該当します。ここで、これは、ブレーキが変な動きを知っていたというDave自身の自白であり、したがって伝聞の例外として認められるはずで

また、Pollyは、これは利益に対する申告（Daveの金銭的、刑罰的、社会的利益に反するもの（カリフォルニア州のみ））であると主張することができます。しかし、この伝聞の例外は、法廷外の宣誓者が入手できない場合にのみ有効であり、ここではDaveが入手できます。

主張された事項の真偽のために提供され、法廷外の宣誓者が利用できない場合は関係ない。

さらに、これは伝聞の例外として現在の心境として提供することができる。

5. 傍観者、"スポーツカーが赤信号を無視してトラックに突っ込んだ"

関連性

ここでは、Daveが赤信号を無視してPollyにぶつかったことを示すので、この文は関連性があります。これは争点になっている可能性が高いため、カリフォルニア州でも論理的に関連性があるはずで

主張された事項の真偽のために提供され、法廷外の宣誓者が利用できない場合は関係ない。

プレゼントセンス・インプレッション

現認とは、ある出来事を記述するために、その出来事と同時期または直後に行われた印象を指します。カリフォルニア州では、法廷外の申告者がその出来事に関与していることが要求されます。この場合、Bystanderは、その直後から供述を行

った。

というのは、この発言はバイスタンダーが見たものを述べているのです。しかし、カリフォルニアでは、傍観者はその行為に関与していなかったため、これは認められないでしょう。しかし、FREのもとでは、これは認められるでしょう。

エキサイトウオーター

興奮した発言とは、びっくりするような出来事に関するもので、そのびっくりするような出来事に関連し、法廷外での宣言者がまだびっくりしている間になされたものである。ここでは、傍観者は驚くべき出来事（交通事故）について話しており、それは傍観者がまだ驚いている間になされたと思われる（確かに、交通事故を見るのは驚きであり、人は事故を見た直後に驚くだろう）。さらに、その傍観者のコメントは、そのびっくりするような出来事に関連している、つまり、傍観者は何が起こったかを語っているのである。

したがって、この発言は例外の範囲内で伝聞として認められるべきものである。



カリフォルニア州弁護士会アドミッシ
ョンオフィス

180 Howard Street - San Francisco California 94105-1639 - (415) 538 - 2300
1149 South Hill Street - Los Angeles California 90015-2299 - (213) 765 -1500

2009年2月のエッセイ問題とその解答例 カリフォルニア州司法試験

本書は、2009年2月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する厳選された解答2問を収録しています。

答案は、合格者が書いたものであり、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	プロフェッショナルの責任	3
2	民事訴訟法	16
3	エビデンス	33
4	不法行為	50
5	契約内容	62
6	事業者団体	77

質問3

ダスティンは、3月1日の朝、カリフォルニアで起きた強盗事件に参加した罪で起訴されました。

(1) カリフォルニア州の裁判所で行われたダスティンの裁判で、検察側は強盗事件当時ダスティンと結婚していたウェンディを呼び出した。ダスティンとウェンディは裁判の前に離婚しており、ウェンディは証言を熱望していた。

Wendyの直接尋問では、以下のような質問がなされ、回答がなされた。

(2) 検事：3月1日の午後、ダスティンとは会っていない のですね。

ウェンディ：その通りです。

(3) 検事さんその日、ダスティンと話をしましたか。ウェ

ンディ：はい、午後に電話で話をしました。

(4) 検察官何を話したのですか？

Wendy：その夜、彼は会う約束をしていたので、帰りが遅くなると言っていました。

何人かでお金を分担して

(5) 検事：その日の夜、電話で他の人と話しましたか？

ウェンディ：はい。友人のナンシーが亡くなる直前に話をしたんです。

(6) 検察官だナンシーはあなたに何を言ったのですか？

Wendy：ナンシーは、その日の午後、ダスティンと一緒に「大きな仕事をやり遂げた」と話していました。

(7) 検察官ナンシーは、「大きな仕事を引き受けた」という意味を説明しましたか？

Wendy：いや、でも、ダスティンと一緒に何か犯罪を犯したということなんでしょうね。

適切な異議申し立て、特権の主張、取消しの動議がすべて適時に行われたと仮定すると、裁判所は、検察官が (1) の証人を呼び出すことを適切に認め、(2) ~ (7) の証拠を適切に認めたか。議論してください。

カリフォルニア州法に則って回答する。

質問3への回答A

1. Dを強盗罪で起訴した際、検察は強盗事件当時Dの妻であったWを証人として召喚した。

配偶者証人特権

カリフォルニア州は、民事と刑事の両ケースにおいて、配偶者の証言の特権を認めています。この特権の下では、人は配偶者に不利な証言を拒否することが認められている。しかし、この特権は、2つの理由から、Wの証言を禁止するものではありません。

まず、WとDはもはや結婚していないので、特権は適用されません。特権が適用されるためには、裁判の時点で配偶者が結婚している必要があります。

第二に、証言する配偶者が特権を持つので、Wが証言したくて証言することにした場合、Dは特権を主張して彼女の証言を阻止することができない。ここでは、Wは証言することを熱望しており、Dはそれを阻止することはできない。

したがって、Wは、強盗当時Dの配偶者であったにもかかわらず、またDの反対を押し切ってでも、【証人】として適切に呼び出されたのである。

夫婦間通信秘匿特権

カリフォルニア州はまた、夫婦間のコミュニケーションに関する秘密特権を認めています。この特権は、結婚中に行われた通信が秘密裏に行われた場合、その通信を保護するものです。WとDがもはや結婚していなくても、この特権は結婚中になされた発言に適用されます。さらに、DとWは共同で特権を保有し、DはWが秘密通信について証言するのを阻止することができます。しかし、特権はWが一般的に証言することを妨げるものではないので、Wは適切に証人として召

喚された。

2. 強盗プレゼン当日のDとの面会についての質問

Dは、この質問の形式が誘導的であることに異議を唱えるべきである。誘導尋問とは、証人に答えを示唆するような質問です。誘導尋問は反対尋問、または証人が敵対的であったり記憶が困難な場合の直接尋問においてのみ適切な質問である。ここでは、検察官が直接尋問で誘導尋問を行ったことは不適切であり、質問の形式に対する異議が維持されるべきです。

関連性

この質問は、誘導尋問ではあるが、それにもかかわらず、関連性がある。関連性のある証拠とは、重要な争いのある事実の存在を立証する傾向がある証拠である。ここで、Wが強盗の日にDを見たかどうかは、その日についてのDの抗弁やアリバイ次第で重要であると思われる。

それにもかかわらず、関連する証拠は、その証明価値が不当な偏見、時間の浪費、または混乱の危険によって実質的に相殺される場合には、容認されない。Wの回答には、これらの要因を示唆するものはなく、したがって、それは許容される。

3. Dプレゼンとの会話についてのWさんの回答

Dは、Wの回答は質問されていないことに答えるものであるから、その取り消しに応じるべきである。検察官の質問は、Wがその日にダスティンと話したかどうかということだけであった。Wは「はい」と答えればよかったのに、「午後」「電話で」と答えている。

は、裁判所によって抹消されます。カリフォルニア州では、尋問を行う側と相手側の双方が、証人の回答を抹消するよう申し立てることができます。

関連性

しかし、その答えは、Dが強盗の日はどこにいて何をしていたかに関係するため、重要な争点となる事実の存在に関連する可能性が高い。

4. Dの発言に関するWの証言 関

連性

Wの証言は、争点となる重要な事実、すなわち、Dが友人と金を分けるつもりだったという事実の存在を証明するために提供されるものであり、これはDが強盗に参加したことを示唆するものである。

それにもかかわらず、その偏見的価値が証明的価値を大幅に上回る場合には、証言を排除することができる。有罪を立証するものであるため、Dにとって不利であるが、陪審員の感受性に不当に訴えるものではないため、不当に偏見的であるとはいえない。したがって、この情報は適切である。

コンピテンス

さらに、Wは、Dの発言について、それを聞いたという個人的な知識があるので、証言能力がある。

伝聞

Dは、この証言が伝聞であることを理由に異議を申し立てるべきである。伝聞とは、主張された事柄の真偽を証明するために提供される法廷外の陳述のことであ

る。ここで、その

Dの法廷外供述は、Dが強盗に参加した証拠として、友人と会って金銭の分配をしていたことを証明するために提出されています。

ヒアリングの例外

検察側は、この供述にいくつかの例外が適用されることを主張すべきです。

政党別入場者数 反対派

まず、検察側は、Dの供述は当事者である相手方の自白であるため、カリフォルニア州法上、認められる伝聞であることを主張すべきです。被告人であるDは、検察側の当事者である相手です。友人とお金を分けるつもりだったという彼の供述は、事実を認めるものであり、したがって、当事者である相手方の自白として、許容される伝聞である。

現在の心境

さらに、検察側は、この供述は主張された事項の真偽を証明するために提出されているのではなく、Dの心理状態や友人に会いに行き金に分けるという意図、その意図を実行したことの状況証拠として提出されているので、許容できる伝聞であると主張する。そのための証拠の使用を制限する限定教示がなされる可能性がある。

プレゼントセンス・インプレッション

また、カリフォルニア州は、申告者が行動している時の行為について述べている場合、伝聞の例外を認めています。しかし、この発言は将来の行動に関するものであるため、この例外は適用されないでしょう。

夫婦間通信秘匿特権

Dはまた、この声明が夫婦間の通信の秘密特権によって特権を与えられていることを根拠に異議を唱えるべきである。上記のとおり、この特権は、裁判時に婚姻関係が終了している場合でも、供述がなされた時点で当事者が婚姻関係にあり、その供述が婚姻関係の秘密性を信頼してなされたものであれば、適用されるものである。Dは、友人とお金を分けるという発言は秘密保持を意図したものであると主張するだろう。その証拠能力を考えると、その主張には勝てる可能性が高い。Wが、その発言がなされたときに他の人がその場にいたために秘密保持がなかったことを示すことができない限り、裁判所はおそらく、特権を根拠にWの発言に関する証言を排除するというDの申し立てを認めるはずである。

5. Nancyとの会話に関する質問 質問形式

Dは、この質問が正解を示唆するものであり、直接尋問において不適切であるため、別の誘導尋問として異議を唱えることができる。

回答フォーム

また、Dは、その回答が質問で求められていない情報（「彼女が死ぬ直前」）を提供しているため、その回答に異議を唱え、取り消しを申請することができる。カリフォルニア州では、尋問を行う者と相手方の双方が、質問に対して応答していない回答を取り消すよう求めることができます。

関連性

Dは、この証拠は重要な争点となっている事実とは関係がないと主張することができる。質問の表面上、Wの友人ナンシーが死亡したことは無関係に見えるが

を、二人が話した直後に提出した。しかし、以下に説明するように、この情報は、ナンシーの供述に伝聞の例外（臨終の宣言）が適用されるかどうかを立証するための基礎固めに関連すると思われるので、その理由で認められる可能性が高い。

6. ナンシーの発言力証言

Wは、その発言について個人的に知っている、つまり、ナンシーが彼女にそれを言ったので、この証言を提供する能力がある。しかし、後述するように、彼女はその意味について証言する能力がない可能性がある。

関連性

ナンシーの供述は、Dの強盗への参加と有罪を立証する傾向があるため、争点となる重要な事実に関連するものである。

伝聞

Dは、この陳述書が伝聞であること、すなわち、ナンシーの法廷外での宣言が、主張された事項（彼女とDが強盗を行ったこと）の真実を証明するために提供されていることを理由に、この陳述書の承認に異議を唱えるべきである。

ダイイング・デクレアション・エクセプション

カリフォルニア州の臨終宣言の伝聞例外は、刑事、民事の両ケースで適用され、宣言者が死に至る状況について、死に際になされた陳述を認めるものです。ただし、カリフォルニア州では、申告者が実際に死亡していることが条件となります。

ここでは、ナンシーは実際に死亡しており、彼女の発言は死の直前になされたものである。しかし、その供述が彼女の死の状況に関連していたことを示すものは何もありません。おそらく、ナンシーが強盗中に負傷したのであれば、その供述は認められるだろうが、現在示されている事実では、その供述が彼女の死の状況についてなされたことを示すものは何もなく、したがって、この例外の下では容認されることはない。

利息に対する声明

また、カリフォルニア州は、申告者の供述が、その供述がなされた時点の経済的、社会的、刑罰的利益に反する場合、伝聞の例外を認めています。この場合、宣誓供述者は入手不可能でなければなりません。

ここでは、ナンシーは死亡しているため、利用できない。さらに、彼女とDが「仕事を引き抜いた」という供述は、彼女の犯罪性を示唆しており、したがって、彼女の刑罰上の利益に反するものであり、それがなされた時点ではそうであった。この例外規定に基づき、供述を認めるべきである。

7. ナンシーの発言に対するWの解釈 関連

性

ナンシーの発言に関するWのコメントは、争点となっている重要事実、すなわち、Dが3月1日に犯罪を犯したかどうかを証明することにつながるからである。

回答形式

Dは、検察官がWにナンシーの発言の意味を尋ねたのではなく、検察官がナンシーが意味を説明したかどうかを尋ねただけであり、したがってWの回答は無回答

であり、おそらく物語形式であるから、Wの回答の取り消しに応じるべきである

。

コンピテンス

しかし、**D**は、**W**にはナンシーの発言を解釈する能力がないという理由で、**W**の発言に異議を唱えるべきである。**W**が証言するように、ナンシーは「大きな仕事を引き受けた」という意味を説明しなかったので、**W**はナンシーの意味について個人的な知識はないのである。

レイオピニオン

Dはまた、**W**がナンシーが声明を出したときの意味について個人的な知識を持っていないため、**W**の声明がレイ・オピニオンの証拠を提供しているという理由で異議を唱えることもできる。素人意見は、証人の知覚に合理的に基づいており、陪審員にとって有用である場合には、容認される。ここでは、陪審員は**W**と同様にナンシーの声明に対する解釈を提供することができるので、**W**の声明が陪審員にとって役に立つとは考えられない。**W**の意見に他の根拠（例えば、ナンシーと**D**が過去にその言葉を使ったことがあるとか、彼女が住んでいるところではそれが習慣になっているとか）がない限り、**W**はナンシーの陳述の解釈を述べることを許可されるべきではない。

プロポジション8

カリフォルニア州の刑事事件では、一定の例外（伝聞法則や秘匿特権など）を除き、関連するすべての証拠が認められる。ここで、裁判所は、証拠の証明価値がその偏見的価値によって実質的に相殺されない場合、それがそうでなければ認められない一般人の意見であるにもかかわらず、その証拠が認められると判断することができます。

質問3への回答B

これはカリフォルニアでの刑事訴追であるため、プロップ8が適用されます。提案8は、不当な偏見のバランスに従うことを条件に、あらゆる関連情報を許容するものです。しかし、伝聞、レイプシールド、除外規定、特権、検察によって最初に提示されたDの性格の証拠、および二次的証拠には、プロップ8は適用されません。

1. 配偶者秘匿特権

証言者秘匿特権

カリフォルニア州では、民事・刑事の両手続において、証人は配偶者に不利な証言を拒否することができます。この特権は、有効な婚姻関係にある場合にのみ存在します。さらに、この特権を持つのは[証人]である配偶者です。

DとWは離婚しており、Wが証言を希望しているため、証言することができます。

ひみつつうしんすうはい

有効な結婚生活の過程で行われ、夫婦間の機密保持を意図したすべてのコミュニケーションは、特権を有します。当事者である配偶者は特権を保持し、したがって、証人である配偶者がこれらのコミュニケーションについて証言することを阻止することができます。婚姻中に行われたコミュニケーションは、離婚後も特権が維持されます。

したがって、Wendyは、婚姻中に彼女とDとの間で行われた秘密通信以外の情報を証言することができる。弁護人は、彼女が証言台に立つことを妨げることはできない。裁判所は、検察側の証人喚問を許可した。

2. ダスティンを見ていないのか・・・・・・・・・・。

関連性

ロジカル

認められるためには、証拠は関連性がなければならない。結果的に争われた重要な事実をより確かなものにする傾向がある場合、それは関連性があるといえる。

ここで、Dが本件午後にSの前にいなかったという事実は、Dが強盗に参加していた可能性をより高くする。したがって、関連性がある。

法的事項

論理的には関連性があるが、公共政策上の理由、または不当な偏見のリスクが証明力を大幅に上回るという理由で、証拠が除外されることがある。ここでは、これらのいずれも該当しない。

フォーム

検察側は、この質問が誘導尋問であると異議を唱えるべきです。誘導尋問とは、望ましい答えを示唆する質問です。証人が敵対している場合、不利な場合、思い出すのに助けが必要な場合を除き、直接尋問では許されない。これらの例外に該当するようには見えないので、質問の形式は不適切であった。

証人の力量

証人は、個人的な知識と現在の記憶に基づいてのみ証言することができる。ここで、Wは、現在の記憶から、その日に観察したことに基づいて証言している。したがって、適切である。

したがって、この質問は不適切な形式で行われたものであり、形式に対する異議は認められたでしょう。しかし、その回答は認められるだろう。

3. その日、Dと話をしたのですか？

関連性

この情報は、次の質問の土台を築くために関連するものである。WがDと話したということは、電話の会話で何かを話した可能性が高くなる。

さらに、不当な偏見や公序良俗に反する理由で除外されることもありません。

コンピテンス

証拠は現在の記憶と個人的な知識に基づくものである。

4. 何を議論したのですか

? 関連性

証拠は、Dが割り勘の金を持っていれば、強盗を行った可能性が高くなるという点で関連性がある。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために使用される法廷外の陳述のことです。カリフォルニア州の伝聞の例外に当てはまらない限り、容認されない。

Wは、Dが言ったことを伝聞しているが、それは主張された事柄、すなわち、お金を分けなければならないので帰りが遅くなるということの真偽を証明するために使用されるからである。検察は、Dが強盗の金を持っていることを証明するために、この伝聞を利用している。

例外 パーティ

一入場

この陳述書は、伝聞とはいえ、当事者承認伝聞の例外の下で認められるでしょう。当事者の供述は、その供述がなされたときに自分の利益に反していたか否かにかかわらず、認められる伝聞となる。

ここで、Dが「数え上げるお金がある」と発言したことは、当事者であるDが「分け合うお金がある」ことを認めたことになる。

利息に対する声明

さらに、その供述は、利害に反する供述という伝聞例外の下で認められる可能性がある。この例外が適用されるためには、その供述が申告者の利益に反するものであり、申告者が入手不可能であることが必要です。Dが証言しているかどうかは不明ですが、証言していないのであれば、彼は利用できません。さらに、この陳述は、彼が分割すべき金額を持っていることを認めているため、彼の利益に反すると主張することができます。

現在の心境

この例外は、意思表示が実行されたことを示す状況証拠としての意思表示を含む。Dの「人に会ってお金を分ける」という意思表示は、実際にそれを行ったという状況証拠として認められる可能性がある。

たいけつせいじょうけん

6th 修正条項により、刑事被告人は、自分に不利な証人に反対尋問をする権利がある。伝聞供述者の供述が認められる場合、その供述者が入手できず、証言せず、反対尋問の対象にもならず、供述が証言的であれば、対決条項に違反することになる。

宣言者は被告本人であり、証言的な証拠を提出したわけではないので、ここでは対決条項は適用されない。

プリビレッジ

上述したように、機密通信の特権により、この証言は禁止される可能性があります。有効な婚姻期間中に行われたものであり、機密保持を意図したものである。

したがって、弁護側はこの証言に対して適切に異議を唱えることができ、この証言は除外されるべきです。

したがって、その証拠は、当事者承認として許容される伝聞となるでしょう。しかし、秘密通信の配偶者特権が適用され、その証拠は除外される可能性が高い。

5. その日の夜、誰かと話したか.....。

関連性

次の質問の土台を作るのに関連する。Wがナンシーと話をしたのであれば、彼女がこれから証言する情報を得た可能性が高い。

フォーム

この回答は、証人に尋ねられた質問を超えているという点で、無回答である可能性があります。さらに、ナンシーが死亡したことを示すものがないため、証拠にない事実を仮定している可能性があります。そのため、形式に対する異議申し立てが認められるべきであった。

6. ナンシーは何を言ったんだ？

関連性

Dが実際に強盗に関与した可能性をより高める傾向があるため、関連性があるといえる。

伝聞

Wの証言は、主張された事項の真偽を確認するためのナンシーの法廷外陳述である。従って、例外が適用されない限り、許容されない。

例外事項

ダイイング宣言

臨終宣言の伝聞例外は、死が差し迫っていることを確信してなされた、死の状況の原因に関わる発言に適用され、カリフォルニア州法では、宣言者が実際に死亡することが条件とされています。カリフォルニア州では、民事、刑事の両ケースで適用されます。

申告者は実際に死亡しているが、その発言は死亡の原因や状況に関与していない。したがって、適用できない。

パーティーの入場料

共謀者による自白は、伝聞の例外として、共謀者仲間に対して認められることがある。その供述は、共謀に関するものであり、共謀が存在する間になされたものでなければならない。

Nと**D**は共謀者（2人以上の者が合意し、目的犯罪を完成させる意思を持つこと）であったと思われます。しかし、共謀は目的犯罪が完了した時点で終了するので、銀行強盗が完了した時点で、**N**と**D**はもはや共謀者ではなかったと思われる。したがって、当事者承認として認められない。

利息に対する声明

作成時に申告者の利益に反する発言であっても、この例外規定に基づき認められる場合があります。この例外が適用されるためには、申告者は入手不可能でなければならない。

ここで、**N**と**D**が大仕事をやり遂げたという発言は、解釈によっては、発言した時点で**N**の利益に反するものである。また、そのような発言をした場合、多くの人は大きな強盗をしたと解釈するため、刑事罰の対象となる。したがって、この

例外が適用される可能性が高い。

したがって、この陳述書は、利害に反する陳述の例外により、許容される伝聞である。

7. ナンシーは、「大きな仕事を引き受けろ」という意味を説明しましたか？

フォーム

弁護側は、証人の回答を無回答として取り消すことができます（「いいえ」を除く）。検察側は「はい」か「いいえ」の回答を求めたが、証人は「はい」「いいえ」に加えて、質問に答えないような回答もした。検察側は、その意味をどう考えるかを聞かなかったのです。これは裁判所から認められるでしょう。

コンピテンス/オピニオン・テストイモニー

証人は、現在の記憶と個人的な知識について証言しなければならない。ここでは、Wは推測に基づいて証言しており、これは不適切である。

さらに、一般証人は、個人的な知識に基づいており、陪審員に役立つ場合に限り、意見証言を行うことができます。ここでも、個人的な知識はなく、推測は陪審員にとって有用ではない。従って、Wの最後の発言は削除されるべきである。

2009年2月
しよろんぶんがく



カリフォル ニア州司法 試験

3つの質問にすべて答えてく
ださい。与えられた時間：3
時間

答案は、問題となる事実を分析し、重要な事実とそうでない事実の違いを見分け、事件の根幹となる法律と事実のポイントを見分ける能力を示すものであるべきです。答案は、法律の適切な原則と理論、その資格と限界、および互いの関係を知っており、理解していることを示すべきです。

答案は、与えられた事実に法律を適用し、採用した前提から健全な結論に至るまで、論理的かつ弁護士らしい方法で推論する能力を証明するものでなければなりません。単に法律の原則を覚えていることを示すだけではいけません。法理を覚えていることを示すだけでなく、法理を使いこなし、応用する能力があることを示すようにしましょう。

結論だけを述べた答案では、ほとんど評価されません。結論の根拠となる理由を十分に述べ、すべての点について十分に論じましょう。

回答は完全であるべきですが、問題解決に関係のない情報を提供したり、法的な教義を論じるべきではありません。

カリフォルニア州法を使用するよう明示的に要求された質問以外は、一般的に適用される法律理論や原則に従って回答してください。



カリフォルニア州弁護士会入試部

180 Howard Street - San Francisco California 94105 1639 - (415) 538 - 2303

1149 South Hill Street - Los Angeles 90015-2299 - (213) 765 - 1500

2009年7月の論文問題とその解答例 カリフォルニア州司法試験

本書は、2009年7月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する選択解答2問を収録したものです。

答案は、合格者が書いたものであり、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	不法行為/民事訴訟/職業的責任	3
2	プロフェッショナルの責任	16
3	エビデンス	27
4	憲法	50
5	民事訴訟/救済/専門家責任	66
6	刑事法・刑事訴訟法	82

質問3

PaulaとDanは車を運転中に衝突し、それぞれ人身傷害と物的損害を被った。PaulaはDanをカリフォルニア州裁判所に過失で訴え、DanはPaulaに対して過失の交差提訴を行いました。その後の陪審員裁判で、Paulaは、夫のHankに会うために運転していたところ、Danが彼の車で彼女の車にぶつかったと証言した。ポーラはまた、事故直後に彼女とダンが救急車を待っているときに、ダンが「君の怪我をカバーする保険はたくさんある」と言ったと証言している。さらにポーラは、事故から3時間後、搬送された病院の医師から体調を尋ねられた際、「右足が一番痛い、全部あのバカダンが道を譲らなかったせいよ」と答えたと言っている。

事故に対応した捜査警察官であるオフィサーは、裁判では欠席した。裁判所は、オフィサーの事故報告書を証拠として認めるというポーラの申し立てを認めました。オフィサーの事故報告書にはこう書かれている。「事故発生から3分後に私が現場に到着したとき、無名の傍観者がすぐに私のところにやってきて、ダンがポーラの車の進路に右往左往していると述べた。この情報、ポーラとダンとのインタビュー、そしてスキッドマークから、私はダンが事故を起こしたと結論付けます。」巡査は事故後すぐに事故報告書を作成した。

ダンは、被告人質問で、事故現場でポーラを治療した救急隊員を呼びました。ダンは救急隊員にグリーティングカードを見せ、救急隊員はポーラの治療中にポーラのポケットからそのカードを見つけたと証言した。裁判所は、そのカードを証拠として認めるというダンの申し立てを認めました。カードにはこう書かれています。「親愛なるポーラ、今日はできるだけ早く仕事から帰ってきてね。週末に山へ行くから早く帰らないと!愛をこめて、ハンク」

ダンは、事故直後にポーラと一緒に救急車を待っていたとき、ウィルマからメモを渡されたと言っています。ウィルマはディスカバリーの際に証人として特定されていましたが、宣誓証言する前に亡くなっていました。裁判所は、メモを証拠として認めるというダンの申し立てを認めました。メモには、「私は一部始終を見た。ポーラはスピードを出していた。彼女は間違いなく過失があった。」

適切な異議申し立てがすべて適時になされたらと仮定すると、裁判所は認めるべきでしたか。

1. ダンがポーラに言った、保険についての発言? 議論してください。
2. ポーラの医師への発言は? 議論してください。
3. に関するオフィサーの事故報告書。
 - a. 無名の傍観者の発言? 議論してください。
 - b. オフィサーの結論とその根拠は? 議論してください。
4. ハンクのグリーティングカード? 議論してください。
5. ウィルマのノート? 議論してください。

カリフォルニア州法に則って回答する。

質問3への回答A

予備的事項

プロポジション8は適用外

提案8は、カリフォルニア州憲法の修正条項であり、その一部は、刑事裁判において関連するすべての証拠が認められるとするものである。しかし、本訴訟は過失による民事訴訟であるため、提案8号は適用されない。

関連性の基準

CAでは、証拠は、訴訟の判断に影響を及ぼす争いのある事実をより確かなものにする傾向がある場合には、関連性があるとされる。

CEC 352に基づく除外の裁量

CEC352の下では、裁判官は、不当な偏見、時間の浪費、争点の混同のリスクによってその証明力が実質的に相殺される場合、証拠を除外する裁量を持っています。

1. 保険に関するDanのPaulaへの発言

現場でDanはPaulaに "君の怪我をカバーする保険は十分にある "と言った。

論理的妥当性

Danの供述は、いくつかの異なる方法で関連しています。Dは保険でカバーされていることを知っていたので、過失運転をしていたことを示す傾向があるかもしれないし、相当額の判決を支払う能力があることを示すかもしれない。最後に、Dの保険会社は、Dに過失がある場合にのみPの負傷の補償を行うので、過失を認めたことを示すものでもある。したがって、彼の保険が彼女をカバーすることを認めることによって、Dは自分に過失があると感じていることを暗に示している。このことは、Dが実際に過失があり、それを直ちに知っていたことを示す傾向があるため、関連性がある。

法的妥当性

過失や支払い能力を証明するための保険

Dが過失行為を行ったこと、またはDに相当な判決を支払う能力があることを示すためのDの保険の証明は、公序良俗に反するため許されない。我々は保険に加入することを奨励したいので、保険が裁判で不利になることを認めない。したがって、保険に関するDの供述は、Dに過失があったこと、または相当額の判決を支払う能力があることを示すために認められるべきではない。

故障の認識としての使用

しかし、この陳述書は、過失を認めるものとして、なお関連性がある。したがって、裁判所が、Dに対する不当な偏見の危険性がその証明価値を実質的に上回ると認めない限り、認めるべきである。この供述がDにとって有害であることは確かだが、単なる有害は実質的な不当偏見とはいえない。Dが現場でこの供述をしたのであれば、その説明を求めるべきであり、証拠能力を攻撃することは可能である。Dが自分に過失があると信じていることを示すためにこの供述を認めるべきだったが、上記の不適切な目的のために認めるべきではない。Dが自分に過失があると信じていたことを示すという限られた目的のためにのみ使用されるように、Dの要求に応じて限定的な指示がなされるべきであった。

医療費負担の申し出

医療費支払いの申し出には、公序良俗に反する除外規定があります。CECでは、医療費支払いの申し出と同時に行われた過失の認否も認められない。したがって、Dは、彼の声明がPの医療費を支払うという申し出であったと主張することができる。しかし、Pは、彼の保険が彼女の医療費をカバーするという声明は、実際には支払いの申し出ではないので、彼の過失の承認は除外されるべきではないと主張することができる。この点については、Pの方が有利であると思われる。

伝聞

主張した内容の真偽を証明するために提出された法廷外の供述は伝聞であり、例外に該

当する場合を除き、許容されることはない。ここで、**D**の供述は、事故現場での法廷外でのものである。しかし、**D**が自分のことを信じていたことを示すために用いられた場合

DがPの怪我をカバーする保険に加入していることである。したがって、この限定された目的のために使用されるのであれば、伝聞とはならない。

仮に主張された事項の真実のために提供されたとしても、CECの下では当事者承認に関する伝聞の例外がある。今回の被告であるDが陳述したのだから、当事者承認伝聞の例外で認められるだろう。

項目1の結論：事故直後からDが自分に過失があると信じていたことを示す目的では認めることができるが、Dに過失があったことやDに相当な判決額を支払う能力があることを示す目的では認めない。当該発言は伝聞でも当事者承認としても認められない。

2. ポーラの医師に対する声明

論理的妥当性

ポーラの供述は、彼女の右足が負傷したことを示す傾向があり、また、Dの過失、すなわち、彼が彼女の通行権を譲らなかったことを示す傾向がある。

伝聞

上記の伝聞の定義参照。Pの医師に対する供述は、病院で治療を受けている間に法廷外でなされたものである。Pの供述は、(1) 右足が痛むこと、(2) ダンが道を譲らなかったこと、の2つの部分に分けて考えるのが最も適切である。Pの供述は、いずれも、右足を痛めたこと、ダンが道を譲らなかったことという真実のために提出されたものと思われる。そのため、Pの供述は伝聞であり、伝聞の例外に該当しない限り、認められない。

部分1-Pの右脚の負傷に関する陳述書 現在の身体

の状態

現在の身体の状態や現在の心境を述べたものは伝聞の例外として認められる。Pの医師に対する供述は、現在の身体の状態を述べたものである。医師の診察を受けていた当時は、右足が痛くなり

は、この現在の身体的状態を記述している。したがって、この供述は現在の身体的状態として認められる。

エキサイトウオーター

興奮した状態での発言とは、宣言者がその状態によるストレス下にある間になされた驚くべき状態に関連する発言である。ここでは、Pは交通事故で負傷しており、これは驚くべき状態である。しかし、この供述は、交通事故から3時間後になされたものである。したがって、Pは、供述がなされた時点では、まだ事故によるストレス下になかったかもしれない。おそらく、Pの怪我が十分に深刻であれば、彼女はまだ事故のストレス下にあったと強く主張することができるだろう。危ういところですが、Pの供述は興奮した発言としておそらく認められません。

医療診断・治療に関する記述

連邦規則の例外とは異なり、カリフォルニア州の医療処置の受領に関連した陳述の例外は、非常に狭く、ネグレクトまたは児童虐待の出来事を説明する子供にのみ適用される。従って、Pの供述は、カリフォルニア州の狭い例外の下では認められない。

部分 2 - D が現在の物理的条件を満たしていないことに関する記述

Pの供述は、現在の身体状況の説明に関連してなされたものであるが、それ自体、現在の身体状況を説明するものではない。したがって、現在の身体的状態の例外の下で、最初の部分と一緒に認められるべきではない。

エキサイトウオーター

上記と同様の分析により、Pの陳述書の後半部分は、興奮した発言として認められる可能性がある。ただし、Pは、3時間経過しているにもかかわらず、依然として事故の影響で興奮状態にあったという予備的事実を立証する必要がある。

CEC352に基づく除外

しかし、Pの医師に対する陳述の後半部分が伝聞の例外で認められるとしても、おそらくCEC352で除外されるはずである。その供述が何に基づいているのかが明確でない。もし彼女がDの不注意を観察していたのであれば、このように認めるのではなく、直接そのことを証言すればよい。このように、Pの陳述の根拠が分からないので、証明力は最小です。また、Pが陳述書を作成した際に反対尋問をする機会を与えずにDが義務違反をしたと主張しているため、おそらく裁判でのPの実際の証言と重複することになり、Dにとって多少不利な内容となっています。したがって、陳述書の第2部分は、伝聞の例外に該当すると認められたとしても、CEC352に基づき除外されるべきである。

3. 警官の事故報告書

論理的な関連性。

その内容は、DがPの車の前に飛び出してきたため過失があり、Dに事故の責任があることを示す傾向にある。

報告書 - 伝聞

警官の報告書は伝聞である。なぜなら、事故後、警官が事前に行った法廷外の供述であり、その内容、すなわち、目撃者がDが[P]の前に出るのを見たこと、警官がダンに過失があると結論付けたことを証明するために提出されているのである。

公文書の例外

CECは、公務員が職務上作成した記録については、公文書の例外としています。ただし、裁判所は、その記録が信用できないと思われる場合には、これを除外することができます。ここで、警察の報告書は、警察官の職務の過程で作成された通常の記録である。従って、公文書例外規定に基づいて認めることができる。しかし、警察報告書には、伝聞である傍観者の陳述が含まれており、傍観者は警察官に情報を伝達する義務を負っていないため、公文書例外はその陳述を認めない。業務記録の例外は、複雑な問題に関する結論を含む記録は対象外である。もし、同じ要件が

が公文書の例外に適用された場合、Dに過失があったというオフィサーの結論は、例外の下で認められない可能性がある。

パート A - 無名の傍観者の陳述 傍観者の

陳述 - 伝聞資料

傍観者の供述は、事故現場で法廷外でなされたものであり、DがPの車の前に出たというその内容を証明するために提出されているので、伝聞にあたる。したがって、伝聞の例外に該当しない限り、許容されない。

エキサイトウオーター

上記の定義参照。傍観者は、交通事故という驚くべき出来事を目撃し、それを至近距離で見たようである。また、警察官が到着したのは事故発生からわずか3分後であり、傍観者は到着後すぐに警察官に対してこのような発言をしたことが報告されている。従って、この発言は、事故を目撃したストレスが残っていたものと思われる。従って、この傍観者の供述は、興奮した状態での発言の例外に該当する。

プレゼントセンス・インプレッション

CECの現在感覚的印象の例外は、その行為に従事している間の申告者の行為を説明する供述にのみ適用されるという狭いものである。ここでは、交通事故は傍観者自身の行為ではないので、その供述は現在感覚的印象として認められないだろう。

パート B - 結論および意見の

根拠 Lay Opinion.

一般証人の意見は、その証人の直接の観察に基づく合理的な結論であり、陪審員にとって有用であり、一般人に知られていない専門知識や技能を必要としない場合にのみ、認められるものである。ここで、警察の報告書は、過失に関する警官の結論が、傍観者の供述、両当事者のインタビュー、横滑り痕に基づくと説明している。このように、警察官の結論は、彼自身の観察に基づいた合理的なものであると思われる。この結論は、次のような陪審員にとっても有益であろう。

は、スキッドマークの関連性を理解できない可能性があります。しかし、この警官がどのように結論を出したのか、正確には不明である。もし、スキッドマークが重要な要素であったとすれば、その分析には一般人には持ち得ない専門知識が必要と思われる。したがって、この意見は、事故再現と分析に関する警官の特別な専門知識に依存しているため、一般人の意見として認められるべきではなかった。

専門家の意見

専門家の意見は、それが陪審員にとって有用であり、証人が専門家としての資格を有し、専門家の証人は自分の結論に合理的な確信を持っており、その分析は適切な事実分析によってサポートされており、事実確実に適用される信頼できる原則の結果である場合、認められるものである。ここで、Pは、専門家の意見として、警官の結論の許容性を立証できない。第一に、同警察官は専門家としての資格を有していなかったため、スキッドマークの分析について何か知っているかどうかは不明である。第二に、警官が自分の結論に合理的な確信を持っていたのか、それとも観察したことに基づいて最善の推測をしていただけなのかが明らかでない。第三に、警官がどのような分析方法を用いたのかがわからない。カリフォルニア州は、専門家の手法がその分野の専門家に一般的に受け入れられていることを要求するケリー・フライ基準を維持している。警官がどのようにスキッドマークを分析したかは不明であり、したがって、警官の方法が一般に受け入れられていたかどうかを知ることはできない。結論として、同警察官の結論は専門家の意見として認めることはできない。

法的関連性 - CEC 352

関連する証拠は、その証明価値が不当な偏見のリスクによって実質的に相殺される場合、除外されることがある。仮に、警察官の結論が一般人の意見または専門家の意見として認められるとしても、警察報告書の結論はCEC352の下で除外されるべきである。報告書は、警察官の結論の根拠を述べる上で、極めて曖昧である。例えば、警官がダンとポーラとの面談で何を知り、ポーラに過失があったという結論に至ったかは明らかではない。また、上述したように、警官は、スキッドマークがどのようにDに過失があった

と結論づけたのかについて記述していない。これらの理由から、同警察官の結論は最小限の証明力を有するに過ぎない。一方、報告書の結論は、以下のように記載されているため、**D**に非常に不利である。

は、自分に落ち度があり、それを作成した警官が公判で証言しないため、反対尋問をすることができないこと。したがって、不当な偏見のリスクは、結論が提供するわずかな証明価値を大幅に上回り、結論はCEC 352の下で除外されるべきであった。

4. ハンクのグリーティングカード

論理的妥当性

グリーティングカードは、Pには、山への旅行に早く出発するためという帰宅を急ぐ理由があったこと、また、帰宅を急がなければハンクがPに腹を立てていたかもしれないことを示すものである。Pが急いでいたのであれば、Pに過失があった可能性が高く、これはDの反訴請求やPに寄与過失があったというDの抗弁に関連するものである。

伝聞

上記の伝聞の定義を参照してください。ヘンリーのカードでの発言は、事故当日の朝に書き上げたものであるから、法廷外の発言である。しかし、Dがそれらを真実のために提供しているとは思われない。

非伝聞 - リスナーへの影響を示すために

法廷外での発言は、宣言者の心境を証明するため、あるいは聞き手に与える影響を示すためなど、他の目的で提供される場合には、伝聞法則によって妨げられることはない。

ここで、Dは、週末に山へ行くことを証明するためにグリーティングカードを提供しているのではない。むしろ、Dは、グリーティングカードがポーラに与えたであろう影響、つまり、早く家に帰りたと思わせ、その結果、慎重に運転していなかったかもしれないことを示すために、グリーティングカードを提供しているのである。したがって、グリーティングカードは、この目的のための非伝統的証言として認められるべきである。

。

認証

物的証拠および書物は、証拠として認められる前に真正性を確認する必要があります。

真正性を確保するためには、陪審員が、その証拠が提出者の主張するものであると認め

るに足る証明が必要である。ここでは、グリーティングカードは適切に

このグリーティングカードは、事故後ポーラを治療していた救急隊員の一人が見たものであることが証明されています。したがって、それは証拠として適切に承認されました。

5. ウィルマのノート

伝聞

Wilmaのメモは、彼女が事故現場で書き留めたものであるから、法廷外の供述である。おそらく、Pがスピード違反をしていたこと、Pに過失があったことなど、主張されている事柄の真偽を証明するために提出されたものであろう。このメモが伝聞であるため、例外に該当する場合を除き、許容されない。

エキサイトウオーター

興奮した発言とは、宣言者がまだその驚くべき状況によって引き起こされるストレス下にある間になされた、驚くべき状況に関連する陳述のことである。ウィルマは事故を目撃しており、それは驚くべき出来事であった。ダンの証言によると、ウィルマは事故の直後にメモを手渡した。したがって、ウィルマは事故を目撃した直後、まだ事故を間近で目撃したことによるストレス下にあったと思われるときに、メモを書いたと思われる。従って、この発言は興奮した発言として認められる可能性がある。

スピード違反に関する意見書

素人意見は、証人の個人的観察に基づき、陪審員にとって有用であり、特別な専門知識に基づくものであってはならない。Wilmaのメモには、Paulaがスピード違反をしていたという主張が含まれている。これは、Wilmaの観察に基づいており（思い出してください、Wilmaは「全部見た」と述べています）、事実を直接陪審員に伝えていないため、素人意見です。例えば、Wilmaが時速80マイルで運転していたのか、時速50マイルで運転していたのか、私たちにはわからない。しかし、この種の一般人の意見は、陪審員にとって有用であるため、通常は許容される。陪審員は、その状況下では、Pが非常に速く運転しているように見えたことを理解する。従って、Pのスピード違反に関する意

見は認められるべきである。

過失についての意見書

Pに過失があったというWilmaの意見は、おそらく認められない。この意見は、Wilmaが何に基づいてこの意見を述べたのかが明確でないため、陪審員にとって有益ではないだろう。もしそれが単にスピード違反に基づくものであれば、スピード違反に関する意見はすでに認められているので、過失に関する結論を認める必要はない。もし、他のものに基づいていたのであれば、Wilmaの直接の観察に基づくものであることを示すことはできない。従って、Pの過失に関する意見は認めるべきではない。

認証

メモの受取人であるDanは、証拠として認められる前に、適切にそれを認証することができた。基礎が確立されていると仮定すれば、メモはDanの認証によって認められることになる。

CEC 352

このメモをめぐる状況は奇妙である。Wilmaが無言でない限り、なぜ彼女がDanに口頭で発言するのではなく、メモを書き残したのか不明である。さらに、メモはかなり結論めいたものであり、そのため、Pが過失運転をしていたかどうかを確認する上で陪審員の助けになることはあまりない。一方、Pは、裁判前にWilmaに反対尋問する機会も、Wilmaの供述書を作成する機会さえもないため、不当な偏見がある。これは僅差であるが、メモの証明的価値はポーラへの偏見に比べかなり大きいので、CEC352の下でおそらく除外されるべきである。

質問3への回答B

この訴訟はカリフォルニア州裁判所で行われるため、裁判所はカリフォルニア証拠法を証拠認容の根拠として使用します。また、本件は民事事件であるため、カリフォルニア州提案8号に関する規則は証拠に適用されません。

1. 保険についてPaulaに語ったDanの発言

関連性

証拠が認められるためには、事実上および法律上の関連性がなければなりません。カリフォルニアでは、事実上の関連性とは、論争中の問題の可能性を高めるか低くする傾向がある証拠である。ここでは、ダンが責任を負うかが争点となっている。したがって、「彼は怪我をカバーするために十分な保険を持っている」というダンの発言は、ダンの過失という問題をより確度の高いものにするために論理的に関連することになる。

法的関連性とは、証拠の証明力が、その証拠が持つかもしれない偏見的な影響を上回ることを意味します。ダンのコメントは、彼がこの問題に関与しているという点で若干の偏見があるかもしれないが、彼が責任を負う可能性があったことを立証しているため、非常に証明力がある。したがって、このコメントは法的な関連性があると判断されるでしょう。

しかし、裁判所は、証拠が争点を混乱させ、陪審員を誤解させる傾向があると判断した場合には、除外することができます。被告のコメントは、彼に支払い能力があることを立証するだけで、彼が事故に過失があったことを立証することはできません。しかし、このような証拠は混乱を招く可能性が低く、この点だけを理由に除外の対象となることはないだろう。

信頼性

証拠が認められるためには、信頼性があり、証人の個人的な知識に基づいていなければなりません。ここで、PaulaはDanが「保険はたくさん入っている」とコメントするのを聞いた。したがって、その証拠は信頼できるものである。

医療保険の証明書

カリフォルニア州証拠法典によると、民事裁判において、被告に過失があったこと、あるいは被告に支払い能力があることを証明するための自賠責保険の証拠は認められない。これは、公共政策の観点から、保険に加入することを奨励すべきとされるからである。従って、ダンが怪我をカバーするのに十分な保険に入っていると言ったというポーラの証言は認められるべきではなかった。

損害賠償の申し出

カリフォルニア州では、他人の医療費を支払うという申し出は、被告に落ち度があったこと、または被告に支払い能力があったことを示すために、法廷では認められません。また、医療費支払いの申し出に関連してなされた発言も同様に除外されます。Paulaは、Danに過失があったことを示すために証拠を提出していると思われ、そのためにDanは彼女の費用を支払うと申し出ています。したがって、Paulaの怪我の治療費を支払うことができるというDanの供述は認められるべきではない。

お見舞いの言葉

民事事件では、事故現場で行われた被告の同情発言は過失を示すために認められないが、それに付随する発言は被告に不利になるように認めることができる。しかし、ここでは、ダンが、同情する旨の供述をしておらず、怪我をカバーするための賠償保険に入っていることを述べただけである。したがって、この規則はこの発言には適用され

ないでしょう。

決済のための明細書

カリフォルニア州では、和解の申し出に関してなされたいかなる発言も、有罪または責任を示すものとして認められません。ただし、この例外が適用されるためには、原告が被告に対して訴訟を起こしていることが必要です。ダンの供述は事故現場でなされたものですから、この規則も適用されないでしょう。

伝聞

伝聞とは、そこに記載された事柄の真実を証明するために提供される、法廷外の陳述のことです。一般に、伝聞は法廷では認められません。このケースでは、ダンの供述は法廷外でなされたものであり、ダンに責任があることを示すために提供されています。したがって、例外が適用されない限り、許容されない伝聞となります。

カリフォルニア州では、相手方当事者による自白は、伝聞法則の例外とされています。アドミSSIONとは、相手方の当事者が、その事件における何らかの事実を事前に認める発言をすることを指します。ここでは、**Dan**は**Paula**の怪我の治療費を支払うことができると事前に発言しています。したがって、この発言は当事者である相手方の自白であり、伝聞の例外に該当することになります。

しかし、上記のとおり、保険証書に関連してなされた陳述や原告の損害賠償を申し出る陳述の除外を規定する公序良俗に反するため、その証拠は認められないことになります。

2. ポーラの医師に対する発言

関連性

ポーラの医師に対する供述は、彼女が身体的危害を受けたことを示すものであり

、ダンに過失があったことを立証するものであるため、事実上適切である。さらに、それは法的にも適切であり、ダンに不利である一方、ダンの過失を立証するものだからである。

は、ポーラが身体的損傷を受けたことを示すものであり、ダンが右側通行に譲らなかったことを示すものであるから、事故における過失の当事者であることを示すものであり、高い証明力を有する。

信頼性

ポーラは医師への発言をしたのだから、個人的に知っている。

伝聞

伝聞とは、そこに記載された事柄を証明するために提供される、法廷外の陳述のことです。ここでは、ポーラは自分が怪我をしたこと、そして自分に過失があったことを証明するために証拠を提出しています。従って、例外が適用されない限り、許容されない伝聞となります。

治療中に医師に対して行った過去の体調に関する記述

カリフォルニア州は、医師に対してなされた、治療を受けるために必要な供述を認めます。ただし、この例外は、児童虐待やネグレクトの申し立てに関連して供述をした未成年者にのみ適用されます。従って、この例外は適用されません。

その時点で存在する身体的または精神的な状態の記述

被告がその時点で存在する身体的状態について行った陳述は、伝聞法則の例外となる。ポーラは、「足が一番痛い」という供述をしたときに足が痛かったので、そのときの体調を述べたものであると主張することができます。しかし、ダンが道を譲らなかったという供述は、過去の信念を構成するものであり、その時点の心的状態ではないので、この例外規定では認められません。

身体的状態が本件で問題となる場合、過去の身体的状態の説明書

また、カリフォルニア州では、過去の体調が問題になる場合、その陳述を認めています。しかし、この例外が適用されるためには、申告者が入手不可能でなければならず、ここでは、ポーラは法廷にいることとなります。したがって、この例外は適用されない。

興奮状態での発話

興奮状態での発言例外は、興奮または驚くべき出来事を経験し、その興奮のストレスの下でまだ発言している申告者の陳述を認めるものである。この場合、Paulaの発言は事故から3時間後になされたものです。このことから、この発言は、Paulaがまだ興奮状態にあったというには、あまりに遠いものであったと考えられる。また、事故のストレスが残っていたことを示す供述もない。従って、彼女の発言は興奮した発言として認められない。

現在進行形の印象

現在感覚的印象とは、出来事を目撃している間に、同時期に行われた陳述のことです。カリフォルニア州では、この例外は申告者の行為に適用される範囲でのみ認められており、他の人物に関しては認められていない。この場合、事故から3時間後の発言であるため、同時刻の発言とは言えない。また、Danの行為について述べているので、この例外に該当しないでしょう。

その結果、裁判所は、「足が一番痛い」という供述は、当時の身体状況の供述であるため、認めるべきであった。しかし、ダンについてのさらなるコメントは、許容できない伝聞であるため、除外されるべきです。

3a. 無名の傍観者の供述に関連する警官の事故報告書

関連性

無名の傍観者の供述は、ダンが事故を引き起こしたことを立証するため、この供述は論理的に適切である。さらに、誰に過失があったかを立証するのに非常に有用であり、この立証的価値は証言の偏見的影响を上回るので、法的にも適切である。

信頼性

傍観者は個人的に現場を目撃しているので、彼の供述に関して個人的な知識を有している。また、警察官は、警察報告書を作成したため、警察報告書に記入した事項に関して個人的な知識を有している。

伝聞

警察の報告書は、そこに記載された事項を証明するために提供される法廷外の陳述書である。さらに、傍観者の供述は法廷外の供述であり、そこに記載された事項--ダンに過失があったということ--の真偽を証明するために提出されるものである。このように、警察の報告書には2つのレベルの伝聞がある。法廷で認められるためには、どちらかのレベルの伝聞も伝聞の例外に該当する必要がある。

興奮状態での発話

興奮した発言例外は、興奮した出来事を経験し、その興奮のストレスの下で発言している申告者の陳述を認めるものである。この傍観者は、事故発生から3分後にこの供述をした。事故発生から3分後という短い時間であったため、まだ興奮のストレス下にあったと思われ、そのことを伝えるために警察官のところに駆け寄った。

したがって、傍観者の発言は、伝聞法則の興奮した発言の例外として認められる。

警察報告書の伝聞法則の公文書例外規定

カリフォルニア州では、伝聞の例外として、公務員が職務に従って記録を作成したこと、事故現場またはその近くで事柄が記録されたこと、職員が記録に含まれる事柄を個人的に知っていたこと、記録が信頼性を示す状況下で作成されたことを要求しています。

ここでは、公務員が職務を遂行中に作成した記録である。また、事故現場での報告であり、観察、聞き取りにより作成されたものである。したがって、信頼性を示す要素が存在する。その結果、同報告書は公文書例外規定に基づいて認められる。

3b. 結論とその根拠に関連するオフィサーの事故報告書

関連性

この結論とその根拠は、ダンに過失があったことを立証するために関連するものである。さらに、誰に過失があったかを立証する上で高い証明力を持ち、この判断の証明力は、それが持つであろう偏見的影响をはるかに上回る。従って、この証拠は認められる。

専門家による意見書

専門家の意見は、1) 証言が有用であり、2) 証人が適格であり、3) 証人が自分の発言に比較的確実であり、4) 証人の証言が健全な事實的基盤を持ち、5) その意見が信頼できる事項に基づいている場合には、法廷において認められる。

を信頼性高く適用したものである。レイ・オピニオンとは、ある人物の意見で、その人物の事件に対する認識に合理的に関連するものである。素人意見には、過失や因果関係などの法的意見は含まれません。

この場合、オフィサーはこの事件の法的結論について証言しているため、専門家の意見を述べていることとなります。これは、素人が証言できるような結論ではありません。したがって、オフィサーは専門家としての資格を証明しなければなりません。彼の証言は、陪審員が誰に過失があったかを確認することを可能にするので、確かに陪審員にとって有用である。しかし、オフィサーがそのような法的結論（ダンが事故を起こしたこと）を出す資格があるかどうか、オフィサーの発言に比較的確信が持てるかどうかは不明である。さらに、オフィサーは法廷に出席して反対尋問を受けていないため、裁判官はオフィサーが専門家証人として証言する能力があるかどうかを判断することができない。スキッドマークとインタビューは、ダンが事故を起こしたことを立証する確かな根拠となるかもしれないが、オフィサーは専門家としての資格を有していないため、その証拠は認められない。

その結果、警察の報告書は、傍観者のコメントの内容に関してのみ認められ、オフィサーの結論とその根拠については認められません。

4. ハンクのグリーティングカード

関連性

この声明は、ポーラが帰宅途中に急いでいて、その結果、スピードを出しすぎた可能性があることを立証するものであり、関連性があります。さらに、グリーティングカードは、ポーラが事故において過失があったことを立証する証拠となります。

認証

すべての物的証拠は、認められるためには、真正でなければならない。ここで、救急隊員は、そのグリーティングカードが「S」と「M」が同じグリーティングカードであると認識した」と証言しています。

したがってこのグリーティングカードはポーラのものであることが適切に認証された。

しかし、グリーティングカードのメモも、そのメモを書いたのが本当にハンクであることを立証するために、認証されなければなりません。状況証拠によって、そのような真正性を立証することができます。裁判所は、治療中のポーラのポケットから発見され、彼女の夫であるハンクと同じ名前の男性によって署名されていることから、そう判断することができます。したがって、カードのメモは適切に認証されたこととなります。

伝聞

Paulaは、そのメモが許容できない伝聞であるため、除外されるべきであると主張することができる。しかし、ダンは、メモの記述は真実のために提供されているのではないと主張することができます。それは、Paulaが週末の旅行に早く出発することを示すために提出されているのではなく、Paulaが急ぐ必要があることを通知されたことを示し、週末に早く出発しなければならないことを聞いた聞き手（Paula）に及ぼす影響を示すために提出されているのである。したがって、この陳述書は、そこに記載された事項を証明するために提供されているのではなく、むしろカードがポーラに与えた影響を示すために提供されているため、非伝聞である。

ダンはさらに、この陳述書は当事者である相手方の自白であると主張することもできる。しかし、この陳述はPaulaではなくHankによってなされたものであり、したがって、この例外は適用されない。

5. ウィルマ・ノート

関連性

このメモは、**Paula**が事故時にスピードを出していたことを証明するものであり、過失があったことを示すものであるため、非常に関連性が高い。

ポーラの過失であり、この証明価値はメモが持つ偏見的な影響を上回ると思われます。

認証

実際の証拠はすべて、法廷に提出するために認証されなければならない。ここで、ダンは、救急車を待っている間に受け取ったメモと同じものであると認証する可能性が高い。

信頼性

たとえ、裁判所がウィルマが全部を見たと信じたとしても、メモの中の記述は許容できない一般人の意見である。一般人の意見は、**1)** 陪審員にとって有益であり、**2)** その人の認識に基づいており、**3)** その意見がその認識と合理的に関連しているものである必要がある。

ここで、**Wilma**は**Paula**の過失について法的な結論を出している。素人は過失のような法的結論について[証言]することはできない。したがって、**Paula**の過失に関する**Wilma**の発言は、一般人の意見として容認されないだろう。

伝聞

このメモも、ポーラがスピード違反をしていたこと、ポーラに過失があったことを証明するために提出された法廷外の陳述であるため、許容できない伝聞となるでしょう。メモが伝聞法則の認識された例外のいずれかに該当する場合は、許容される可能性があります。

興奮状態での発話

このメモが、事故を見たストレスで書かれたものであることを示す事実はない。また、事故が起きてからこのメモを書くまでにどれだけの時間が経過しているかも不明

である。したがって、このメモの発言は興奮した発言とは認められない。

プレゼントセンス・インプレッション

上記のように、カリフォルニア州は、申告者の行為を記述する範囲においてのみ、現在の感覚的印象を認める。ここでは、WilmaはPaulaの行為を記述しているので、この例外は適用されない。



2009年7月

しよろんぶんがく

カリフォル ニア州司法 試験

3つの質問にすべて答えてくだ
さい。与えられた時間：3時間

答案は、問題となる事実を分析し、重要な事実とそうでない事実の違いを見分け、事件の根幹となる法律と事実のポイントを見分ける能力を示すものであるべきです。答案は、法律の適切な原則と理論、その資格と限界、および互いの関係を知っており、理解していることを示すべきです。

答案は、与えられた事実¹に法律を適用し、採用した前提から健全な結論に至るまで、論理的かつ弁護士らしい方法で推論する能力を証明するものでなければなりません。単に法律の原則を覚えていることを示すだけではいけません。法理を覚えていることを示すだけでなく、法理を使いこなし、応用する能力があることを示すようにしましょう。

結論だけを述べた答案では、ほとんど評価されません。結論の根拠となる理由を十分に述べ、すべての点について十分に論じましょう。

回答は完全であるべきですが、問題解決に関係のない情報を提供したり、法的な教義を論じるべきではありません。

カリフォルニア州法を使用するよう明示的に要求された質問以外は、一般的に適用される法律理論や原則に従って回答してください。



カリフォルニア州弁護士会アドミッシ
ョンオフィス

180 Howard Street - San Francisco California 94105 1639 - (415) 538 - 2303
1149 South Hill Street - Los Angeles 90015-2299 - (213) 765 - 1500

論文問題とその解答例 2010年7月
カリフォルニア州司法試験

本書は、2010年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する厳選された2つの解答を収録しています。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	不法行為	3
2	プロフェッショナルの責任	22
3	エビデンス	34
4	事業者団体	54
5	刑事法・刑事訴訟法	64
6	共同財産	78

質問3

デイビッドとビックは、隣接する土地で農業を営んでいた。彼らは数年前から水利権をめぐる争っていた。

5月、ヴィックと妻のワンダが台所に座っていると、ヴィックに電話がかかってきた。電話中、ヴィックは怒っていた。あのネズミのデイビッドが電話してきて、私を後悔させてやると言ったんだ。あのネズミのデイビッドが電話してきて、俺に謝れって言ったんだ！機械で声をごまかしていたけど、あいつだってわかったよ！」。

6月、ワンダとヴィックはデイビッドが運転するトラックとすれ違い、デイビッドはわいせつなジェスチャーをしながら運転した。ヴィックはすぐに車を止め、デイビッドが喧嘩をしたいのなら、そうしてもらえばいいと怒鳴った。二人はトラックから飛び降りた。殴り合いの後、デイビッドはヴィックの首を絞め始めた。Vicは倒れ、大量の心臓発作で死亡しました。デイビッドはカリフォルニア州上級裁判所で過失致死罪で起訴されました。

デイビッドの裁判で、検察側はワンダを呼び出し、5月の電話についてのヴィックの説明について証言した。

Wandaの反対尋問で、弁護側は、Vicが2007年に受けた偽証罪の重罪の認証謄本を証拠として提出しました。

そこで検察側は、Davidが2006年に受けた軽犯罪の単純暴行の有罪判決の認証謄本を証拠として提出しました。

弁護側の主張では、Davidは正当防衛を主張しました。彼は、ヴィックが関与した他の2つの喧嘩について知っていると言いました。1つは死の4年前に起こったもので、ヴィックがタイヤアイロンで男の腕を折ったものです。もう1つは、死の2年前に起こったもので、ヴィックが銃で女性を脅したものです。デイビッドは、最初の事件については6月以前に聞いたことがあるが、2番目の事件については裁判が始まってから聞いたと言いました。

適切な異議申し立てがすべて適時に行われたと仮定すると、カリフォルニア州上級裁判所は認めるべきでしたか。

1. 5月の電話に関するVicの発言について、Wandaの証言は？議論してください。
2. ヴィックの2007年の偽証罪の有罪判決の認証謄本？議論してください。
3. Davidの2006年の軽犯罪単純暴行罪の有罪判決の認証謄本は？議論してください。
4. Vicがタイヤアイロンで他の男の腕を折るという最初の喧嘩についてのDavidの証言？議論してください。
5. ヴィックが銃で女性を脅した2回目の喧嘩についてのデイビッドの証言は？議論してください。

カリフォルニア州法に則って回答する。

質問3への回答A

1. 5月の電話に関するVicの発言についてのWandaの証言。

論理的・法的妥当性

カリフォルニア州法では、証拠とは、争点となっている結果的な事実を、そのような証拠がない場合よりも、より確からしいものにする傾向があるものであるとしています。この場合、ワンダの電話に関する証言は、6月の喧嘩の前にデイビッドが何らかの形でヴィックを傷つける意図があったことを示すものであり、これは、デイビッドがヴィックを殺したときに正当防衛で行動したと主張していることから、問題となっている事実であるため、関連性があると言えます。

カリフォルニア州憲法提案 8 号（以下、提案 8 号）の下、関連性のある証拠は刑事事件で認められる可能性がある。しかし、提案8は、カリフォルニア証拠法（以下、CEC）352により、その証明価値が不当な偏見、争点の混乱、または陪審員を誤解させるリスクによって実質的に相殺される場合、裁判所が関連証拠を除外する裁量を与えるというバランスの例外を認めています。この場合、この証拠は、DavidにVicを傷つける意図があったことを示す傾向があり、したがって、Vicの死につながった6月の喧嘩で最初に攻撃したのはVicではなく彼である可能性が高くなるため、重要な証拠価値を有する。そのような証拠が不当な偏見、争点の混乱、または陪審員を誤解させる危険をもたらすという兆候はなく、その結果、その証拠はCEC 352によって禁止されることはないでしょう。

個人の知見

証人は、個人的に知っている事柄についてのみ証言することができます。つまり、聞いたり、観察したりするなど、何らかの方法でその事柄を認識したことが必要です。このケースでは、Wandaは電話に関するVicの発言を個人的に聞いており、その結果、証言するのに十分な個人的知識を有しています。

認証

すべての証拠は真正でなければなりません。つまり、その証拠が主張する通りのものであることを証明しなければなりません。この場合、電話の信憑性、つまりデビッドが実際に電話をかけた人物であるかどうかが問題になります。

は、何らかの機械を使って声を偽装していた。電話を認証するためには、それを聞いた人が話し手の声に慣れ親しんでいることを示す必要があり、それは裁判前の事前のやりとりから得られる場合と裁判後に得られる場合がある。このケースでは、デビッドとビックは水利権について数年間争っていたので、ビックはデビッドの声に慣れていて可能性が高いだろう。その結果、彼は電話越しにデビッドの声を識別する資格があると思われる。その結果、電話に関するVicの供述は、裁判の目的のために適切に認証されるでしょう。

伝聞

陳述は、法廷外で行われ、主張された事柄の真実を証明するために提供される場合、伝聞となります。この場合、Wandaの陳述書には2つの伝聞が含まれています。

1) Vicの彼女に対する供述と、2) DavidのVicに対する電話による供述です。両者とも、主張する事柄の真偽を証明するために提供されている。つまり、ヴィックの供述は、デヴィッドが電話をかけてきて、声の歪みがあってもヴィックが自分だとわかったことを示すために提供されており、デヴィッドの供述は、ヴィックを後悔させようと計画していたことを示すために提供されているのだ。

一般的に、伝聞は容認されません。しかし、CECは、伝聞の不許可という一般的なルールに多くの例外を設けており、これらの陳述を認める可能性があります。今回のように、ある供述が2つのレベルの伝聞を含んでいる場合、許容されるためには、両方のレベルの伝聞が例外に該当する必要があります。

提案8には、関連する証拠を認める前に伝聞法則を満たすことを要求する例外が含まれているため、提案8は証拠を認めるのに十分ではありません。

デビッドのヴィックに対する声明

パーティー・オポチュニティを認めること。

もし、その発言が事件の一方の当事者によってなされ、相手方当事者によって彼に不利な証拠として提出された場合、それは伝聞法則の例外となり、認められます。この場合、陳述書を作成したのは当事者である相手方のデビッドであり、検察側によって彼に不

利な証拠として提出されている。従って、当事者反対者の陳述の例外で認められることになる。

利害に反する発言。

供述は、当事者の一方がその刑罰的または金銭的利益に反して狂言し、その当事者が入手できない場合にも認められることがある。ここでは、**David**は証言することができ、そうすることが彼の罰則上の利益に反することを知りながら陳述を行ったという兆候はない。したがって、この陳述はこの例外に当てはまらない。

その時、既存の心の状態。

供述は、その供述がなされた時点における当事者の当時の心的状態を示すために認められる場合がある。この場合、**Wanda**は、その声明が**David**の当時の心的状態、すなわち、**Vic**を謝らせるつもりで、その声明に基づいて行動するつもりだったことを示すと主張することができます。裁判所がこれを正確に認めれば、その陳述書は認められるでしょう。

Vicから**David**へのステートメント。

同時期の発言。

伝聞供述は、申告者がそのような行為に従事している間に、申告者の特定の行為を記述または説明するものであれば、容認される。この場合、陳述書は**Vic**の行為、すなわち**David**と電話をしていただけであることを説明していますが、**Vic**は電話を切った後に電話についての陳述をしたのであって、**David**の話積極的に聞いていたのではありません。従って、この陳述書は**Vic**の行動と同時期ではなく、この例外規定では認められない。

エキサイティングな歌声。

また、伝聞供述は、刺激的または驚くべき出来事や状況を説明し、その人がまだその出来事や状況による興奮のストレス下にあるときになされたものである場合にも認められます。このケースでは、**Vic**が通話中にかなり怒ったという事実があり、通話自体が驚くべき出来事または状態であったことを示しています。さらに、**David**が通話中に**Vic**に対して行った特定の発言、すなわち、**Vic**を後悔させるつもりであったことを考慮すると、裁判所は、これを驚くべき出来事または状態であると判断する可能性が高いと思われます。**Vic**の電話に関する発言は、電話を切ってすぐに**Wanda**に対してなされたため

、彼はまだ電話のストレス下にあったことを示しています。さらに、発言の後には感嘆符が付けられており、彼がまだ電話から動揺していたことを暗示しています。

したがって、この発言は興奮した発言として適格であり、許容されるでしょう。

したがって、結論として、裁判所は、Wanda の供述を認めたことに誤りはない。

2. 2007年のヴィックの重罪偽証罪の証明書。

論理的・法的妥当性

Vicの有罪判決に関する証拠は、Vicの誠実な性格を示すものであり、したがって、上記のWandaに対する電話に関する彼の供述を弾劾するために使用され、Davidが電話をかけたわけでもVicを傷つける意図があったわけでもないことを示すため、論理的に本件と関連性があります。さらに、Davidは自己防衛のために行動し、最初の加害者ではなかったと主張しているため、Vicを傷つけるというDavidの既存の意図が争点となっています。従って、この証拠は論理的な関連性を持っています。

検察側は、この証拠は、ヴィックが喧嘩を始めたかどうかに関係していると陪審員を誤解させるという理由で、CEC352により許されないと主張することができます。しかし、有罪判決が偽証罪であり、暴力犯罪ではないこと、また、ワンドの反対尋問の際に提出されていることから、全体としてヴィックの暴力に対する性格ではなく、ワンドの証言に対する攻撃であることを考えると、裁判所が適切な陪審員がこの推測を行うと判断することはあり得ません。さらに、この証拠は、ヴィックが正直者ではなく、したがって、デヴィッドからの電話について嘘をついていたことを示す傾向があり、したがって、デヴィッドの正当防衛の主張をより確固としたものにするため、相当な証明力を有しています。従って、この証拠はCEC352によって禁止されることはないでしょう。

キャラクターエビデンス

性格証拠とは、ある人が特定の機会に性格に適合して行動したことを示すために提出される証拠であり、一般に容認されない。ここでは、Vicの前科の証拠は、Vicの性格に適合した行動、すなわち、嘘をつく性格を示すために提供されており、したがって、通常、容認されないであろう。しかし、証人または申告者の真実性に対する性格の証拠は、

以下のようになり得る。

証言台での証人または申告者の信頼性を攻撃するための弾劾の目的で提供される。したがって、その証拠は、許容されない性格証拠とはならない。

弾劾

どの当事者も、証人が真実を語っているという信憑性を低下させるために、証人を弾劾することが認められています。さらに、証言する証人が弾劾されるのと同じ方法で、宣言者（法廷外の発言者）も弾劾されることがある。ここで、この証拠は、**Wanda**の証言における**Vic**の宣言者の真実性を示すものであるため、証拠採用が許可されるでしょう。

カリフォルニア州法では、裁判所は、過去の重罪の前科が道徳的に不利な犯罪である場合、弾劾の目的でその証拠を認める裁量権を有しています。今回のケースでは、偽証罪、つまり証言台で嘘をついたことに対する有罪判決であり、これは道徳的に重要な犯罪であるため、裁判所は弾劾の目的でそれを認める裁量を持つことになります。また、前科は反対尋問や外形証拠によって証拠に認めることができる。ここでは、反対尋問の際に、外挿的証拠、すなわち有罪判決の謄本によって前科が紹介されたので、弾劾の手段として認められている。

伝聞

この有罪判決は、主張された事柄、すなわち、**Vic**が2007年に偽証罪の重罪で有罪判決を受けたことを証明するために提供された法廷外の陳述であるという点で、伝聞である。しかし、前科の判決は、一般的な伝聞法則の例外であるため、認められることになる。

結論として、裁判所が有罪判決を認めたことに誤りはない。

3. 2008年の暴行罪の判決文の認証コピー。

論理的・法的妥当性

第一に、**ダビデ**が暴力を振るう性格であり、したがって、そのような性格に適合するよ

うに行動したことを示すものである。

そのため、彼の正当防衛の主張は否定されます。さらに、この証拠は、前科が彼の真実の能力を物語っているという理由で、デビッドの信用を弾劾するために使用することができます。

しかし、この証拠は、**CEC 352**、特に不当な偏見の可能性にさらされることになりません。この場合、この証拠は、性格に適合した行動を示すために使用されていますが、これは許されない性格の推論であり、**David**に不当な偏見を与えることになりません。さらに、これから証明されるように、弾劾のために使用することは許されない。この陳述書には他の証明力がないため、**CEC352**の不当な偏見に基づくものとして許されない。

キャラクターエビデンス

前述の通り、人格証拠とは、ある人が特定の機会にその人格に適合した行動を取ったことを示すために提出される証拠である。言い換えれば、被告人は自分の性格を問題にしなければならない、検察側はその時初めて性格証拠で反証することができます。このケースでは、**David**はまだ自分の性格についてドアを開けていません。彼は正当防衛を主張しましたが、それは検察が彼の暴行事件の有罪判決を証拠として提出した後であり、前ではありません。従って、検察側は、**David**がその扉を開ける前に、そのような証拠を認めることはできず、その証拠は認められないと裁定されるべきであった。

提案8は、性格証拠に関する規則の例外を含んでいるので、適用されないでしょう。

弾劾

カリフォルニア州法では、証人が軽犯罪の前科を弾劾できるのは、それが道徳的に不利なものである場合のみで、そうでない場合は、認められないとされています。この場合、有罪判決は単純暴行罪であり、これは道徳的悪質性のある犯罪ではありません。その結果、それは認められるでしょう。

したがって、裁判所は、前科を認めたのは誤りである。

4. 最初の戦いについてのダビデの証言。

論理的・法的妥当性

この証拠は、ヴィックの暴力的な性格を示すことにより、デヴィッドの正当防衛の主張につながるという点で、論理的に適切であり、したがって、ヴィックがこの特定の機会に性格に適合して行動したことを示すものです。これは、検察側がデヴィッドが最初に攻撃したと主張し、デヴィッドがヴィックが戦いを始めたと主張しているため、問題となる事実です。

また、この証拠は、Vicが喧嘩を始めたことを示す傾向があるため、証拠がない場合よりもDavidの正当防衛の主張の可能性が高くなるため、実質的に証明力があります。しかしながら、この証拠は、Vicの暴力的な性格に関する性格的推論を含むという点で、不当な偏見の危険性を伴います。しかしながら、以下に述べるように、性格に関する証拠は、この状況下で許容されるものであり、したがって、この証拠はCEC352の下で許容されないものではないでしょう。

キャラクターエビデンス

Davidは、Vicがタイヤアイロンで男性の腕を折ったことを紹介しましたが、これは、Vicが暴力を振るう性格であり、6月の喧嘩の際にその性格に合致した行動を取ったことを示すために使用されているため、性格に関する証拠です。しかし、CECの下では、刑事被告人が正当防衛を主張し、被害者が最初の攻撃者であったことを示したい場合、被害者の暴力の性格に関する証拠を持ち込むことができます。Davidがこの証拠を提出した目的は、正当防衛を主張し、Vicが喧嘩を始めたことを示すために証拠を提出したのですから、この証拠は認められるでしょう。

性格証拠には、評判証拠、意見証拠、具体的行為のいずれかの形式がある。CECの下では、被告人は、直接尋問の際に、被害者の暴力に対する悪い性格の証拠を持ち込むために、これらの方法のいずれかを使用することが許可されています。ここで、Davidの証言は、Vicが過去に行った具体的な行為について証言しているため、具体的な行為に該当することになります。したがって、使用した性格証拠の方法は許される。

個人の知見

この場合、**David** はその喧嘩について個人的な知識を持っていない。彼は6月以前にそのことを誰かから聞いたが、個人的に目撃したわけではないし、誰から聞いたのか、例えば、彼に話した人は、腕を折られた喧嘩の相手の男性なのか、それとも他の人からなのかについても、何も書かれていない。従って、この喧嘩について個人的に知っているということではなく、その結果、この証言は認められない。

したがって、裁判所が**David**の証言を証拠として認めたのは誤りである。

5. 2度目の戦いに臨むダビデの証言。

論理的・法的妥当性

この証拠は、最初の喧嘩に関する証言と同様に、この事件で問題となっている事実であるこの特定の機会における**Vic**の暴力的性格とそのような性格に適合した行動を示すことにより、**David**の正当防衛の主張につながるという点で論理的関連性を持っています。また、この証拠は、**David**ではなく**Vic**が喧嘩を始めたことを示す傾向があり、**David**の正当防衛の主張の可能性をより高めるため、実質的に証明力があります。さらに、以下に示すように、このような証拠の使用は、性格的証拠の許容される使用であり、その結果、この証言は**CEC 352**によって禁止されることはないでしょう。

キャラクターエビデンス

最初の喧嘩と同様に、**David**が**Vic**が以前に銃で女性を脅したことを紹介したのは、**Vic**が暴力を振るう性格を持ち、6月の喧嘩の際にその性格に合致した行動を取ったことを示すために使用されているため、性格の証拠であると言える。しかし、上記に示したように、刑事被告人は、正当防衛を主張し、被害者が最初の加害者であったことを示したい場合、被害者の暴力に対する性格の証拠を持ち込むことができる。このケースは、**David**が正当防衛を主張し、**Vic**が最初の加害者だったことを示したいと考えているため、このケースと一致する。

この証言は、上記の証言と同様に、**David**が**Vic**が過去に行った具体的な暴力行為につい

て証言しているため、具体的な行為という形をとっており、人物証拠の使用として許容されるものです。

個人の知見

ここでも、**David** は、喧嘩について証言するための実質的な個人的知識を持っていません。彼は、そのことを誰かから聞いただけで、誰かは不明です。彼は、そのことを実際に自分で認識したわけでもなく、被害者やそれを見た人から直接聞いたわけでもないので。さらに、2回目の事件については、裁判が始まってから聞いたので、そのような証拠は特に信頼できるものではなく、真実でもなく、裁判のためだけに作成されたものである可能性がある。その結果、**David**は2番目の事件について証言するのに十分な個人的知識を欠いており、裁判所がその証拠を認めたのは誤りであった。

質問3への回答B

カリフォルニア州憲法 真正性規定

カリフォルニア州では、刑事裁判における証拠規定は、カリフォルニア州憲法の「真実の証拠」規定によって変更されることがあります。真実-in-Evidence規定は一般的に、全ての関連する証拠はカリフォルニア州刑事裁判において認められると規定している。州憲法として、「真実-in-証拠」規定はカリフォルニア州証拠法のいかなる反対規定よりも優先される。しかしながら、真実-in-Evidence規定自体は、伝聞に対する規則およびCEC 352 Balancing Ruleを含むカリフォルニア証拠法の多数の規則を明示的に保存している。この一般的な枠組みを念頭に置き、個々の証拠項目について議論することができる。

5月の電話に関するVicの発言についてのWandaの証言

論理的／法的な妥当性

無関係な証拠は決して認められません。カリフォルニア州では、証拠が、結果的に争われている事実をより確かなものにする傾向を持っている場合、論理的に関連性があるとされる。しかしながら、たとえ論理的に関連性のある証拠であっても、裁判所が証拠の証明力が偏見、混乱、遅延の懸念に実質的に打ち勝つと判断した場合、裁判所の裁量で除外することができます。関連性を支配する基本的なルールも、バランスをとるルールも、提案8号によって刑事裁判では変更されない。

ここで、デイビッドが「後悔させる」つもりだというヴィックの発言は、デイビッドとヴィックが確執があり、デイビッドがヴィックを傷つけるつもりだったことを証明する傾向があるため、関連性があります。従って、DavidがVicに対して後に暴力や絞殺を行った可能性をより高くする傾向があります。しかし、デイヴィッドは正当防衛を主張しているため、デイヴィッドがヴィックを攻撃した事実は争点になっていないようです。従って、Vicの電話に関する供述は、カリフォルニア州の基準では意味をなさないと思われれます。

論理的な関連性があれば、除外されることはない。この証拠は、DavidがVicに対して故

意に暴力を振るったことを証明するものであり、不当な偏見の実質的な危険はない。

個人の知見

Wandaは、自分が個人的に知っている事柄についてのみ証言することができます。ここでは、VicはWandaに直接電話について話したので、WandaはVicの発言を個人的に認識しており、それについて証言することができます。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される、法廷外の陳述のことです。伝聞は、伝聞禁止の例外が適用されない限り、認められません。さらに、ある陳述書が複数のレベルの伝聞を含む場合、その陳述書が認められるためには、伝聞の例外が各レベルに適用されなければならない。

Vicの声明

この場合、David が電話で Vic を謝らせると言っていたという Vic の供述は伝聞です。Vicは、主張された事柄、すなわち、DavidがVicに電話をかけてきて脅したということの真実を証明するために、この供述をしているのです。

しかし、Vicの伝聞供述は、自発的な供述として認められる可能性が高いです。CECの下では、興奮のストレス下にあるときに驚くべき出来事を記述した伝聞供述は、伝聞禁止の例外とされています。このケースでは、Vicは電話を受けた直後にWandaに電話を説明しました。さらに、その電話を受けた後、Vicはまだ怒りと興奮状態にあったことを示す証拠があります。従って、Vicの供述は自発的な供述である。

検察は、ヴィックの供述が同時供述であると主張することもできます。同時供述例外規定は、申告者が実際に行った行為と同時期またはその直後に、その行為を説明するために行った伝聞供述に適用されます。しかし、この場合、Vicの供述は彼自身の行為ではなく、Davidの行為を記述しているので、同時供述例外に当てはまらないでしょう。

デイビッドの発言

DavidがVicを謝らせるという発言も、法廷外の発言である。また、DavidがVicを謝らせるつもりであったことを証明するためのものであり、主張された事項の真偽を証明するために提供されるものでもある。

Davidの供述は、現在の心的状態の例外の下で認められる。現在の精神状態の例外は、その時点における申告者の精神状態を記述した申告者の供述に適用されます。この例外は、申告者がその意図を実行したことを証明するために、申告者の意図に関する陳述を認めるために使用することができます。この場合、Davidの「(Vicを)後悔させるつもりだった」という発言は、Davidの現在の意思の表明であるため、現在の精神状態の例外に該当する。したがって、Davidが後にVicを謝らせるための行動を実行したことを証明するために、この供述は認められる。

ダビデの発言も、自発的な発言である可能性があります。しかし、特に彼が通話を開始したことを考えると、Davidが興奮状態にあったという兆候はありません。従って、この例外は適用されない可能性が高いです。

したがって、Vicの供述は、彼の供述とDavidの供述の両方が伝聞の例外に当てはまるため、許容される伝聞となる。

デービッドの発言の真偽

しかし、Davidの供述は、適切に認証された場合のみ、承認されることができます。真正であるためには、陪審員がDavidの供述がその供述とされるものであることを認めるに足る証拠がなければなりません。この場合、Vicの供述は、発信者が音声変更装置を使用したことを示し、Davidが実際に電話をかけたかどうかを疑う可能性があります。しかし、電話をかけたのはDavidであるとVicが信じていたこと、そして二人の間に確執があったことを考えると、陪審員がDavidが電話をかけたと認めるに足る証拠があると思われれます。従って、デイビッドの供述は真正である。

配偶者特典

デイビッドは、配偶者の特権のために証拠が認められないと主張するかもしれません。
しかし、配偶者の証言免責は、現在の配偶者が夫に不利な証言を拒否することを選択で
きるに過ぎません。 さらに、夫婦間の秘密

婚姻中のコミュニケーションは特権によって保護されるが、この特権はどちらかの配偶者だけが持つものであり、外部の者は持たない。したがって、VicのWandaに対する発言が夫婦間の秘密通信であったとしても、VicまたはWandaのみが特権の利益を主張することができる。

対立条項の問題

連邦憲法の対決条項は、被告人が伝聞宣言者に反対尋問する機会を持たなかった場合、そうでなければ認められる証言的伝聞証拠を被告人に使用することを禁じています。「証言的」発言とは、過去の出来事に関するもので、被告人を有罪にするためになされたものである。

この場合、VicのDavidに関する供述は、警察に対してなされたものでも、過去の出来事に関するものでもないため、「証言」ではない可能性が高いです。従って、Davidを有罪にする目的でなされた供述ではないので、対立条項が適用されないでしょう。

結論

Vicの供述は無関係だから認めるべきではなかったが、そうでなければ認められる伝聞となる。

2007年Vicの重罪偽証罪の有罪判決書の認証コピー

関連性

Vicの偽証罪の有罪判決は、Vicの供述が嘘であった可能性を証明する傾向があり、DavidがVicを攻撃する動機の可能性を否定し、彼の自己防衛の主張を強化するものです。しかし、Vicの陳述の真偽について争いがあるかどうかは不明であり、カリフォルニア州法の下では関連性がない可能性があります。しかし、電話の事実が争点になると仮定すると、Vicの前科は関連性があると言えます。

認証

有罪判決のコピーは、真正でなければなりません。しかし、CECの下では、公文書の認証コピーは自己認証式であり、その文書自体が真正であると認定するための十分な証

拠となり、追加の基礎となる証拠は必要ないことを意味しています。

伝聞 - 公文書の例外

このような文書は、その内容の真実、すなわちVicが偽証罪で有罪判決を受けたことを証明するために提供される法廷外の陳述であるため、Vicの有罪判決のコピーは伝聞である。しかし、公務員が通常の職務の過程で作成した事実の記録は、伝聞の禁止から除外される。有罪判決の記録は、公務員の通常の職務の過程で作成されるため、公文書として許容される伝聞記録である。

人格的証拠/弾劾

被害者がその性格に適合して行動したことを証明するための被害者の性格に関する証拠は、一般に刑事裁判では許されない。しかし、このような証拠は、弁護側によって最初に提出された場合、または被害者を弾劾する目的で提出された場合は、許容される。さらに、提案8は、バランスをとることを条件に、関連性があればどこでも刑事裁判における被害者の性格の許容を認めている。さらに、伝聞供述者は、適用可能なあらゆる方法によって弾劾することができる。

この場合、証拠はDavidによって提出され、かつVicを弾劾するために提出されたので、Davidが「ドアを開けた」ため、または弾劾の証拠であるため、どちらであっても認められます。

Convictionの使用

しかし、CECの下で弾劾の目的に使用できるのは、その前科が道徳的に不利な犯罪を伴う重罪である場合のみです。提案8は、このルールを刑事裁判に拡大し、道徳的な犯罪を伴う軽犯罪を含む、あらゆる関連する前科を認める。

この場合、Vicの有罪判決は、偽証罪という道徳的に不利な犯罪に関わる重罪であったため、Vicの供述を弾劾するために認められるものである。

結論

この有罪判決は、許容される弾劾証拠として適切に認められました。

Davidの2006年の軽犯罪単純暴行罪の有罪判決証明書 (Certified Copy of David's 2006 Misdemeanor Simple Assault Conviction)

関連性

Davidの軽犯罪の暴行罪の証拠は、Davidが攻撃的な人物であり、Vicとの戦いにおいて攻撃者であった可能性があることを証明する傾向があるため、関連性があります。これは、Davidの正当防衛の主張を弱めるため、争点となっている結果的な事実に関するものです。

しかし、この証拠は、その偏見的効果のために除外される可能性があります。Davidが暴力犯罪で有罪判決を受けたという証拠を提出することにより、陪審員が、本件で問題となっている行為ではなく、この過去の犯罪または「犯罪的性格」のためにDavidを処罰することを決定する危険性があります。したがって、裁判所は、不当な偏見のリスクがあるため、この証拠を除外すべきであった。

認証

Vicの有罪判決コピーと同様に、Davidの有罪判決コピーも自己認証文書である。

伝聞

デイビッドの有罪判決の認証コピーは、上記の理由により、公文書の例外として認められます。

キャラクターエビデンス

一般的に、被告の性格に関する証拠は、被告によって最初に提出されない限り、被告が適合的に行動したことを証明するために提出されることはありません。しかし、被告人が被害者が暴力を振るう性格であるという証拠を提出した場合、カリフォルニア州法は、検察官が被告人と同じ暴力を振るう性格の特徴を示す証拠を提出することを許可しています。

この場合、検察側は、Davidが6月にVicを攻撃した特定の機会に暴力的な性格を持ち、それに適合した行動を取ったという証拠として、Davidの前科を紹介する可能性があります。

ます。この裁判の時点では、**David**は自身の性格に関する証拠も**Vic**が暴力を振るう性格であるという証拠も提出していないため、これは有罪判決を利用したものとして認められないでしょう。しかし

その後、被告人がVicの過去の喧嘩について証言したため、Davidが暴力を振るう特徴があるという証拠を認めた誤りは、無害であった。

真実告知規定は、刑事被告人に関する性格証拠に関する規則を変更するものではありません。

確信犯的弾劾

上述したように、軽犯罪の前科は証人や当事者の弾劾に使うことはできない。しかし、**Truth-in-Evidence**の規定により、道徳的に不利な犯罪を伴う軽犯罪は、関連性のある弾劾証拠となります。

この場合、被告人はまだ証言していないので、検察官が被告人を弾劾するために前科を紹介したのは不適切であった。また、単純暴行の前科は、嘘やそれに類する不道徳な行為を伴わないため、道徳的悪質性のある犯罪ではない。従って、この前科は弾劾の目的では認められません。

その他の目的

しかし、有罪判決は、非人格的かつ非弾劾の目的で使用することができます。前科の証拠は、被告の動機、意図、錯誤の不存在などの非人格的な問題の立証に関連する場合、使用することができます。

この場合、Davidの暴行の前科は、Davidが暴力的な人間であることを証明する以外の目的には関係ないように思われます。従って、他に証拠能力を有すると思われる目的はありません。

結論

Davidの有罪判決は、その偏見的効果により、認められるべきではなかった。

初陣を飾ったダヴィデの証言

関連性

タイヤアイロンに関わるVicの最初の喧嘩に関するDavidの証言は、DavidがVicが暴力的であると合理的に信じ、したがってDavidの行動は合理的な自己防衛であると証明する傾向があるため、適切である。デイビッドの正当防衛の事実は争点となっています。

個人の知見

Davidは、自分が個人的に知らない事柄について証言することはできません。しかし、Davidはこの喧嘩について知っていたと主張しており、したがって、Vicの以前の喧嘩について個人的に知っていたかもしれません。

キャラクターエビデンス

上述したように、被告は被害者の性格を証明するための扉を開くことができる。したがって、Davidは、Vicが問題の機会にDavidを攻撃することによってその性格に適合するように行動したことを証明するために、Vicの性格に関する証拠を適切に提出することができます。

その他の目的

さらに、この証拠は、デイビッドが危険にさらされていると合理的に考えていたことを示すことにも関連します。

結論

Vicの最初の喧嘩に関するDavidの証言は、適切に認められました。

ダビデの2度目の戦いの証言

関連性

ヴィックの2回目の喧嘩に関するデイビッドの証言も、ヴィックが攻撃者であったことを証明する傾向があります。しかし、この証言は、ヴィックが暴力的な人物であることを示す傾向があるため、たとえ正当防衛でなかったとしても、デヴィッドの絞殺に値した可能性があり、その証明的価値は不当な偏見によって大幅に上回ると思われま

す。また、**David**は**Vic**との喧嘩の前にこの喧嘩のことを知らなかったため、**Vic**の性格に関する**David**の信念を証明することはできず、証明的価値は限定的である。

個人の知見

Davidはこの事件を個人的に知っていたわけではないだろうから、この理由でも認めるべきではない。

キャラクターエビデンス

デイビッドは、ヴィックに関する人物の証拠の扉を開くことができました。

結論

この証拠は、不当に偏見に満ちた影響を与えるため、認められるべきではなかった。



2010年7月
しよろんぶんがく

カリフォル ニア州司法 試験

3つの質問にすべて答えてくだ
さい。与えられた時間：3時間

答案は、問題となる事実を分析し、重要な事実とそうでない事実の違いを見分け、事件の根幹となる法律と事実のポイントを見分ける能力を示すものであるべきです。答案は、法律の適切な原則と理論、その資格と限界、および互いの関係を知っており、理解していることを示すべきです。

答案は、与えられた事実に法律を適用し、採用した前提から健全な結論に至るまで、論理的かつ弁護士らしい方法で推論する能力を証明するものでなければなりません。単に法律の原則を覚えていることを示すだけではいけません。法理を覚えていることを示すだけでなく、法理を使いこなし、応用する能力があることを示すようにしましょう。

結論だけを述べた答案では、ほとんど評価されません。結論の根拠となる理由を十分に述べ、すべての点について十分に論じましょう。

回答は完全であるべきですが、問題解決に関係のない情報を提供したり、法律上の教義を論じるべきではありません。

カリフォルニア州法を使用するよう明示的に要求された質問以外は、一般的に適用される法律理論や原則に従って回答してください。



カリフォルニア州弁護士会アドミッション
オフィス

180 Howard Street - San Francisco California 94105 1639 - (415) 538 - 2303
1149 South Hill Street - Los Angeles California 90015-2299 - (213) 765 - 1500

2011年2月の論文質問と回答例 カリフォルニア州司法試験

本書は、2011年2月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する選択解答2問を収録しています。

答案は、合格者が書いたものであり、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の了解を得てここに掲載した。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	遺言と相続	3
2	憲法	15
3	不動産	25
4	不法行為	36
5	ビジネス・アソシエーション／プロフェッショナル ・レスポンシビリティ	52
6	救済措置/エビデンス	65

質問6

Green's Grocery Outlet (「Green's」) は合法的な週刊宝くじを後援している。1ドルで、プレイヤーは6つの数字を選ぶ。ランダムに描かれた6つの当選番号を選択したすべての人は、賞金プールを均等に共有しています。

この2年間、アンドリューは毎週、3、8、10、12、13、23という、彼の子どもたちの誕生日を表す同じ数字を演奏してきました。

6月1日、アンドリューは毎週購入している宝くじを購入しました。グリーンズで働く店員のバーニーは、「いつもの番号だね、アンドリュー？」と尋ねた。アンドリューは、「もちろん」と答えた。

バーニーは、宝くじを生成するコンピューターに数字を入力し、その宝くじをアンドリューに渡した。アンドリューは宝くじを確認することなく、ポケットに入れた。アンドリューもバーニーも知らないうちに、バーニーはコンピューターに「8」ではなく「7」という数字を誤って入力していた。

その週の宝くじの当選番号は、アンドリューの「いつもの」番号だった。その当選番号を妻に見せたところ、バーニーの間違いに気がついた。アンドリューは、「7」を「8」に変更することによって彼の宝くじを改革することを求めて、グリーンズに対して訴訟を提起した。Green'sは、その取り消しを求めて逆訴訟を起こした。

1. 裁判において、Green's 社は、Andrew の証言のうち、(a) Barney の質問、(b) Andrew の回答、および (c) 「通常の数字」という言葉の意味を説明しようとする Andrew の試みに異議を唱えました。裁判所はこの証言を認めるべきでしょうか？議論してください。カリフォルニア州法に従って答えなさい。
2. 裁判所は、各当事者の救済要求に対してどのような裁定を下すべきでしょうか？議論してください。

質問6に対する回答A

1. に対するグリーンの異議申し立てについて、裁判所はどのように裁定するのでしょうか？

a) バーニーの質問 "The Usual Numbers, Andrew"

関連

すべての証拠は、論理的かつ法的に適切でなければなりません。

論理的: カリフォルニア州の証拠規則では、争われている事実を証明または反証する傾向がある場合、証拠は関連性があるとされています。この場合、**Green**は、契約があること、または契約の条件を争っている。したがって、バーニーの発言に関するアンドリューの証言は、アンドリューがバーニーからチケットを購入し、その条件が通常番号のものであったことを証明する傾向がある。**Andrew**は、これが論理的に関連していることを示すことができる。

合法的であること。法的に適切であるためには、証拠能力が不利な影響を上回らなければなりません。このケースでの証明価値は、アンドリューがチケットを買ったこと、そして彼がいつもの番号のセットを持っていたことを示す傾向があることです。これは偏見になるかもしれませんが、状況の事実を立証しているため、証明力は高く、偏見を上回ります。

伝聞

Greenは、その証拠は認められない伝聞であると異議を唱えるでしょう。伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために使用される、宣言者による法廷外の陳述のことです。

申告者の法廷外発言

この場合、バーニーの質問は法廷外でバーニーによってなされたものであり、したがっ

てこの要素を満たしている。

問題の真相の主張

ステートメントが主張していることを証明するために提示されるステートメント。この場合、グリーンは、アンドリューがバーニーの発言を紹介することで、バーニーが通常の数値について知っていたこと、アンドリューが通常の数値を求めたことを示すと主張することになります。

独立した法律的意義のある行為

アンドリューは、主張されている事柄の真偽を証明するためではなく、アンドリューがチケットを手にしたときに契約が成立したことを示すために導入しているのだと主張するだろう。この時点では、このステートメントは契約を提供するものではない。

記載された事実に関する知識

また、**Andrew**は、彼がいつも同じ番号を購入しており、**Barney**が彼の習慣や癖を知っていたことを証明するために使っているかもしれない。アンドリューは、これが伝聞ではなく、バーニーがいつもの数字の知識を持っていたことを示すために使われていることを示せると思われます。

たとえ、これが主張された事柄の真実のために紹介されるとしても、アンドリューは、それが伝聞法則の例外に該当するかどうかを確認することができます。

政党・対立候補の入場

当事者である相手方による自白は、伝聞法則の例外となる。代理人による追認は、その発言が代理権の範囲内でなされ、かつ、本人が責任を負う場合にのみ、本人に帰属する。

この場合、**Green**は**Barney**がミスを犯したと主張するでしょうが、**Barney**は代理権の範囲内で仕事をしていたので、プリンシパルは代理人のミスに対して責任を負うことになります。

アンドリューは、これが党首討論で認めたものであることを示せる。

結論

バーニーの質問は証拠能力があり、裁判所はこの問題に関してアンドリューの証言を認めるべきである。

a) アンドリューの回答

関連（上記ルール参照）

論理的：（前の規則を参照）**Green**は、契約の成立は争われておらず、**Andrew**の証言は契約の存在を証明する傾向があるだけだと主張するかもしれない。**Andrew**は、証言は**Barney**が行った質問と、彼がいつもの数字を欲しがっていたことにも言及すると主張するでしょう。**Andrew**は、これが争点となっている事実を証明する傾向があるため、論理的に適切であることを示すことができると思われる。

法的には前の規則を参照してください。これは、前の証拠と同様であり、事件の事実を立証する傾向があるので、証明力が偏見的効果を上回ります。

伝聞

Greenは、この証言は伝聞であると異議を唱えるでしょう。前の規則を参照してください。**Green**は、これは**Andrew**が供述内容である宝くじの購入に同意したことを証明するための、**Andrew**の法廷外での供述であると主張します。

独立した法的意義

Andrewはこの場合、先に述べたように、彼の発言によって契約が成立したことを示すことができ、したがって、主張された事柄の真偽を証明するためではなく、むしろ契約の成立を証明するために使用されているのです。この場合、**Andrew**の同意は契約を形成しているため、伝聞ではない。

パーティー・オポチュニティの例外（前項参照）

この場合、発言は**Andrew**によるものであり、**Andrew**が証言しているため、当事者-相手方ではありませんし、**Andrew**自身に対する相手方ではありません。ですから、この例外は適用されません。

結論

Andrewの自身の発言に関する証言は、伝聞ではなく、関連性があるため、認められると裁定されるべきです。

b) アンドリューの「いつもの数字」の説明

関連記事

論理的：これは争点である。したがって、Andrewの証言は非常に重要である。

合法です。この例では、この証言はGreenに非常に不利であるため、除外される可能性があります。しかし、それはこの事件の主要な争点でもあり、その証明力はその偏見的効果を上回ります。

キャラクターエビデンス

人の性格に関する証拠は、特定の機会にそれに適合して行動したことを示すために使用することはできません。

この場合、Greenは、この証拠の導入は、Andrewが他の機会にも同様の行動をとったことを示そうとしているのだと主張します。

習慣

定期的な習慣があることを証明するために、具体的な行為例を示す証拠が認められています。Andrewは、この場合、過去2年間毎週行ってきた習慣を確立していると主張するでしょう。アンドリューは、これが習慣の証拠であり、人格ではないことを示せる可能性が高い。

パロールエビデンス

Greenは、この証拠は、統合契約成立前の証拠であり、その契約条件と矛盾するため、パロール証拠の規則に違反すると主張するかもしれません。

Andrewは、ミスを示そうとしているのであって、統合された契約の条件に矛盾することはないので、これを紹介できる可能性が高い。このケースでは、バーニーが犯したミスがあり、アンドリューはそのミスを証明しようとしているのです。

結論

裁判所は、この証拠を認める判決を下すべきです。

2. 各当事者の救済要求に対して、裁判所はどのような裁定を下すべきでしょうか？

改革

裁判所は、各当事者が条件を知っていて、両者が同じように相互に誤解していた場合に、契約の更改を認めます。

Greenは、**Andrew**がチケットを見る機会があったのに、過失でそうしなかったので、チケットが間違っているリスクを引き受けたと主張します。アンドリューは、バーニーとグリーンとの事前の取引経過から、宝くじには8ではなく7が含まれているはずだったと主張します。

寛解

裁判所は、契約が有効でなかった、または重要な条件について同意が欠けていたという証拠がある場合に、取消しを主張します。

Greenは、心の通い合いがなかったのだから、契約は取り消されるべきだという同じ主張をするでしょう。アンドリューは、これは単なる転記ミスであり、契約の取り消しを正当化するレベルには達していないと主張することでしょう。

結論

間違いはお互いにあったという証拠があるが、その間違いは当事者の客観的な信念ではなく、転写であったため、裁判所は契約を改めるべきである。バーニーとアンドリュー

の両名は、チケットには7ではなく8という数字が1つ含まれているはずだと考えていた。裁判所は連絡を改めるべきである。

質問6の回答B

(1) アンドリュー (A) の証言に対するグリーン (G) の反論

(a) Aの証言とバーニー (B) の質問

グリーンは、Aの証言とBの質問とは無関係であり、伝聞として認められないとして異議を唱えるでしょう。

カリフォルニア法の下では、証拠は、訴訟に影響する争いのある事実が真実である可能性を高める、または低くする傾向がある場合、関連性があるとされる。この場合、AはGreenを契約違反で訴えており、その契約条件（すなわち、Aが選んだくじの番号）に関して当事者間で争いがあるのです。その結果、Bの質問に関するAの証言は、Aの宝くじに記載されるべき数字についてAとBが合意したかどうか、もしそうならAとBが何に合意したかに関わるもので、いずれも本件で争われている事実であるため、適切なものであると言える。

カリフォルニア法の下では、関連する供述は、それが証明力よりも実質的に偏見をもたらす場合、時間の浪費である場合、または陪審員を混乱させる可能性がある場合には、それでも除外されることがある。ここでのBの質問の証明的価値は、潜在的な偏見や混乱に勝るものである。

カリフォルニア州法では、伝聞とは、主張された事柄の真実のために提供される法廷外の陳述のことをいいます。この場合、BのAに対する質問は、Aが問題の宝くじを購入した日の訴訟の前になされたものであるため、法廷外の陳述となります。しかし、Aは、Bの質問を、主張された事項の真実のために提供しているのではないと説得的に主張する。Aは、BがAに "いつもの番号、アンドリュー?" と質問した事実という言語行為を立証するためにBの供述を提供していると主張することだろう。このように、この陳述書

は、アンドリューがいつもの数字を尋ねたという事柄の真偽を証明するために提供されているわけではないので、非伝統的な目的のために提供されているのである。

Aは、Bの質問は伝聞法則の例外であるBの当時の精神状態を示すものであるから、その真偽を確認するために認めるべきだとも主張できる。Aは、Bの質問は、AがAのいつもの番号を欲しがっていることをBが知っていたことを示している、と説得力のある反論をしてくるでしょう。

Aはまた、Bの質問が聞き手であるAに与える影響のために提供されている、もう一つの非ヒアシー目的のために提供されていると主張することができます。この主張では、AはBの発言からBがAの普段の数字を知っていると推論したことを示すために、Bの質問を提供していることとなります。

また、Aは、Bの供述は当事者の自白であるため、カリフォルニア州では許容される伝聞であると主張することができます。Greenは、Bは当事者ではないと主張するでしょうが、Aは、Bの発言はBが雇用の範囲内で行動していたため、GreenはBの発言に拘束されるべきだと説得力を持って反論することができます。

(b) Aの証言 re Aの回答

Bは、Aの回答は無関係であり、許容されない伝聞であると主張する。

Aは、A&BがAの宝くじの数字に合意したかどうか、その数字が何であったか、という争いのある事実に関わるので、彼の回答は適切であると主張する。さらに、Aは、Aの宝くじに記載された数字が何であるかという本件の重要な争点となる事実と直接関係するため、Aの回答は大きな証拠能力を有すると主張する。Aの回答は、これらの理由から関連性がある。

Bは、Aの供述は法廷外--6月1日--でなされたものであり、Aが自分のいつもの番号を尋ねたという主張事項の真偽を証明するために提出されていると主張するだろう。

また、Aは、自分の回答は、主張する事柄の真実のために提供しているわけではないの

で、伝聞の目的のために提供されているのではないと説得力のある反論をするだろう。
また、Aは、以下のように主張することも可能である。

Aの回答は、聞き手Bへの影響を示すという非伝聞的な目的のために提供されていること、すなわち、BはAがいつもの数字を欲しがっていることを理解したということである。

Aの回答は、これらを理由に認められることとなります。

(c) アンドリューが「いつもの数字」の意味を説明する試み

Bは、Aが契約条件に関するパロール証拠の提出を試みており、パロール証拠の規定に違反していると主張する。

パロール証拠のルールは、契約が最終的な、または統合された書面とみなされる場合、契約に外在する証拠を除外する。パロール証拠のルールには、事務的なミスを示すなどの例外がある。

ここでGreenは、宝くじが契約であり、Aの通常の数値が何であるかに関してチケット内に証拠がないため、「通常の数値」が何を意味するかに関する証言は外在的証拠であると主張するだろう。

Aは、BがAのチケットである契約書を生成するコンピュータにAの数値を入力する際に事務的なミスを行ったことを証明するために、このケースではパロール証拠が認められるべきであることを説得的に主張することになる。この点に関するAの証言は、パロール証拠のルールの事務的誤りの例外に基づき認められることになる。

(2) 当事者の救済請求

リフォーメーション

更正は、当事者の一方が、Aに回復不能な損害を与えた重要な事実の一方的な誤認などを示すことができる場合に利用できる衡平法上の救済措置である。

この場合、**A**は、**B**の一方的なミス、すなわち、**B**の入力の事務的なミスの結果、取り返しのつかない損害を被ったので、更正の権利があると主張することになる。

通常の宝くじの当選番号Aは、Bがグリーンの代理人であり、Bのミス時点で彼の雇用の範囲内で行動していたため、グリーンはBのミスに拘束されるべきであると主張することになる。そして、Aは、Bのミスがなければ彼は宝くじに当選していたであろうから、Bのミスによって回復不能な損害を受けたと主張するだろう。また、すべての当選番号を有するチケットのみが宝くじに当選し、一つの番号の入力における事務的ミスが、さもないと当選していた宝くじを失うことになることは予見可能であるから、Aの損害は予見可能であったと主張することになるであろう。

グリーンはAに宝くじの代金を払い戻すことができ、Aが支払った番号は宝くじに明確に印刷されている番号なので間違いはなかったから、Aは回復不能な損害を被っていないと主張します。さらに、Greenは、Aは正しい数字がチケットに印刷されていることを確認することができたし、そうしなかったことによって、Aは間違った数字を得たことを事後的に訴える権利を放棄したため、Aにはきれいな手がないことを主張することでしょう。

取消

Green社は、契約の重要な条件について意思の合致がなかったとして、取消しを主張する。取消は、当事者の一方が、特に事実の相互誤認を示すことができる場合に利用可能な衡平法上の救済措置である。ここでGreenは、Aが宝くじでどの番号を希望したかについて事実誤認があり、したがって、有効な契約を形成するために必要な意思の疎通がなかったと主張します。BはAが7を希望していると思い、Aは8を希望していると思い、くじの番号はGreenとAとの契約の重要な要素であるとして、契約の重要な条項について意思の合致がなく、契約は取り消されるべきであると主張することになります。

Aは、BとAの問答から、心の通い合いがあったと主張するだろう -- "The usual numbers, Andrew?" もちろんAは、Bの質問から、BがAのいつもの番号を知っていて、その番号のチケットをAに提供したことがわかると主張する。Aは、AはBのその番号の提示を受け入れたと主張し、そこには

Aが宝くじの代金を支払い、GreenがAのチケットの数字が当選番号と一致した場合にAに賞金を支払う約束をしたことを対価とする。

これは微妙な問題ですが、このケースでは、上述の証言はすべて認められるし、Aの立場を支持しているのです。裁判所は、Aには契約更改の権利があり、Bは契約を取り消すことはできないと判断する可能性が高いでしょう。Aは宝くじに当たる。

2012年2月の論文質問とその回答（抜粋）
カリフォルニア州司法試験

本書は、2012年2月に実施されたカリフォルニア州司法試験の論文問題6問と、実際に一読して合格した受験生が書いた各問題に対する解答2問を収録したものです。

選ばれた答案には良好な成績が与えられ、読みやすくするためにスペルや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま掲載した。回答者の了解を得て、ここに掲載する。

質問番号	内容	ページ
1	信託	4
2	憲法	16
3	エビデンス	29
4	企業情報	45
5	プロフェッショナルの責任	58
6	不動産	70

質問3

Paulは、自動車事故による負傷の損害賠償を求めてDavidを連邦裁判所に提訴しました。

裁判でのポールの証言によると、ポールは西行き2車線の高速道路の右側車線を制限速度以下で運転していたとのこと。さらに、同乗者のVeraは、自分たちの後ろにいる黒いSUVが無謀に交通整理をしているのを見た、と冷静に話したと証言しました。その約30秒後、左車線に現れたデイビッドが黒いSUVを運転し、自分の前に割り込んできたと証言しています。彼は、Davidの黒いSUVが彼の車の前部に衝突し、彼は重傷を負い、Veraは死亡したと証言した。彼は休廷した。

デイビッドは証言で、ポールはスピード違反をしていて、車のコントロールを失い、彼にぶつかったと証言しました。デイビッドはモリーを呼び、モリーは事故当日、高速道路を運転中、事故の後遺症を見て、助けるために車を止め、ポールと事故について話をしたと証言しました。さらに、ポールが救急車で運ばれてからすぐに、ポールが話したことを注意深くメモに書き留めたと証言した。彼女は、その会話について全く覚えていないと証言しました。デイビッドが彼女のメモのコピーを見せると、彼女はそれが事故直後に書き留めたものであると確認しました。そのメモのコピーは証拠として認められました。メモのコピーには、ポールがモリーに、スピードの出し過ぎで自分に非があると言ったこと、怪我をした人の治療費を払うと申し出たことが記載されていました。デイビッドは休廷した。

適切な異議申し立てや申し立てがすべて適時に行われたと仮定すると、裁判所は認めるべきでしたか。

1. Veraの発言は？議論してください。
2. モリーのノートのコピー？議論してください。

連邦証拠規則に従って回答する。

質問3 回答

A

I. 陪席陳述

最初の問題は、後ろの黒いSUVが無謀に交通整理をしていると主張するVeraのPaulに対する供述が認められるかどうかである。証拠は、論理的かつ法的に関連性があり、連邦証拠規則の制限を受けないものであれば、承認される。

A. 関連性がある。

論理的関連性。 証拠は、裁判に影響するあらゆる事実をより多く、あるいはより少なく証明する傾向がある場合、論理的な関連性があると言えます。ここでは、ポールは自動車事故による負傷のためにデビッドを訴えています。この裁判の中心的な問題は、負傷の原因となった自動車事故の過失が誰にあったかということです。Davidが黒いSUVを運転しているという事実と、Veraが黒いSUVが無謀な運転をしているのを目撃したという事実は、Davidが無謀な運転をしており、したがって事故の過失があったことを証明する傾向がある。この証拠は、論理的に関連性がある。

法的な関連性。 もし証拠が論理的に適切であれば、それは法的にも適切でなければならない。法的関連性は、証拠が証拠能力よりも偏見に富んでいるかどうかで判断される。これには、バランステストが必要です。ここで、証拠は、前述のように、このケースの当事者の一方が事故前にどのように運転していたかを示しているため、証明力があります。デイビッドは、ヴェラが彼を「無謀」と呼び、この発言によって陪審員が彼の運転に判断を下す可能性があるため、偏見に満ちたものであると主張することでしょう。裁判官は、この証拠が含むかもしれないわずかな偏見よりも証明価値が上回り、したがって法的に適切であると判断するでしょう。

裁判所は、時間の浪費や陪審員を混乱させるという理由で、法的に関連性のない証拠を除外することもできます。ただし、この証拠は、追加の要素を証明するため

に追加の時間を費やす必要がなく、陪審員を混乱させるものではありません。

B. レイ・オピニオン

David は、この陳述書には、彼が自分の車を運転していた性質に関する一般人の意見が含まれているため、容認できないと主張します。素人意見は、(1) 陪審員にとって有益であり、(2) 特別な分析を必要としない場合、認められる証拠となる。ここで、Paulが過失論で訴えている場合、DavidはVeraが無謀な運転をしていたと述べることは、訴因の要素について証人に証言することを認めていると主張するかもしれません。しかし、Davidは、Veraが運転する車を容易に見ることができ、車が無謀な運転をしているという彼女の表現は、運転手がどのように車線を逸脱しているかについての彼女の意見に過ぎないと主張し、成功する[sic]と思われる。この証拠は、一般人の意見であるため、認められないことになります。

C. 伝聞

Paulは、Veraの供述は伝聞であるため認められないと主張します。伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される法廷外の陳述のことです。一般論として、法廷外の陳述の有効性には疑問があり信頼できないため、伝聞は許されない。伝聞は、有効な例外が適用されない限り、容認されない。デイビッドは、以下の例外が適用されることを主張します。

(1) **現在感覚的印象。** 現在感とは、誰かがその瞬間に知覚している出来事について陳述すること。現在感覚は、信頼できると推定されるため、伝聞法則の例外となる。現認をする場合、嘘をついたり、現実に起きていることを誤魔化したりする動機がないのです。事実は、ヴェラが黒いSUVがここにぶつかったとこの声明を出したわずか30秒後に、ヴェラは単に黒いSUVを観察した時に、そのSUVが無謀に交通を横切っているのを見たと述べているのです。従って、現在の感覚的印象として認められるでしょう。

(2) **現在の心境。** もう一つの伝聞の例外は、個人が現在の心の状態を表現するために行った発言です。ここで、Paulは、VeraがSUVについてコメントしたとき、彼女が思ったことを表現したのだと主張します。

とその時に感じたことを述べています。この供述も「現在の心の状態」の例外として認められるだろう。

(3) **興奮した発言**。ポールは、**Excited Utterance**の例外も適用されると主張することができます。興奮した発言[sic]とは、衝撃的または刺激的なイベントの時に作られたステートメントで、衝撃や興奮が[sic]として切れる前に行われたものです。ここで、DavidはSUVの旋回が衝撃的または刺激的な出来事ではなかったと主張するでしょう。さらに、事実はヴェラが冷静にSUVのことをポールに話したと述べており、これは彼女がいかなる出来事の衝撃や興奮の下にいなかったことを物語っています。したがって、興奮状態での発言という例外は適用されない。

(4) **事前の陳述**証言が不可能な個人が行った事前の陳述は、伝聞法則の例外として認められることがあります。しかし、連邦証拠法では、事前の供述は、ある種の以前の証言の過程で宣誓の下に行われたものであることが要求されます。この陳述は、ポールに対して車の中でなされたものであり、従って、事前陳述の規則の下では有効な例外とはなりません。

(5) **ダイイング・デクレアレーション**Paulは、Veraの供述が**Dying Declaration**の例外に該当すると主張する可能性がある。この例外は、ある状況下では、死を妨げるという印象のもとになされた供述は伝聞法則に対する有効な例外であるとするものである。しかし、連邦証拠規則では、これらの供述は殺人事件の刑事事件でのみ認められるとされている。しかも、この供述は、まだ車が衝突しておらず、ヴェラは自分がもうすぐ死ぬかもしれないということを知らなかったもので、死期が迫っていることを知りながらなされたものではありません。従って、この伝聞の例外には該当しない。

(6) **連邦のキャッチオール・エクセプション**連邦証拠規則では、信頼できる状況下でなされた供述に対するキャッチオール・エクセプションも認めています。ポールは、ベラには事故の時に起こったことなので、嘘をついたりこの情報をでっち上げたりする動機がなかったと主張するでしょう。また、ベラは死んでいるので、この証拠を裁判に認める方法は他にないと主張するでしょう。なぜなら、**Present Sense Impression**の例外の方がより強力な議論であり、証拠を認めるためには有効な例外を1つだけ必要とするからです。

結論として、ヴェラの供述は、現在感覚的な印象として証拠能力を有すると考えられる。

II. モリーノート

ここでの争点は、Paulがスピードの出し過ぎで自分に非があると言い、医療費を払うと申し出たと書かれたMollyのメモのコピーを証拠として認めることができるかどうかである。

A. 証言する能力

証人は、問題となる出来事について個人的な知識があり、問題となる出来事を思い出し、その認識を伝える [sic] 能力があり、真実を語る宣誓をした場合に証言することができます。ここで、Mollyは事故の日にその場において、何が起こったかを見て、その日の出来事を説明するメモを取ったことを覚えているので、認識した事実について個人的な知識を持っています。彼女はこの瞬間の出来事を思い出してはいませんが、このことは後述する他の方法で満たすことができます。彼女はコミュニケーション能力があり、証言に先立ち宣誓を行ったと思われる。

B. 文書の認証

文書やその他の種類の記録が証拠として提出される前に、それらは認証されなければならない、適切な基礎が築かれなければなりません。ここで、モリーは事故当日にその場にいたことを証言しており、ポールから言われたことを丁寧にメモしていたことを彼ら [sic] は覚えています。したがって、メモのコピーには根拠がある。さらに、デイビッドは、モリーが証言台に立っている間にメモのコピーを見せ、彼女はそれを取ったものであると確認しました。これは認証として十分であろう。

証拠として認められる文書は、Best Evidence Ruleの適用を受ける。最良証拠規則では、文書が証拠として認められる場合、原本が提出されるか、当事者が原本を提出できない理由を説明しなければならないとしている。連邦証拠規則では、文書のコピーを最良の証拠規則を満たすものとして認めている。

したがって、この文書は適切に認証されており、コピーは原本を表すものとして十分である。

C. 関連性

論理的妥当性：（上記ルールステートメント参照）ここでは、ポールの発言は論理的妥当性がある。この発言は、ポールが事故において過失があったかどうかを、より高い確率で証明する傾向がある。ポールに過失があったかどうかは、事故の過失が誰にあったかが中心的な問題であるため、この事件にとって重要な事実である。

法的妥当性：（上記のルールステートメントを参照）これらの陳述は、偏見よりも証拠能力が高い。ポール自身が述べたことなので、ポールを不利にするような発言はない。

医療費支払いの申し出しかし、法的意義のルールのもと、公共政策の理由から認められない種類の証拠もあります。例えば、保険加入、その後の改善修理、和解の申し出などの証拠は、社会として、人々が保険をかけること、危険な状況を是正すること、裁判を詰まらせないように和解することを促進したいため、認められない。また、一方の当事者が相手方の医療費を支払うと申し出た場合もこれに該当する。ここで、ポールの発言は2つある。1つは、スピードの出し過ぎで自分に非があったというもの。もうひとつは、怪我をした人の医療費を払うという申し出です。証拠のフェレンダ規則により、この2つの発言は切り離されます。なぜなら、医療費を支払うという申し出は認められないが、その申し出に関連してなされた他の発言は認められるからである。

D. デュアル・ハーシー

（上記のルールステートメント参照）モリーのノートのコピーに関する問題は、伝聞が2段階あることです。2つのレベルの伝聞を含む文書が証拠採用されるためには、両方の記述に有効な例外がなければなりません。

a. 伝聞の第一レベル。ポールの発言

伝聞の第一レベルは、PaulがMollyに行った供述である。これらの供述は、おそらく事故現場でなされたものであり、したがって法廷外での供述となります。Davidは、以下の例外が適用されることを主張します。

(1) 当事者の自白。連邦規則では、当事者による自白は非聴聞にあたるため、認められる。ここで、Paulは事故の過失を認めた。彼は、自分がスピードを出しすぎたと述べ、自分に過失があると明言した。したがって、これは有効な当事者承認であり、非伝聞として認められるでしょう。

(2) 利害に反する陳述。非伝統的陳述のもう一つの κατηγοリーは、当事者が利害に反する陳述をした場合です。利益に反するステートメントは、個人が彼の金銭的な利益に反するものであることを任意のステートメントです。ここでは、1つは自動車事故のために障害があることを示すことは、彼の利益に反する文になります。したがって、この例外が適用されます。

b. 伝聞の第二段階モリーのメモ

伝聞の第二段階は、モリーが紙に書き留めたメモです。モリーはそのメモを事故当日に書いたのであって、法廷にいる間に書いたわけではありません。したがって、そのメモはMollyの法廷外の供述となります。Davidは、以下の2つの例外を理由に、その証拠を認めるべきだと主張します。

(1) 記録された以前の記憶：裁判所は、4つの要素が満たされる場合、記録された以前の記憶を認めます。まず、証人は現在、その書面にある事実を思い出すことができないこと。ここでは、モリーが会話の記憶がないと証言していることが事実として記載されています。2つ目は、その書き込みが証人によって作成されたもの、または証人によって採用されたものであること。ここでは、モリー自身がメモを書き留めた。第三に、その書き込みは、彼女の記憶がまだ新鮮なときに作成されたものでなければならない。ここでは、モリーはポールが救急車で運ばれてからすぐに文章を作成したので、彼女の記憶はまだ新しいと考えることができる。第四に、書き込みは信頼できる状況下で作成されたものでなければならない。ここでは、モリーが書面を作成した目的は、起こった出来事をそのまま記録すること以外には、

何の証拠もない。これらの要素がすべて満たされる場合、回想は証拠として読み取ることができますが、コピーは証拠として認められるべきではないでしょう。

(2) 現在の記憶をリフレッシュする。当事者は、事実上あらゆる文書で証人の記憶を呼び覚ますことができます。したがって、Mollyがその出来事を覚えていない場合、DavidはMollyに書類を見せ、書かれている内容に目を通すことができたはずで、これで記憶が蘇ったのであれば、その出来事について知っていることを証言することができます。このような場合、通常、相手側が認めるよう提案しない限り、その書面は証拠として提出されないはずで、しかし、Mollyは書類を見せられたものの、それを確認したり、確認したことに基づいて質問に答えたりしなかったため、この状況は当てはまりません。

結論として、有効な伝聞の例外が適用されていたとしても、証拠を認める適切な方法は、陪審員にコピーを与えるのではなく、記録に証拠を読み込むことであったため、コピーは証拠として採用されるべきではなかった。

問題3 解答

B

ポールとデビッドの間の事件は民事事件です。つまり、刑事事件の場合とは少し違ったルールがあります。この事件は自動車事故による怪我についてで、ポールはデヴィッドを訴えています。この事故は、ポールがデービッドを訴えているもので、問題は、怪我と事故の責任は誰にあるのか、ということです。

1. 裁判所はヴェラの供述を認めたのは誤りか？

ヴェラの供述は、事故当日、ポールの車に同乗していた時のものです。彼女は、自分たちの後ろにいる黒いSUVが無謀に交通整理をしているのを見た、と冷静に述べている。

論理的妥当性

すべての証拠は、認められるために関連性がなければなりません。これには、結果的な事実を証明または反証する傾向があることが含まれます。たとえ証拠が関連性を持っていても、それが法的に適切でない場合は、認められないことがあります。

ここで、Veraの供述は、彼女が無謀な運転を観察した車両の身元を証明するために提出されており、それはDavidが運転する車両と同じものである。また、ポールが黒いSUVが無謀な運転をしていることに気づいていたことを証明するためにも重要です。さらに、デイビッドに過失があり、無謀な運転をしていたことを証明するためにも関連性があります。

したがって、Veraの供述には論理的な関連性があるが、その証明力は判定されなければならない。

法的妥当性

論理的に関連性のある証拠でも、不当な不利益をもたらす場合は除外されることが

あります。裁判所は、証拠を排除するか否かについて裁量権を有する。法的な関連性で証拠を排除すべきかどうかを判断するためのテスト

の根拠は、不当な偏見的効果が証明的価値を実質的に上回るかどうかである。

ここで、偏見的な効果は、**David**が交通の合間を縫って無謀な運転をしたと判断されることであろう。しかし、これは非常に証拠能力が高く、この事件で争点となり判断されていることなので、**Vera**の供述は法的関連性を理由に除外されることはないでしょう。

連邦証拠規則のいずれかに違反する場合、他の方法では認められる関連証拠であっても、認められないことがあります。

この証拠の許容性に関して、関連性以外にデイビッドが申し立てることのできる反論のひとつは、伝聞であろう。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の信頼のために陳述書が提出される場合、法廷外での陳述を証拠として認めることを妨げる規則である。伝聞証拠が禁止される理由は、反対尋問の対象になっておらず、供述が捏造か信頼できるかを判断できないからである。**Vera**の供述にある黒いSUVの無謀運転に関する情報は、陪審員や事実の審理者にとって有益であり、SUVの無謀運転が実際に行われたことを証明するために提供されているので、その真実性のために提供されており、伝聞の例外や免責が適用されなければ除外されるべきものである。

ヒアリングの例外

伝聞の例外とは、法廷外でなされた陳述で、その真実性については認められるが、他の理由で認めるものである。ここでは、ポールはヴェラの供述がいくつかの異なる例外の下で認められるべきであると主張しようとしています。

プレゼントセンス・インプレッション

現在に至る印象は、発言中または直後であることから信頼性があるとみなされ、伝

聞の例外とされる。

ある事象を知覚しているとき。知覚している時に発言した場合、捏造する時間はほとんどないようです。

ここでPaulは、Veraがまだ車に乗っているときに、黒いSUVが無謀に交通整理をしているのを見たときに、その発言をしたと主張しようとしています。彼女は現在、SUVがそのような運転をしているのを知覚しており、観察しながら供述をしたのです。このことは、彼女が無謀な運転をしているSUVを観察したことを否定するものではないので、彼女が冷静に発言したことは重要ではありません。

Davidは、Veraが無謀な運転をする車を観察したときにすぐに供述をしなかったと反論するかもしれませんが、観察中に供述をしなかったことを裏付ける事実はないのです。また、供述は観察後すぐに行うことが認められており、捏造する時間がないことがうかがえるからである。SUVが無謀な運転をしているのを目撃してから、VeraがPaulにこの発言をするまでにいくらかの時間を待ったという事実がなければ、この発言は現認に該当する可能性がある。

エキサイトウォーター

興奮状態での発言は、興奮したり驚いたりした出来事のストレスや影響下にある時に発言した場合、伝聞証拠が入ることを認めています。ここで、ポールは、ヴェラがまだ観察のストレス下にあるときにSUVの無謀な運転についてコメントしたと主張しようとするかもしれません。しかし、ヴェラは冷静にSUVのことをポールに話し、興奮した発言を正当化するような影響を受けているようには見えなかったので、デビッドはこの主張に対して有効な反論をすることができるだろう。

旧ステートメント

以前の供述は、申告者が入手できない限り、認めることができる。供述不能とは、死亡、合理的な試行錯誤の結果所在が不明、および/または無能力であることを意味します。ここでは、Veraは死亡しているので、入手不可能です。以前の手続きで宣誓の下に行われた以前の陳述は、弾劾の目的および主張された事項の真実を証明す

るために認めることができます。ここでは、**Vera**の供述は正式な手続きで宣誓の下になされたものではないので、そのような供述をすることはできない。

は弾劾のためにのみ使用される。しかし、ポールが原告として裁判と主任[sic]を提供しているため、弾劾する者がいないため、ヴェラがいないにもかかわらず、この陳述を元陳述として認めることはできない。

ダイイング宣言

死亡宣告は、民事だけでなく刑事の殺人事件でも認められています。ここでは民事事件なので、宣言者が入手不可能であること、実際に死ぬ必要はないこと、死の原因に関する声明を出したこと、死が差し迫っていると確信して声明を出したことを条件に、死の宣言が認められているのです。ここでは、Paulの車が黒いSUVに衝突される前、そして彼女が死ぬ前に供述しているので、Veraの供述が死の宣告であることを支持する有効な論拠はない。Veraは現在行方不明ですが、彼女は自分が死ぬと思って供述したり、死因を説明したりはしておらず、PaulがVeraの供述を認めるためにこの例外を利用することはできないのです。

個人の知見

ある出来事について証人が証言するためには、個人的な知識が必要とされます。PaulはVeraのように黒いSUVが無謀な運転をしているのを直接見てはいないが、五感の一つでVeraの発言を認識したため、その発言がなされたこと、その方法について個人的知識を有している。

ヒアリングの免責事項

これらの発言は、その事柄の真偽を証明するために認められるのではなく、別の目的のために認められるので、伝聞ではないのです。ここで、ポールは、いくつかの異なる理由でヴェラの供述が非伝聞として認められるべきだと主張するつもりです。

聞き手への影響

聞く人への影響は、その事柄の真偽を証明するために申し出ているわけではないので、伝聞ではない。これは、その発言が聞いた人に与えた影響を示すために申し出

ているのです。ここで、パウロはこの声明が以下のために提供されていると主張することができます。

Paulが無謀な運転をしている黒いSUVを認識していたことを示すこと。ポールの運転もデビッドによって問題視されているので、ポールがヴェラの供述を聞いた30秒後に、無謀な運転をする黒いSUVを警戒していたことを証明することが重要です。

結論

この供述は、伝聞に対する現在の感覚的印象の例外および聞き手に及ぼす影響の例外に該当する可能性があるため、この供述を伝聞を理由に除外することはできず、裁判所はVeraの供述を適切に認めた。

2. モリーのノートのコピーを認めたのは誤りか？

論理的／法的な妥当性

モリーのメモは、ポールが過失を認め、医療費の支払いを申し出る供述をしたことを証明するために関連するものです。彼らはこの問題のためにDavidによって提供され、同様にそれが真実であることを証明するために提供されています。過失を判断するために関連性があるとはいえ、証拠は不当に偏見的であってはなりません。

関連する証拠を排除する政策的理由

関連性があるにもかかわらず、ある種の証拠は、公共政策の理由から除外されます。裁判所は、当事者が過ちを修正し、事件を解決し、互いに助け合うことを奨励したいと考えています。ここで、ポールは、彼らが医療費を支払うための申し出であったため、ノートが除外されるべきであることを主張するだろう。医療費を支払うためのオファーは、当事者の過失を示すために提供することはできません。

負傷者の医療費を支払うという申し出は、連邦証拠法の下では証拠として認められないが、FREはその申し出に関連してなされた陳述を切り離して証拠とすることを認めている。ここで、Paulは、自分がスピードを出しすぎていて、過失があり、負傷した人の医療費を支払うと申し出たという供述をした。

Paulのスピードの出し過ぎと過失に関する記述は、この政策上の理由で除外されませんが、他の理由で除外される可能性があります（下記の議論を参照してください）。

医療費支払いの申し出を認めた誤り

ですから、医療費を支払うという申し出が含まれた文書のコピーを裁判所が認めたことに関しては、公共政策がこの種の記述を除外するよう求めているため、誤りです。

ポールのスピードの出し過ぎと過失に関する記述について

Mollyのノートのコピーが認められたことは、記録された記憶であり、実際に認められた証拠である。認められる有形、物理的、非証言的な証拠はすべて、認めるために認証されなければならない。

認証

ここで、Molly は、事故の直後にメモを書き、そのメモは彼女のものであると主張しています。モリーは、メモがデイビッドの主張するとおりであると主張しており、彼女は証言台に立ち、メモの信憑性について質問される可能性があるため、これはメモを認証するのに十分な証拠となります。

爽やかな思い出

証人の記憶を呼び覚ますには、どんなものでも利用できます。ここでは、デイビッドがモリーの記憶を呼び覚ますためにメモを使おうとしています。証人は、そのアイテムが記憶を呼び覚ますのに有効かどうかを確認するために、記憶を呼び覚まそうとするものを見せられなければなりません。証人の記憶を呼び覚ますために使用されたものは、相手方当事者によって証拠として提出されることがあります。

ここでは、モリーの記憶を呼び覚ますために使用したメモを証拠として提出するの

はポールではなく、デビッドであり、つまり、記録された記憶としてメモを提出しようとしているのです。

Paulは、Mollyは記憶がないと主張する前にメモを渡されなかったので、記録想起証拠の承認に関する規則が守られていないと主張するかもしれません。一般的に、証人は黙って確認するために文書を与えられるべきであり、それでも思い出せない場合は、その文書を証拠として認めることができます。このようなことが行われたという事実がないため、Paulはここで正当な主張をすることができます。事実からは、Mollyは書類を確認する前に、覚えていないと言い、その後、証拠品として移動されたようです。

レコードの記録

証人の記憶をリフレッシュするために使用された証拠として提出された文書は、証人の記憶がリフレッシュされなかった場合、証人がスタンドに立ち、文書を交わし認証することができる場合、証人が出来事を知覚する時間的に近い時期に文書を正確に作成し、情報を記録する事柄について、個人的に知っていた場合に限り、許可されます。

ここで、モリーは会話を思い出すことができないと証言しました。彼女は証言台に立ち、反対尋問や質問を受けることとなります。そして、彼女はポールが救急車で運ばれた後、すぐに注意深くメモをしたと証言しています。さらに、彼女はポールとの会話を自分で聞いたので、個人的に知っていたのです。これらの事実を踏まえると、デイビッドは、証拠の許容性を許可する他の制限が存在しない限り、記録的記憶として証拠を適切に認めることができるだろう。

ベストエビデンスルール

ベストエビデンスルールとは、誰かが証言台で文書の内容について証言しようとする場合、文書そのものを認めることを求めるルールである。ここでは、Mollyは会話を思い出そうとしており、メモにはその会話に関する情報が含まれています。このメモは彼女自身の記憶であり、法的な意味を持たないため、最良証拠規定は適用されない。

しかし、Paulは、実際のノートそのものが認められていないため、真正性だけでなく、最良の証拠のルールにも問題があると主張し、その結果、Paulは、そのようなことはないとは主張することになります。

のコピーが認められました。Paulは、Davidが実際のノートではなく、ノートのコピーが認められた正当な理由を示さない限り、最良の証拠というルールに問題がある、違反であると主張しようとしています。Davidは、適切に認証されたコピーは最良証拠規則を満たす文書として認められると主張し、この議論にうまく対抗するつもりです。

伝聞・多重伝聞

上記のルールと上記の議論を参照してください。ここでは、法廷外で作成された/準備された文書内のステートメントがあり、主張された事柄の真実のために提供されているため、複数の伝聞が存在するケースもあります。したがって、陳述書と文書の両方がそれぞれ別の伝聞の例外または免除を満たす必要があります。上記で述べたように、文書そのものはrecollectionルールに従うことができますが、実際の陳述書については例外とする必要があります。

パーティーの入場料

当事者承認は、非伝統的とみなされ、他の当事者によって行われた当事者の相手によって提供される文です。これらのステートメントは、必ずしも利益に反する必要はありませんが、それらは一方の当事者によって行われ、他方によって提供されなければなりません。この場合、DavidはPaulの供述を提供しようとしており、必要ではないが、彼の利益に反するものであり、事故における彼の過失を考慮したものである。これは、Paulの供述を認める正当な理由となり得ます。

利息に対する声明

Davidは、Paulが行った供述は伝聞の例外であるStatement against interestに該当すると主張することができます。しかし、この例外は、ポールがこの問題の原告であり、裁判所に出向くことができるため、申告者が出頭できないことが条件となります。

結論

裁判所は、文書が記録的な記憶の下に入り込む可能性があり、陳述書は当事者承認として認められるので、証拠を認めたことは適切であったと思われます。

2012年2月

ESSAY QUESTIONS 4, 5 and 6



カリフォルニア州司法試験

3つの質問にすべて答えてください。

答案は、問題となる事実を分析し、重要な事実とそうでない事実の違いを見分け、事件の根幹となる法律と事実のポイントを見分ける能力を示すものでなければなりません。答案は、法律の適切な原則と理論、その資格と限界、および互いの関係を知っており、理解していることを示すべきです。

答案は、与えられた事実を法律に適用し、採用した前提から健全な結論に至るまで、弁護士らしく論理的に推論する能力を証明するものでなければなりません。単に法理論を覚えていることを示すのではなく、法理論を使いこなす、応用していることを示すようにしましょう。

結論だけを述べた答案では、ほとんど評価されません。結論の根拠となる理由を十分に述べ、すべての点について十分に論じましょう。

回答は完全なものであるべきですが、問題解決に関係のない情報を提供したり、法律の教義を論じるべきではありません。

カリフォルニア州法を使用するよう明示的に要求された質問以外は、一般的に適用される法律理論や原則に従って回答してください。

2012年7月の論文問題とその解答例
カリフォルニア州司法試験

本書は、2012年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、実際に一読して合格した受験者が書いた各問題に対する2つの解答を収録したものです。

選ばれた答案には良好な成績が与えられ、読みやすくするためにスペルや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま掲載した。回答者の了解を得て、ここに掲載する。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ペー ジ</u>
1	民事訴訟法	4
2	共同財産／職務上の責任	22
3	エビデンス	40
4	契約内容	58
5	遺言と相続	71
6	刑事法・刑事訴訟法	85

質問3

ビッキーは雨の夜に殺された。検察側は、仕事上のライバルであったディーンを殺人犯として起訴した。問題の夜、彼は彼女の家の外の茂みに隠れ、仕事から戻った彼女を撃つたと主張している。

カリフォルニアの裁判所で行われたディーンの評決で、検察側はディーンの前、ホイットニーを証人として呼んだ。殺人事件の1週間後、ディーンが他の女性と交際していることを知ったホイットニーは、結婚生活は終わったと言ひ、家を出て行ったのだ。しかし、ホイットニーは怒りに燃えて、ディーンに不利な証言をしてしまう。Whitneyが証言台に呼ばれた後、裁判所は休廷に入った。休廷中、ディーンとホイットニーは和解した。WhitneyはDeanに不利な証言をしないことにした。裁判が再開され、検察官がホイットニーに、殺人のあった夜、ディーンの前にか何か付いていたのを見たか、と尋ねた。Whitneyが答えないので、裁判所は彼女を法廷侮辱罪に問うと脅した。ホイットニーはやむなく、ディーンの前にか泥が付着していたことを証言した。

次に検察側は、ディーンの前であるエラを召喚しました。エラは、ビッキーが殺された夜、自分の台所の開いている窓のそばにおり、その窓はディーンの前のお開いている窓から約20フィート離れていた、と証言しました。エラはまた、ディーンとホイットニーを見かけ、ディーンがホイットニーに "俺の一番大きな口座を盗んだ女を殺したよ" と言うのを聞いたと証言している。ディーンとホイットニーはエラが二人の会話を聞いていたことを知らなかった。

ディーンは友人のフレッドを証言に呼びました。Fredは、Vickyが殺された翌日、コーヒーショップで昼食をとっていたところ、有名なギャングであるHitが隣のテーブルで別のギャングであるGusと会話しているのを目撃したと証言しました。フレッドは、ガスがヒットに対して「ビッキーに関する任務を片付けたか」と聞くのを聞き、ヒットが自分の喉に人差し指を当てたと証言しました。

適切な異議申し立てや申し立てがすべて適時に行われたと仮定して、裁判所は適切に対応したでしょうか。

1. 検察側がホイットニーを呼び出すことを許可しますか？ 議論してください。
2. の証言を認める。
 - (a) ホイットニー？ 議論してください。
 - (b) エラ？ 議論してください。
 - (c) フレッド？ 議論してください。

カリフォルニア州法に則って回答する。

質問3への回答A

カリフォルニア州提案8号：真実の証拠規則

カリフォルニア州の提案8号により、全ての非特権的で関連性のある証拠は、規定の例外に該当しない限り、カリフォルニア州で起こされた刑事訴追において承認されることになりました。提案8の下で認められる証拠も、CEC352のバランスングの対象となります。

ここで、このケースは、検察がディーンを殺人罪で起訴しているため、提案8は、関連性があり、CEC352の均衡のために除外されていない証拠を認めるために適用されます。

1. 検察側がホイットニーを呼び出すことを許可する。

最初の問題は、検察側がホイットニーを呼び出すことを許可すべきかどうかである。これは、ホイットニー（以下「W」）が配偶者コミュニケーション特権または配偶者証言特権のいずれかを主張できるかどうかにかかっている。

配偶者通信役特権

配偶者間通信の特権は、既存の結婚の過程で、結婚の親密さに依存して行われる配偶者間のすべての機密通信を保護します。この特権は、両方の配偶者に属し、証言から他の配偶者を防ぐためにどちらかが主張することができる。さらに、この特権は、結婚が離婚に至ったかどうかにかかわらず、通信そのものが結婚が存在していた期間中に行われた限り、存在します。特権の目的上、婚姻は有効な離婚があるまで終了しません。

ここで、Whitneyは検察側に呼び出され、Deanの靴に泥がついているのを見たと言っている。この観察は、DeanとWがまだ離婚しておらず、Wが証言する前に和解しているため、DeanとWがまだ結婚していたときに行われたものである。WとDは、Dが他の女性と交際していることをWが発見し、Wが引っ越したために別居していたが、この特権の趣旨からすると、この特権はいかなる場合にも及ぶものである。

離婚前に行われたコミュニケーション最後に、Wは、Wとディーンの間でのコミュニケーションではなく、観察について証言するために呼ばれたので、コミュニケーション特権で保護されることはないだろう。

したがって、この特権は、Wが彼女のように証言することを妨げたり、彼女が証言台に立つことを妨げたりするために適用されることはない。

配偶者証人特権

配偶者証言特権により、一方の配偶者は、いかなる訴訟においても他方の配偶者に不利な証言を拒否することができます。この特権が適用されるためには、有効な婚姻関係がまだ存在している必要があります。この特権は証言する配偶者に属します。特権は結婚の調和を守るために設計されており、証言する配偶者が証言を望んだ場合、救いようがありません。さらに、カリフォルニア州では、この特権により、証言する配偶者は完全に証言台に立つことを避けることができます。

ここで、Wは、殺人事件の夜、Dの靴に泥がついているのを見たことを証言するために、証言台に呼ばれた。WとDは別居していたが、WはDが他の女性と交際していたことを知り、引っ越して婚姻関係が終わったと述べたため、有効な離婚を必要とする特権の趣旨から、婚姻関係は終了していなかった。そのため、Wは証言台に立たないことを選択する特権があった。

本件では、当初、Wは怒っており、Dに対して証言する意思があったため、証言台に立ち、証言することに同意した。実際にWが証言台に立ち宣誓したのは、WとDが和解してWが証言をしないことを決めた休廷前である。したがって、検察側は、Wが証言台に立ち宣誓したことから、特権を放棄したと主張する。

これに対し、Wは、証言台に立ったものの、最初に質問されたときに特権を主張したため、特権を放棄したわけではないと主張する。

を検察官に質問した。Wは、裁判が再開されても答えず、検察官は、殺害当夜、Dの靴に何か付いていたのを見たか、とWに尋ねた。

Wは質問に答える前に特権を主張したので、裁判所は彼女が配偶者の証言特権を持ち、Dに対して証言することを強制できないと判断する。しかし、Wは自発的に証言台に立ったので、検察側が特権保持者でありまだそれを主張していないWを召喚することは適切であった。提案8は、特権情報を認めることはできないので、結果は変わらない。

2. 証言を認める

(a) ホイットニー

第一の争点は、裁判所がホイットニーの証言を認めるべきだったかどうかである。

論理的妥当性

カリフォルニア州法の下では、証拠は、実際に争われている結果的な事実を、その証拠がなければそうであったらという確率より高く、または低くするものであれば、関連性があるとされています。

ここで、Wは、Dの靴に泥がついているのを見たと言っている。Vが殺害されたのは雨の夜であり、検察側は、Dが自宅外の茂みに隠れ、仕事から戻ったVを撃ったと主張していたため、この証拠により、Dが泥まみれの花壇に存在し、殺人を犯した可能性が高くなると思われる。

したがって、関連性があります。

法的妥当性

証拠は、その証明力が不当な偏見、争点の混乱、陪審員の誤解、浪費、または不当な遅延の危険性によって実質的に相殺されない場合、法的に関連性があるといえる。

ここで、Dは、靴についた泥についての証言は、陪審員を混乱させ、誤解を招く可能性が高いと主張するだろう。特に、検察側が、泥がビッキー宅の近くの花壇でついたものであることを立証できていない場合は、そのような証言は認められない。しかし、この証拠は、Dが雨の夜に泥の中に立っていたことを示すという点で高い証拠価値があるため、認められる可能性が高い。よって、この反論は失当である。

個人の知見

証言能力があるためには、証人は、証言する事実について、その直観的な観察に基づく個人的な知識を有している必要があります。

ここで、Wは、本件夜間にDの靴に泥がついているのを目撃しており、靴の状態についての証言は、彼女の認識と個人的知識の範囲内である。

配偶者通信役特権

以上のように、Dの靴についた泥についてのWの証言は、コミュニケーションではなく、観察であったため、これを保護することはできない。

配偶者証人特権

上述の通り、WはまだDと結婚しているため、刑事訴訟においてDに不利な証拠を提供するよう強制されることはないため、これによりWの証言は保護されます。提案8は、特権的な情報が除外されるため、結果を変えることはない。

結論

Wの証言は、配偶者の証言特権により除外されます。

(b) エラ

第二の争点は、エラの証言の可否である。

論理的妥当性

上記のルールを参照してください。

DがWに「俺の一番大きな口座を盗んだギャルを殺したところだ」と言ったのを聞いたというElaの証言は、この事件と大いに関係がある。Dは殺人罪で起訴されており、Vickyを殺害した動機は、2人がビジネス上のライバルであったからとされている。したがって、この供述は、特にVが殺害された夜になされたものであることから、DがVの殺害を行ったことを示すものである。この事実は、Dが起訴された犯罪の有罪か否かに関係するものとして争点となっている。従って、この証言は論理的に関連性がある。

法的妥当性

上記のルールを参照してください。

Dは、この供述は誤解を招く恐れがあり、Vを具体的に特定できていないため、非常に偏見が強く、除外されるべきだと主張するだろうが、裁判所は、Dが殺人を犯したこと、殺人を犯す動機があったことを示す証拠としての価値は、偏見のリスクをはるかに上回ると判断する可能性が高いと考えられる。さらに、この情報は、Dの有罪か無罪かの核心に迫るものである。

従って、この理由で証拠が除外されることはないでしょう。

個人の知見

上記のルールを参照してください。

ここで、Ellaは自分の台所の開いた窓のそばに立っていた。その窓は、Dの台所の開いた窓から約20フィート離れていた。エラはDとWを見ることができ、DがWに「俺の一番大きな口座を盗んだギャルを殺した」と言うのを聞くことができた。したがって、エラの証言は、DとWの家で起こっていることを個人的に見聞きすることができたので、彼女の直観的観察に基づいていたのである。

したがって、この異議は却下されます。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される、法廷外の陳述のことです。伝聞は例外に該当するか、非伝聞の目的のために使用されない限り、容認されません。伝聞は提案8の例外であるため、提案8が適用されない場合は、伝聞を認めることはできません。

ここで、DがWに「私の一番大きな口座を盗んだギャルを殺したところよ」と言ったというElaの証言は、Dが実際にVを殺害した人物であることを示すために提供されている。したがって、これは主張された事項の真偽を証明するために提供される法廷外供述であり、例外に該当する場合にのみ認められる。

当事者・相手方の入場

事件の関連事実に関する当事者・相手方の供述は、伝聞禁止のカリフォルニア州の例外であるため、伝聞の異議申立てを越えて認められる。

ここで、エラが証言した供述は、刑事訴訟の被告人であるDによる供述である。この供述は、Dが起訴されているVの殺人を実際に行ったか否かを示すものであり、本件の争点と大いに関係がある。

したがって、この例外により、この供述を認めることができる。

利息に対する声明

陳述は、それが利害に反する陳述として適格である場合、例外的に承認される。利害に反する陳述とは、今は入手できない証人の陳述で、作成時にその人の所有権、金銭的、刑罰的、または社会的利益に反しており、作成時にその人の利益に反していることを申告者が知っていたものである。

ここで、DはWに対して、「俺の一番大きな口座を盗んだギャルを殺した」という供述をしている。この発言は、Dが殺人罪で起訴される可能性があるため、Dの刑事利益に反すると考えられる。さらに、殺人犯のレッテルを貼られるため、社会的な嘲笑、排斥、

屈辱を受ける可能性がある。Dは次のように主張する。

この発言は、夫婦関係の秘密を信頼して配偶者にしたものであり、自分に不利になるとは考えていなかったため、自分の利益に反するものではないとのことです。また、配偶者が秘密を守ってくれることを期待しての発言であったため、発言した時点では、自分が社会的な不名誉を被るとは思っていなかった。Dは、陳述書を作成した時点では、その陳述書が自分の利益に反して使用される可能性があることを知らなかったと思われるので、この例外は適用されないと思われる。

証言に対する特権を主張することができる場合、申告者は入手不可能となる。Dは憲法修正第5条に基づく自己負罪の特権を主張することができるので、この例外の目的では、彼は利用できないとみなされるでしょう。

したがって、この例外は、Dが自分の利益に反することを知らずに作成した可能性が高いため、適用されない。

自発的な発言

自発的供述とは、驚くべき出来事を目撃した直後で、供述者がまだ興奮のストレス下にあるときになされた供述をいいます。

ここで、Dは、Wに対して、「ギャルを殺したばかりなのに…」と供述しており、殺人の興奮によるストレスが残っていた可能性があることがわかる。また、殺人というのは、特に、藪の中に隠れて、相手の自宅で人を撃ち、その後、発見されないようにするために、びっくりするような出来事である可能性が高い。

したがって、Dの発言は、興奮のストレスが残っている場合、自発的な発言となる可能性がある。

同時期の声明

同時供述とは、ある事件の発生時またはその近くになされた、被告の行動を説明または描写する供述を指します。

ここで、DはWに対して、"俺の一番大きい口座を盗んだギャルを殺したばかりだ"と言っている。Dはギャルを"殺したばかり"と明記していることから、この発言は震災発生間際になされた可能性がある。

の出来事である。さらに、この調書にはギャルを殺したD自身の行為が書かれており、その理由も説明されている--彼女は「私の一番大きな口座を盗んだ」のである。

したがって、十分に近い時期に作成されたものであれば、同時報告として認められる可能性があります。

配偶者通信特権

上記の規則を参照してください。また、配偶者間通信の特権は、結婚の親密さに依拠してなされたものでない場合には、放棄されます。発言は、特権に該当しない第三者の存在下で行われる場合、この信頼においてなされたものではありません。配偶者がその通信が第三者に立ち聞きされることを合理的に予見できなかった場合、特権は放棄されず、Dは特権に基づいてEllaの証言を阻止することができます。しかし、配偶者が第三者に聞かれる可能性があるときに過失で発言を行った場合は、その機密性を維持するための合理的な努力がなされていないため、特権は放棄されたことになる。

ここで、DとWはキッチンで会話をしていた。他に誰もおらず、DとWは配偶者として親密な会話をしていたことから、この会話は婚姻の親密性に依拠してなされたものであると考えられる。しかし、DとWは、台所に通じる窓を開けたままこの会話をしていた。この窓は、同じく開いていた隣家の窓から20フィートしか離れておらず、Dはエラが会話を聞き取れるような十分な大きさの声で会話していた。しかし、DとWは自分たちの間で私的なコミュニケーションを行っており、エラがそのコミュニケーションを聞いていたことを知らなかったため、コミュニケーションの秘密を放棄するほどの過失はなかったと思われる。DとWは、窓が開いていても、自宅のプライバシーを信頼することができた。

したがって、配偶者間通信の特権により、この証言は阻止されます。

(c) フレッド

論理的妥当性

Vickyが殺害された翌日に昼食をとっていたFredが、2人のギャングが「Vickyに関する任務を片付けた」と聞いたという証言は、DeanがVickyを殺害した人物ではないことを立証するために関連性がある。DがVickyを殺したか否かが殺人裁判の主要な争点であるため、この点は関連性が高く、かつ争点となっている。この異議は却下される。

個人の知見

ここで、Fredはコーヒーショップで昼食をとっているときにHitとGusが会話しているのを見かけ、その会話を耳にした。従って、Fredはその発言について個人的に知っていた。

この異議は却下されます。

伝聞

上記のルールを参照してください。

ここで、FはHとGの両者の供述に関する証言を提供しているが、これらの供述が認められるためには、いずれも伝聞の例外に該当する必要がある。これらの供述は、FとGがVickyの殺害を行ったことを示すために提出されたものである。

Gの声明

所持者への効果

Dは、Hが「ビッキーに関する任務を片付けたか」と尋ねたGの発言は、質問であるため、その発言の真意を示すために提供されたものではなく、質問に答えたHに対する影響を示すために提供されたものであると主張するだろう。

聞き手に与える影響を示すために提供された陳述は、伝聞ではなく、伝聞の異議を覆して認められる。

ここで、この質問は、回答する際のHへの影響を示すために提示されたものであるため、認められることになる。

Hの声明

Hは人差し指を喉に当てるジェスチャーをただけだが、このような行為も、伝える意図があれば伝聞として成立する。

ここで、Hの行為は、Hが「ビッキーに関する任務を片付けたかどうか」というGの質問に答えるために行われたものである。これは、Hが実際にVickyを処分したことを伝えるためのものであるから、伝聞に該当する。

利息に対する声明

ここで、この発言は、ビッキーを殺害した場合、殺人罪で起訴されることになるため、Hの刑事上の利益に反するものである。Hは、Fなどがいる喫茶店でこの供述をしたのであるから、その時点で、この供述をすると処罰の対象となることを知っているはずである。Hが利用できないかどうかは不明であり、認否はこれ次第である。

したがって、これは認められる証言である可能性が高い。

問題3に対する答えb

ピープル対ディーン

1. 裁判所は、検察側がホイットニーを呼び出すことを適切に許可 しましたか？配偶者の証言の特権

カリフォルニア州証拠法（CEC）には、配偶者特権があります。配偶者特権は、被告人の配偶者が証人席に立ち、配偶者に不利な証言をすることを拒否することを可能にする。Deanの裁判は刑事裁判であるが、CECは刑事裁判と民事裁判を区別していない--配偶者は民事裁判でも刑事裁判でも配偶者に不利な証言を拒否することができるのである。

配偶者と被告人は裁判の時に結婚していることが必要である。ここで、WhitneyはDeanの裁判前に家を出て行き、「結婚は終わった」と言っていたが、WhitneyとDeanの結婚が法的に解消されたことを示すものは何もない。従って、Whitneyは裁判の時点ではDeanと結婚していたので、配偶者証言の特権を行使することができる。

特権の保有者は被告ではなく配偶者である。したがって、ディーンがホイットニーに不利な証言をさせたくなかったとしても、ホイットニーが望めば、そして彼女が証言した事柄が他の特権を持たない限り、ホイットニーは証言することができるのである。

CECの下では、証人の配偶者は、証人席に立つことを完全に拒否することができる。ここで、ホイットニーは当初ディーンに対して証言するつもりで証言台に立ったが、完全に証言台に立つことを拒否することもできた。問題は、Whitneyが自発的に配偶者の証言の特権を放棄した後、特権を行使することができるかどうかである。

CECは、配偶者が証言台に立った時点で、配偶者の証言の特権を放棄したとは断定していません。ここでは、ホイットニーはまだ何も証言していない。したがって

、彼女は証言台に立ったとはいえ、まだそれ以外のことはしていないのです。

は、配偶者の証言特権を行使することを禁じられています。従って、彼女の証言は強制されるべきではなかった。

しかし、裁判所は、Whitneyが当初Deanに対して証言することを望んでいたの
、検察官がWhitneyを証人席に呼ぶことを許可したことに誤りはない。従って、誤りが
あるとすれば、裁判所がホイットニーに証言するよう強制したことであり、裁判所が検
察官にホイットニーの証人席への呼び出しを許可したことでない。

2. 裁判所は、ホイットニー、エラ、フレッドの証言を適切に認めたのでしょ

うか？ホイットニー

論理的妥当性

認められるためには、証拠は関連性がなければならない。CECの下では、証拠
は、訴訟に影響する何らかの事実の存在を、そのような証拠がない場合よりも、より確
からしいものにする傾向がある場合に、関連性があるとされています。CECはさらに
、関連性があるためには、その事実が争点となっていなければならないことを要求して
いる。

ここで、ディーンの靴に泥が付着しているのを見たというホイットニーの証言は
、ディーンが雨の夜にビッキーの家の外の茂みに隠れていたかどうかという争いのある
事実を、その証拠がない場合よりも可能性が高くなるため、適切であると言える。

法的妥当性

たとえ論理的に関連性があるとしても、裁判所は、その証拠能力が不当な偏見、
争点の混乱、陪審員の誤解を招く危険性によって実質的に相殺される場合には、証拠を
除外することができる。ここでは、Whitneyの証言の証明力は、比較的高い。ホイット
ニーはディーンの妻であるため、ディーンを有罪にする傾向のある彼女の証言は、特に
証拠能力が高い。殺人事件の夜、ディーンの靴に泥がついていたことは、ディーンがそ
の夜、茂みに隠れていた可能性を示す傾向がある。ディーンの靴に泥がついていたとい
うホイットニーの証言が、陪審員にディーンに対する偏見を持たせるということはない

ので、不当な偏見を与える危険はほとんどない。

配偶者証人特権

上述のように、ホイットニーは裁判時にディーンと結婚しているので、ディーンに不利な証言を拒否することができ、配偶者証言の特権を行使することができたはずである。カリフォルニア州では、配偶者が証言を拒否することを認めているが、彼女は証言台に立ったものの、ディーンに不利な証言をしない特権を有していた。

夫婦間通信秘匿特権

Whitneyは、代わりに夫婦間の秘密通信の特権の行使を試みることができます。配偶者間の秘密通信はすべて特権であり、容認されない。しかし、ここでは、Whitneyは観察について証言したのであって、コミュニケーションについてではない。WhitneyはDeanの靴に泥が付着しているのを見ただけである。WhitneyはDeanが彼女に行ったコミュニケーションについては証言していない。従って、夫婦間のコミュニケーションに関する秘匿特権は適用されない。

結論として、ホイットニーの証言は、関連性があるとはいえ、配偶者の証言の特権のために除外されるべきであった。

エラ

論理的・法的妥当性

ディーンがホイットニーに「私の一番大きな口座を盗んだ女を殺したところよ」と言ったというエラの証言は、極めて重要である。ディーンがホイットニーにこのように言ったのであれば、ディーンが実際にビッキーを殺した可能性が高くなる傾向がある。証明力は高く、ディーンがホイットニーに対する供述によって不当な偏見を受ける危険性はほとんどない。

伝聞

エラの証言は、伝聞であるという理由で異議を唱えられる可能性があります。伝聞とは、法廷外の供述を、そこに含まれる事柄の真実を証明するために提供することで

ある。ここで、Deanの供述は、彼の家で妻に対してなされたものであるため、法廷外のものである。もしDeanがVickyを殺したことを証明するために提供されるのであれば、その真実性を証明するために提供されることになる。従って、この供述は定義上、伝聞である。

非伝統的なもの申告者の精神状態

Deanの供述は、彼の精神状態を示すという非伝統的な目的のために提供される可能性がある。DeanがVickyを殺したという事実よりも、Deanの殺意を示すために提供される可能性がある。しかし、この目的のためだけに提供するのであれば、陪審員がこの供述をDeanが実際にVickyを殺害した証拠とみなさないことは非常に困難であるため、非常に偏見に満ちたものとなる。従って、この目的のためにのみ、この供述を認めることはできないと思われる。

当事者・異議申立人の承認

あるいは、DeanのWhitneyに対する供述は、伝聞法則の例外に該当する場合、その真実性のために提供することができる。CECは、当事者によってなされ、相手方によって提供される自白に関する伝聞法則の例外を規定している。ここで、DeanのWhitneyに対する供述は、当事者であるDeanによってなされ、相手方である検察側によって提供された供述である。したがって、伝聞とはいえ、Deanの供述は、CECの伝聞禁止規則の例外である自白として認められる可能性がある。

夫婦間の秘密厳守のコミュニケーション

しかし、Deanは、Whitneyへの供述が配偶者間の秘密通信であり、したがって特権があるという理由で、その除外を求めることができます。両夫婦は特権の保持者である。ここでは、第三者が配偶者間の秘密通信について証言しようとしているため、ねじれが生じている。DeanとWhitneyの両名はEllaが彼らの会話を立ち聞きしたことを知らなかった。したがって、DeanとWhitneyは、Deanの発言が内密のものであると信じていた。エラは、供述がなされたとき、20フィート離れて、隣の家に立っていた。もしDeanとWhitneyのコミュニケーションが機密であるという確信が合理的であれば、そのようなコミュニケーションは特権的である。ここでは、エラが20フィート離れた場所で通信を聞いたという事実にもかかわらず、ディーンとホイットニーの通信が機密であるという信念は合理的であったと思われる。

夫婦間の通信の秘密特権の目的は、夫婦関係の信頼を育み、オープンで正直な

のコミュニケーションである。ここで、DeanとWhitneyが、自分たちのコミュニケーションが秘密裏に行われたと合理的に信じていた場合、EllaがDeanの発言について証言することが許されるとすれば、そのような許容は、夫婦間のコミュニケーションに関する秘密の特権の目的に反すると思われる。配偶者は、夫婦間のコミュニケーションに関する秘密保持特権の恩恵を受けるために、コミュニケーションが秘密裏に行われるようあらゆる手段を講じる必要はないはずである。通信が秘密裏に行われたという合理的な確信があれば十分である。ここでは、裁判所はこのような理由でエラの証言を認めるべきではない。

論理的・法的妥当性

ヒットが暗にビッキーを殺したと認めたというフレッドの証言は、ディーンがビッキーを殺していない可能性をより高くするものであり、関連性があると言える。ガスが話していたビッキーが前日に死亡したビッキーと同じであると仮定すれば、このような証拠はディーンが犯人ではなく、ヒットが犯人であることを示すのに極めて有効であろう。

伝聞

伝聞とは、法廷外での陳述のことです。陳述であるためには、何らかの断定的な言動が必要です。Gusのhitへの質問はout of courtであったが、断定的でなかったのでstatementではない。質問は主張ではありません。従って、GusがHitにHitがVickyに関する任務を片付けたかどうか質問したことは伝聞ではない。

問題は、Hitが人差し指を喉に当てたことが自己主張の強い行為であったかどうかである。周囲の状況を考慮すると、Hitの行為は、HitがGusに対してVickyを実際に殺害したことを認めたことを示しているように思われる。伝聞であるためには、宣言者が実際に言葉を発する必要はない。ここで、裁判官は、ヒットの行動が断定的であったかどうかを判断する際に裁量権を行使するであろう。裁判所は、Gusの直前の質問との関連で考えると、その行為は断定的であったと判断すべきである。

ヒットの主張は法廷外でなされたものであり、ヒットがビッキーを殺したという真実を証明するために提供されるのであれば、それは定義上、伝聞である。伝聞は例外なく容認されない。

利息に対する計算書

Deanは、Hitの供述が利害に反する供述であると主張するかもしれませんが。しかし、利害に反する供述が認められるためには、申告者が「証言できない」ことが示されなければならない。そのような証明はなされていないので、Hitの供述は利害に反する供述として認めることはできない。

入場料

Hitは当事者ではないので、Hitの供述は自白として入ってくることはない。アクションを行います。

現在進行形の印象／同時発生的なステートメント

Hitの供述は、Vickyを殺害している最中にも、その直後にもなされていないため、現在の感覚的印象/同時供述例外により認められることはない。また、Hitは自分の行動を説明しておらず、単にVickyを殺害したことを示すような動作をただけである。従って、この例外は適用されない。

たいめんせつやく

憲法修正第6条の対決権は、カリフォルニア州を含む州に適用され、刑事被告人は自分に不利な証人と対決する権利を有すると規定している。ここでは、DeanはHitが行った法廷外の供述を提供しているので、憲法修正第6条の対決の権利は適用されない。

結論

ヒットの行動は周囲の状況を考慮すると断定的であり、ヒットの供述は、彼がビッキーを殺したこと、したがって、推論的にはディーンがビッキーを殺していないこと

を証明するためにのみ関連するからであり、ヒットの供述は伝聞である。なぜなら

伝聞法則の例外が適用されるため、Hitの供述は認められるべきではなかった。



カリフォルニア州弁護士会
司法試験委員会／入試事務局

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2014年7月カリフォルニ

ア州司法試験

本書は、2014年7月のカリフォルニア州司法試験の論文問題6問と、各問題の選択解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>テーマ</u>
1.	契約/償還
2.	エビデンス
3.	企業団体／職業上の責任
4.	刑事法および刑事訴訟法
5.	信託／共有財産
6.	不法行為

質問2

ピートはABC航空（ABC）の乗客で、乗っていた飛行機が燃料パイプの詰まりのために墜落し、重傷を負った。

ピートは、ABC社の整備不良が墜落の原因だとして、連邦裁判所に提訴した。

ピートの弁護士は裁判で、配達員のウェインを呼び、彼は飛行機が飛行準備中だったとき格納庫にいて、ABCの整備士マックがABCの監督者サルにこう言うのを聞いたと証言した。「ボス、燃料供給は低く表示されます、私はラインからいくつかのガンクをクリアしたところです。燃料パイプと燃料バルブの完全なシステムチェックをすべきではないのか？ウェインはさらに、サルがこう答えたと言っている。「心配しないでください、この燃料では少々の汚れは普通で、何の問題も起こりません」と。

反対尋問でABCの弁護士はウェインにこう尋ねた。「求人に応募したとき、実際には大学に行かなかったのに、大学を卒業したと主張したのは事実ですか？」と。ウェインは「はい」と答えた。

ABCは次に、記録の保管者であるChuckを呼び、彼は、関連する飛行前点検を詳述した飛行機の整備記録の一部を確認した。チャックは、ABCの整備記録はすべて彼の事務所に保管されていると証言した。チャックに整備記録の機能とその作成方法について質問した後、ABCは以下の抜粋を証拠として提出した。「プリフライト完了、全てOK。燃料パイプを絞め、すべてのバルブを清掃し、マックが確認した。"チャックはこの記録の横にあるサルのサインを適切に認証した。

適切な異議申し立てや申し立てがすべて適時に行われたと仮定して、裁判所は適切に対応したでしょうか。

1. マックのサルへの質問についてウェインの証言を認めるか？議論してください。
2. Salの回答についてWayneの証言を認めるか？議論してください。
3. ABCがWayneに大学について質問することを許可しますか？議論してください。
4. 整備記録からの抜粋を認めるか？議論してください。

連邦証拠規則に従って回答する。

質問2：選択した回答A

1) ウェインの証言：マックのサルへの質問について

論理的関連性：論理的関連性があるためには、証拠は、行為の決定において結果となる事実を、その証拠がない場合よりも可能性が高いか低いものにしなければならない。

ここでは、ウェインの証言に関する証拠は、マック（M）の上司であるサル（S）が飛行前に航空機に潜在的な問題があることに気づいていたことを立証する傾向があるという点で非常に適切である。さらに、陳述書の後半には、ABCは日常業務の一部であるシステムチェックを行う機会があったにもかかわらず、最終的にそれを行わなかったことが示されている。したがって、Sが問題のあることを認識していながら是正措置をとらなかったことから、ABCの従業員が航空機の整備に過失があった可能性がより高くなる。

法的妥当性 - 証拠の証明力が、不当な偏見、時間の浪費、争点の混同の危険性によって実質的に相殺される場合、関連する証拠を除外することができる。ここでABCは、従業員の一人が問題を指摘し、是正措置を取るべきだと述べたことを示すので、この証拠はABCにとって非常に不利であると主張するだろう。これは、偏見に満ちたものではないが、陪審員の感情や情動を高ぶらせるようなものではないので、不当に受け取られることはないだろう。さらに、従業員の一部が潜在的な問題に気づき、是正措置を勧告したという点で、この証拠は高い証明力を持つ。このように、マックの発言は、その証明力が不当な偏見によって実質的に相殺されることはなく、法的な関連性を持っている。

伝聞：伝聞とは、主張された事柄の真実のために提供された法廷外での陳述と定義される。この場合、Mの供述は、現在進行中の裁判の外でなされたものであり、したがって、法廷外でなされたものである。マックの陳述の最初の部分は、主張である。

ということで、ステートメントとみなされます。しかし、システムチェックに関する記述の後半部分は、実際には質問であり（以下でさらに説明）、そのため主張とは言えません。したがって、後述する伝聞の定義から外れることとなります。最後に、陳述書の両部分は、その真偽のために提供されている可能性がある。Mが問題に気づいて燃料パイプを片付けたこと、Mが完全なシステムチェックを行うべきかどうか尋ねたこと。これは、航空機に実際に問題が検出されたことを示すために提供されるものであろう。

しかし、ピート (P) は、この証拠は真実ではなく、聞き手 (S) に与える影響を示す目的でのみ提供していると主張することもできます。そのため、Pは、Sが潜在的な問題を認識していながら、是正措置を講じなかったことを示すだけである。この目的のためだけに提出された証拠であれば、それは伝聞ではなく、認められる。

Pがその真実（実際に問題が検出されたこと）の証拠を提示したいと考えたと仮定する。

a) 燃料の測定と配管の汚れの除去に関する記述の最初の部分

陳述書の最初の部分は伝聞なので、伝聞の例外が適用されるか、連邦規則がその陳述書を例外の下で非伝聞と見なさない限り、容認されないでしょう。

伝聞の中の伝聞 - 複数のレベルの伝聞がある場合、それぞれの独立したレベルの伝聞は、例外または免除によって満たされなければならない。

1st Layer - 燃料計の数値。 ABCは、これは独立した伝聞のレベルであり、主張された事柄の真実のために提供された法廷外の陳述であると主張しようとするかもしれません。しかし、人が入力したものではない、単なるデータの読み取りを提供するゲージは、従来の伝聞の定義では陳述書とは見なされないため、この議論は役に立たないでしょう。そのため、第一層は

燃料インジケーターに関しては、伝聞ではないと判断され、認められると思われます。

第2層 - ステートメントそのもの

当事者の反対者によってなされた陳述は、相手方当事者によって紹介された場合、その当事者に対して証拠能力があります。さらに、この例外の中で、雇用の範囲内で、雇用の問題に関連する従業員の発言は、この例外の下で伝聞の定義から免除されます。同様に、個人のためのスポークスパーソンまたはエージェントによる陳述も、この免除の下で認めることができる。まとめると、**FRE**の下では、この免除に基づく供述は非伝聞とみなされ、主張された事柄の真実のために提供することができる。

ここで、マックの発言は、彼が**ABC**に雇用されていた時になされたものであり、彼の雇用の問題、すなわち飛行前の飛行機の機械的評価に直接関連している。そのため、伝聞ではなく、認められると思われる。

現在の感覚的印象 - 同時期に知覚した事象とその事象を記述している間になされた陳述は、現在の感覚的印象の例外の下で認められる可能性がある。この場合、**M**は、読んだばかりの文章とライン上でとった行動について述べている。もし、この供述が観察直後になされたものであれば（そのように見える）、現認の伝聞例外の下で認められるだろう。

b) システムチェックに関する質問と文の後半部分

上記のように、**M**はシステムチェックを行うべきかどうかという質問を実際に行っているため、伝聞の定義から外れることになる。伝聞の定義に基づく陳述は、主張を必要とする。そのため、質問は伝聞とはみなされず、適切に承認される。

まとめると、マックの質問の証拠は、その真実性と聞き手に過失を示す効果の両方において適切に認められるということです。

2) ウェインが語るサルの答え

論理的関連性：論理的関連性があるためには、証拠は、行為の決定において結果となる事実を、その証拠がない場合よりも可能性が高いか低いものにしなければならない。

ここでは、明らかに論理的に関連性のある証拠であり、Sがガンクで問題が起きないと信じていたこと、さらに重要なことは、マックの調査結果を聞いても何の是正措置もとらなかったことを示すものである。

法的関連性 - 関連性のある証拠は、その証明力が不当な偏見、時間の浪費、争点の混同の危険性によって実質的に相殺される場合、除外されることがある。ここでは、不当な偏見の危険はないと思われるので、法的な関連性がある。

伝聞-主張された事柄の真実のために提供される法廷外の陳述書。

ここで、陳述書は法廷外で作成されたものであり、主張された事項、すなわち、上司であるSが飛行機に関して是正措置をとらなかったという事実のために提出されたものと思われる。

伝聞であるため、例外が適用されない限り、認められないでしょう。

一部相手方（従業員）の陳述として、非伝聞。Sの供述は、上記のとおり、職務上の事項（航空機の検査）に関するものであり、SがABCに在職中のものであることから、当事者である相手方（ABC）の供述とみなされることとなります。そのため、非伝聞とみなされ、適切に認められる。

3) ウェインへの大学に関するABCの問い合わせ

論理的関連性：論理的関連性があるためには、証拠は、行為の決定において結果をもたらす事実を、証拠がない場合よりも多かれ少なかれあり得るものにしなければならない。ここで、証拠は、以下の者の信用を損なう傾向があるため、関連性がある。

マックは証言する証人です。そのため、陪審員に彼の証言を信じさせず、訴訟の結果に影響を与える可能性があるため、論理的に関連性があります。

法的妥当性-関連する証拠は、その証明力が不当な偏見、時間の浪費、争点の混同の危険性によって実質的に相殺される場合、除外されることがある。ここでは、陪審員は証拠を不当に重視し、ウェイン（W）の証言を信用しないかもしれない。しかし、裁判所がこれを不当な偏見と判断する可能性は低く、Wが過去に不誠実であったことを示す傾向があるため、その証明力は高い。そのため、法的な関連性があると思われる。

弾劾 - 告発されていない過去の行為 - 真実性の証明 - 反対尋問において、当事者は、真実性の証明となる場合、告発されていない過去の悪行について具体例を挙げて質問することが許可される。しかし、弁護士は証人の回答に拘束され、過去の悪行を証明するための外在的証拠を提供することはできないことに留意しなければならない。

ここで、ABCの弁護人はWに未請求の行為の具体例について尋ねています。

- 就職活動中の嘘。Wが大学に行ったかどうかという求職活動における嘘は、Wの証人としての真実性に直接結びつくものであるから、適切に認められる。また、ABCの弁護士は、悪質な行為の外形的証拠を提出しようとしなかったため、その証拠提出の形態も適切である。

4) メンテナンス記録より抜粋

論理的関連性: 論理的関連性があるためには、その証拠は、行為の決定において結果をもたらす事実を、その証拠がない場合よりも可能性が高いか低いものにしなければなりません。この場合、証拠は、燃料パイプが清掃され、飛行前のチェックが完了したことを示すという点で関連性があります。そのため、飛行前に適切な注意が払われ、ABCが整備を怠った可能性が低いことを示すものであり、適切な証拠と言えます。

法的関連性 - 関連性のある証拠は、その証明力が不当な偏見、時間の浪費、または争点の混乱の危険性によって実質的に相殺される場合に除外されることがあります。ここでは、不当な偏見の危険性という問題はなく、証拠も法的に適切である。

Hearsay (ヒアリング) - 法廷外の供述を、主張された事柄の真実のために提供すること。この場合、メンテナンス記録は法廷外で作成されたもので、陳述書であり、主張された事柄の真実のために提出されています。具体的には、メンテナンスが実際に行われたということです。そのため、伝聞の例外や免責が適用されない限り、許容されないでしょう。

- **伝聞の中の伝聞**：ここでは、2つのレベルの伝聞が存在する。1つ目はマックの入力、2つ目は業務記録そのものであり、それぞれが独立して伝聞の例外を満たす必要がある。

党员反对派の声明

ここで、Macによるエントリーは、PではなくABCによって提供されているため、当事者相手の陳述の例外に該当しない。したがって、別の例外を使用する必要がある。

ビジネス記録の例外 - 通常のビジネスコース内で作成され、ビジネスのアクションの同時または直後に記録され、信頼性の兆候がある報告書は、ビジネス記録の例外の下で提供することができます。業務記録は、報告する業務上の義務を負っていない者による記入が含まれている場合、または訴訟を予期して完成されたものである場合には、認められないこととなります。

ここでは、記録の保管者が業務記録を提示しています。記録管理者は、記録がどのように作成されたか、その作成方法について証言した。信頼性に欠ける点が無かったと仮定すれば、記録は適切に承認される。保管人がサルの筆跡に精通していれば、署名を適切に認証できることは言及しておく必要がある。さらに、伝聞の中の伝聞の問題とは

業務記録の例外は、業務上の義務に該当する記録を作成し貢献しているすべての従業員を対象としているため、緩和される。そのため、Mの発言は、業務記録の範囲内で適切に認められることになる。

質問2：選択した回答B

1. マックのサルへの質問に関するウェインの証言を認めることに賛成

妥当性＝証言が論理的、法的な関連性を持っていること。

証拠が認められるためには、それは関連性がなければならない。関連性があるためには、その証拠は、訴訟の判断に影響を及ぼす何らかの事実を、その証拠がない場合よりも、より確からしいものにする傾向がなければならない。ここで、ウェインの証言は、マックの質問（「燃料パイプと燃料バルブの完全なシステムチェックをすべきではないか」）から、マックとサル（共にABC社員）は、マックが燃料パイプと燃料バルブの完全なシステムチェックをすべきと考えていることに気づいていたことがわかるので、論理的に関連しているといえるだろう。マックは燃料パイプからガunkを取り除いたと述べているので、おそらく彼は燃料パイプやバルブの他の部分にもガunkが存在すると考えていたのでしょう。もしABCの従業員がこのように考えていたとしたら、ABCが運航前に燃料パイプの詰まりの問題があることを知っていたことを証明するのに関連する可能性があります。

たとえ関連性のある証拠であっても、裁判所は、その証拠能力が不当な偏見、時間の浪費、混乱によって実質的に相殺される場合には、その証拠を認めないことができる。ここで、ABCは、この質問はマックの質問であり、マックが実際に燃料パイプやバルブの他の部分にガunkがあると考えたかどうかを示すものではない、と主張することでしょう。さらにABCは、この質問は、（もしこれが陪審裁判であれば）陪審員を、従業員が実際に燃料パイプやバルブの他の場所にガunkがあると考えたと混乱させることになる、と主張するだろう。しかし、ウェインの証言は適切であり、不当な偏見によって実質的に相殺されることはない。ABCに不利益を与えるが、裁判という敵対的な舞台の性質上、相手方の証拠は相手方に不利益を与える可能性が高いので、不公平とは言えない。

伝聞＝証言が伝聞でないか、例外に該当すること。

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される法廷外での陳述のことです。陳述は、宣言者が何かを伝えることを意図している限り、行為や質問であることができる。ここでは、マックの質問は法廷外でなされたものである。ピート

は、マックの質問は質問であるから伝聞ではないと主張するだろう。しかし、この質問は、コミュニケーションをしているように見えます。マックは、ラインからガUNKを取り除いたところだと述べ、燃料ラインとバルブの完全なシステムチェックを行うべきかどうかをサルちゃんに尋ねました。この質問の前の彼の発言から、**Mac**の質問は、他の場所にガUNKが存在するかどうかを確認するために何らかのシステムチェックを行うべきであることを**Sal**に伝えているように思われます。したがって、これは質問だから伝聞ではないというピートの主張はあまり通用しないでしょう。

その発言を紹介する目的が、主張された事柄の真偽を証明するためではなく、聞き手に与える効果を示すためであれば、伝聞とは言えないのです。ここで、これはピートにとって諸刃の剣です。ピートは、サルへの影響を示すためにこの質問を認めるべきだと主張すれば、おそらくこれを認めさせることができます。しかし、彼はまた、マックがガUNKは燃料パイプやバルブの他の場所に存在すると考えていた可能性が高いことを示すために、主張された問題の真実のためにこの質問を認めて欲しいのです。したがって、ピートはこの議論を使うことができるが、おそらく良い議論ではないだろう。

最も成功する議論は、この声明が当事者である相手方の声明という伝聞の免除に該当するというものです。当事者である相手方の供述は、それが意見陳述であっても認められることがある。従業員の供述は、その供述が雇用中になされ、その供述が雇用の範囲内の事柄を記述している場合、雇用主に対して認めることができる。この場合、**Mac**は**ABC**のメカニックとして雇用されていたときに質問をしました。また、彼の発言は、飛行機のシステムチェックについて話していたため、整備士としての職務範囲に直接関係している。従って、彼の質問は、当事者である相手方に対する伝聞供述免責として認められるだろう。

また、**Pete**は現認の伝聞例外を使うことができます。このような場合、伝聞の例外を適用することができます。ここで、**Mac**は、ラインからガUNKを取り除いたところだと述べ、彼の仕事に対してフォローアップの質問をしている。したがって、**Pete**は、**Pete**の観察に従ってその質問をしたのだと主張することができる。

という質問です。ABCは、この質問は、マックがこれからやろうとしている将来の仕事に関するものであり、マックの過去の仕事の完了に対する現在の感覚とは関係ないと主張するでしょう。仮にABCの方が優勢であったとしても、この発言は当事者である相手に対する発言として伝聞のハードルをクリアすることになる。

サルの答えについてウェインの証言にオクケー

妥当性＝サルの発言は論理的、法的な妥当性がある。

ここで、Salの発言はABCの過失を示すことができるため、論理的に妥当である。SalはMacから飛行機にガUNKがあることを知らされたが、この燃料では「多少のもの」（つまりガUNK）は普通なので、システムチェックをしないことにした。ピートは、ABCはガUNKがあることを知っていて、クリーニングもシステムチェックもしないと決めたと主張するでしょう。従って、ガUNKが燃料パイプに存在することに気づいていたのに、マックによる飛行機のメンテナンスに過失があったというピートの主張を補強するものである。従って、これは論理的に関連している。

さらに、この陳述書は、不当な偏見によって実質的に相殺されることはない。ABCは、飛行機には小さなガUNKがあるのが普通だと主張するかもしれないし、この証拠は、小さなガUNKがあると問題が生じると陪審員を誤解させるかもしれない。

この証拠は偏見に満ちたものですが、陪審員はその証拠が認められた後、証拠を検討することができるので、これは不当なものではありません。

伝聞＝これは伝聞の陳述ではなく、伝聞の例外に該当する

ここで、Salの発言は伝聞である。彼の発言は法廷外でなされたものであり、それはMacに多少のガUNKは大丈夫であり、問題を起こさないことを伝えるためのものである。Peteは、Salが多少のガUNKがあることを知っていて、多少のガUNKは問題を起こさないという真実のためにこの発言を紹介しているのである。Peteは、この陳述を、主張された事柄の真実のために提供しているのではなく、Salが多少のガUNKの存在を知っていて、通知を受けた後でもシステムチェックを行わないことを肯定的に決定したと主張することができる。このような場合、この陳述書は、非伝聞として認められるでし

よう。

Macの質問と同様に、Salの発言は当事者である相手に対する発言に該当します。Salがこの発言をしたのは、ABCに雇用されていた時であり、ABCのスーパーバイザーとしての職務の範囲内であった。スーパーバイザーとして、通常、燃料パイプとバルブのシステムチェックを行うかどうかの決定を行うはずであり、そのようなチェックを行わないという決定とその決定の理由に関する発言は、雇用の範囲内の発言として構成されるであろう。従って、SALの発言は伝聞調書には該当しない。

Peteは、Salの供述が当時存在した心証の伝聞例外であることを主張することもできます。過去の精神的、身体的状態や当時の心境を述べたものは、伝聞であっても認められる。ここでは、サルはマックに、小さなガンクは何の問題も起こさないから心配するなと言っている。このことは、この供述がなされた時点では、Salが燃料パイプシステムの小さなガンクに関して心配をしていなかったことを示している。従って、Salの発言もこの伝聞の例外に該当します。

3. ABCがウェインに大学について質問することを許可する。

関連性

ウェインが求職活動で嘘をついたというこの証拠は、法廷で証言する証人の信頼性に関わるので、関連性がある。ここで、もしウェインが嘘つきであることが示されれば、彼の他の証言が完全に信用できなくなるので、関連性がある。また、不当な偏見に左右されることもない。陪審員は、弾劾された証人にどれだけの重みを与えるかを定めることができる。

リーディングクエスチョンOK

誘導尋問は、ある状況下では直接尋問で許されるが、反対尋問では一般に許される。ここでは、ウェインが反対尋問を受けているので、ABCの弁護士がLeading Questionを使用しても問題ないでしょう。

Character Evidence vs Impeachment = 嘘に関する過去の不正行為で弾劾する。

民事事件では、一部の例外を除き、人物の証拠はほとんど認められません。人格証拠とは、その人が人格に適合した行動をとったことを証明するために提出されるものです。しかし、右の状況下で、これは目的が証人を弾劾するためにある場合は大丈夫です。証人は、嘘に関連する過去の不正行為で弾劾されることがあります。この弾劾は反対尋問でのみ可能であり、外在的証拠で行うことはできない。この場合、ウェインは反対尋問を受けているので、ABCがウェインに、就職活動で大学を卒業したと嘘をついたことについて質問することは問題ありません。

4. メンテナンス記録からの抜粋を認めるのはOK

関連性

整備記録は、プリフライト・チェックがすべてOKで完了したことを示すもので、関連性があります。また、燃料パイプが絞られ、すべてのバルブが清掃され、Macによって確認されたことが記録されています。これはPeteの過失整備の主張に対抗するABC側の適切な整備を示すものです。また、それは不当な偏見によって実質的に相殺されるものではありません。

適切な認証

非証言的証拠を提出する場合、その証拠を認証する（すなわち、その証拠が主張するとおりのものであることを証明する）必要があります。これは、いくつかの方法で行うことができます。1つは、記録の保管者が、記録の作成または記録の維持方法について証言する方法です。この場合、メンテナンス記録は、ABCの記録の保管者であるチャックによって適切に認証されています。彼は、ABCのすべてのメンテナンス・レコードが彼のオフィスに保管されていることを証言し、メンテナンス・レコードの機能とその作成方法について議論しました。また、Chuckは、記入項目の横にあるSalの署名を適切に認証したことを示す事実もある。

ベストエビデンスルール

書面を証拠として提出する場合、裁判所は、通常、書面の内容を証明するために、書面の原本またはその複製物（コピーまたはその他の方法で原本を再現するもの）を証拠能力として認めます。ただし、手書きの写しは

原本または複製に代えて認められるものではありません。整備記録の原本が紹介されているかは不明ですが、原本または複製のいずれかが紹介されていると考えるのが妥当でしょう。

伝聞

この整備記録は伝聞です。法廷の外で作られたものです。これは、プリフライトチェックが完了し、燃料パイプが絞られ、すべてのバルブが洗浄されたことを伝えるための記述である。**ABC**はこの書面を、適切なメンテナンスが行われたことを主張する内容の真偽を確認するために提供しています。これを認めるには、伝聞の例外に該当する必要があります。

ABCは、ビジネス・レコードの伝聞例外に該当すると主張するだろう。業務記録の例外となるためには、(1)診断、意見、状態、事象の記述であること、(2)定期的に行われる事業活動で保管され、(3)観察された事柄がその時、またはその近くに作成され、(4)個人的に知っていた職員、または報告義務を負う者から情報を得た職員によって作成され、(5)その記録を作ることは事業の通常やり方となっていることであることが求められる。この場合、整備記録には、整備が終了し、燃料パイプが絞られ、すべてのバルブが清掃され、確認されていることから、飛行機の状態についての記述がある。また、定期的に行われる事業活動において、このような飛行前の整備記録は保存されていると考えてよいでしょう。この記録がいつ作成されたかは書かれていないが、**Sal**と**Mac**が整備点検を行う際に、このような記録が保管されていると考えるのが妥当であろう。また、**Sal**は管理者として整備記録を報告する義務があると思われる。また、**チャック**は、**ABC**のメンテナンス記録は全て自分のオフィスに保管されていると証言しており、**ABC**にとってこの種の記録を作成し保管することは通常の業務であると考えられるであろう。結論として、メンテナンス記録はおそらくビジネス記録の伝聞例外に該当すると思われます。



カリフォルニア州弁護士会
司法試験委員会／入試事務局

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2016年2月カリフォルニア

州司法試験

本書は、2016年2月のカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>テーマ</u>
1.	トラスト
2.	不法行為
3.	プロフェッショナルの責任
4.	レメディー
5.	エビデンス
6.	契約内容

QUESTION 5

マイク、スー、パム、デビッド、エドの5人は、エース・マニュファクチャリング・カンパニーで働いていた。マイクは社長、スーはパム、デビッド、エドの監督をしていた。

パムは解雇された。1週間後、Davidは次のようなメールを他の従業員全員に流した。

パムがクビになったのは、彼女が泥棒だからだと思うんだ。マイクとの関係が終わった後、彼女が小口現金の引き出しから金を盗んだのをスーが見つけたんだ。

その1ヵ月後、マイクは死んだ。

パムはデイヴィッドを名誉棄損で訴えた。

裁判で、パムは、自分が解雇されたのは事実だが、電子メールの残りの内容は虚偽であると証言しました。パムは、エドを呼び、エドが、職場でその電子メールを受け取ったこと、それを印刷したこと、そして、デイビッドから他にも何百通もの関係のない電子メールを受け取っていることを証言しました。パムは、エドを通じてメールのコピーを紹介しました。

弁護側としてDavidはSueを呼び、SueはPamが小口現金の引き出しから300ドルを盗んでいるところを捕まえたと言証し、SueがPamと対峙して金を取ったことを非難すると、Pamはただ立ち去ったと言証しました。デイビッド自身は、電子メールの内容は真実であると証言しました。また、パムが去る数週間前にマイクのオフィスでパムとマイクが怒鳴り合っているのを聞き、2人の声に聞き覚えがあり、パムが "Please don't leave me!" と叫び、マイクが落ち着いた調子で "Our affair is over - you need to get on with your life." と答えるのを聞いたと言証している。

適切な異議申し立てがすべて適時に行われたと仮定

する。裁判所は認めるべきでした。

1. メールの件? 議論してください。
2. スーの証言? 議論してください。
3. についてのデービッドの証言
 - a. PamがMikeに言ったことは何ですか? 議論してください。
 - b. MikeがPamに言ったことは何ですか? 議論してください。

カリフォルニア州証拠法に従って回答してください。

質問5. 選択回答

これは民事事件なので、プロポジション8は適用されません。

1. メールの件

問題は、裁判所がこの電子メールを適切に認めたかどうかであ

る。関連性

最初の問題は、その電子メールが関連性があったかどうかです。カリフォルニア州証拠法（CEC）によると、証拠は、結果的な問題（重要な事実）をより確かなものにする傾向がある場合、関連性があるとされる。言い換えれば、証拠は重要かつ証明力がなければならぬ（ただし、証明力のレベルは非常に低く、わずかな程度にしか蓋然性に影響を及ぼしてはならない）。カリフォルニア州規則では、争点は実際に争われていなければならぬ（これは連邦規則とは異なる）。関連性については、一般的に低いハードルである。

ここでは、この電子メールは関連性があります。まず、名誉毀損とされる発言が全くなかったかどうかという問題に関連する。また、公表の問題にも関係します。名誉毀損は、第三者への発言の公表（流布）を必要とします。ここでは、電子メールの存在が関係します（ただし、電子メールの印刷は公表のために必要ではありません）。発言と公表の問題は争わないという主張もあるかもしれませんが、特に二次証拠のルールの下では、電子メールの内容に関する単なる証言ではなく、電子メールそのものが認められるべきであると考えれば、これはおそらく成功しないでしょう。

次の問題は、関連性が不当な偏見の可能性によって実質的に相殺されているかどうかです。重要なのは、いかなる偏見も不当でなければならないということです。当事者のケースに反する証拠はすべて偏見となります。偏見は実際に不当でなければならず、事実認定者に不当に影響を与えるようなものでなければなりません。この場合、この電子メールが不当な偏見であると判断される可能性は極めて低いでしょう。

認証・ファウンデーション

次に、電子メールが適切に認証されたかどうか／電子メールを導入するための適切な基礎が作られたかが問題となります。ここでは、Eメールは適切に認証されている可能性が高い。エドは、この電子メールについて個人的に知っていると言っています--彼はそれを受け取ったのです。さらに、彼はデイビッドから何百通もの他の電子メールを受け取っていたという証言は、その電子メールが実際にデイビッドから来たものであることを立証するものです。注意すべきは、証拠が決定的に本物であると証明される必要はないことです。むしろ、陪審員はその電子メールが本物であると結論づけることができなければなりません。

伝聞

次に、デービッドから、この電子メールは認められない伝聞であるという主張があり得ます。伝聞とは、主張された事柄の真偽を証明するために提供される法廷外の陳述のことです。ここでは、電子メールはデイビッドによって行われた法廷外の陳述です。しかし、それは主張された事柄の真実のために提供されていません。電子メールは、その内容を証明するために提出されているではありません（パムは実際、電子メールは虚偽であると主張しています）。この電子メールは、独立した法的意義を持っています。さらに、仮にEメールが伝聞であったとしても、当事者・反対者の陳述に関する例外規定により認められる（カリフォルニア州では、当事者・反対者の陳述は伝聞から免除されておらず、単に例外規定に該当するのみである）。

したがって、この電子メールは適切に承認されました。

2. スーの証言

関連性

最初の問題は、上記の基準の下で、その証言が関連性があるかどうかである。ここで、スーの証言は、本件で争点となっている、電子メールの内容が真実であったかどうかと

いう問題に関連している。彼女の証言によって

そのメールが真実である可能性（彼女の証言がない場合の可能性と比較して）。また、関連性を実質的に上回るような不当な偏見もないように思われます。

財団

次の問題は、スーが個人的な知識を持ち、適切な基礎が築かれているかどうかです。ここでは、スーはパムが盗むのを見たという個人的な知識に基づいて証言しています。したがって、適切な基礎が存在します。

キャラクターエビデンス

パムは、人格的証拠として証拠を提出することに異議を唱えることができます。通常、人格証拠は民事訴訟では認められません。ただし、人格が問題になっている場合は例外です。ここでは、パムの人格が問題になっています。彼女の主張は、電子メールは虚偽であったということです。したがって、パムが横領したかどうかが直接の争点となり、横領に関する証拠は関連性があり、認められます。したがって、パムが現金引き出しからお金を盗むのを見たというスーの証言は、性格に関する証拠として認められないものではありません。

伝聞

また、パムは、自分が立ち去ったという証言は許されない伝聞であると主張することもできます。上述したように、伝聞とは、上記の事柄の真実を証明するために提供される法廷外の "発言 " のことです。"陳述 "には、うなずきや手振りのような自己主張の強い行為も含まれます。ここで、パムは、彼女が立ち去ったことは自己主張の行為であり、したがって陳述であると主張するだろう。立ち去るという行為がステートメントであるかどうかは疑問です。しかし、仮にそうであったとしても、ここでは、当事者と反対者の陳述に関する伝聞の例外により、その陳述は認められることとなります。パムは訴訟の当事者であり、彼女はデビッドの相手です（デビッドが証言を申し出ています）。

パムはさらに、「（パムが）お金を取ったと非難した」というスーの証言を、許されない伝聞として攻撃しようとする可能性があります。スーの証言がどのような言い回しであったかは、正確には不明です。しかし、その証言が法廷外の発言であったとしても、デイビッドにはその証言を認めるためのいくつかの論拠があります。まず、パムがその発言を採用したので、当事者-相手方の発言に該当すると主張することができます。供述は、ある人が供述に回答することが合理的に予想されるにもかかわらず、回答しない場合に採用されます。ここでは、デイビッドは、パムが非難を否定することが合理的に期待でき、彼女の沈黙と立ち去りはスーの陳述を採用したと主張するでしょう。しかし、パムがお金を盗んだという供述を採用することは考えにくいので、これは採用供述説が適用される典型的な状況とは言えません。また、スーの供述内容を証明するために提供されているわけではないので、この供述は全く伝聞ではないとする議論もあり得ます。例えば、その供述はパムへの影響を示すために提供されていると主張することができる（この主張は特に強いとは思われないが）。また、（電子メールで主張されているように）パムがお金を盗むのをスーが捕まえたという事実を示しているので、この発言は独立した意義のある事実に関わるものだと主張することもできるだろう。

この証言は、法廷外供述を全く再現しておらず、スーの行動を論じたに過ぎないという可能性が最も高いと思われれます。しかし、上記の他の議論では、たとえ法廷外の発言についての証言であっても、認めることができるかもしれません。

また、Davidは、PamがSueの供述を採用したと判断された場合、それは事前矛盾供述であり（Pamは、電子メールは虚偽であると証言）、したがって、その供述は、弾効と主張事項の真実を示すためにCECに基づいて認められると主張することも可能です。しかし、上述のように、パムが供述を採用したという主張は、成功する可能性が高いと思われれます。

全体として、裁判所がこの証言を認めたのは正しかったと思われれます。

3. デイヴィッドの証言

次の問題は、デービッドの証言に関するものだ。

a. パムのマイクへの発言

関連性

パムのマイクへの発言については、まず関連性が問題です。この証言は、電子メールの内容が真実であったかどうかに関わるものであるため、関連性があります。この証言があれば、デービッドとパムの関係についてのメールの内容が真実である可能性は、証言がない場合よりも高くなります。パムは、彼女の発言だけでは関係があったとは証明できない、あいまいなものだ、と主張することもできます。しかし、その証拠は、問題となる最終的な事実を立証するのに十分である必要はありません。その代わり、その証拠は、不倫関係があったという可能性（争点）を、その証拠がない場合よりも高くする必要のあるだけです。今回の証言は、その低いハードルをクリアしている。そしてまた、関連性を実質的に上回るような不当な偏見もないように思われる。

財団

2つ目の質問は、根拠です。デービッドはパムの声を認識したと証言しています。それ以上のことがなければ、その主張だけでは基礎と個人的知識を示すのに十分ではないかもしれません。しかし、例えば、**David**が**Pam**と長く仕事をしていて、以前に彼女の声を聞いたことがあると証言すれば、基礎は十分となる可能性が高いです。

伝聞

パムは、この証言が許容されない伝聞であると主張しようとするかもしれません。この発言は伝聞である可能性が高いです。そして、それはパムがマイクにその発言をしたことを示すために提供されています（彼らは不倫をしていたので）。しかし、この

の供述は、伝聞の当事者・相手方の例外に該当します。そうでない場合でも、パムの発言時には感情が高ぶっていたようなので、興奮した発言の例外に該当する可能性もあります。この例外が適用されるためには、証人が入手できない必要はありません。

さらに、**David**は、この供述が事前の矛盾した供述として認められると主張することができます。パムは、電子メールは虚偽であると証言しています。**David**は、この供述が以前の矛盾した供述であり、カリフォルニア州証拠法の下では、弾劾の目的と主張された事項の真実を示すために認められると主張することができます。

b. マイクのパムへの発言

次の問題は、マイクがパムに言ったことについて、裁判所が以前にデイビッドの証言を認めたかどうかである。

関連性

まず、関連性の問題である。前述したように、パムがメールの虚偽性を主張しているため、不倫があったかが本件で争点となっている。マイクの発言に関するデイビッドの証言があれば、彼の証言がない場合よりも、メールが真実である可能性が高くなる。ここでも、証言が真実であることを決定的に立証する必要はない。むしろ、その証拠がない場合よりも可能性が高くなるだけでよいのです。マイクの供述は、パムの供述よりも明らかに関係があります。

財団

次に、**David**が適切な基礎知識と個人的知識をもって証言したかが問題である。前述したように、パムは、デイビッドが実際に議論を見たのではなく、声を聞いただけで、証言の基礎を欠いていると主張する可能性がある。

デイビッドがどうしてマイクが話していることを知ったのかについての証言がなければ、適切な基礎はおそらく欠落しています。しかし、もしデイビッドが以前にマイクの声聞いたことがあると証言することができれば、適切な基盤ができることになります。さらに、その会話がマイクのオフィスから聞こえてきたという事実も、マイクの特定をサポートすることになるでしょう。繰り返すが、それがマイクの声であることを決定的に証明する必要はない。ただ、評決を支持するのに十分である必要がある。

オピニオン・エビデンス

パムは、デイビッドがマイクが "落ち着いた調子で "答えたと言ったとき、不適切な意見書を提出したと主張する可能性があります。素人意見証言は、1) 証人の認識に基づいており、2) 有用であり、3) 専門的な知識を必要としない場合、認められるものです。ここで、デイビッドには、マイクが落ち着いた調子で答えたという彼の発言が、陪審員に文脈を提供し、情事を示すのに有用であるという強い主張があります（例えば、デイビッドが怒っていた場合、彼の発言は虚偽であるか、激情の中で行われたと主張される可能性があります）。この声のトーンに関する証言は、おそらく認められるでしょう。

伝聞

供述が認められるかどうかの肝は、それが許容できない伝聞であるかどうかであろう。ここでは、マイクによってなされた法廷外の陳述がありました。そしてそれは、不倫があったという主張の真実のために提供されていると思われます（伝聞ではないとする論拠は後述）。したがって、問題は、それがカリフォルニアの例外に該当するかどうかということです。

カリフォルニア州では、民事・刑事の全てのケースで、臨終の宣言に対する伝聞の例外があります。しかし、マイクの発言はその例外を満たしていません。確かに、カリフォルニアの例外で要求されるように、マイクは死んでいます。しかし、マイクは死が迫っているときに声明を出したわけではありませなし、彼の死因とも関係ありません。

また、これは興奮した発言でもなく、マイクは落ち着いた調子で答えました。これは、過去または現在の身体的・精神的状態を述べたものではありません（ただし、マイクは使用不能の要件を満たすでしょう）。そして、これはマイクが彼の現在の行動を説明しているステートメントではありません。

David は、これが利益に対する陳述であるという正当な論拠を持つかもしれませんが。連邦規則では、発言は、刑罰的または金銭的な利益に反する場合、利益に反するとされています。カリフォルニア州では、社会的利益に反する供述は例外とされています。証人は入手不可能でなければなりません。ここで、**Mike**は入手不可能の要件を満たしています（彼は死んでいます）。そして、この供述は、社会的利益に反すると判断される可能性があります。マイクが不倫をしていたという発言は、彼を不利な社会的判断にさらすとみなされる可能性がある。これは伝聞の例外が適用されるデイビッドの最良の例外だろう。

また、**David**は、これは法廷外の発言であるが、主張された事柄の真実を証明するために提供されたものではないので、これは伝聞ではないと主張することもできます。むしろ、聞き手である自分への影響を示すために提出されたものであることを示そうとすることもできます。このような証拠が適切であるかどうかは疑問であるため、この主張は成功しないかもしれません。名誉毀損事件では、真実は弁護の対象である。しかし、**David**の心の状態が関連しているかどうかは明らかではありません。スーとマイクが公人であった場合、またはその問題が公共の利益の一つであった場合、過失が示される必要があるので、デイビッドの心の状態が関連するでしょう。しかし、過失が示される必要がない場合、その供述は彼に対するその効果については認められないかもしれない。そのような目的で供述が認められた場合、限定的な指示がなされる可能性があります。

また、**David**は、**Pam**が証言しているので、この供述は弾劾の目的で使用されていると主張することで、不許可に反論しようとすることも可能です。しかし、法廷外での他人の発言は、一般的に弾劾のために認められません。

全体として、これが伝聞でないか、さらに言えば、利害に反する発言であったというのが、最も良い主張です。この証言は適切に認められた可能性が非常に高いと思われる。

質問5:選択回答B

カリフォルニア州証拠法&証拠保全の真実 (提案8号)

カリフォルニア州裁判所では、カリフォルニア州証拠法 (CEC) が証拠の承認について規定している。1980年代に真実の証拠修正案 (Prop 8) と呼ばれる憲法修正案が可決されました。提案8は刑事事件のみに適用される。これは、カリフォルニア州内の全ての関連する証拠が、CECの規則に反していても認められると規定しています。しかし、プロップ8には、(1) 伝聞法則、(2) 対立条項、(3) CEC352 (バランステスト)、(4) 特権、(5) 文字証拠、(6) 第二証拠規則などの除外規定がある。

これは民事訴訟であり、刑事訴訟ではないので、Prop 8は適用されません。

1. メールについて

- 論理的妥当性

証拠が認められるためには、論理的な関連性がなければならない。つまり、その証拠は、紛争に影響を及ぼす何らかの事実を、その証拠がない場合よりも、より確からしいものにする傾向がなければなりません。CECの下では、その事実もまた争点となっていなければならない。ここでは、電子メールは訴訟の基礎となるものであり、実際に争われているので、論理的に関連している。

- 法的妥当性

証拠が認められるためには、CEC352でテストされるように、法的な関連性もなければなりません。法的関連性があるためには、証拠の証明力が、不当な偏見、時間の浪費、または混乱によって大幅に損なわれてはなりません。さらに、証拠の提出を妨げるような保険契約の除外事項 (和解の申し出が以前にあったなど) があってはなりません。ここで、電子メールは

その証拠能力（名誉毀損を裏付けるかどうか）が、過度の偏見、時間の浪費、混乱によって損なわれることがないため、法的に適切です。

- **認証**

関連する有形証拠が認められるためには、それが真正であることも必要である。これを検証する基準は、真正性の認定を支持するのに十分であるかどうかである。多くの異なる種類の認証証拠が許容される。

(1) 個人的知識、(2) 状況証拠、(3) 鑑定、(4) 認可、など。ここで、Edは電子メールを紹介した。彼は、そのメールを職場で受け取り、印刷したこと、そして、Davidから他にも何百通もの関係のないメールを受け取っていたことを証言した。Davidが書いたメールを認証してもらうことが望ましいが、この認証は、真正性の認定を維持するのに十分であると思われる。

- **セカンダリーエビデンスルール**

文書の内容が問題の核心である場合、二次的証拠の規則では、文書の原本または複製を証拠として提出することが要求されます（原本が入手できない場合は証言が必要です）。カリフォルニア州では、複製は、(1)コピー、(2)カーボンコピー、(3)手書きのコピー（FREでは当てはまらない）のいずれかとなります。ここでは、電子メールの内容が名誉毀損の訴因に関連している。この電子メールの印刷は、本質的にコピーであり、二次的証拠の規則を満たす。

- **独立した法的意義**

パムは、電子メールは独立した法的意義を持っているので、伝聞ではないと主張するかもしれませんが。実際、これは名誉毀損訴訟であり、電子メールは中傷的な記述であるため、これは成功する可能性が高いです。

- レイヤーヒアサー

伝聞とは、主張された事柄が真実であるとして提供される法廷外の陳述のことです。例外に該当しない限り、一般的に容認されない。(FREには免除と例外がありますが、CECは例外のみです)。ここで、もし電子メールが独立した法的意義を持つものとして認められなかった場合、電子メールは層状の伝聞であるため、電子メール自体もそこに含まれる声明も例外の下で許容されるものに該当する必要がある。

- メールでのお問い合わせ業務記録

ビジネス・レコードとは、(1) ある出来事や状況の記録、(2) 個人的に知っている誰かによって作られたもの、(3) その出来事が起こった時、またはその近くに作られたもの、(4) 通常のビジネスの過程で保管されたもの、です。この場合、Davidはこのメールを送るビジネス上の義務を負っていなかったため、このメールはビジネス記録としては認められません。

- メールでの発言当事者による承認 反対者

当事者に対して提供される陳述書は、当事者である相手方の自白である。その供述は、それがなされた時点で当事者の利益に反している必要はありません。ここでは、Davidの供述は彼に不利に提供されているため、当事者反対者による自白として認められるでしょう。

- 結論

この電子メールは、独立した法的意義を持つため、伝聞ではないので、認められるでしょう。

2. スーの証言

- 論理的妥当性

上記のルールを参照してください。この証拠は、論争中の結果的な事実（パムが泥棒であるかどうか）をよりあり得るものにする傾向があるため、論理的に関連性があります。

- 法的妥当性

上記の規則を参照してください。この証拠は、その証拠価値--パムが泥棒であるかどうか--が過度の偏見、時間の浪費、混乱によって相殺されないため、法的に適切なものである。パムは、この証拠が自分を泥棒として描いているので、不当に偏見を与えると主張するかもしれませんが、彼女は電子メールの文が虚偽であると主張しているため、裁判所はこれを許可します。

- コンピテンス

証人が証言する能力があるためには、個人的な知識、現在の記憶、コミュニケーション能力、そして真実を話す法的義務があることを理解する必要があります。スーには、パムとのやりとりについて個人的な知識があり、そのやりとりを現在も記憶しているようです。さらに、彼女がコミュニケーション能力を欠いていることや、真実を述べる法的義務を理解していないことを示すものは何にもありません。スーは証言する能力があります。

- キャラクターの証拠300ドルの小銭を盗んだパム

人格的証拠とは、誰かについての道徳的判断を伝える傾向のある証拠です。パムが小口現金の引き出しから300ドルを盗んだという証言は、人格的証拠となります。カリフォルニア州では、民事事件における性格的証拠は、有罪の状況証拠を証明するために容認されません（FREのような例外はありません）。 しかし、人物証拠は、以下のケース

のように、それが争点となる場合には、許容されます。

をここに紹介します。これは名誉毀損のケースで、パムはデイビッドが彼女を泥棒と呼ぶ発言は虚偽であると主張しています。したがって、彼女が泥棒であるという証拠は、非常に証拠力が高く、直接の争点となります。従って、裁判所は、パムが300ドルの小口現金を盗んだというスーの証言を認めます。

[これは弾劾の証拠とみなされる可能性があることに注意してください。パムはメールの内容が虚偽であったと証言しています。具体的な事件は証人を弾劾するのに使えるので、これも弾劾証拠として適切でしょう]。

- スーの供述は、パムが金を受け取ったことを非難している。伝聞ではない

スーの発言は、パムが金を受け取ったことを非難するもので、主張された事柄の真実のために提供されているわけではないので、伝聞ではありません。その代わりに、聞き手（パム）に対する影響を示すために提供されている。

- パムが立ち去ったというスーの供述。伝聞

また、Sueは、Pamが犯罪で訴えられたときに立ち去ったことについて証言しようとしています。この発言は伝聞です。伝聞は、何かを伝えることを意図した行為である、すべての主張的な行為を包含します。したがって、伝聞の例外に該当しない限り、主張された事項（有罪でなければ立ち去ることはなかったということ）の真実のために提供されているこの陳述は伝聞です。

- パーティ・オペレーターによるアドミッション養子縁組を認める

当事者に対して提供される陳述書は、当事者である相手方の自白である。陳述は、それがなされた時点で当事者の利益に反している必要はありません。Adoptive admissionsは、当事者が非難されたり、対立したりした場合に発生し、私たちは当事者が陳述を否定することを期待しますが、代わりに彼らは黙秘し、暗黙のうちに陳述を採用することになります。ここでは、窃盗で訴えられた無実の当事者が、その発言を暗黙のうちに採用することを想定しています。

もしそれが真実でなかった場合、パムは自分を守るためにただ立ち去ることで、パムはその発言を採用したことになる。

- **結論**

Pamが小口現金300ドルを盗んだというSueの証言は、名誉毀損訴訟で争点となる性格の証拠であるため認められる。Pamに金を盗んだことを非難する彼女の発言は、聞き手に与えた影響を示すために提供されるため伝聞ではない、Pamの反応に関する彼女の発言は当事者相手による採用的自白として認められる。

3a. パムがマイクに言ったことについてのデイビッドの証言

- **論理的妥当性**

上記のルールを参照してください。この証拠は、名誉毀損訴訟の重要なテーマであり、熱く争われているマイクとパムが不倫していたかどうかに関係するため、論理的に関連性があります。

- **法的妥当性**

上記のルールを参照してください。この証拠は、パムがマイクと浮気していたかどうかというその証拠能力が、不当な偏見、時間の浪費、混乱によって損なわれることがないため、法的に適切です。

- **認証**

この証言が認められるためには、デービッドは、それが本当にパムの発言であることを証明できなければなりません。これを検証する基準は、真正性の認定を維持するのに十分であるかどうかです。ここで、デイビッドはパムの声に慣れていると思われます。

であり、これまで何度も聞いたことがある。これは、真正性の認定を維持するのに十分であろう。

- 伝聞

上記のルールを参照してください。この証拠は、主張された事柄（すなわち、パムがマイクと浮気していたこと）の真実を証明するために提出されています。従って、例外が適用されない限り、許容されない。

- ヒアリングの例外当事者である相手方による承認

当事者に対して提供される声明は、当事者である相手による自白である。パムによってなされたこの声明は、彼女に対して提供されるものです。したがって、当事者である相手方による自白として認められる。

- ヒアリングの例外興奮状態での発言

興奮した発言とは、驚くべき出来事や状態に関連して、その出来事や状態のストレスや興奮の下に行われた陳述のことである。申告者の有無は関係ありません。ここでは、パムは興奮したような声で、"お願い、置いていかないで!"と叫んでいます。これは興奮した声として認められるかもしれませんが、より適しているのは、当事者である相手による自白です。

- 特典なし

PamとDavidは結婚していないため、この機密通信に適用される可能性のある特権は存在しません。

- 結論

この証言は、当事者である相手方の自白として認められます。

3b. マイクがパムに言ったことについてのデイビッドの証言

- **論理的妥当性**

上記のルールを参照してください。この証拠は、名誉毀損訴訟の重要なテーマであり、熱く争われているマイクとパムが不倫していたかどうかに関係するため、論理的に関連性があります。

- **法的妥当性**

上記のルールを参照してください。この証拠は、名誉毀損訴訟の重要なテーマであり、熱く争われているマイクとパムが不倫していたかどうかに関係するため、論理的に関連性があります。

- **認証**

上記のルール参照。ここで、**David**は**Mike**の声に慣れていて、何度も聞いたことがあると思われます。このことは、真正性の認定を維持するのに十分であろう。

- **伝聞**

上記のルールを参照してください。この証拠は、主張された事柄（すなわち、パムがマイクと浮気していたこと）の真実を証明するために提出されています。したがって、例外が適用されない限り、許容されない。

- **利害関係者の申告**

利害に反する申告とは、申告できない人が、申告した時点で自分の利害に反しており、申告者がその時点で自分の利害に反すると知っていた申告を指します。カリフォルニア州では、人の刑罰上の利益、財政上の利益、社会的利益に反することがあります。ある声明が誰かの社会的利益に反するのは、それが以下のような場合です。

憎悪、嘲笑、または嫌悪の対象となる。利害に反する宣言は、宣言者が入手できない場合にのみ認められる。申告者は、死亡、合理的な手続きによる出席の確保ができない、完全な記憶障害、特権、または恐怖から、裁判所の命令にもかかわらず証言することを拒否したために利用できなくなることがあります。

ここでは、マイクは死んでしまったので、利用できない。マイクの発言 ("Our affair is over") は、彼の社会的利益に反するものである。彼は、そもそもパムと不倫していたことを認めている。したがって、彼の発言の最初の部分である「Our affair is over」は、利益に反する宣言として認められる。

- *ダイイング宣言*

臨終宣言とは、宣言者が自分の死が迫っていると思った時に、自分の死の条件や状況を記述したものである。宣言者は入手不可能でなければならず、カリフォルニア州では宣言者が実際に死亡していなければならず、民事、刑事のいずれのケースでも使用できます。この供述は、**David**が死ぬと思った時のものでも、彼の死の条件や状況について述べたものでもないようです。従って、臨終の宣言としては認められません。

- *エキサイトウオーター*

上記のルールを参照してください。この例外は、**David** が "落ち着いた口調で" 応答したことが事実として記載されているため、適用されません。従って、彼はイベントのストレスや興奮状態にあったわけではありません。

- *現在の心境*

人の現在の心境を述べた陳述（通常、「つもりだ」「計画している」などの陳述）は、申告者の有無にかかわらず、伝聞の例外として認められうる。ここで、陳述書の最初の部分は、**David**がその行為を終わらせるつもりであることを示しているため、現在の心的状態の例外にも該当する可能性がある。

件です。それにもかかわらず、利害に反する宣言の例外は、このステートメントに最も適合しています。

- 特典なし

PamとDavidは結婚していないため、この機密通信に適用される可能性のある特権は存在しません。

- 結論

この証言 "Our affair is over "は、利害関係に対する宣言として認められる。証言の後半の "you need to get on with your life "は、聞き手であるパムへの影響を示すために提供される場合に限り、認められる可能性があります。



カリフォルニア州弁護士会
司法試験委員会／入試事務局

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2017年2月カリフォルニア

州司法試験

本書は、2017年2月のカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>課題</u>
1.	遺言書
2.	救済措置／不法行為
3.	エビデンス
4.	事業者団体
5.	プロフェッショナルの責任
6.	刑事法・刑事訴訟法

QUESTION 3

PeteはDonna's Pizzaを連邦裁判所に訴えた。

裁判での証言で、Peteは、ある日、車を運転中、青信号で交差点に進入したと証言した。さらに、彼が交差点に入ったとき、Donna's Pizzaの従業員であるErinが会社のバンを運転しており、赤信号を無視して彼の車と衝突したことを証言しました。その結果、彼は重傷を負い、病院に運ばれました。

ピートはその後、看護師のネリーに電話をかけ、彼女がピートが病院にいたときに治療したと証言しました。Nellieは、Peteが衝突の際にフロントガラスに頭をぶつけ、まだかなりの痛みを感じていると話したと証言しました。Nellieは、病院の標準的な手順に従い、その情報を病院の受付用紙に記録しました。Peteは、その病院受付票を証拠として提出し、休息しました。

Donna's Pizzaの証言の中で、Erinは自分が青信号で、赤信号で走ったのはPeteであると証言した。そして、Donna's PizzaのオーナーであるDonnaは、Donna's Pizzaは事故の責任を負っていないと証言しました。反対尋問で、DonnaはPeteの医療費を支払うと申し出たことがあるかどうか聞かれ、否定した。Donna's Pizzaは休息した。

ピートは反論として、事故現場でエリンが "ピザの配達を急いでいて、それで赤信号を無視してしまった" と話したと証言している。また、ピートは、ドナが病院に見舞いに来て、ドナのピザが医療費を全額負担すると言ったと証言しています。しかし、ピートは、ドナズ・ピザが彼の医療費を支払ったことはないと言っている。

適切な異議申し立てと抹消の申し立てがすべて適時に行われたと仮定す

る。裁判所は適切に認めたか。

1. 病院の受付票？を議論してください。
2. 事故現場でのエリンの供述について、ピートの証言は？議論してください。
3. 病院でのドナの発言について、ピートの証言は？議論してください。

連邦証拠規則に従って回答する。

質問3：選択した回答a

1. 病院受付票

論理的妥当性

証拠は、論争中の事実を、その証拠がない場合よりも、より確からしいものにする傾向がある場合、論理的に関連性があるといえる。ここで、ピート(P)はドナズ・ピザを訴えている。

(D) の従業員であるエリン (E) が引き起こしたとされる交通事故について。病院の入院票は、Pの身体的損傷の事実、ひいては損害賠償の可能性をより高くする傾向があるため、論理的に関連性がある。

法的妥当性

法的な関連性を持つためには、証拠は証明力と重要性の両方が必要である。それにもかかわらず、関連性のある証拠は、その証明価値が不当な偏見のリスクによって実質的に相殺される場合には、許容されないことがある。ここでは、病院の入院票は、Pが損害を被ったかどうかについて証明力があり重要であるため、法的に関連性があり、その証明力はDに対する不当な偏見のリスクによって相殺されない。

証人としての力量

一般証人がその事柄について証言するには、個人的な知識を持っていないなければならない。ここで、ネリーは、病院でPを治療した看護師である。彼女はまた、病院の受け入れ用紙に情報を記録した者である。したがって、ネリーは証言する能力がある。

認証

有形証拠は、個人的な知識、明確な特徴、保管の連鎖を示すこと、または写真の複製であれば、写真を撮った人の知識によって、適切に認証されなければならない。ここで、病院の入院許可証は、入院許可証を記入したのがネリーであるため、ネリーの個人的知識によって認証される。したがって、入院票は適切に認証されたことになる。

ベストエビデンスルール

ベストエビデンスルールは、証人が文書について証言している場合、または文書が問題になっている場合に適用されます。そのような状況では、文書の原本または適切に認証された複製を証拠として提出することが義務付けられている。ここでは、Nellieは、Pが病院で彼女に言ったことについて個人的な知識を証言している。最良の証拠のルールは適用されず、ビジネス記録の例外により、インタビューフォームを認めることができる。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される法廷外の陳述であり、伝聞の免除または例外に該当しない限り、一般に容認されないものである。病院の受付用紙は、法廷外で作成され、Pがフロントガラスに頭を打ち、非常に苦しんでいたことを証明するために提供されているため、伝聞となる可能性がある。入院票は伝聞の中の伝聞である。しかし、伝聞の両段階が例外である場合、以下のいずれかの例外に該当する可能性がある。

医療診断/治療に関する声明

医学的な診断や治療のための供述であれば、申告者の証言の可否にかかわらず、伝聞法則の例外に該当する。ここで、Pはネリーに対し、衝突時にフロントガラスに頭をぶつけたこと、今も痛みが強いことを述べている。これらの発言が、頭の傷の医学的診断や治療のためになされたものであれば、その供述が入る可能性が高い。

精神的・身体的状態に関する説明書

精神的、身体的、感情的な状態について供述した場合、申告者が証言可能かどうかにかかわらず、伝聞法則の例外に該当する。ここで、Pはネリーに対して、まだ痛みが強いと言った。これは、この例外に該当する可能性が高い。

業務記録

の有無にかかわらず、ビジネス・レコードは伝聞法則の例外に該当する。

申告者の証言が可能であること。業務記録は、その出来事を知っている人物によって、その出来事があった時、またはその近くに、通常の業務過程で作成されたものでなければなりません。また、そのような記録を作成することは、ビジネスの規則的な活動でなければなりません。ここで、事実は、Nellieがその出来事の時かその近くに病院の受付用紙に情報を記録したことを示している。Pが発言した相手はネリーであり、ネリーは病院の看護師としての通常の業務の中で記録したのであるから、ネリーはその出来事を知っていたことになる。また、事実関係は、彼女が病院の標準的な手順に従って記録したことを示しており、記録は定期的に行われる業務活動であるといえる。したがって、病院のインテークフォームは、伝聞法則のビジネス記録の例外により認められる。

結論

ネリーへの供述は、医学的診断または治療のための供述であり、また身体的状態の供述でもある；伝聞法則にもかかわらず、認められる。インテークフォームそのものは、ビジネス記録の例外で認められる。従って、伝聞の中の伝聞であるにもかかわらず、裁判所は病院の入室票を適切に認めた。

2. 事故現場でのEの供述についてのPの証言

論理的妥当性

証拠は、争点となっている事実を、その証拠がない場合よりも、より確からしいものにする傾向がある場合には、論理的に関連性があるといえる。ここで、事故現場でのEの供述に関するPの証言は、Eが事故の責任を負うという事実を、その供述がない場合よりも可能性を高める傾向があるため、論理的に関連性がある。

法的妥当性

それにもかかわらず、関連性のある証拠は、その証明価値が不当な偏見のリスクによって実質的に相殺される場合には、許容されないことがある。ここでは、Eの供述に関するPの証言は、その証拠能力がDへの不当な偏見のリスクによって相殺されないため、法的に適切である。

証人としての力量

一般証人は、ある事柄について証言するためには、その事柄について個人的な知識を持っていなければならない。ここで、Pは事故現場でEが自分にした発言について証言しているので、その発言について個人的な知識があり、それについて証言する能力を有している。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される法廷外の陳述であり、一般に容認されない。事故現場でのEの発言に関するPの証言は、法廷外の発言であり、Eが赤信号を無視したことを証明するために提供されているため、伝聞である。後述の伝聞の免除または例外のいずれかに該当しない限り、許容されない。

過去の矛盾した発言

事前の矛盾した供述は、伝聞の免責事項として認められる。ここで、Eは、Dの論告求刑において、青信号だったのは自分であり、赤信号で走ったのはPであると証言した。しかし、事故の際、Pは、Eが "ピザの配達で急いでいたから赤信号になった "と言ったと証言してくれるのである。この供述は、Dの主尋問でEが証言した内容と矛盾しているため、事前矛盾免責の下で認められる可能性がある。

ヴィカリストリック・アドミッション

従業員の供述は、従業員が職務の範囲内で行動していた場合、雇用主に対する訴訟で認められる場合があります。代諾は伝聞法則の免除である。ここで、EはD社の従業員である。彼女はピザの配達をしていたのであり、これは職務の範囲内である。したがって、事故現場でのEの発言は、PのDに対する訴訟において、代位的自白として認められる。

利息に対する声明

利害に反する陳述は、伝聞法則の例外として、申告者が入手できない場合に限り、認められる。以下のような理由により、申告者が入手できない場合があります。

死亡、行方不明、証言を拒否している場合も含む。ここで、Eの供述は利益に反する供述であるが、Eは入手可能であるため、事故現場でのPへの供述はこの例外に該当しないことになる。

プレゼントセンス・インプレッション

現在感覚的印象の供述は、供述者が入手可能かどうかにかかわらず、伝聞法則の例外として認められる。供述は、記載された事象の発生時または発生後間もない時期になされたものであることが必要である。Eの供述は、事故直後、事故現場でPに対してなされたものであり、急いでいたから赤信号を無視したという事故の状況に関するものであるから、現認の例外に該当する可能性がある。しかし、伝聞法則の事前矛盾や代理認定の免除を利用する方がより可能性が高い。

エキサイトウオーター

興奮した発言は、宣言者がいるかどうかに関係なく、伝聞法則の例外として認められません。申告者は、その出来事のストレスや興奮状態にあるときに供述をしなければなりません。興奮状態とは、大声を出したり、その他の興奮した行動によって証明することができます。ここでは、Eの供述が事故のストレスや興奮の下でPに対してなされたことを示す証拠はない。したがって、この例外規定によって認められるものではない。

結論

裁判所は、事故現場でのEの供述について、事前の矛盾した供述であるとともに、代理供述であるとして、Pの供述を適切に認めた。

3. 病院でのDさんの発言に関するPさんの証言

論理的妥当性

証拠は、争点となっている事実を、その証拠がない場合よりも、より確からしいものにする傾向がある場合には、論理的に関連性があるといえる。

の供述は、EひいてはDに事故の責任があることを、その供述がない場合よりも確証的にする傾向があるため、論理的に妥当であるといえる。

法的妥当性

関連性のある証拠であっても、その証明価値が不当な偏見のリスクによって実質的に相殺される場合には、容認されないことがある。ここでは、Dの供述に関するPの証言は、その証拠能力が不当な偏見のリスクによって相殺されないため、法的に適切である。

証人としての力量

一般証人は、ある事柄について証言するためには、その事柄について個人的な知識を有していなければならない。ここで、Pは病院でDが自分にした発言について証言している。したがって、彼はその発言について個人的な知識を持ち、それについて証言する能力がある。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される法廷外の陳述であり、一般に容認されない。病院でのDの発言に関するPの証言は、Dが医療費を全額負担すると申し出たことを証明するために提供されているため、伝聞に該当する。しかし、医療費負担の申し出に関する公序良俗の例外（後述）があるため、以下の免責事項や例外に該当する場合でも認められない。

過去の矛盾した発言

事前の矛盾した供述は、伝聞の免責事項として認められる。ここで、Dは、D側の主張立証において、Dには事故の責任がないことを証言した。反対尋問において、Dは、Pの医療費を負担すると言ったことはないと言明した。Pは、Dが以前、彼の医療費を支払うと言ったと言明しているため、これらの法廷外供述は、事前矛盾供述として認めることができる。

党員反対声明

当事者相手の発言は、伝聞法則の免責事項として認められる。病院でのDの発言に関するPの証言が当事者相手の発言であっても、Pはドナ・ピザを訴えているので、医療費支払いの申し出に関する公共政策の例外（後述）により、この免責事項に該当しない。

医療費負担の申し入れ

医療費支払いの申し出は認められない。連邦証拠法の下では、医療費支払いの申し出に付随する陳述は認められる。ここでは、Pが申し出ているのは、医療費の全額を負担するというDの声明のみである。この申し出は、この公序良俗の例外の下では、許容されない。したがって、裁判所は、病院でのDの発言に関するPの証言を適切に認めていない。

結論

裁判所は、医療費支払いの申し出は決して認められないので、病院でのDの発言に関するPの証言を不適切に認めた。実質的な証拠としては認められないが、Dを弾劾するために使用することは可能である。

質問3：選択した回答B

1. ホスピタル・インテイクフォーム

関連性

証拠は、重要な事実を証明または反証する傾向がある場合、論理的に適切である。証拠は、その証明力が不当な偏見のリスクによって実質的に相殺されない場合、法的に適切である。ここでは、病院の入室フォームには、ピート（P）の負傷とそれがどのように発生したかに関する看護師への声明が含まれている。従って、損害賠償という重要な事実を証明する傾向がある。さらに、この供述は事故に直接関連しており、陪審員にとって衝撃的なものではないため、ここでは不当な偏見が生じる可能性はほとんどない。書式は関連性がある。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される、法廷外の陳述のことです。一般に、免責または例外が適用されない限り、容認されない。ここでは、病院の入院記録は、事故直後のPの負傷を示すために提出されたものである。これは法廷外で作成されたものであり、したがって伝聞である。例外が適用されない限り、容認されない。

ダブルハーシー

法廷外での供述を重ねた文書や供述は二重伝聞となり、それぞれの供述が認められるかどうか分析する必要がある。ここでは、病院の書式は前述のように伝聞であるだけでなく、その中に含まれるPの陳述も、法廷外で作成され、その真実を証明するために提供されるため、伝聞である。したがって、様式と陳述書の両方が伝聞の例外に当てはまるものでなければ、許容されない。

a. ピートの発言 反

対派

相手方の発言は伝聞ではないので、認められる。

ここで、Pは、自分の発言が記載されている病院記録を証拠として提出した。

従って、これは相手方当事者ではなく、この例外は適用されません。

医療診断・治療

医学的な診断や治療を受けるために行われた法廷外の陳述は、信頼できると考えられています。したがって、伝聞法則の適用を除外され、認められる。ここで、Pは交通事故に遭い、病院に搬送されたところであった。そこで彼は、「フロントガラスに頭をぶつけた」、「まだ痛みが残っている」と主治医の看護婦に話した。したがって、Pは自分の痛みに対する診断と治療を受けるためにこのような供述をしていたことになる。この供述は、伝聞法則の例外として認められる可能性が高い。

体調について

宣言者が現在の身体的または感情的な状態を記述したものは、伝聞の例外として許容される。ここでは、Pは現在の状態、すなわち、大きな痛みを感じていることを述べている。弁護人は、陳述書全体が適格ではないと主張することができる：「大きな痛み」の部分はPの状態を説明しているが、「私の頭がフロントガラスに当たった」の部分はそうではない。それは、状態の理由を述べているが、現在の状態そのものを述べているわけではない。したがって、Dは、陳述書のその部分を取り消すよう求めることができる。

しかし、診療・診断のための供述であり、「頭がフロントガラスに当たった」というのは、傷害の種類と程度を判断するために必要なことなので、供述全体が認められると思われます。

b. 病院記録 業務記

録

ビジネスレコードは法廷外の発言であるため、伝聞となります。ただし、そのは、通常の業務の過程で、知識を有する者により作成され、訴訟を予期していない場合は、例外として認められることがある。ここで、事実は、看護師ネリーがPと話した後すぐに文書を作成したことを示している。さらに、この書式は病院の標準的な手続きに従って作成されたものである。従って、病院の書式は

業務記録として認められる。

認証

証拠は真正でなければならない。通常、文書を認証するためには、個人的な知識で十分です。ここでは、ネリー自身がフォームの作成と内容に関して証言することができます。彼女は個人的な知識を有しており、その書式は適切に認証されている。

ベストエビデンスルール

ベストエビデンスルールは、文書の内容が問題となる場合は常に文書の原本を認めなければならないとしている。内容が問題となるのは、証人がその内容について証言している場合である。ここでは、Pは病院の書式を認めるように動いている。したがって、最良の証拠規則により、原本を認めることが義務付けられている。事実は、その用紙がコピーであることや、原本が入手不可能であることを示していない。この用紙は原本であり、最良証拠規則を満たすと思われる。

2. エリンの発言

関連性

Eの現場でのPに対する供述は、責任を認めるものであるから、本件の重要事実を証明するものである。さらに、不当な不利益を被るおそれもない。Dは、EはDの支配の範囲外で行動していたのだから、その供述はDに対する訴訟とは無関係であり、不当に不利益を与えるとして、異なる主張をする可能性がある。しかし、後述するように、この主張は失当であろう。この陳述書は、論理的にも法的にも関連性がある。

伝聞

上記ルール参照。ここで、Erin (E) は、現場でPに "配達を急いでいて、それで赤信号をひいた "と言っています。これは、Eが赤信号を無視したことを証明するために提出された法廷外の供述である。伝聞である。

反対党

上記の規則を参照してください。従業員や代理人は、雇用の範囲内で発言した場合、相手方の一部とみなされることがある。ここで、Eは、ドナズ・ピザ（D）の配達員であった。彼女は、本件事故発生時、ピザの配達をしていた。従って、彼女は職務の範囲内で行動していた。その後、現場で警官に話しかけたときも、同じように職務の範囲内で発言している。Eの供述は、Dに帰することができ、相手方の供述にあたる。

しかし、Dは自分に事故の責任がないことを主張します。彼女は、自分はその出来事とは無関係であると主張している。したがって、Dは、Eの発言は自分に帰することはできないと主張する。しかし、EはDの運転手として、職務の範囲内で行動しているので、その発言はDに帰属させることができ、相手方の発言として認められる。

エキサイトウオーター

興奮した発言は、その発言が衝撃的または驚くべき出来事に対するものであり、かつ、その発言者がまだその衝撃的な出来事のストレス下にある間になされたものであれば、伝聞の例外として認められる。ここで、Eが相手方でなかったとしても、Pは、彼女の供述が興奮した発言であると主張することができる。彼女は交通事故に遭い、怪我をしたところであり、驚くべき出来事であり、その直後にその出来事について述べているのである。

しかし、Dは、Eがまだ事故のストレス下にあったわけではなく、十分な時間が経過しており、事実上冷静に話していたと主張することになる。これは興奮した発言ではない可能性が高い。

プレゼントセンス・インプレッション

興奮した発言と同様に、現在感覚的印象は、その発言が出来事を記述しており、その出来事が発生した最中または直後になされたものであれば、許容される。ここでも、Pは、Eが出来事発生直後の様子を述べていると主張するだろう。しかし、上記のように、時間が経過している可能性が高いので、裁判所は、これを現認とは認めないと判断する可能性がある。

Eは職務の範囲内で行動していたため、この発言は相手方の自白として認められる可能性が高い。

3. ドナのステートメント

関連性

上記ルールを参照。DのPへの申し出は、車に対する支配とEの行為を証明する傾向がある。Dの責任に関連する。

伝聞

上記ルールを参照。Dが病院でPにPの医療費の支払いを約束した発言は、法廷外発言である。伝聞である。

反対党

上記のルールを参照してください。Dは相手方当事者であり、この陳述書は相手方当事者による自白に該当する可能性が高い。これは非伝統的なものであり、他の制限を除けば、その供述は認められる。

医療費負担の申し入れ

医療費の支払いの申し出は、伝聞の例外として認められるとしても、公序良俗に反するため、認められない。ただし、実質的な証拠としては認められないが、弾劾や当該物の所有権・支配権を立証するための供述として認められる場合がある。ここで、Dは、Pの医療費を支払うという彼女の申し出は、公序良俗に反するため、許されないと主張することになる。したがって、本件発言は許されない。

所有権である。しかし、Pは2つの理由で陳述書を持ち込むことができます。第一に、Dは事故の責任を否定している。医療費の支払いの申し出は、問題の主題の所有権または支配権を示すために提供される可能性がある。そして、Pに対する彼女の申し出は、Dが車とその従業員Eの両方を所有および／または管理していることを立証するために提供される可能性がある。したがって、この陳述書はこのために提供することが

できる。

を目的としています。

弾劾証人の信頼性は常に問題である。したがって、証人の証言を反証するために提供された供述は、弾劾証拠として認められる。**D**は、**P**の医療費を支払うと申し出ていないことを証言台で証言している。したがって、**P**は、費用支払を申し出た**D**の法廷外の供述を、弾劾証拠として提出することができる。これは、弾劾のために提出された事前不整合陳述であり、許容される。



カリフォルニア州弁護士会
司法試験委員会／入試事務局

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2017年7月カリフォルニ

ア州司法試験

本書は、2017年7月のカリフォルニア州司法試験の論文問題5問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>課題</u>
1.	共同財産
2.	プロフェッショナルの責任／エビデンス
3.	レメディー
4.	民事訴訟法
5.	不法行為

QUESTION 2

Claireは、Donが経営する住宅設備会社Home Inc.の顧客であった。クレアは、Donが経営するホームセンターHome Inc.の顧客であったが、施工された工事に不満があり、Home Inc.とDonがクレアをだましたとして、カリフォルニア州裁判所に訴えを起こした。

DonはLukeと有効なリテナー契約を結び、Claireの訴訟においてHome Inc.ではなく自分一人を弁護するようLukeに依頼した。その後、ルークはドンと面談し、ドンはクレアを騙したことは認めたものの、それ以前もそれ以降も誰も騙したことはないと言った。ルークはその後、ドンの姉であるウェンディに話を聞きました。WendyはLukeに、DonがClaireを詐取したことを認めたと言いました。LukeはWendyに、Donも自分がClaireをだましたことを認めていると言いました。LukeはWendyが話したことをまとめたメモを作成し、WendyがClaireのための良い証人になるだろうという考えを示しました。

裁判の直前、ドンはルークを解雇した。ドンは間もなく急死した。

クレアは、Donの遺産に対する請求とHome Inc.に対する請求を行い、それらが彼女を欺いたと彼女の訴訟と同様に主張した。ドンの遺産を閉じる最後の行為として、遺言執行者はクレアの遺産に対する請求を解決したが、Home Inc.に対する請求は解決しなかった。

現在唯一の被告であるホーム社に対する裁判で、クレアはルークにウェンディが話したことについて証言するよう強制しようとしたが、彼は弁護士と依頼人の特権を主張し、拒否している。彼女はまた、彼の覚書を提出するよう強制しようとしたが、彼は再び、弁護士と依頼人の特権と弁護士の職務遂行義務の両方を主張して拒否しました。

1. 裁判所は、ルークにウェンディが話したことについて証言するよう強制すべきでしょうか？ 議論してください。カリフォルニア州法に従って教えてください。
2. 裁判所はルークにメモ帳の提出を強制すべきか。
 - a. ウェンディが彼に話したことを再現している程度か？ 議論してください。カリフォルニア州法に従って回答してください。
 - b. ウェンディがクレアの良い証人になるという彼の信念を表現している程度か？ 議論してください。カリフォルニア州法に従って答えなさい。
3. ルークが犯した倫理的違反があるとすれば、それはどのようなものですか？ 議論してください。カリフォルニア州およびABAの権威にしたがって答えなさい。

質問2：選択した回答A

1. 裁判所は、ルークにウェンディが話したことについて、強制的に証言させるべきでしょうか？

弁護士とクライアントの秘匿特権ドンとルーク

弁護士-クライアント間の秘匿特権は、法律上の代理を容易にするために行われた秘密通信を保護するものです。それは弁護士とクライアントの関係が形成されていない場合でも、クライアントの表現に関連するあらゆる情報に適用される機密保持の義務、より狭いです。弁護士-クライアント間の特権は、クライアントまたはクライアントの代理人が弁護士または弁護士の代理人に対して行ったコミュニケーションを保護します。企業との関係では、カリフォルニア州では、弁護士-クライアント間の特権は、企業のスポークスマンまたはその行動が法的責任の目的で企業に帰属する可能性がある人物によって行われたコミュニケーションを保護します。

弁護士-依頼者間の秘匿特権は、弁護士がその後に事件から外された場合でも適用されます。したがって、ここでは、**Don**が**Luke**を解雇することを決定しても、法律上の代理を容易にするために行われた秘密通信に特権が適用されることを妨げるものではありません。しかし、カリフォルニア州では、依頼者が死亡し、その財産がすべて処分された時点で弁護士依頼者間の秘匿特権は終了します。したがって、ここでは、**Don**が死亡し、彼の遺産が**Claire**の遺産に対する請求を解決した時点で、**Luke**と**Don**の間の弁護士・依頼者関係は終了したことになります。カリフォルニアの裁判所では、**Luke**は弁護士-クライアント間の秘匿特権を主張することができないでしょう。

さらに、ここでの問題は、そもそも弁護士-依頼者間の秘匿特権が**Wendy**と**Luke**の間のコミュニケーションに適用されるかどうかということである。前述のとおり、秘匿特権が適用されるためには、コミュニケーションは機密でなければならない、法的関係を促進する目的で行われなければならない。さらに、依頼人または依頼人の代理人によって伝達されたものでなければならない。ここでは、通信が機密であったとも、**Wendy**

がDonの代理人であったとも思えません。Wendy はルークに、Don が以下のことを認めたと告げました。

はクレアを詐取していた。ドンは、この情報を第三者と共有することで、もはや機密情報ではなくなってしまったため、間違いなく保護されなくなった。その結果、弁護士と依頼人との間の秘匿特権は、そのような理由では適用されない。

第二に、WendyがDonの代理人であったとは思われない。弁護士と依頼人との間の秘匿特権は、依頼人が、依頼人を診察するために雇われた医師などの弁護士の代理人に対して行ったコミュニケーションや、会社のために発言する従業員などの依頼人の代理人によって行われたコミュニケーションを保護する可能性があります。しかし、それはクライアントを知っているか、彼または彼女と家族的な関係にあるすべての人が作った文をカバーしていません。ここでは、ウェンディはドンの代理人として行動していたようには見えないし、ルークの代理人でもない。したがって、ルークとドンの間の弁護士・依頼者間の秘匿特権は適用されないでしょう。

弁護士とクライアントの間の秘匿特権 ウェンディとルーク

さらに、ウェンディは、ルークの法的代理権を促進する目的でルークと話していたわけではなく、彼女はクライアントではありませんでした。さらに、上述のように、このコミュニケーションは機密ではなかったようです。したがって、ウェンディとルークの間に独立した弁護士・依頼者間の秘匿特権を主張することはできないようです。

Wendyの供述が、LukeのDonに対する代理業務やLukeとWendyの間の弁護士と依頼人との関係に基づく弁護士依頼人特権によって保護されているとは思えないことから、裁判所はLukeに対して、Wendyが話した内容について証言するよう強制するものと思われます。

2. ルーク・メモランダ

ム 弁護士・依頼者間の

秘匿特権

上述の通り、ルークがドンを代理していることや、弁護士と依頼人の関係と称するものから、ここでは弁護士・依頼人の特権は適用できないようです。

ルークとウェンディの間のもので、したがって、弁護士・依頼者間の秘匿特権は、裁判所が覚書の提出を強制することを拒否する根拠とはなりえません。

ワークプロダクト

カリフォルニア州では、成果物の特権は、弁護士が訴訟を予期して作成した資料にのみ適用されます。これは、ワークプロダクトの原則が訴訟を想定して作成された資料に一般的に適用される連邦規則と異なります。弁護士の精神的印象、メモ、または意見で構成される、訴訟を想定して作成された資料は、絶対に保護され、発見されることはありません。受領した訴訟を見越して作成されたその他の資料は、適格な成果物です。これらの資料は、実質的な必要性和他の場所で資料を取得できないことを証明すれば、発見できる可能性があります。

a. ウェンディーズ・ステートメント

このメモがウェンディがルークに話したことを述べている限り、それは適格な成果物です。メモのこの部分は、インタビューに関するルークの精神的な印象や意見を構成するものではありません。それは、単にインタビューの事実の再記述に過ぎないのです。したがって、メモのこの部分は、おそらく適格な保護を受けるでしょう。クレアが、強制的な開示なしにインタビューに含まれる情報を取得する実質的な必要性和不可能性を示すことができる場合、裁判所はルークに彼のメモを提出するよう強制すべきです。しかし、このケースには当てはまりそうにない。事実は、ドンが死亡したことを示しているが、ウェンディが死亡したとは述べていない。事実に基づけば、クレアはウェンディを召喚して質問をし、ルークから求めているのと同じ情報を得ようとするのは容易にできると思われる。このように、強制的な開示なしに情報を得ることができないことを示さなければ、裁判所がルークに覚書を提出するよう強制することはないと思われず。

b. ウェンディがクレアの良い証人になると信じたルーク

このメモは、ウェンディがクレアのための良い証人になるというルークの信念を表現している限りにおいて、絶対に特権的なものです。メモのこの部分は、ルークの精神的な印象と意見で構成されています。裁判所は、ルークにメモのこの部分を提出することを絶対に強制してはなりません。文書に絶対的に保護される精神的印象や意見が存在するだけで、文書全体やそこに含まれる情報が絶対的に特権化されるわけではないことは、注目に値します。もし裁判所が実質的な必要性和利用不可能性があると判断し、ルークにウェンディとのインタビューを語る範囲でメモの提出を強制することを選んだ場合、メモの絶対的特権のある部分を編集または削除することができます。

3. ルークが犯した倫理的違反があるとすれば、それはどのようなものですか？

フィー契約--財務的義務

カリフォルニア州では、報酬契約は、金額が\$1,000以下である場合、法人向けの仕事である場合、クライアントが書面による契約を見送ることに同意した場合、仕事が日常的である場合、または緊急事態である場合を除いて、書面でなければならないとされています。ここで、Donは有効なリテナー契約を締結した。したがって、この要件は満たされているという前提があります。しかし、リテナー契約が書面でなかった場合、どの例外も適用できないと思われるため、カリフォルニア州倫理規則違反となる可能性が高い。ABAは、ノンコンティンジェント・フィー契約について、同様の要件を設けていない--書面であることは推奨されるが、書面である必要はない。したがって、手数料契約が書面であるかどうかに関係なく、ABAの違反にはなりません。

ルークがウェンディに詐欺のことを話す決断をしたこと--守秘義務

守秘義務は、弁護士が代理の過程で知り得た情報を開示しないよう求めるもので、弁護士と依頼者の関係がない場合にも適用される。

形成され、平易な英語で免責事項が記載されていない限り、その情報が法的代理に関連するものであればそれは、表現とクライアントを存続させます。

ここで、**Luke**は、**Don**が**Claire**を詐取したことを認めたと**Wendy**に伝えることで、守秘義務に違反した。**Luke**は、**Don**の弁護をする過程でこの情報を知り、それによってこの情報を機密扱いにしました。その後、**Luke**はこの情報を積極的に**Wendy**に伝えることで、この情報を保護することを怠った。

開示が裁判所によって要求される場合、および弁護士が第三者の差し迫った死または実質的な身体傷害に関連する情報を知ったとき、クライアントが弁護士に対する請求を行うとき、カリフォルニア州と**ABA**の権限は、守秘義務の例外を提供します。弁護士はまた、クライアントを表すために必要な情報またはクライアントが彼に明らかに同意することを明らかにするために許可されています。クライアントが詐欺を犯すか、実質的な財務上の損失につながる可能性が高い犯罪を犯すために弁護士のサービスを使用しているときに**ABA**は開示を許可します。また、問題についての倫理的な意見を求めるときに開示を許可しています。カリフォルニア州は、財務上の損失のための例外を持っていません。ここでは、これらの例外のどれにも当てはまらないように思われる。**Don**が**Claire**を詐取したことを**Luke**が**Wendy**に話すことに同意したようには見えませんが、**Wendy**へのそのような告白が**Luke**の**Don**の弁護に必要であったようにも見えませんが、**Luke**は、**Wendy**が、**Don**が自分に詐欺を認めたことを話したので、暗黙の了解があったと主張するかもしれませんが、**Don**が面談前にこの情報を共有するよう**Luke**に指示したとは思えません。**ABA**当局の下では、**Luke**は、自分の開示が金銭的損失を防ぐために必要だったと主張することができますが、**Don**は**Luke**のサービスを使用して誰かを騙しておらず、詐欺がすでに発生していたため、いかなる当事者にも差し迫った実質的な金銭的損失はなかったため、この主張は成り立ちません。さらに、この例外はカリフォルニア州では適用されない。

その結果、**Don**は**Wendy**に詐欺のことを話すことで、守秘義務に違反した可能性が高い。

裁判で証言するルール--公平性の義務

ABAの権威によれば、証人は、裁判で証言しなければならない可能性がある場合、クライアントを代理することはできません。一般的に依頼人の裁判では、その証言が依頼人のサービス、義務違反に関連する場合、またはその証言が不当な困難を防ぐために必要である場合を除き、証言することはできません。カリフォルニア州では、弁護士は、ベンチ・トライアルで証言することができ、陪審裁判では、依頼人の同意があれば証言することができます。ここで、**Luke**は**Home Inc.**に対する訴訟で証言しても、**Home Inc.**は彼のクライアントではないので、彼の義務に違反することはないでしょう。

コンピテンス・デューティー

弁護士は、クライアントに対して有能であるという義務を負っています。弁護士は、有能な代理人として必要なスキル、徹底的な準備、および準備を備えていなければなりません。この義務は、弁護士が重要な事柄についてクライアントとコミュニケーションをとることを必要とします。ここで、**Don**は裁判の直前に**Luke**を解雇した。これらの事実は、それ自体、有能であるという義務を意味するものではありませんが、**Luke**が**Don**の代理として有能に行動していなかった可能性を示唆し、**Don**が彼をこの事件から解雇するに至りました。さらに、**Luke**が**Don**に相談することなく機密情報を明らかにすることを選択したという事実は、能力義務違反の可能性をさらに示唆するものである。カリフォルニア州は、能力義務に対する意図的、反復的、または無謀な違反を処罰しています。ここでは、**Luke**が意図的に、繰り返し、または無謀に能力義務に違反したかどうか、事実が一方的に示唆しているわけではありません。したがって、ABAの権威によれば、彼が無能な行動をとったとしても、何らかの懲罰を受けるかどうかは不明です。

忠誠の義務

忠実義務は、弁護士が、その後の訴訟において、非公開の情報を依頼人に不利に使用しないことを要求している。ABA当局によると、弁護士が職業上または個人的な利害関係により、依頼人の代理業務が実質的に制限される可能性が高い場合、弁護士は以下の場合にのみ代理業務を引き受けることができます：紛争に影響されない代理業務を提供で

きると合理的に信じ、その旨を弁護士に通知すること。

を行い、同意を得る。インフォームド・コンセントは、書面で記念されなければならない。カリフォルニアでは、合理的な信念の要件はなく、潜在的なコンフリクトも実際のコンフリクトも開示が必要であり、弁護士の過去の代理業務や個人的なコンフリクトに基づく場合を除き、同意は書面で行う必要がある。ここで、**Luke**は、**Home Inc.**とは無関係に**Don**の代理を引き受けました。もし**Luke**が**Home**と**Don**の両方の代理をしようとした場合、重大な制限と潜在的な対立の大きなリスクがあり、**ABA**に基づく書面によるインフォームドコンセントと**CA**における書面による同意が必要とされたはずである。この場合、**ABA**では書面によるインフォームドコンセント、カリフォルニア州では書面による同意が必要でした。今回、彼はコンフリクトがないように見えたので、違反にはならないと思われます。しかし、**Home Inc.**の裁判で証言する場合、**Don** の代理を務める過程で知った非公開情報を明かすと、継続的な忠誠義務に違反する可能性があります。

撤退時の義務

弁護士が解雇された場合、未使用のリテナー資金、およびクライアントの書類や代理に必要な書類をすべて返却しなければならない。カリフォルニア州当局では、報酬を得る目的でクライアントの文書を保持することを明確に禁止している。この場合、**ルーク**が**ドン**の書類と未使用のリテナー資金を返却している限り、代理業務からの撤退に伴う義務違反を犯していない可能性が高いと考えられます。

質問2：選択した回答B

1. ウェンディの発言に関するルークの証言

弁護士依頼者人格権による保護

問題は、LukeのWendyへのインタビューが弁護士・依頼者間の特権で保護されているかどうかです。

カリフォルニア州では、弁護士-クライアント間の特権は、代理業務の過程でクライアントとその弁護士との間で行われた秘密裏に行われたコミュニケーションに付されます。依頼者は、この特権の唯一の所有者であり、そのコミュニケーションの内容に関して弁護士が証言することを禁ずることができます。しかし、クライアントの遺言執行者が彼の財産を分配し終えた後、特権は、クライアントの死を存続しません。弁護士が合理的に開示が他人に深刻な身体的危害を回避するために必要であると信じている場合、およびクライアントが犯罪や詐欺を犯すために弁護士のサービスを使用しようとしている場合など、弁護士-クライアント間の特権に一定の例外は、あります。

ここで、裁判の準備の一環として、LukeはDonの妹のWendyにインタビューをした。ウェンディはルークに、ドンがクレアを詐取したことは認めたが、他の誰も詐取したことはないと言いました。Wendyがこの情報を内密にLukeに伝えなかったことを示す事実は何もありません。しかし、彼女の発言は、弁護士とクライアントの間のコミュニケーションではなく、弁護士と第三者の間のコミュニケーションであった。したがって、弁護士-依頼者間の特権の範囲外である。さらに、クレアがルークに裁判で証言しよう強制しようとしたとき、ドンは亡くなっていた。また、彼の遺言執行者がクレアのドンに対する請求を解決したため、彼の遺産は閉鎖されていたことも分かっている。したがって、特権を行使するDonの能力はDonと共に死亡し、Lukeの証言には弁護士依頼人特権による禁止はないのです。裁判所は、Lukeに証言をさせるべきです。

2. ルーク覚書

Wendyの発言とLukeの信念に関する弁護士・依頼者間の秘匿特権について

問題は、ウェンディの供述に関するルークの説明、またはウェンディの証人としての適性に関するルークの確信が、弁護士・依頼者間の特権によって保護されるかどうかとい

うことです。

前述のとおり、弁護士依頼者特権は、弁護士と依頼者の間の秘密通信にのみ適用され、依頼者の死後も存続しません。ここで、ルークはウェンディにインタビューした後にメモを書きましたが、それには2つの要素が含まれています。ドンがクレアを欺いたことを認めたという前述のウェンディの供述、およびウェンディがクレアのための良い証人になるというルークの確信である。これらはいずれも、依頼人であるドンと弁護士であるルークとの間のコミュニケーションではありません。さらに、**Don**は死亡しており、彼の遺産は閉鎖されているため、特権を行使できる者は誰も生き残っていない。弁護士と依頼人の特権は、ルークが覚書の提出を拒否する正当な理由にはならない。

Wendyの声明に関するワークプロダクトの法理

問題は、**Luke**のメモが**Wendy**の発言を再現している範囲において、ワークプロダクト法理によって保護されるかどうかです。カリフォルニア州法は、訴訟を想定して作成された文書を証拠開示の対象から除外する特権を定めている。また、カリフォルニア州法は、ワークプロダクトに含まれる事実の記述に適用される適格特権と、ワークプロダクトに含まれる弁護士による信念または意見の記述に適用される絶対特権を区別している。適格特権は、ワークプロダクトに含まれる事実に対する実質的な必要性があり、他の手段では入手できないことを示すことによって克服することができるが、絶対特権は克服することができない。ワークプロダクトの原則は、クライアントの死後も存続する。

ここで、**Luke**の覚書には、**Luke**が**Claire**を詐取したという**Wendy**の供述が含まれています。ルークがこのメモを作成したのは、ドンが詐欺訴訟で弁護を依頼し、ウェンディと面談することになった後です。したがって、これは訴訟を予期して作成されたものであり、ワークプロダクトの原則の範囲内にあります。しかし、ウェンディがルークに話したことについての記述は、事実に基づくものである。したがって、それは限定的な特権の対象となり、クレアはそれを克服することができるかもしれません。ドンがルークを詐取したことを認めれば、裁判で残った被告であるホーム社にとって不利な証拠となる。クレアは、その証言に実質的な必要性があることを示せる可能性が高い。しかし、このような事実からは、**Claire**が以下のことを行えないとは思えません。

この証言は、他の方法で得ることができます。彼女は単にウェンディを召喚することもできますし、ディスカバリーの際にウェンディの宣誓証言に気づいて、ウェンディ自身からドンの告白を得ることもできます。Wendyが何らかの理由で入手できない場合、Claireは証言を強制的に提出することができるかもしれません。

したがって、ウェンディの声明に付随する適格な特権により、このメモは証拠開示から保護されると思われます。

ルークの信念に関するワーク・プロダクト・ドクトリン

問題は、ウェンディの証人としての適性に関するルークの確信が、ワークプロダクト法理によって保護されるかどうかである。前述のとおり、この信念は、ルークが訴訟を想定して作成したメモに表現されています。実際、ウェンディが良い証人になるかどうかを推測する理由は他にないはずです。しかし、ルークの信念は、裁判の適切な戦略に関する弁護士の信念と意見を表明したものであるため、ワークプロダクトの原則によって絶対に保護されます。したがって、クレアが裁判でどのような証言をしようとも、それは保護されており、裁判所は提出を強制すべきではない。

全体的なまとめ

Wendyの陳述もLukeの信念も弁護士・依頼者間の特権で保護されていませんが、両方もワークプロダクト法理で保護されていると思われます。裁判所は、強制執行の申し立てを却下すべきである。

3. ルークの倫理違反

機密保持の義務

問題は、LukeがDonに対する守秘義務に違反したかどうかです。

ABAとカリフォルニア州の規則では、弁護士は依頼者に守秘義務を負っています。この義務は、例外が適用されない限り、代理の過程でクライアントから、またはクライアントについて学んだ情報を第三者に明らかにすることから、弁護士を禁止している。それは、弁護士とクライアントの関係が始まるとすぐに添付されます。ここで、ルークとドンは、有効なリテナー契約を締結したときに、弁護士とクライアントの関係に入りま

した。ルーク

そして、Donと面談し、Donがクレアを詐取したことを知った。これは、代理人業務中に知ったDonの事実である。ルークはその後、ウェンディとの会話の中で、この事実をウェンディに明らかにしました。これは、クライアントの機密情報の開示であるため、例外が適用されない限り、LukeはABAとカリフォルニア州の両方の規則により懲戒処分の対象となります。

守秘義務の例外について

i. 暗黙の了解

クライアントは、開示が代理業務の自然かつ必要な機能である場合、弁護士が自分の機密情報を使用することに黙示的に同意することができます。ここで、ルークは、ウェンディはドンの妹であり、ルークは彼女との信頼関係を築くためにその情報を必要とするかもしれないので、ドンがウェンディにその情報を開示することに暗黙のうちに同意したと主張することができます。しかし、特にルークがその情報を明らかにしたのは、ウェンディがドンから聞いたことを話した後であったため、この例外は適用されません。

ii. 身体的危害の回避

弁護士は、開示が第三者への差し迫った身体的危害を避けるために必要であると合理的に考えている場合、ABAとカリフォルニア州の規則の下でクライアントの機密情報を明らかにすることができます。カリフォルニア州では、危害は犯罪行為から生じたものでなければならず、弁護士はまずクライアントを思いとどまらせ、弁護士の開示の意図を伝えなければならない。ここでは、ドンは過去の詐欺行為を認めており、犯罪行為であろうとなかろうと、誰にも身体的危害を与える危険はないように思われます。したがって、この例外は適用されません。

iii. 弁護士のサービスを利用した深刻な経済的被害

ABAでは、第三者への深刻な経済的損害を避けるために弁護士が合理的に必要と考え、その損害が弁護士のサービスを利用して行われる場合、開示が認められているが、カリフォルニア州当局では認められていない。ここで、ドンは過去に詐欺を働いたことは認めましたが、それ以来、誰も騙していないと述べています。また、そのような詐欺を行うためにルークに助けを求めたようにも見えません。したがって、この例外は適用されません。

iv. 事実が一般に知られるようになった

ABAとカリフォルニア州の両方の規則では、弁護士は、その情報が一般に知られるようになったため機密ではなくなった場合、クライアントの機密情報を明らかにすることができます。ここで、ルークは、ウェンディはドンがクレアを詐取したことをすでに認めていたので、ドンがルークに話したことを明らかにしても秘密保持違反にはならないと主張することができます。しかし、この事実はWendyには知られていたかもしれませんが、世間一般に知られていたわけではありません。したがって、この例外は適用されない。

結論

ルークは守秘義務に違反したため、懲戒処分の対象となり、例外は適用されません。

お客様の財産の保護

問題は、DonがLukeを解雇したときに、LukeがそのメモをDonに返さなかったことが倫理規定に違反したかどうかです。

弁護士は、ABAとカリフォルニア州法の両方に基づいて、クライアントの財産を保護する義務を負います。これには、代理の終了時に、代理に関連する全ての資料をクライアントに返却する義務が含まれる。弁護士は、自分の報酬を回収する目的も含め、クライアントの事件ファイルを保持することはできません。ここで、ドンは裁判前にルークを解雇したが、ルークは裁判の時までウェンディとの面会を記したメモを保管していたようである。したがって、ドンまたは彼の財産に覚書を返さなかったことにより、ルークはクライアントの財産を保護する義務に違反したことになります。



カリフォルニア州弁護士会
司法試験委員会／入試事務局

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2018年7月カリフォルニ

ア州司法試験

本書は、2018年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された論文問題5問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>テーマ</u>
1.	契約内容
2.	エビデンス
3.	プロフェッショナルの責任
4.	共同財産
5.	憲法

QUESTION 2

Debは、カリフォルニア州の裁判所において、配偶者または同棲中の伴侶に対する暴行罪で起訴されました。**Deb**の同棲相手である**Vic**は、自宅の車道で車から降りたところで殴られました。**Vic**は殴られた約2分後に911に電話し、恋人である**Deb**に殴られたと報告しました。

裁判では、検察側が**Vic**を証人として召喚した。彼はしぶしぶ証言台に立った。彼は、公開の法廷で**Deb**が犯人であることを明言することを拒否しました。彼は、**Deb**に殴られたと報告する911コールをしたことを認めました。当事者は、911番通報の録音が警察署の業務記録であるが、それに関する**Vic**の発言は特に対象外であると規定した。検察側は、911番通報のテープを適切に認証し、証拠として提出し、陪審員のために再生しました。

検察側は、8年前に**Deb**の同棲相手であった**Sam**も召喚した。サムは証言に関連するすべての証拠は、裁判前に弁護側に適切に開示されていた。サムは、**Deb**が自分から離れたら首を絞めるぞと脅し、一緒に暮らしている間に何度も**Deb**を殴ったと証言した。

Debは自身の弁護のために証言台に立ちました。彼女は、暴行があった時、20マイル離れた自分のオフィスのデスクトップ・コンピュータで作業していたと証言しました。彼女は、ファイル名のリストをプリントアウトしたものを提出し、そこにはそれらが作成された日付と時間が記載されており、殴打された時刻に彼女のコンピュータで作成されたことを示しました。彼女は、殴打の日、コンピュータの時計は正しい時刻に設定され、正確に時を刻んでいたと証言しました。

適切な異議申し立てがすべて適時になされたと仮定すると、裁判所は認めるべきでしたか。

1. 911のテープは？議論してください。
2. サムの証言？議論してください。
3. コンピュータのプリントアウト？議論してください。

カリフォルニア州法に則って回答する。

質問2：選択した回答A

バッテリー

バッテリーとは、被害者の身体に不法に触れ、危害や不快感を与えることです。

プロポジション8

予備知識として、カリフォルニア州では、提案8号は、一定の例外を除いて、刑事事件におけるすべての関連証拠の承認を認めています。憲法上の要件と同様に、伝聞法則と例外も依然として適用される。関連性のある証拠とは、以下のものでなければならない。1) 事実に関連する、または事件の重要な要素の可能性を高める、2) 法律的に関連する、つまり証拠の証明力がその偏見的効果を上回ると見なされること。

911コール

最初の問題は、Vicの供述を録音した911テープが認められるかどうかです。

関連性・認証

911コールは、デボが自分を殴ったと主張するビックの911コールでの発言が真実であれば、デボが実際に暴行罪で有罪になる可能性が高くなるため、関連性が高いと思われる。そのような証拠の証明効果は、その偏見的価値をはるかに上回ると思われます。さらに、この録音は適切に認証されているとの事実がある。

たいめんせつやく

次に、911テープの承認が、以下の条件におけるデブの権利を侵害するかどうかを判断する必要があります。

対立条項対決の条項は、すべての刑事被告人が自分たちに不利な証人と対決する機会を持つことを要求する連邦憲法の要件である。これは、証言証拠の承認にのみ適用されません。証言の証拠は、一般的に文の主な目的は法執行機関を支援するか、証言を与えることである場合、文は証言と判断される "主要な目的" テスト、の下に決定されます。911の録音は、一般的に証言とみなされません。

ここで、ヴィックが911に電話した主な目的は、法の執行を助けることよりも、助けを求めることであった。彼は、警察官とのコミュニケーションで証言をするつもりはなかったのです。従って、この通話は証言にならない可能性が高い。さらに、ビックは証人として証言台に立ち、デボに録音の内容について反対尋問をする機会を与えている。したがって、テープが証言的であったかどうかにかかわらず、その承認はDebの対立条項の権利を侵害するものではありません。

伝聞の中の伝聞

次の問題は、このテープが二重の伝聞の問題を引き起こすかどうかである。伝聞とは、その真実性のために提供される法廷外の陳述のことである。これは、一定の例外を除き、一般的に許容されないものです。ある証拠品が2つのレベルの伝聞を示す場合（録音の場合のように）、許容されるには両方のレベルが例外に従わなければならない。

ここで、検察側は、ヴィックの法廷外での供述を認めようとしている。テープは彼の声の録音であり、それ自体がもう一つのレベルの伝聞である（ヴィックの供述はレベル1であり、彼の供述の録音はレベル2である）。したがって、この録音は、伝聞の中の伝聞という問題を提起する。

レベル1 : Vicの発言

ここで、Vicの供述が伝聞の例外に該当するかどうかを判断する必要があります。

i. 自発的な発言

カリフォルニア州では、自発的発言（FREではExcited utterance）は、発言者が驚くべき出来事によって怯えたり興奮したりし、その出来事中または直後、まだ興奮を経験している最中に発言する場合に起こります。この種の供述は、供述者がいるかどうかに関係なく、伝聞法則の例外として認められます。

ここで、VicはDebから殴られたとされる2分後に警察に通報している。通報時のビックの精神状態を示す事実はありませんが、殴られるということは、驚くような出来事であると思われる。検察側は、肉体的・精神的な影響を考えると、そのような体験のストレスやショックから回復するのに2分では十分でないと主張する可能性が高いです。したがって、第一レベルの伝聞は、自発的陳述の規則の下で認められる可能性が高い。

ii. 同時発表

同時発生的陳述（FREでは、現在感覺的印象）は、話し手が、その出来事が発生した後に目撃している出来事を記述している場合に発生します。これは、出来事が発生した直後の記述を許可する連邦規則よりも広範なものである。このような陳述は、申告者がいるかどうかに関係なく、伝聞法則の例外となる。

この規則の狭さを考えると、ビックの供述ではこの規則を満たさない可能性が高い。彼は、殴打の疑いのある事件の2分後に警察に電話をかけており、したがって、起こった出来事をそのまま記述しているわけではありません。したがって、彼の供述は同時発生的な供述として認められない可能性が高い。

過去の身体的危害または危害の脅威の説明

カリフォルニア州は伝聞の例外を定めており、入手不可能な供述者による過去の身体的危害または身体的危害の脅威を記述した供述を認めることができます。この供述は以下の条件を満たす必要があります。1) 危害や脅威が発生した時、またはその近辺で、2) 信頼性を示唆する状況で、3) 警察や医療専門家に対してなされた、書面または録音されたものであること。カリフォルニア州では、連邦法とは異なり、宣誓供述者が証言を拒否したからといって、宣誓供述が「できない」ことにはなりません。

ここでは、Vicは証言台に立ったので、利用可能である。公開の法廷でデボを名乗ることを拒否したことは、上記の伝聞例外の目的上、彼を「利用できない」ようにするのに十分ではない。従って、この例外は適用されない可能性が高い。

iii. 過去の体調に関する記述

また、カリフォルニア州では、申告者が過去の身体的状態を説明する供述をする場合、それが事件の争点となる場合は、伝聞の例外を認めています。この陳述は、医学的支援のためになされたものである必要はありませんが、申告者が入手不可能であることが必要です。

Vicが利用可能であるため、議論したように、彼の供述はこの例外の下では認められないでしょう。さらに、デブは、この事件がDVに関するものであっても、ヴィックの身体状態はこの事件で「問題になっていない」と主張する可能性が高いでしょう。その代わり、彼女はヴィックに対する自分の行動こそが問題であると主張し、成功する可能性が高いでしょう。

まとめると、第一段階の伝聞である911番通報でのヴィックの供述は、自発的な供述として認められる可能性が高いということです。

次の問題は、2段階目の伝聞がいかなる例外の下でも認められるかどうかである。

i. ビジネスレコードの例外

ビジネス記録は、以下の場合に認められます。1) 訴訟に備えて作成されたものではない、2) 通常の業務過程で作成されたものである、3) 記録義務を負う者が作成したものである、4) 記録者が個人的知識を有しているか、個人的知識を有する者に代わって書き写したものである。

ここで、録音は、1) 訴訟の準備のために行われたものではない、2) 警察の通常の業務の過程で行われた、3) 記録する義務のある者（ここでは、ディスパッチャー）によって記録された、4) 個人的知識を持つ者（ここでは、Vic）に代わって記録されたものである。さらに、当事者は、911の録音自体が業務記録として認められると定めています。従って、この録音は伝聞法則のビジネス記録の例外として認められる可能性が高い。

第二段階（録音そのもの）は当事者間で認められると規定されているので、ビックの供述が自発的な供述とみなされれば、911コールは認められる可能性が高いでしょう。

サムの証言

次の問題は、サムの証言が認められるかどうかである。

関連性

サムの証言は、デブが過去にパートナーに暴力を振るったという事実から、将来もその行動パターンを続ける可能性が高くなるため、適切なものです。これは、申し立てられた暴力が8年前に起こったものであるにもかかわらず、言えることである。家庭内暴力は、過去の悪行が将来の行動を予測しないという推定の特例であり、家庭内暴力の常習性によるものと思われる。このような証言も偏見に満ちているが、裁判所は、時間が経過しているにもかかわらず、その証拠能力が偏見に満ちた効果を上回ると判断する可能性が高い。

キャラクターエビデンス

性格の証拠には、意見証言、評判証言、過去の悪行という3つの形式があります。刑事事件において、被告人の性格証拠は、通常、被告人が最初に自分の良い性格についての証言を提出することによってそのような証拠への扉を「開けない」限り、容認されない。しかし、カリフォルニア州は、家庭内暴力事件における性格の証拠について特別な例外を規定しています。検察は、家庭内暴力に対する被告の性格を示すために、意見、評判、特定の悪行に関する証言の証拠を提出することができます。

ここで、**Sam**は8年前に**Deb**のボーイフレンドとして同棲していた。**Sam**は、**Deb**から「別れるなら首を絞めるぞ」と脅され、同棲中に何度も殴られたと証言している。これは、カリフォルニア州の家庭内暴力に関するルールに基づき、人格証拠として認められる十分な「悪行」証言である。**Sam**の証言から、事実認定者は、**Sam**の証言を信用できると認めれば、**Deb**が**Vic**を殴る可能性が高いと推論することができる。

デボの発言

刑事被告人の供述、つまり当事者承認は伝聞の例外として認められる。

ここで、サムは証言の一部は、サムが過去に言ったこと（首を絞めて殺すと言ったこと）を取り上げています。法廷外の発言なので、伝聞になります。しかし、上記の **character evidence** のルールにかかわらず、当事者承認として認められます。

コンピュータのプリントアウト

最後の問題は、**Deb**のコンピュータのプリントアウトが認められるべきかどうかである。コンピュータのプリントアウトは、機械（ここではコンピュータ）によって生成されたものであるため、伝聞にはならない。

伝聞は、人によってなされた場合にのみ発生します。

関連性

コンピュータのプリントアウトが関連性があるかどうかは、微妙なところです。遅延を引き起こしたり、事件の争点を混乱させたりする可能性が高い場合、証拠は認められない可能性が高いです。

ここで、プリントアウトを見れば、誰かが記載された時間にデボのコンピュータを使用したことがわかるだろう。その人物がデブであるという確証はない。しかし、このような事実は、証拠の重みに関わるものであり、容認できるものではないと思われる。さらに、この証拠は特に不利になる可能性は低く、したがって、暴行があったとされる時間に**Deb**が**Vic**の近くにいなかったかもしれないことを示すのに関連する可能性が高いです。

認証

ある品目が証拠として認められるのは、移動側が、陪審員がその証拠と称するものが事実であると認めるに足る状況証拠を提示した場合に限られます。ここで、サムは、ファイル名のプリントアウトリストとそれらが作成された日付と時刻が、バッテリーの日に彼女のオフィスのコンピュータの状態を示す証拠であることを証言しています。文書には"自己認証"できるものがあります。

ここで、**Deb**は、リストの性質、入手先、コンピュータの時計が正確であったことを証言している。**Deb**の証言が十分な真正性を持つかどうかは、そのようなリストを作成し、識別するために必要な専門知識のレベルに依存すると思われる。ファイルの日付/時刻のプリントアウトを誰でも作成できるのであれば、それは一般常識であり、素人でも認証できる可能性が高い。しかし、そのようなリストの入手が複雑な場合、認証には、コンピュータの専門家が、そのリストが本来のものであることを証言する必要があるかもしれない。このように、文書の許容性は、適切な認証に依存することになる。さらに、この文書は"自己認証"とはみなされない可能性が高い。

カリフォルニア州の二次証拠規則（FRE「最良の証拠」規則）では、以下のような場合に

文書がその内容を証明するために認められる場合、原本を提供する必要があります。これには、複製物や書面のコピーも含まれます。

ここで、**Deb**は、問題の時間に彼女のコンピュータからファイルリストを認めようとしている。リストのプリントアウトは、二次的証拠の規則を満たす「コピー」と見なされるのに十分であると思われます。

プリントアウトは伝聞ではなく、二次的証拠の規則を満たす可能性が高いことから、適切に認証できる範囲内で認められるでしょう。

911のテープとサムの証言は **デボ**に不利な証拠だ彼女のコンピュータのプリントアウトは、おそらく認められない。

質問2：選択した回答B

リレバンス

論理的妥当性

証拠は論理的および法的な関連性がなければならない。カリフォルニア州証拠法（CEC）では、論理的関連性とは、証拠が訴訟の判断に影響する争いのある事実をより確かなものにする、またはより確かでなくする傾向があることを意味する。

法的な関連性

証拠は法的に適切でなければならない。CEC第352条に基づき、証拠は、その証明力が不当な偏見、時間の浪費、陪審員の誤解、または不必要な累積証拠の提示の危険性により実質的に相殺されない場合に、法的に関連性があるとされる。

プロポーザル8

カリフォルニア州の提案8により、刑事事件では、352条に基づく裁判所のバランス力に従い、また以下の私の回答に記された追加的な例外に従い、すべての関連証拠を認めなければならない。Deb (D)はカリフォルニア州裁判所においてバッテリーという犯罪で起訴されているため、提案8が適用される。

I. 911のテープ

関連性

911のテープは、論理的および法的な関連性があります。テープは、Dが暴行を犯したかどうかについて高い証明力を持つため、論理的関連性を持つ。テープが法的関連性を有するのは、Dが暴行を犯したか否かにつき高い証明力を有するからである。

不当な偏見や陪審員を誤解させる危険性がある。どのような証拠であっても、それが有罪であることを示す場合には、Dに偏見を与える傾向があるが、だからといって、その偏見が不当なものであるとはいえない。911テープは、事前の矛盾した陳述（後述）によりVを弾劾するためにも論理的に関連性がある。

認証

すべての証拠は適切に認証されなければならない。つまり、その証拠が提案者の言うとおりであると陪審員が認めるに足る十分な証拠がなければならない。ここでは、テープは適切に認証されていた。

個人の知見

証言する証人は、証言している内容について個人的な知識を持っていないなければならない。ここで、ヴィック（V）は、Dが自分に対して行ったこと、911コールで伝えたことについて個人的な知識を持っていました。

セカンダリーエビデンスルール

いかなる書面、有形データの集合体、または記録も、その内容を証明するために提出される場合、二次証拠規則を満たさなければならない。カリフォルニア州では、原本または複製（カーボンコピー、コピー、手書きメモを含む）は、合理的に入手できない場合（証言が認められる場合）を除き、証拠として認められなければならない。今回、911コールの実際のテープが証拠として認められましたが、それはオリジナル（または少なくとも正確な複製）と思われます。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される、法廷外の陳述のことです。伝聞は、例外が容認を保証しない限り、一般的に除外される。提案8は、伝聞法則に適用されず、変更もされない。

複数のヒアリング

テープには、複数の伝聞という問題がある。録音そのものが伝聞（外層）であり、Vの供述を含むその中に含まれる供述も伝聞（内層）である。両層とも例外規定に該当しなければ認められない。

伝聞の外層

当事者は、911テープが警察署の業務記録であると規定しています。CECは、業務記録に関する例外を認めている。したがって、伝聞の外層（テープ自体）は、この例外の下で許容される。

伝聞のインナーレイヤー

Vの供述は、主張された事項、すなわち、DがVに暴力を振るったことの真偽を証明するために提出されるため、伝聞証拠となる。（また、以下に述べるように、Vの信用性を弾劾するものとして、非実質的に認められる可能性もある）。

ヒアリングの例外

過去の矛盾した発言

検察側の一番の主張は、Vの供述が、証言した証人の事前矛盾供述であるということです。CECでは、事前の矛盾した供述は、事前の手続きで宣誓していない場合でも、伝聞の例外として認められます。ここで、Vは検察側の証言者であり、証言台でDを名乗ることを拒否している。したがって、これらの供述は、事前の矛盾した供述として認められる。さらに、これらの供述は、実質的にも弾劾証拠としても認められる。

自発的な発言 (Excited Utterance)

検察側は、Vの供述が自発的な供述であることを示すことにも成功するでしょう。自発的な供述とは、驚くべき、あるいは刺激的な出来事について述べたもので、供述者がその刺激的な出来事のストレス下にまだいるときになされるものである。ここで、Vは、車から降りたところでDに殴られたとされている。彼は「殴られた約2分後」に911を呼びました。予期せぬ身体的暴力は、驚愕または興奮する出来事に該当し、VがDを加害者として報告するためにわずか2分後に911に電話したとき、その出来事の興奮のストレス下にまだいた可能性が非常に高いです。従って、Vの供述は自発的な供述として認められる可能性が高い。

コンテンポラリー・ステートメント (現在感覚的印象)

検察側は、Vの供述は同時供述として認められると主張するでしょうが、この主張は失敗するでしょう。CECの下では、この例外は、申告者がその行為に従事している間、自身の行為を説明し、理解できるようにしている場合にのみ適用される。Vの供述はDの行為を特定したものである。従って、この例外は適用されない。

暴力の行使に関する声明

CECは、身体的暴力または身体的暴力の脅威を記述、説明、または理解できるようにする申告者による陳述に対する例外を認めています。この供述は、その出来事があった時、またはその近くになされたものでなければならず、信頼できることを示す状況下でなされたものでなければならず、書面、記録、または緊急要員に渡されたものでなければなりません。ただし、申告者は、裁判では入手不可能でなければならない。ここで、Vの供述は、この例外の要件をすべて満たすと思われませんが（彼の供述は、殴打の2分後になされ、録音され、911に伝達された）、Vは公判で証言する証人であり、したがって、Vは公判で証言できないわけではないので、この例外は適用されない。

ダイイング宣言

CECは、臨終の宣言に対する例外を認めています。この例外は、宣言者が死亡しており、かつ、その発言が死因に関係する場合、すべての事件（連邦規則が要求する殺人事件や民事裁判だけでなく）に適用される。ここでは、Vは生きており、公判で証言している。従って、この例外は適用されない。

事業記録

Vの供述は、ビジネス記録の例外により認められない。この例外が適用されるためには、陳述は、出来事または状態（CECの意見または診断ではなく、裁判所は単純なものを認めている）に関連していなければならない、通常の業務過程で作成されていなければならない、記載された事柄の時またはその近くに作成されていなければならない、個人的知識を持つ人物によって作成されているか、情報を送信する義務のある人物によって送信されていなければならない、保管者または記録によって認証されなければならない。また、そのような記録を作成することは、事業の通常の慣行でなければなりません。ここでは、Vは911に情報を送信する義務を負っていませんでした。したがって、この例外は伝聞の内層であるVの供述には適用されない。

結婚の特権はない

VはDの同棲相手である。したがって、Vは配偶者免責（非被告配偶者が被告配偶者に対する民事または刑事手続において証言を拒否できる特権）を行使することができない。

対立条項の問題はない

憲法修正第6条の対決の条項は、刑事被告人が供述をしたときに反対尋問をする機会がなかった場合、入手できない証人による証言的な法廷外供述を禁止している。ここでは、Vは裁判で証言し、その供述は

は、間違いなく緊急事態に対応するためのものでした。だから、証言ではないだろう。

結論

Vの供述を録音した911テープは証拠能力があります。

II. サムの証言

関連性

サムの証言は、Dが暴力を振るった可能性をより高くするものであり、法的な関連性がある。DがVの暴行の8年前に同棲していた元交際相手に同様の暴力を振るったこと、サムとDが同棲している間に何度か暴力を振るったことを示すことにより、この証拠は、Dが暴力的性格で交際相手に暴力を振るう傾向があり、ひいてはVを暴いた可能性がより高くなる。しかし、この証言は後述のように不適切な性格証拠なので、不当に不利益を与える恐れがある可能性がある。

キャラクターエビデンス

被告人がある機会にその性格に適合して行動したこと、または適合して行動する傾向があることを証明するための人の性格的特徴の証拠は、性格証拠と呼ばれる。提案8は性格証拠規則には適用されません。ここで、サムの証言は、Dがボーイフレンドに対して暴力を振るう性格と傾向を持つことを示すために検察側によって提供される可能性が高い。従って、この証拠は性格的証拠である。

ディフェンスはドアを開けなければならない

刑事事件において、被告の性格に関する証拠は、検察官の主訴において認められない。しかし、被告人は、被告人の適切な善良な性格についての証拠を提出することができ、検察側はそれに反論することができます。ここで、あるのは

Dが彼女の平和的な性格やその他の良い性格の特徴を示す証拠を提出した形跡はない。したがって、サム証言は、その正当化に基づいてDの性格を証明することは許されない。

しかし、CECは、性的暴行、児童虐待、高齢者虐待、家庭内暴力の場合、人格的証拠の例外を認めている。ここで、Dは同棲しているボーイフレンドを殴った罪で起訴されており、これはおそらくDVに該当する。したがって、この例外の下では、サム証言は認められるべきであった。

独立に認められない

問題は、Samの証言が性格以外の目的で提供されるかどうかです。被告の過去の行為に関する証拠も、性格や性向を証明するために提供されない場合は、独立して認められる場合があります。例えば、過去の行為の証拠は、動機、同一性、錯誤の不存在、共通の計画やスキームを証明するために許容される。ここで、検察側は、サム証言は、加害者（デブ）の身元を証明するため、またはDがボーイフレンドが自分から離れていくのを防ぐためにバッテリーを使用するという共通の計画またはスキームを持っていることを証明するために提供されていると主張することができます。サムは、Dが "彼女と別れるなら"首を絞めて殺すと脅したと証言している。検察側が主張するように、これはボーイフレンドを強引に引き留めるためのDの共通の計画を示している。これらの主張はどちらも説得力がない。まず、通常、被告人に固有の手口がある場合には、同一性を証明する証拠が認められる。ここでは、誰かが過去に暴行を犯したという事実は、人格的証拠と区別がつかない。次に、DがSを脅したことを根拠に、そのような計画を証明できる他の証拠がない限り、Dがボーイフレンドを陥れる「共通の計画や企て」を持っていたと裁判所が判断することはありえない。残念ながら、多くの人は、大切な人が別れようとする脅すものであり、これだけでは計画を示すのに十分ではない。

デブ弾劾

また、検察側は、サム証言はデブ証言に対する弾劾のために提供されたものであると主張することができます。

デボが証言していることから、信憑性がある。提案8の下では、道徳的に不利な過去の行為は、352のバランスに従い、弾劾として認められる。道徳的汚点には暴力も含まれ、サムに対するこれらの暴行も含まれると思われる。

しかし、裁判所は、不当な偏見のリスクが高いため、352条の均衡を保つ力の下でその証拠を排除する可能性が高い。たとえ制限的な指示があったとしても、陪審員は、これらの過去のバッテリーを人格的証拠の一種と見なさないわけにはいかないだろう。

結論

サムの証言は、DVを含む事件における人格的証拠であることを考えると、おそらく認められるでしょう。しかし、この例外が適用されない場合、人格目的のために容認されず、不当な偏見のリスクが高いため、弾劾証拠としても容認されない可能性が高いと思われる。

III. コンピュータプリントアウト

関連性

コンピュータのプリントアウトは、Dのアリバイ、すなわち、彼女は20マイル離れたオフィスで仕事をしていたので、暴行を加えることはできなかったということを裏付けるものであり、法的な意味があります。

この証拠は、高い証明力を持ち、不当な偏見、時間の浪費、陪審員の誤解を招く恐れがないため、法的な関連性があります。

認証

上述の通り、証拠は真正でなければならない。言い換えれば、その証拠が提案者の言うとおりのものであると陪審員が認めるに足る十分な証拠がなければならない。

ここで、Dは、殴打の日、彼女のコンピュータの時計が正しい時刻に設定され、正確に時間を計っていたことを証言している。これは、少なくとも、その日のDのコンピュータからの活動を善意でプリントアウトした場合、その時間の入力 that 正確であることを示

すのに十分であろう。しかし、Dの証言は、実際には、その他の

プリントアウトがDのコンピュータから出たものであるという証拠（結局のところ、多くのコンピュータは正確な時間を記録している）、またはそれが変更されていない、あるいは修正されていないことを示すものである。決定的な結論を出すには、裁判所は、プリントアウトが具体的にどのような内容なのか（例えば、DのユーザーIDを示している場合）、また、他の証言がどのようなものであるかについて、より多くの証拠を必要とするでしょう。

セカンダリーエビデンスルール

上述のとおり、二次的証拠規則がそのような著作物やデータの有形集合体に適用されることになる。原本をコンピュータでプリントアウトすれば十分である。

伝聞ではない

コンピュータのプリントアウトは伝聞にならない。伝聞には、人間の主張の結果ではない、機械で作成されたデータのプリントアウトは含まれません。しかし、コンピュータで録音・録画されたものであっても、申告者の法廷外での発言は伝聞に含まれる。ここで、Dのコンピュータは、これらのタイムスタンプや行動記録、ファイル名などを自動的に作成したものと思われる。したがって、これらは人間の宣言者による主張ではないので、伝聞法則の除外規定は適用されない。

結論

真正性の異議が克服されると仮定すれば、コンピュータのプリントアウトを認めるべきである。



カリフォルニア州弁護士会
司法試験委員会／入試事務局

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2019年2月カリフォルニア

州司法試験

本書は、2019年2月のカリフォルニア州司法試験の小論文問題5問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>課題</u>
1.	遺言と信託 / 共有財産
2.	不法行為
3.	不動産
4.	証拠/民事訴訟法
5.	プロフェッショナルの責任

QUESTION 4

Daveはカリフォルニア州に居住し、ネバダ州にあるPetraの家に隣接する州境に家を所有しています。Petraはネバダ州に居住しています。

Daveは敷地境界の近くに大きな雨水タンクを設置したが、これが雨漏りした。ある日、水槽がPetraの敷地内に倒れ、擁壁の上に落ち、擁壁は挫折しました。Petraは、擁壁の交換費用として10万ドルを求めて連邦裁判所にDaveを提訴しました。擁壁は、雨漏りで弱くなった水槽が着地したために破損したと主張したからです。

陪審員裁判でペトラは、過去10年間に何度も水槽から水漏れがするとデイブに訴えたが、彼は何もしてくれなかったと証言した。彼女はまた、擁壁はまだ2、3年しか経っていないと証言した。

その後、Petraは水槽修理工のWaltを呼び、彼がDaveの水槽が倒れた後に修理した際、Daveは漏れないように全ての接合部をコーキングするよう指示したと証言した。ペトラは休廷した。

DaveはPetraの庭師Gwenを呼び、彼女は水槽が落下する前日にPetraと会い、問題の擁壁を点検している間に、それが古く、破損の原因となりうる構造上の亀裂があることを知り、Petraにそれを指摘し、交換するには少なくとも10万ドルかかると話したと証言している。するとGwenは、Petraが「その通りよ。少なくとも30年は経っているんだから」と。

陪審員はPetraを支持する評決を下し、2万ドルの損害賠償を命じました。Daveは、主題管轄の欠如に基づく棄却の申し立てを行い、これは却下されました。Daveは、この評決を不服として、適切に上訴しました。

すべての適切な異議および申し立てが適時に行われたと仮定する。

1. 裁判所は認めるべきでした。

- A. ペトラの証言は、リークについてデイブに苦情を言ったこと？議論してください。
- B. Waltは、Daveから水槽が漏れないようにすべての接合部をコーキングするように指示されたという証言がありますが？議論してください。

C. グウェンさんの証言

- i) 擁壁が古かったこと？議論してください。
- ii) 擁壁には構造的な亀裂があり、それが原因で破損する可能性があり、それを交換するには10万ドルかかるということですか？議論してください。

D. グエンの証言は、ペトラの返答について「その通り。少なくとも30年前のもので。"議論してください。

2. 裁判所は、主題管轄の欠如に基づくDaveの却下の申し立てを適切に却下しましたか？議論してください。

連邦法に従って、すべての質問に答える。

質問4：選択した回答a

A.) ペトラがデイブに訴えたことについての証言

適切に認められるためには、すべての証拠が関連性を持ち、連邦証拠規則の下で除外されないことが必要です。

リレバンス

すべての証拠は、論理的および法的な関連性がなければなりません。論理的関連性とは、証拠が重要な事実をより多くまたはより少なくする傾向があることを意味します。法的関連性とは、不当な偏見、陪審員の混乱、または不合理な遅延のリスクによってその証明価値が実質的に上回ると、証拠を除外する裁判官の裁量を指します。

ここでは、Petraの擁壁に着地した水槽のメンテナンスにDaveが過失があったかどうか争点となっているため、この証拠は関連性があります。また、Petraは、水槽の故障は水漏れによるものであると主張しています。彼女が水漏れを知らせたという事実は、タンクが落下する前に修理しなかったDaveに過失があったという可能性を高くする傾向があるでしょう。このように、この証拠は論理的に関連しています。また、被告に不当な偏見を与える明白なリスクもないように思われるので、法的関連性のバランスに基づき除外されることはないだろう。

ハーセイ

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される法廷外での陳述のことです。これは、法廷外でなされたものであれば、証言する証人自身の発言にも適用されません。証人によって提供されたステートメントが、主張された事項の真実以外のものを証明するために提供される場合、それは非伝聞として認められます。そうでない場合、伝聞であれば、例外に該当しなければ認められません。

ここでPetraは、10年以上にわたってDaveに水槽の水漏れを何度も訴えたことと証言しています。もし、タンクが実際に水漏れしていたことを証明するために提供されたのであれば、それは伝聞であり、例外規定に該当する必要があります。しかし、そのような目的で提供されない場合、他の限定された目的では認められる可能性があります。

聴き手への影響

聞き手に与える影響を示すために提供された陳述書は、FREの下では非伝聞として分類されます。しかし、被告人は、陪審員が主張された内容の真偽を証明するために陳述を使用しないように、限定的な指示を要求する権利があります（すなわち、許容されない伝聞）。

ここでは、ペトラの苦情は、デイブが何かを知っていながら、それに対して行動しなかったことを示すために提供されることがあります。

結論

したがって、この証言はこの目的では認められるものであり、もしデイブが限定的な指示を求めたのであれば、それは認められるべきであった。裁判所は、この証言を認めたことに誤りはありません。

B.) 水漏れを防ぐために目地をコーキングするようデイブに指示されたというウォルトの証言

リレバンス

上記の規則を参照してください。この証言は、水タンクに問題があり、デイブが水漏れのジョイント部分の修理を依頼した可能性をより高める傾向があるため、関連性があると言えます。また、ここでは不当な偏見を招く重大なリスクはないように思われます。従って、この証拠は関連性があります。

ハーセイ

上記ルール参照ここでWaltは、水槽が倒れた後、修理を依頼する際にDaveが彼に言ったことについて証言しています。この証言は、本件で争点となっている水槽の水漏れが事実であったことを証明するために提供されています。したがって、それは伝聞であり、例外に該当しなければなりません。

パーティー・アドミッション

当事者の反対者の発言は、その当事者に対して提供される場合、伝聞免責として認められる。ここでは、**Dave**はパーティー・オポネントであり、彼の発言はこの証言で彼に不利に使用されています。したがって、当事者承認免除が適用されることとなります。

事後対策

過失を示すために提供される場合に、その後に取りられた改善措置の証拠に対する公序良俗の除外規定があります。ここで、水槽がペトラの敷地に倒れた後、漏れないように継ぎ目をコーキングするようウォルトに命じたデイブの発言は、過失を示すために取られたその後の改善措置の証拠である。従って、公序良俗の除外の下で除外されるべきです。

結論

裁判所は、**Walt**の証言を認めたのは誤りであり、その後の改善策の証拠として除外されるべきであった。

C.) ジーヴンズテストイニー

i) 擁壁が古い関連性であるという証言

上記のルールを参照してください。ここでは、この証拠は、**Dave**の過失によるものではなく、壁が古く、そのために落ちたことを示す傾向があるため、関連性があります。以前の証拠と同様に、裁判官がそれらの理由に基づいて不許可を決定すべきだったという不当な偏見のリスクはないように思われます。

鑑定書

証言を専門家証人証言として適切に認めるためには、以下を満たす必要がある。(陪審員にとって有用であること、②専門家がその分野で適格であること、③その

専門家は、適切な事実上の根拠がなければならず、(iv) そして専門家は、信頼できる方法を用い、それを確実に適用しなければならない。

ここで、Gwen は庭師であり、Petra と共に擁壁の検査について証言している。その証言は、壁が老朽化のために落下したかどうかを判断する上で陪審員に役立つだろうが、グウェンが専門家証人としての資格を得るための他の要件を満たすことはまず不可能である。グウェンさんが証言のために適切な事実上の根拠を持っていたことを示す証拠も、壁の老朽化を判断する資格があることを示す証拠も提示されていない。したがって、その証言は専門家証人としての証言として適切に認められるものではない。

しろうとしょうにん

証人の証言が、一般証人の意見陳述として認められるためには、以下のことが必要です。

(i) 陪審員にとって有用であること、(ii) 一般人の認識に基づいて合理的に把握できること、(iii) 科学的事実や専門的知識に基づくものではないことなどです。

ここで、Gwen は壁が古かったのを見たと述べている。これは、壁の品質と、壁の老朽化による落下か、Daveの過失による落下かを判断するのに有効です。壁の古さは、ひび割れやツタの生え方など、多くのサインがあるため、一般人でも合理的に確認することができるだろう。この意見は、専門的な知識に基づいているようには見えない。従って、これは一般人の証言である。

結論

裁判所は、壁の古さに関する証言を一般証人の証言として適切に認めた。

ii) 壁に構造的な亀裂があり、交換すると10万ドルかかるという証言

リレバンス

上記のルールを参照してください。ここで、この証言は、上記の壁の古さに関する証言と同じ理由で関連性があります。したがって、関連性がある。

鑑定書

上記のルールを参照してください。ここでもまた、グウェンは壁の構造的な健全性や修理の価格について権威ある話ができる資格を持っていないようです。もしグウェンが実際に擁壁の建設業者であったなら、その資格はあるはずですが。

しかし、この資格は与えられた事実の中で確立されたものではない。

したがって、グウェンはこれらの問題についての適切な専門家証人としての資格はないだろう。

しろうとしょうにん

上記のルールを参照。ここでは、壁の経年劣化と同じ理由でグウェンさんの証言が参考になります。しかし、壁の構造的な健全性や交換のための費用は、素人が合理的に把握できる事項ではない。もし、この認識が何らかの専門的な知識に基づくものであったとしても、それは素人証言とは言えない。

結論

裁判所は、構造上のひび割れや壁の交換費用に関する証言を認めたのは誤りであり、専門家証言のための適切な事実と資格の根拠が確立されておらず、一般証人の証言として認められる資格はない。

D.ペトラの関連性の回答に関するグエンの証言

上記のルールを参照してください。ここでは、Petraが証言の中で壁は2、3年しか経っていないと主張したため、証人としてのPetraの信用を落とす傾向があるため、この証言は適切である。また、壁が実際に古かったことを証明する傾向もあり、それが崩壊につながった可能性もあり、Daveの過失責任も軽減されるでしょう。不当な偏見のリスクはないように思われます。したがって、この証拠は関連性があります。

ハーセイ

上記のルールを参照してください。ここで、ペトラの発言に関する証言は、壁の古さと、ペトラが壁が古くて取り替える必要があることを知っていたことの両方を証明するために提供される場合、です。

は、主張された事柄を証明するために提供されるため、伝聞となります。したがって、免除や例外に該当するか、伝聞ではない目的で使用される必要があります。

パーティー・アドミッション

上記ルール参照ここでは、ペトラが壁が古かったことを認めたことは、被告によって彼女に不利になるように提供されています。従って、この伝聞の免除の下で認められるでしょう。

前方不一致声明

証人は、過去の矛盾した供述に基づいて弾劾することができますが、証人は利用可能でなければならず、彼らは供述を説明する機会を与えられなければなりません。

ここで、ペトラは、水槽が2、3年しか経っていないと証言した利用可能な証人です。彼女がグエンに言った発言は、この発言と矛盾しています。

しかし、もう一つの陳述は宣誓の下で行われたものではないので、実質的な目的のために使用することはできません。弾劾という限られた目的のためにのみ提供することができます。しかし、この陳述書は当事者承認に該当するので、どちらにも認めることができる。

結論

裁判所は、ペトラの供述に関する証言を、当事者承認および事前の矛盾した供述に基づく弾劾として、適切に承認した。

2) 管轄権欠如に基づく却下の申し立て

当事者は、いつでも、主文管轄権の欠如を理由に却下する申し立てを行うことができます。申し立てが不適切に却下されたかどうかを判断するためには、裁判所が、実際に、問題のケースについて主管権を有していたかどうかを判断する必要があります。

しゅざいかんかく

連邦裁判所が主体的管轄権を有するためには、連邦問題管轄権か多様性管轄権を有する必要があります。

連邦問題管轄権

連邦問題管轄権は、請求が憲法上の権利、条約などを含む連邦法から生じる場合に存在する。ここでは、請求は州の不法行為法に基づく過失に基づくものである。したがって、連邦問題管轄権は存在せず、この訴訟を審理するためには多様性管轄権が必要である。

多様な管轄権

多様性管轄権には、(i) 原告と被告の間に完全な多様性があること、および (ii) 論争額が75,000 ドルを超えていることが必要である。

完全な多様性

完全な多様性とは、各原告が各被告と異なる州の居住者であることを意味します。居住性は、ある州に物理的に存在し、そこに留まる意思があることを示すドミサイルによって決定されます。

ここで、**Dave**はカリフォルニアに居住し、家を所有しています。州境の上にあります。が、事実上カリフォルニア州にあるため、多様性の目的ではカリフォルニア州の居住者です。**Petra**はネバダ州に居住しています。

したがって、原告と被告との間には完全な多様性がある。争点となる金額

論争中の金額は75,000ドルを超えていなければなりません。これは、被告が傷害に基づいてそれらの損害賠償を受け取ることが法的に妥当であることを要求しているに過ぎません。実際に支払われる損害賠償額は、多様な裁判管轄の目的上、論争における金額を満たすかどうかには関係ありません。

ここでは、係争額は10万ドルである。ペトラの庭師は、それが原因であると述べていることから、この請求の法的妥当性を支持する証拠があるように思われる。

スタンドで**Dave**に呼び出された際、擁壁の交換に10万ドル。**Petra**の請求に法的信憑性があることを疑う理由がないことから、係争額も充足している。

結論

裁判所は、連邦裁判所がこの請求に対して多様な管轄権を有しているとして、主体的管轄権の欠如に基づく **Dave** の却下の申し立てを適切に却下しました。

質問4：選択した回答B

1A.ペトラの証言

関連性

すべての証拠は、論理的および法的な関連性がなければ認められない。証拠は、重要な事実を証明または反証する何らかの傾向がある場合、論理的に関連している。それ以外の関連性のある証拠は、その証明価値が不当な偏見、時間の浪費、または陪審員を混乱させる危険性によって実質的に相殺される場合、法的関連性の欠如を理由に除外される場合がある。ここで、ペトラが過去10年間に何度もデイブに水槽が水漏れしていると訴えたが、彼は何もしなかったという証言は、デイブが水槽を修理しなかったことに過失があった可能性をより高めるので、関連性があります。従って、この証言は関連性があります。

個人の知見

証人は、証人が証言したい内容に関して個人的な知識を有していなければならない。ここで、Petraは、彼女が観察し、隣人のDaveにコメントしたことを証言しているので、個人的な知識を有している。したがって、彼女は十分な個人的知識を有している。

伝聞

伝聞とは、宣言者によってなされた法廷外の発言で、主張された事柄の真実を証明するために法廷に提出されるものです。一般的に、伝聞は、その真実のために提供されない限り、免除、または例外に該当する場合を除き、容認されません。ここで、Petraは、彼女が過去10年間に何度もDaveに「苦情」を言ったという証拠を提供しています。もし、主張された事柄の真実、すなわち、彼女が実際にデイブに苦情を言ったことを示すために提供されたのであれば、その証言は伝聞であり、例外が適用されない限り、承認されないでしょう。

ハーセイ以外の目的 - お知らせ

伝聞でない供述は、聞き手への影響または供述者の心の状態を示すために提供される場合、非伝聞として認定されることがある。ここで、**Petra**は、**Dave**が水タンクに水漏れがあることに気づいていたという効果を示すために証拠を提供したと主張するだろう。そのため、この証拠は、聞き手への影響を示すための非伝統的な証拠として認められます。

入場料

アドミッションは、伝聞法則の免除を構成し、非伝聞とみなされます。自白とは、当事者による陳述で、その当事者に対して法廷で提供されるものです。ここで、**Petra**はその声明が自白であると主張するかもしれませんが、しかし、**Petra**は申告者であり、証拠は彼女に対して提供されるものではありません。したがって、その陳述は自白にはなりません。

結論

ペトラの証言は、聞き手に与える影響を示すために、非伝統的な証言として認められる可能性が高い。

1B.ウォルトの証言

関連性

Waltの証言は、**Dave**の水タンクが実際に倒れたこと、以前は水漏れがあったことを証明する傾向があるため、関連性があります。したがって、この証言は関連性があります。

個人の知見

Waltは**Dave**が彼に話したことを証言しているので、個人的な知識を持っています。したがって、彼は十分な個人的知識を有しています。

公共政策 - 後続的な救済措置

公序良俗として、一般的に、所有権を示す場合や、被告がより安全にする方法がなかったと主張した場合を除き、その後の改善措置の証拠は認められません。この場合、**Petra**は**Dave**が**Walt**に対して、水漏れがしないように全てのジョイントをコーキングするように指示したことを証拠として認めたいと考えていますが、これは、以前は実際に水漏れがあったことを示す、その後の改善措置の証拠となりそうです。

Daveが水槽を所有していたことは争いがありません。さらに、**Dave**が水槽が可能な限り安全であると証言または主張した証拠もありません。そのため、どの例外も適用されず、**Dave**が接合部をコーキングするよう指示したという**Walt**の証言は、公共政策の理由から容認できないでしょう。

伝聞

この証言は、**Walt**が水タンクを修理しているときに**Dave**が話したことを証言しているため、伝聞にあたります。この証言は、**Dave**が実際に**Walt**にすべてのジョイントをコーキングするよう指示したことを示すために提供される可能性が高いので、免責または例外が適用されない限り、この証言は容認されないことになります。

入場料

アドミッションは、伝聞法則の免除を構成し、非伝聞とみなされます。アドミッションとは、当事者による発言で、その当事者に対して法廷で提供されるものです。ここでは、**Walt**は**Dave**（申告者であり被告）が法廷外で言ったことについて証言しています。**Petra**は法廷で**Dave**に不利になるようにその陳述を提供します。したがって、この発言は当事者である相手方の自白として認められるでしょう。

結論

この発言は、その後の救済措置にあたるため、承認に値するが、裁判所は**Walt**の証言を認めないだろう。

1C.グエンの証言

擁壁が古かった

関連性

擁壁が古かったというグエンの証言は、壁がたった2、3年でなかったことを証明する傾向があり、水槽が壁の破損の原因でない可能性があるため、関連性がある。したがって、この証拠は関連性がある。

個人の知見

Gwenは、Petraに話したことやPetraの家に行ったときに観察したことを証言しているので、個人的な知識があります。したがって、グウェンは十分な個人的知識を有している。

レイオピニオン

一般証人は、科学的または専門的な知識に基づいていない、事実の審理に役立つ意見証言をすることが認められている。ここで、Gwenは、擁壁が古かったことを指摘したことを証言しようとしている。これは、水槽の落下が擁壁の破壊の事実上の原因であるかどうかを判断するのに役立つので、事実の審理者にとって有用である。また、擁壁が古いという観察は、意見ではあるが、誰にでもできる単なる観察であるため、科学的・専門的知識に基づくものではない。そのため、Gwenは、壁が古かったと証言することが認められます。

擁壁の構造的なひび割れ

関連性

擁壁に構造的な亀裂があることに関するグエンの証言は、水槽が落下したからといって壁が破損したわけではないことを証明する傾向があるため、関連性があると言えるでしょう。したがって、この証言は適切である。

個人の知見

上述したように、Gwenは、自分が観察したこと、Petraに話したことを証言しているので、個人的な知識を有しています。したがって、彼女は十分な個人的知識を有している。

レイ・オピニオン・テストモニー

素人証人は、科学的または専門的な知識に基づいておらず、事実の審理に役立つ場合には、意見証言を行うことができる。ここで、壁に「構造上のひび」があり、落下する可能性があり、取り替えるには10万ドルかかるという証言は、擁壁に構造上のひびがあるかどうか、取り替えるための金額は専門的な知識に基づいているため、一般人が証言することは許可されません。したがって、この証言が認められるためには、グエンが専門家証人としての資格を有する必要がある。

専門家による証言

専門家証人の資格を得るために、連邦裁判所はドーバート基準を用いています。この基準は、専門家が十分な専門知識と訓練を受け、その分野で一般的に使われている論文や資料に依拠しており、専門家の意見がそうした知識に基づいていることを要求するものです。この場合、グウエンは庭師であるため、擁壁の構造的完全性や交換費用について意見を述べる専門家としての資格はないと考えられる。これは庭師の知識や範囲外であるためである。庭師は擁壁の作業知識を持っているかもしれないが、そのような経験は専門家の証人としてグウエンを修飾することはほとんどない。したがって、グエンは専門家証人として適格ではない。

結論

Gwen は専門家証人としての資格を持たないため、擁壁に構造上の亀裂があり、取り替えるには 10 万ドルかかるという彼女の意見について証言することは許可されないう。そのため、これらの問題に関するグウエンさんの証言は認められません。

1D.ペトラの返答についてのグエンの証言

関連性

ペトラが擁壁は30年前のものだと言ったというグエンの証言は、グエンが証言していたように、擁壁が数年前のものではないこと、古いため破損しやすいことを証明する傾向があるため、関連性があるといえるでしょう。したがって、この証言は関連性がある。

個人の知見

Gwenは、Petraが彼女に言ったことについて証言しているので、個人的な知識を有しています。したがって、グエンは十分な個人的知識を有している。

伝聞

GwenはPetraが話したことについて証言しようとするが、これは伝聞であり、主張された事柄、すなわち壁が実際に古いということの真偽を証明するために提供されるものと思われる。したがって、容認されるためには、その供述は免責または例外に該当する必要がある。

入場料

ここでは、陳述書は当事者であるPetraによって作成され、法廷でPetraに対して提供されるものである。したがって、この陳述書は当事者である相手方の承認に該当し、実質的に認められることとなります。

弾劾-事前の矛盾した発言

当事者は、事前の矛盾した陳述によって弾劾されることがあります。ここで、ペトラは法廷で、壁は2、3年しか経っていないと証言していた。したがって、ペトラが少なくとも30年は経っていると言ったというグエンの証言は、ペトラの証言を弾劾するための事前の矛盾した陳述として認められます。

結論

ペトラの供述に関するグエンの証言は、弾劾および主張された事項の真偽を証明するため

に実質的に認められる。

2. Daveの主文管轄権欠如に基づく解任の申し立て

争点は、裁判所が、主体的管轄権の欠如に基づく**Dave**の却下の申し立てを適切に却下したかどうかである。裁判所が主体的管轄権を欠いている場合、主体的管轄権の欠如を理由とする却下の動議は認められるべきものである。連邦裁判所は、事件を審理するための主文書管轄権を有していなければならない。連邦裁判所は、限定的な主題管轄権を有する裁判所であり、連邦問題、または市民権の多様性に関する事件を審理する権限を有する。連邦問題とは、連邦法の下で発生する訴因のことである。市民権の多様性とは、原告がすべての被告から完全に独立しており、論争額が利息と費用を除いて75,000ドルを超える場合である。多様性の目的における個人の市民権は、その居住地、またはその個人が主観的に留まる意思を持って物理的に存在する場所にに基づいています。

タイミング

主題管轄の欠如を理由とする却下の動議は、控訴審での初回を含め、いつでも提出することが可能です。ここでは、**Dave**は陪審員が評決を下した後にこの申し立てを行いました。主体的管轄権の欠如の主張は妨げられないが、陪審員がすでに評決を下している以上、適切な救済措置は主体的管轄権の欠如に基づく控訴であろう。しかし、後述するように、裁判所は適切な主体的管轄権を有していたので、棄却の動議は関係なく、適切に却下された。

連邦議会質問

ここでは、過失の請求であるため、連邦問題はない。

シチズンシップの多様性

前述のように、すべての原告は、すべての被告と多様であること、または異なる居住地であることが必要です。ここで、**Petra**はネバダ州に居住しています。**Dave**はカリフォルニア州に居住しています。したがって、**Petra**と**Dave**は異なる居住地であり、完全に多様である。

問題視されている金額

論争中の金額は、原告の十分に準備された訴状に基づき、利息と費用を除いて、**\$75,000**を超えなければなりません。ここでは、**Petra**は**\$75,000**を超える**\$100,000**の損害賠償を申し立てた。回収額が**75,000**ドルを下回る場合、その額が誠実に申し立てられたものである限り、論争中の金額に影響を与えることはない。

したがって、係争中の金額を満たしています。

Petraと**Dave**は完全に多様であり、論争量も満たされているため、この訴訟は市民権の多様性に関する管轄権を満たしている。そのため、連邦裁判所は適切な主体管轄権を有し、裁判所は主体管轄権の欠如に基づく**Dave**の却下の申し立てを適切に却下しました。



カリフォルニア州司法試験小論文
試験問題と選択解答
2020年2月

本書は、2020年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された論文問題5問と、各問題の選択解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

質問番号	テーマ
1.	不法行為
2.	プロフェッショナルの責任
3.	契約内容
4.	エビデンス
5.	事業者団体

QUESTION 4

デスは、2019年1月から10月にかけて数百ポンドのコカインを流通させる意図で所持していたとして、カリフォルニア州の上級裁判所で裁判を受けている。

裁判で検察側は、デスに対する証言と引き換えに罪の軽減を認めた、分離された共同被告人のキャロルを呼び出した。キャロルは、2019年を通じて、コカインの売人たちの組織の「ディストリビューター」として活動していたと証言した。その役割の中で、キャロルは起訴された犯罪の期間中、デスを含む多くの人々に数百ポンドのコカインを販売していた。さらにキャロルは、彼女の顧客は全員コカインを売ることと同意していると証言しました。検察官は、キャロルに、キャロルが自分のものであり、コカイン販売に関する収入と支出をそれぞれ記録するために使用したと証言したノートを確認するよう求めました。キャロルは、ノートの1-2ページには、2019年1月から4月にかけてキャロルがデス以外の様々な人にコカインを販売したことが記されていると証言した。さらに、3-4ページには、2019年5月から10月までの、デスを含む様々な人への販売の表記があったと証言した。裁判所は、1~4ページを証拠として認めた。

反対尋問で、デスの弁護士はキャロルに、検察官のピートが証言と引き換えに減刑を申し出たかどうかを尋ねました。キャロルは"いいえ"と答えた。デスの弁護士は、次にキャロルの弁護士であるエイブをスタンドに呼び、同じ質問をした。Peteは弁護士・依頼者間の秘匿特権を主張しました。裁判所は特権の主張を否定し、Abeは、キャロルがDesに対して証言することに同意するのと引き換えに、キャロルに対する罪が軽減されたことを証言しました。

Desは証言台に立ち、その容疑を否認した。反対尋問でPeteはDesに、11年前に偽造という重罪で有罪になったのは本当かと尋ねました。Desは"はい"と答えた。

1. 信憑性のある異議がすべて適時になされたと仮定して、裁判所は適切に承認したのか。
 - a. ノートの1~4ページ目？を議論してください。
 - b. デスが偽造で有罪になった証拠？議論してください。
2. 裁判所は、弁護士・依頼者間の秘匿特権の主張を適切に否定したか？議論してください。

カリフォルニア州法に則って回答する。

質問4：選択回答A

認められるためには、すべての証拠はまず関連性がなければならない。証拠は、争点となっている結果的な事実の可能性を高める、または低くする何らかの傾向がある場合に、関連性があるといえる。

さらに、裁判所は、不当な偏見、混乱、時間の浪費を生じさせ、その証拠能力を大幅に上回る場合、CEC352に基づき証拠を除外する裁量を持っています。

カリフォルニア州では、提案8号がカリフォルニア州憲法を改正し、すべての関連する証拠が刑事事件で認められるようになりました。しかし、提案8は、関連する証拠の規則を変更しなかった。

(1) 合衆国憲法、(2) 伝聞、(3) 性格証拠、(4) 二次証拠規則、(5) CEC352。

(1(a))

関連性

閾値の問題は、この証拠が関連性があるかどうかです。これらのページは、キャロルがコカイン売人のリングについて知っていること、デスがこのリングに関与していたこと、彼女からコカインを購入したことを示すので、関連性があるのです。また、それを裏付けるものであるため、キャロルの口頭での証言が真実である可能性が高いことを示しています。

認証

非証言的証拠は、真正でなければならない。真正性の証明は、事実審理者が非証言的証拠がそうであると結論付けるのに十分な証拠を証拠提出者に要求する。

これらのページは非証言的証拠であるため、これを認めるためには真正性を確保する必要があります。

ここで、キャロルは、検察官が示したノートは自分のノートであり、コカインの商売の記録を取るのに使ったノートであると証言しました。これは、事実審理者が、このノートが、実際に、キャロルのコカイン販売の記録であると結論づけるのに十分な証拠であり、したがって、適切に認証されたこととなります。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄が真実であるとして提供される法廷外の陳述のことです。伝聞は、伝聞の例外が適用されない限り、容認されません。その人が現在裁判で証言しているかどうかは関係なく、重要なのは、その発言が法廷内でなされたか、法廷外でなされたかです。したがって、証人がその発言の真偽を証明する目的で、法廷外で

以前に発言したことについて証言しようとする場合、それは伝聞である。

ここで、ノートのpp14にあるキャロルの販売に関するメモは伝聞である。法廷外での発言です。キャロルが法廷外で手帳に書き込んだものを、検察官が法廷内で紹介しようとしているのです。さらに、検察は、キャロルがノートに記述したとおりの量のコカインを人々に販売したことを示すために、それらを紹介しているのです。したがって、それらは主張された事柄の真実のために提供されているのです。

したがって、これらの供述が認められるためには、伝聞の例外に該当する必要があります。

共謀者の供述

Desは、2019年1月から10月まで、配布する意図でコカインを所持していたとして起訴された。キャロルのノートのpp12、彼女は2019年1月から4月までのDes以外の人への販売をメモしています。もう一冊のノートのpp34、彼女は2019年5月から10月までのDesへの販売をメモしている。

共謀者が共謀を推進するために行った供述を相手方当事者に対して提供することは、伝聞の例外となる。伝聞の提案者は、伝聞の申告者と相手方当事者との間に共謀があったこと、および提供された供述がその共謀を促進するためになされたことを証拠の優越によって証明しなければならない。伝聞自体は、共謀を示すために使用することができます。(共謀とは、犯罪を犯すという少なくとも2人の人間の間の合意と、その意図を推進する少なくとも1つの明白な行為のことである)。

ここで、Carolの手帳の記載は、彼女とDesを含むコカイン売人のリングとの間の麻薬流通のための共謀を促進するものである。彼女は、警察に協力しているときにこのような発言をしたのではなく、コカイン流通という共謀の目的を推進するために活動しているときにあらかじめ発言していたのです。

検察側は、2019年5月から10月にかけて、Desとキャロルが共謀者であったことを立証するのに十分な証拠を示すことができるだろう。コカインの売人のリング、Desの計画への関与、コカインを売るという全員の合意についてのキャロルの証言、そしてpp 34のメモは、2人がコカインを流通させる陰謀に加わっていたことを示すものである。したがって、pp 34のメモは、この共同謀議者の伝聞の例外に該当する。

2019年1月から4月までの期間をカバーするpp12のメモが、この例外に該当するかどうかは微妙なところである。彼らはDesについて言及していないため、単独で陰謀を示すことはできない。しかし、Carolは、「起訴された犯罪の期間中」、すなわち2019年1月から、Desを含む多くの人にコカインを販売したと証言している。この証言は、2019年1月からDesとCarolの間に共謀が存在したことを示すのに十分な場合があります。一方、Desは、Carolが5月まで自分への薬物販売を記録していなかったことは、その時期までは（全く）共謀者ではなかったことを示しており、伝聞の例外に該当する共謀者の発言ではないと主張することができます。Desが2019年4月以前にCarolと共謀を結んだことを示す他の証拠や、CarolがDesにコカインを売った時期やDesがコカインを売ることに同意した時期について明示的に証言していない限り、pp 12の発言はCarolとDesの

共謀を促進するために行われたものではないため、許容できない伝聞といえる。

業務記録

これらのメモもまた、伝聞の例外である業務記録に該当する可能性があります。

ビジネス・レコードは、伝聞の禁止から除外されます。(1) 事業の事実、出来事、活動の記録 (2) 事業の通常業務として定期的に記録されたもの (3) 個人的に知っている従業員、またはこの情報を報告する義務のある従業員がその情報を知ったもの (4) 事業を証明するもの (5) 信頼性に欠ける徴候がないもの。

おそらく、キャロルは、コカインを販売するというビジネスの一環として、ノートにメモを記録したのでしょう。彼女は、個人的な知識に基づいて、ビジネス活動の規則的な部分としてそうしました。

しかし、この例外は、ノートが正確であると証明された形跡がなく、信頼できないことを示しているため、おそらくうまくいかないでしょう。

まとめると、pp 34は例外に該当するため伝聞ではないが、pp 12は例外に該当せず、許容できない伝聞である可能性が高い。

CEC 352

最後に、裁判所は、この証拠によって引き起こされる不当な偏見、混乱、時間の浪費が、その証明力を実質的に上回るかどうかを判断しなければなりません。

pp 34に関して、この証拠は、Desがこのコカイン売人のリングに関与し、したがって、流通させる意図があったことを強く立証しており、したがって、この証拠から生じる偏見は、不当な偏見によって実質的に相殺されることはおろか、不当な偏見ですらありません。すべての証拠はある程度偏見があるが、被告人が起訴された犯罪を犯した可能性が高いことを示す証拠があるからといって、それが不当な偏見になることはない。

pp 12が共謀者の例外に該当する場合、それらはおそらく不当に偏見を与えるものとして除外されるべきであった。それらはDes以外の人への販売に関するものであり、したがって、この証拠により、DesがCarolから購入したコカインを実際よりも多く分配したことを示すと陪審員に不当に信じさせる可能性があります。さらに、この事件の被告でもないこれら他のディーラーの行為とDesの事件との間に混乱を生じさせる可能性があります。

したがって、裁判所は、メモのpp 34を正しく認めたが、pp 12を認めたのは誤りであった。

(1(b))

関連性

デスの有罪判決は、偽造罪でした。偽造は被告人の不誠実さを反映する犯罪であるため、道徳的な悪質さを伴う犯罪です。ここでは、デスはコカインを流通させる意図で起訴されています。また、彼は自身の弁護のために証言しています。

したがって、この証拠は、2つの目的のために関連性がある。第一に、それは彼が有罪判決を受けた犯罪者であることを示し、したがって、彼が別の犯罪を犯した可能性が高いことを示す傾向があることです。第二に、この証拠は、デスが真実でないことを示す傾向があり、彼が証言しているため、彼の真実性が関連することである。

この最初の潜在的な関連性は、後述するように、許されないものである。しかし、この証拠が関連性があるかどうかという閾値の問題は満たされている。

キャラクターエビデンス

性格証拠とは、ある人の性格を示す証拠で、今回の事件で被告人がこの性格に合致した行動をとったことを示すために用いられるものです。デスが「犯罪傾向」に合致した行動をとったためにこの犯罪を犯したことを示す目的で前科偽造が認められた場合、それは性格証拠となる。

刑事事件において、検察官は、一般的に、被告人がドアを開けない限り、被告人の性格に関する証拠を提出することができません。カリフォルニア州ではいくつかの例外を認めています：(1) 性的暴行/児童虐待事件、(2) DV事件、(3) 高齢者虐待事件、そして(4) 被告人が被害者の暴力的性格の証拠を提出した場合、検察側は被告人の暴力的性格の証拠を提出することができる。

ここで、Desは、法を守ることはおろか、特定の性格特性があることを証言していないため、性格証拠への扉を開いていません。さらに、どの例外も適用されません。

したがって、この証拠は、デスが以前に偽造で有罪判決を受けたので、彼がこの犯罪を犯した可能性が高いことを示す目的では、認められません。

弾劾証拠

しかし、この証拠が認められる第二の目的は、デスが嘘つきであることを示すことである。

誰かが証言した場合、相手側はその証人の証言を弾劾し、陪審員がその証言を信用できない理由があることを示すことができます。

有罪判決による弾劾は、一定の状況下で許容される。まず、当事者は、道徳的に不利な犯

罪に対する過去の重罪の有罪判決の証拠を提出することができる。さらに

提案 8 に基づき、検察官は刑事事件において、道徳的に不利な犯罪に対する軽犯罪の前科を証拠として提出することもできる。連邦証拠規則の下とは異なり、カリフォルニア州は遠隔性の判断に特定の時間制限を課していない。

ここで、Des は証言したため、弾劾の対象となった。そこで、検察官は、Des にその犯罪を犯したかどうかを尋ねることで、Des の偽造罪という道徳的悪質犯罪の前科を証拠として提出することができました。(検察官は、Des に尋ねる代わりに、外在的証拠を提出することもできたが、その必要はなかった)。これは適切な弾劾証拠である。

さらに、これは過去の悪行に関する証拠による弾劾も適切でした。刑事事件では、検察官が誠実に根拠を示せば、被告人が過去に、被告人のモラルの低さを反映するような過去の悪行を行ったかどうかを問うことができます。また、Prop8 は、検察官がこの過去の悪行に関する外在的証拠を認めることを認めています。ここで、Des の偽造罪の有罪判決は、彼の道徳的不適格性を反映する過去の悪行の証拠であり、したがって、この規則の下でも不適切な弾劾証拠となります。

CEC 352

したがって、この証拠は、Des を弾劾し、彼が信頼できる証人ではないことを示すために容認された。裁判所に与えられた最後の問題は、この証拠による不当な偏見がその証明価値を実質的に上回るかどうかであった。

有罪判決の年数 11 年、遠隔地であるため、認めるには不利です。しかし、それは Des の信頼性のかなりの証拠であり、彼はスタンドで充電を否定している。

したがって、衡量上、不当な偏見はその証明価値を実質的に上回らず、裁判所は証拠を適切に認めた。

(2)

弁護士-依頼者間の特権は、依頼者に法的助言を提供する目的で、依頼者とその弁護士との間で行われる秘密の話し合いを保護するものです。特権が適用される場合、クライアントによる放棄がなければ、弁護士はこの特権で保護された通信を明らかにすることはできません。特権にはいくつかの例外があります。(1) クライアントは、犯罪や詐欺行為の一環として、弁護士のサービスを使用していた、(2) クライアントは、他のクライアントとの共同弁護であったと 2 つのクライアントは現在、共同弁護の主題についてお互いを訴えている、(3) クライアントと弁護士は、表現について互いに不当訴訟に関与している、(4) 弁護士は合理的にクライアントが死亡または重大な身体傷害につながる犯罪行為をしようとしていると信じて、弁護士はそれをクライアントから説得できなかったと彼女はこの特権の通信を明かすことになるクライアントに言った。

ここで、Des の弁護士は、キャロルに、検察官が証言と引き換えに減刑を申し出たかどうかを尋ねた。キャロルは「ない」と答えた(これは嘘である)。

キャロルの弁護士である阿部は、罪状の軽減について証言するよう求められ、裁判所は

は、弁護士・依頼者間の秘匿特権の主張を否定した。この減刑は、検察官であるPeteが申し出たものです。ピートが彼女の証言と引き換えに刑期短縮案を提示し、キャロルがその取引を受け入れたことは、弁護士・依頼者間の秘匿特権の対象とはならないでしょう。

第一に、PeteはAbeのクライアントでもなければ、Carolの代理人でもないので、彼の発言は秘匿特権の対象とはならない。第二に、キャロルの返答は、取引が成立したため、ピートに伝えられたと思われる。したがって、彼女の受諾は、機密でもなければ、法的サービスの提供を求めるためのものでもない。したがって、Peteの申し出に対する彼女の承諾も、特権によって保護されない。まとめると、弁護士・依頼者間の秘匿特権は、キャロルとピートが契約を締結したという事実を保護するものではない。

この取引を受け入れるかどうかについて、キャロルがエイベと内密に話し合ったことは、この特権に該当しますが、エイベはこれについての証言を要求されませんでした。問題は、ピートがキャロルに減刑を申し出たかどうかであり、キャロルとエイブの内密の話し合いについては関係ない。

したがって、裁判所が弁護士・依頼者間の秘匿特権の主張を否定したことに誤りはない。

質問4：選択した回答B

1. 証拠の採用

関連性。 出発点として、すべての関連する証拠は、一定の除外と特権を条件として、刑事裁判において容認されます。関連性のある証拠とは、事件で争点となっている事実を真実である可能性を高める、または低くする傾向があるものです。

真正性。 文書証拠については、証拠を提出する側が、その文書が真正であることを証明しなければならない、それが実際にそうであると称しているものであることを証明しなければならない。

ここでは、キャロルのノートは、証拠として提出される前に、検察官によって適切に認証されました。検察官は、キャロルにノートを見せ、それを認識できるかどうか質問したようです。キャロルは、認識できると証言し、それは彼女自身のノートであると証言したため、ノートを認証するためのキャロルの知識の根拠が確立されました。

プロップ8カリフォルニア州裁判所の刑事裁判では、提案8として知られる法律が被害者の権利章典として機能し、伝聞法則、憲法原則、1982年以前に実施された証拠排除、1982年以降に採択され議会の2/3投票で承認された排除を含む一定の制限と排除を条件に、すべての関連証拠を認めるものと規定しています。提案8の下で適用可能な除外がない場合、関連性のある証拠は認められます。

a. キャロル・ノートの14ページ

関連性Carolのメモの12ページは、CarolがDes以外の様々な人にコカインを販売した記録を反映していると言われていたため、間違いなくDesとは関連性がない。しかし、この販売は、2019年1月から4月を含む、Desが起訴された期間に適合している。そして、関連性の基準はかなり低い。キャロルが、Desへの販売を記録している後の期間に合致しそうなパターンで、他の多くの人に薬物を販売したという事実は、彼女の物語の何らかの側面をより確かなものにするのだろうか。陪審員は、キャロルの初期の販売を基礎として、そのパターンがDesを含む記録がある期間まで続いた可能性が高いと論理的に推論することができる。同じ意味で、Desは、キャロルのメモにはこの期間中の自分への販売が反映されていないため、販売はなかったと主張することも可能である。(この戦略は、後の販売記録の信憑性を黙認することになり、Desにとってはあまり良いことではないだろう)。バランス的には、これらの記録は、その証明力が特に強くないものの、最低限の関連性を有すると思われ、後述するように、352条のバランスに従うことになる。

ノートの34ページは、Desの申し立てられた犯罪行為とより明確に関連しています。それらは、起訴された期間内にキャロルから彼へのコカイン販売を反映していると考えられ、キャロルからDesへの販売は、彼がコカインを所持していたことを示すでしょう。キャロルの証言はさらに、彼女が販売した相手は、自分でも販売する意図をもつ

てコカインを所持していたことを示しています。このように

pages 34、記録は非常に関連性の高い証拠となり、協力的な証人であるキャロルの証言を裏付けるために重要である。

伝聞です。しかし、このノートには伝聞の異議が残されています。伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提出される法廷外の陳述のことです。この場合、宣言者であるキャロルによってノートになされた発言は、それが主張する内容の証明として提供されます。

showthat Carolは、被告人Desに対して、ある金額、ある日付でコカインを販売した。従って、この供述は伝聞であり、例外が適用されない限り、除外されることとなります。前述の通り、伝聞法則はProp 8の例外であり、現在も適用される。

ここでは、2つの主要な伝聞の例外が適用される可能性がある。第一に、この供述は、共謀中に行われた共謀者の供述とみなされる可能性があります。Desは共謀罪では起訴されていないことは言及しておく。しかし、例外のための十分な事実的根拠が提供される限り、証拠としての伝聞の例外を使用することに支障はない。ここでは、キャロルの証言はそうなっているようである。彼女は、彼女が卸売業者としてコカインを販売した様々な小売麻薬業者間の明示的な合意について、明確に証言していない。したがって、そのような合意は存在しなかったと主張することも可能である。しかし、より可能性が高いのは、裁判所は、キャロルが陰謀のハブとして働き、様々な小売ディーラーがスポークであるという、グループ全体の暗黙の陰謀を論理的に推論することができるということである。

裁判所は、個々のスポークがお互いを直接知らず、中央のハブ（ここではキャロル）と個別に明示的に理解している場合でも、このようなハブとスポークの共謀が存在し得ることを長い間認めてきた。

その発言は、陰謀の最中で、それを促進するものだったのでしょうか？それは、彼らがでした。キャロルは、ビジネスの運営と追跡を支援し、全体的なオペレーションの効率性と有効性のために記録を作成しました。したがって、それらは共謀の目的を「促進する」ものであった可能性が高い。そして、それらはDesが起訴された期間を反映しており、事件発生時に同時期に作成されたように思われる。これらの理由から、もし関連性があれば、このページは共謀者の供述として認められる可能性が高い。前述のとおり、関連性の主張は34ページについてより強いですが、関連性の低い基準は12ページについても満たされる可能性があります。

また、このページは、規則的に行われた事業活動の記録として認められる可能性もあります。この例外は、記録が通常のビジネスの過程で、個人的な知識を持つものによって、記録された活動の時に作成され、ビジネス目的のためにビジネスによって維持されている場合に適用される。ここでは、キャロルのビジネスは違法であるが、薬物台帳についてはこの要件が満たされていると思われるので、その記録はビジネス記録として適切に認められる可能性がある。

その記録は、憲法修正第6条の対決条項に基づく排除の対象とはならない可能性が高い。この記録は証言ではありません、犯罪解決のために法執行機関に提供されたものではありません。したがって、除外の対象とはならず、デスの対決の権利に違反する

ものではありません。

不当な偏見の危険性がその証明価値を大幅に上回る場合には、証拠を除外することができるという全体的なバランステストに依然として従わなければならない。ここでは、関連性

12のページはわずかであり、デズが大規模な麻薬組織の一員であると描かれている点で、デズに不利になる可能性があります。しかし、不当なものではありません。バランスを考慮すると、この証拠は偏見よりも証拠能力が高いとして、まだ認められる可能性が高いです。

その証拠は認められるので、提案8はここで見直す必要はないでしょう。

b. Desの偽造の前科について

CECの下では、Desの偽造の前科は適切に認められたと思われます。偽造は、不正行為または道徳的不道徳の犯罪とみなされる可能性が高いです。Desは本件で証言することにより、彼の信頼性を問題にしており、したがって、彼の信頼性は陪審員が評価する必要があるものである。

このように前科を認めることは、前科がカリフォルニア州の道徳的不道徳な犯罪である場合、不当な偏見の危険性とその証明力のバランスをとることを条件として、認められる可能性が高い。

FREの下では、10年以上前の有罪判決であることから、古すぎて認められないのではないかという疑問が生じます。その期間は、Desが服役していた刑期を釈放した時点からとなります。しかし、CECでは同様の期間制限はない。しかし、連邦規則の趣旨は、時間が経過すると前科の証明力が弱まるという潜在的な問題を指摘している。したがって、陪審員が前科を過度に重視する危険性があると判断した場合、裁判所は前科を除外する決定を下す可能性がある、事実上、デズを有罪判決を受けた犯罪者と決めつけ、目下のより直接的な証拠に十分な注意を払わないことになりかねない。実際、この証拠は、Desの真実性という限られた目的のために関連しており、一般的に犯罪行為に関与する傾向には関係ない。傾向推論の危険性は、ここでの有罪判決を除外するための健全な根拠となるであろう。しかしながら、そのような裁定は、おそらく裁量権の乱用で見直されるであろうし、本件は、裁判官が証拠を認める際に裁量権を乱用しなかったと思われるほど、十分に際どい判定である。

前述のバランステストは、提案8の例外として認められているものであり、この状況でも問題にはならないだろう。

2. べんごしひみつ

弁護士-クライアント間の秘匿特権は、クライアントが所有し、法律上の助言を求めたり提供したりする目的で行われた、弁護士とクライアント間の秘密通信の開示から保護されます（すなわち、第三者には開示されません）。

ここで、阿部と依頼者のキャロルは、多くの特権的な会話をしていたと思われるが、キャロルと検察官、あるいはキャロル、阿部、検察官の間のコミュニケーションは、第三者（検察官）の存在により、その秘密性が破壊されるため、特権的であるとはいえない。

ここでは、たとえ会話が特権的であったとしても、「犯罪／詐欺」の例外」が適用される可能性が十分にある。キャロルは、検察官が証言と引き換えに減刑を申し出なかったと述べることで、虚偽の証言をし、弁護士も虚偽であることを知っているようである。

に対して、デス。ただし、キャロルとの特権的な会話の結果、キャロルがこの状態を誤解していると弁護士が考えている可能性もあるが、ここでのすべての状況下では、その可能性は低いと思われる。

弁護士・依頼者間の守秘義務は、弁護士・依頼者間の秘匿特権よりも広範である。もし、阿部が、クライアントに対する職業上の守秘義務を異議として提起し、その上で証言を拒否していたならば、裁判所はこの問題を違った形で捉えた可能性がある。カリフォルニア州では、深刻な身体的危害や死亡の差し迫った危険がない限り、阿部は依頼人の秘密を明かすことは許されなかっただろうが、今回はそのような状況にはなかった。しかし、繰り返すが、検察官との会話は特権ではなく、同じ理由で機密でもない、第三者が同席して行われた。したがって、安倍はできる限りの有効な異議を唱えた後、それに対して正直に証言する義務があったと思われる。それでもなお、安倍首相を同じ事件の証人であり弁護士であるという立場に置くことによって、弁護人と証人の問題、残念ながら安倍首相は、依頼人に損害を与える可能性のある質問に正直に答えなければならないという難しい立場に置かれる。これらの理由から、阿部は、キャロルの利益を最も損なわないような方法で、代理人から退くことを求めるべきである。



2021年2月カリフォルニア州司法試験論文式問題集

本書は、2021年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された論文問題5問と、各問題の選択解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

質問番号

テーマ

- | | |
|----|--------------|
| 1. | エビデンス |
| 2. | 契約/償還 |
| 3. | 共同財産 |
| 4. | プロフェッショナルの責任 |

QUESTION 1

1月15日、ポールはデル百貨店（以下「デル」）の階段の吹き抜けから転落した。Paulは、階段の1つが壊れていたために転落したと主張し、Dellを人身傷害で訴えた。カリフォルニア州高等裁判所の陪審員裁判で、DellのマネージャーであるMarkがDellの弁護士から尋問を受けているときに、次のようなことが起こりました。

質問：ポールが階段から落ちたとき、あなたはどこにいましたか？

ANSWER私は近くに立っていて、階段に背を向けてお客さんのキャロルと話をしているときに、転倒の音を聞きました。

(1) 質問：ポールは以前にもデルを訴えたことがありますか？

回答はい、私が個人的に知っている限りでは5回です。

(2) 質問：誰も事故を見ていない。そうですね？

ANSWERその通りです。徹底的な調査の結果、ポールが階段で落ちるのを見た人は見つかりませんでした。

その後、マークはポールの弁護士から次のような反対尋問を受けた。

(3) 質問：あなたは以前、ポールの食料品店でレジ係として雇われていて、レジからお金を盗んだという理由でポールに解雇されたというのは本当でしょうか？

回答そう主張しています。

(4) 質問：ポールが落ちた翌日に階段が修理されましたね。そうではありませんか？

ANSWERはい、そうです。

(5) QUESTION：店の客であるキャロルは、事故当時、こう叫んだのでは？「オーノー!あの壊れた段差の上に人が落ちたのよ」と言ったのでは？

ANSWERだから、何？

質問：これはデルの保険会社が事故調査後に作成した報告書ですか？

ANSWERはい、そうです。これは保険会社がくれた報告書です。訴えられたときのために、いつも報告書を作ってくれるんです。

その後、ポールの弁護士は、保険会社の報告書を証拠として提出するよう求めた。報告書にはこう書かれている。"店の階段の段差は非常に悪い状態です"

- A. 上記 **(1)** ～ **(5)** のマークの証言に対する質問または回答に対して、ポールの弁護士およびデルの弁護士は、合理的にどのような異議を唱えることができ、裁判所はそれぞれの異議に対してどのような判決を下すべきか。議論してください。
- B. 保険会社の報告書を証拠として提出する申し立てに対して、デルの弁護士はどのような異議を申し立てることができるか、また裁判所はどのように裁定すべきか。議論してください。

カリフォルニア州法に則って回答する。

質問1：選択した回答A

関連性

カリフォルニア州法の下では、証拠は関連性があり、かつ有能である場合に認められます。証拠は、クレームや弁護の要素に関係し、その要素の証明となる場合、関連性があると言えます。証明力とは、証拠がクレームまたは弁護の特定の要素を証明または反証する何らかの傾向を有することを意味する。証拠は、何らかの除外規則によって禁止されていない場合、有効である。それにもかかわらず、裁判所は、証拠が提出される当事者に偏見のリスクがあり、その偏見が証拠の証明力を実質的に上回る場合、その他の関連性のある有能な証拠を除外することができる。

質問1

この質問は、ポールがデルを提訴する動機が、人身事故の原因以外に以前からあったことを証明する傾向があるという点で適切である。さらに、マークは、以前の訴訟について個人的に知っていると主張している。これは、証人は一般的に証言する事柄について個人的に知っている必要があるため、この証言は有効であることを意味する。

キャラクターエビデンス

Paulの弁護士は、この質問が性格的証拠であることを理由に異議を唱えるべきである。性格証拠とは、一方の当事者の特定の特徴を立証する傾向のある証拠である。性格的証拠は、地域社会における当事者の評判に関する評判証言、証言する証人の当事者に対する意見、および、当事者とその家族に対する評判証言の形式を取ることができる。

当事者の性格、または過去の行為。一般に、性格に関する証拠は、性格が直接問題とされない限り、容認されない。ここでは、ポールのデルに対する過去の訴訟が軽薄であったこと、あるいは何らかの健全な根拠を欠いていたことを立証することが問題とされているようです。

さらに、これは人身事故の不法行為請求であるため、ポールの人格は直接証拠にならない。したがって、一般的なルールでは、この質問は不適切な性格の証拠であることを理由に異議を唱えるべきである。

人物証拠の提出に対する一般規則には、いくつかの例外がある。これらの例外には、

(1) 動機の立証、(2) 当事者の同一性の立証、(3) 錯誤の欠如の立証、(4) 意図の立証、または(5) 共通の計画またはスキームの立証が含まれる。ここで、デルの弁護士は、この質問がデルを訴えるポールの動機を立証すること、デルを訴えるポールの意図を立証し、それによりデルが階段の維持に怠慢であるという主張を弱めること、ポールの以前の訴訟が、複数の軽薄な訴訟を使用することによりデルに対する共通の計画またはスキームを立証すること、などの反論に反論すべきであります。この問題には、性格証拠に対する一般的なルールに複数の例外が適用される可能性があり、したがって、裁判所は、これが性格証拠としては許されないという異議を覆すべきである、と思われる。

また、裁判所は、その証拠価値がその偏見的行为を上回る傾向があるため、証拠を認めることに有利に働くはずである。この証拠は明らかにポールにとって不利であるが、ポールが過去にこの特定の店を5回訴えたという事実は、ポールがこの店を訴える意図とおそらく寄与的過失または無謀さを強く立証するものである。従って、裁判所はこの特別な異議を却下すべきである。

質問2

ポールの弁護士は、この質問が無関係であり、誘導的であるという理由で異議を唱えるべきです。ポールの弁護士は、「誰も」落下が実際に起こるのを見なかったと断言する答えの部分にも異議を唱えるべきです。

関連性

上述のように、証拠は、認められるためには、関連性がなければならない。ここで、Paulの弁護士は、この質問は関連性がないと主張することができるが、おそらくこの点では失敗するだろう。落下が起こったのを誰も見ていないという事実は、個人的な不法行為の請求の問題には関係ない。しかし、デルの弁護士は、この証言はポールの主張の妥当性、つまり、落下について確証する目撃者がいないことを弱める傾向があるため、関連性があると主張するはずである。

リーディングクエスチョン

証人を直接尋問する弁護士は、証人が敵対的でない限り、誘導尋問をすることはできません。誘導尋問は、質問の形式でその答えを想定する傾向があります。この質問では、誰も転落事故を見なかったと仮定し、それを確認するよう証人に求めている。しかも、マークはデルの弁護士から直接尋問を受けており、デルの弁護士と敵対していないことは明らかである。従って、質問の形式は不適切であった。ここでの適切な救済措置は、デルの弁護士が質問を誘導的でないものに言い換えるために、誘導的な質問を取り消すことである。

個人的な知識の欠如

ポールの弁護士は、回答のうち、落下が実際に起こったのを「誰も」見ていないと主張する部分について異議を唱えるべきです。証人の証言が認められるためには、以下

のことが必要です。

は、証言される事柄について個人的な知識を持っています。ここで、マークがデパートにいる可能性のある傍観者をすべて特定することは不可能であると思われる。したがって、回答のこの部分はマークの知識の範囲外であり、したがって許容されないはずである。ここでの適切な救済措置は、陳述書の問題となる部分を削除することである。

マークは捜査について個人的に知っており、捜査で聴取した人物を証明することができるので、陳述書の残りの部分は認められます。

質問3

デルの弁護士は、この質問がマークによる過去の悪行の結果に不適切に言及しているため、異議を申し立てるべきである。

この質問は、真実性とポールに対する動機の可能性についてマークの信頼性を弱める傾向があるため、関連性がある。マークは重要な証人であり、彼の真実性は彼の他の証言の有効性を証明するものであるから、裁判所は通常のバランステストの下でこの証言を除外すべきではない。

上述の通り、過去の悪行という形での性格証拠は、一般的に許容されない。しかし、過去の悪行が証人の真実性を証明する場合、弁護士が過去の悪行について誠意ある質問をすることで、証人の信頼性を弾劾することができる。ただし、過去の悪行に関する真正な証拠は認められず、弁護士は過去の悪行の結果について言及してはならない。ここで問題になっている行為は窃盗であり、これは真実性を証明するものである。ポールの弁護士は、ポールが彼のクライアントであり、マークについて言及した可能性が高いため、善意で質問をする十分な根拠があると思われる。

を弁護士に質問した。しかし、この質問の形式は不適切である。なぜなら、弁護士は、マークがポールから窃盗を行ったことで解雇されたという事実に言及しているからである。デルの弁護士は異議を申し立てるべきであり、この質問は削除されるべきである。ただし、ポールの弁護士は、結果への言及を削除するために質問を言い換えることができます。

上記の通り、ポールの弁護士は相手側の証人に反対尋問しているため、ここでの質問の形式は異議を唱えられない。従って、誘導尋問は許される。

質問3への回答

マークの回答で問題となるのは、彼の発言が伝聞にあたるかどうかです。伝聞とは、主張された事柄の証拠として提出される法廷外の陳述のことです。ここで、マークはポールによってなされた発言を繰り返している（「それは彼が言っていることです」）。この発言は、マークがレジからお金を盗んだかが問題になっているため、主張されている事柄の証拠として提供されている。従って、この陳述書は一般規則に基づく伝聞である。

伝聞供述は、それにもかかわらず、伝聞法則の例外の一つで認められる場合があります。カリフォルニア州では、当事者-相手方による自白は、伝聞法則の例外として認められる。ここでは、Paulは相手方当事者であるため、彼の陳述は伝聞法則のこの例外の下で認められる可能性がある。

質問4

デルの弁護士は、この質問はその後の改善策を含んでいるため、許されないと異議を唱えるべきである。

この証拠は、階段が、実際にあったことを示す傾向があるので、関連性がある。

が壊れ、それによってデル社の義務違反が立証された。

それにもかかわらず、公共政策は、製造物責任の場合を除き、その後の救済措置の証拠を除外している。ここでは、製造物責任の問題は関係なく、この質問は、その後の救済措置のルールの中に明確に含まれる。従って、この質問は異議があり、記録から削除されるべきである。

質問5

ヒアリング・オブジェクション

デルの弁護士は、この質問は明らかに伝聞であるため、異議を唱えるべきです。キャロルの発言は法廷外の発言であり、ポールが落下し、階段が壊れたことの証拠として提出されています。従って、一般的な伝聞法則の下では、この証言は認められません。この声明は、違反（階段が壊れている）と因果関係（Paulが階段から落ちた）の両方を証明するものであるため、関連性があることに注意してください。

ポールの弁護士は、その発言が興奮した発言であり、伝聞の例外として認められると主張する可能性があります。興奮した発言とは、まだ興奮した出来事のストレス下にあり、その発言を振り返る時間がない人がするものである。ここでは、人が壊れた階段から落ちるのを見たことが、驚くべき出来事として適格であると考えられ、その発言は問題の出来事と同時期になされたものである。したがって、この質問とその回答は、伝聞に対する一般規則の例外として適切であると思われる。

なお、Paulの弁護士は、この供述が現認であることをうまく主張することはできない。カリフォルニア州では、以下の場合にのみ、現在の感覚的印象が認められます。

伝聞申告者がその行為を行っている間に、その行為について陳述すること。ここでは、伝聞申告者による行為はないので、この例外は適用されない。

レイ・オピニオン・オブリゲーション

Paulの弁護士は、この質問における回答は、この事件の最終的な争点の1つ（階段が壊れたことによる義務違反があったかどうか）に関わる一般人の意見であるとして、異議を唱えることができます。カリフォルニア州では、一般証人は、感覚的な事柄、自動車の速度、人が酔っているか、精神異常か、その他個人的に知っている範囲の事柄について意見を証言することができます。また、カリフォルニア州では、一般人が持っている科学的、技術的な知識について証言することもできます。

ここでは、キャロルは階段が壊れていることを観察できるので、階段が壊れていることは一般証人の知識の範囲内である可能性が高い。従って、この異議申し立てはおそらく却下されるはずである。

保険レポート

デルの弁護士は、保険報告書が（1）特権的な成果物であること、（2）伝聞であること、（3）賠償責任保険の不適切な証拠であること、そして（中略）異議を申し立てるべきである。

最初の問題は、ワークプロダクト特権が適用されるかどうかです。著作物秘匿特権は、訴訟を想定して作成された文書が、証拠開示や証拠から除外されることを認める適格な特権である。ここで、レポートを作成する保険会社は、店の敷地内で起きた事故が原因で被保険者が訴えられることを予期している可能性が高いため、職務著作の原則が適用されると思われます。さらに、マークは、報告書が「訴えられたときのために」作成されたものであることを示した。ポールの弁護士は

は、文書に実質的な必要性があるため、ワークプロダクト法理は適用されるべきではないと主張する。階段は落下後すぐに修理されたため、ポールの弁護士はそれを検査することも、専門家に検査させることもできなかったため、この主張は成功する可能性がある。

2つ目の反論は、階段が実際に壊れていたことを証明するために提供されている法廷外のステートメントであるため、文書が伝聞に該当するというものです。レポートは、おそらくビジネスレコードルールとして知られている伝聞法則の例外を構成するため、この引数は失敗します。ビジネスが通常のビジネスの過程で特定の種類の記録を保持し、その記録が事象の知識と事象を記録するビジネス義務を持つ者によって作成される場合、そのビジネス記録は伝聞法則の例外として認められる可能性があります。ここで、保険会社は、事故があると必ず報告書を作成し、保険会社は、賠償金の支払いを発行する必要があるときのために、そのような記録を残す義務があると思われます。したがって、この証拠には業務記録の例外が適用され、報告書は許容されない伝聞であるという理由で除外されることはないでしょう。

最後に、デルの弁護士は、報告書が自賠償保険の証拠としては認められないと主張しようとする可能性があります。一般に、自賠償保険の証拠は、有罪や支払い能力を証明するために認められるものではありません。しかし、ここでは、報告書は有罪を証明するために提出されているものではありません。

むしろ、事故当時の階段の状態を示すために提供されている可能性が高い。したがって、自賠償保険の除外規定が適用されない可能性が高い。

また、裁判所は、報告書の提出とデル社への不当な偏見とのバランスをとる必要があります。この報告書はデル社に不利なものですが、デル社にとって不当なものである

とは思えません。

さらに、保険会社は、報告書の資料を正確に表現することに関心を持っていると思われます。したがって、バランス・テストは容認を重んじます。

裁判所は、その証拠が保護された成果物であるという理由で除外することを検討することができますが、報告書の実質的な必要性があるという理由で、その承認を決定する可能性が高いです。

質問1：選択した回答B

カリフォルニア州憲法の提案8号（Prop 8）の下、すべての関連する証拠は刑事裁判において認められる。提案8は、不当な偏見、争点の混乱、または陪審員を誤解させるリスクによって関連性が実質的に相殺される証拠の提出を禁止するカリフォルニア州証拠法セクション352の例外となるものである。これは民事事件であるため、提案8は適用されません。

A.1. 先行スーツ

論理的な関連性

CAで認められるには、争点に関連する証拠である必要があります。ここで、PaulのDellに対する過去の訴訟は、Paul（P）がDell（D）に対して常に訴訟を起こすという悪意の可能性を示すものであり、関連性があります。この事実により、この訴訟はメリットがなく、Dに嫌がらせをする目的で起こされた可能性が高くなります。

法的妥当性

CAでは、証拠は、その関連性が過度の偏見のリスクによって実質的に相殺される場合に除外されるべきである。ここで、この証拠は、ここでの問題-Pの負傷に対するDの過失-に対処せず、代わりにPのDに対する以前の行動に関する無関係な証拠を導入しようとする点で偏見がある。これは、この証拠が導入する関連する偏見と比較検討されなければならない。バランスを考慮すると、裁判所は、この陳述書の偏見によって関連性が実質的に相殺されることはないとは判断する可能性が高い。

質問の形式 証拠にない事実を

仮定している

問題では、ポールが階段から落ちたとされています。これは事実パターンで確立されていない。この記述に根拠がない場合、この事実を設問に含めることは不適切である。しかし、Pが階段から落ちたことが以前から確立されているのであれば、設問は適切である。

個人的な知識

証言するためには、証人は説明されている事実について個人的な知識を持っていなければなりません。

ここで、マーク (M) は、過去の訴訟に関与していないかもしれないが、個人的に過去5件の訴訟を知っていると証言している。したがって、この証言は、個人的な知識に基づくものである。

キャラクターエビデンス

人格証拠とは、当事者の過去の行動や処分に関する証拠で、当事者がその主張する人格に適合して行動したことを立証するために提出されるものです。性格の証拠は一般的に許容されない。当事者の性格が訴因の一部でない限り、性格証拠は民事事件では容認されません。

本件、過失訴訟は当事者の人格が問題になることはない。質疑応答では、Dを訴えたPの以前の行動に関する証拠が紹介されているが、これは訴訟とは関係なく、Dに関するPの以前の行動に関するものである。したがって、容認できない性格証拠となり、実体的には除外されるべきである。

習慣

性格証拠は許されないが、習慣証拠は許される。習慣証拠とは、ある刺激に関して常に起こる当事者の行動のことである。習慣証拠は、当事者がその習慣に適合して行動したことを示すために提出されることがある。

ここで、Pの先行訴訟は、習慣のレベルには達していない。それらは、Pが取った行動の孤立した例であるが、刺激に対する反応ではない。したがって、この証拠は習慣的証拠としては認められない。

弾劾

人物証拠は実体的な目的では認められないかもしれませんが、当事者や証人を弾劾するために使用することはできます。偏見は常に訴訟の当事者を弾劾するために提起される可能性があります。

したがって、この証拠は、Pを弾劾するために認められるが、実質的な目的のために使用することはできない。

A.2. 目撃者なし

論理的な関連性

上記のルールを参照してください。この証拠は、事故の目撃者がいなかったことを示すものであるため、認められる。これは、Pの出来事の説明を裏付けることができる他の人物がいなかったため、事故が起こった可能性を低くします。したがって、論理的な関連性がある。

法的妥当性

上記のルールを参照してください。上記のように、この発言は関連性がある。Pに不

当に不利益を与えるものではない。Pは証人を出すことによってこの証言に反論することができる。

質問の形式 - リーディングクエスチョン

誘導尋問とは、答えを含んだ質問です。直接尋問で誘導尋問をするのは不適切です。

ここで、本問は誘導尋問である。Dの弁護士は、誰も事故を見ていないと述べ、単に同調を求めるだけである。MはDの従業員であり、Dの証人として召喚されている。Dの証人であり、直接尋問であるため、この質問は不適切な誘導尋問である。Pの弁護士は、この質問が誘導尋問であると異議を唱えるべきであり、裁判所はその異議を支持すべきである。

個人的な知識

上記のルールを参照してください。Mの回答は、徹底的な調査について述べているが、誰が調査に従事したかは述べていない。この証言について、Mが個人的に知っているかどうかは不明である。したがって、Pの弁護士は、この回答に対して異議を申し立て、裁判所は、(1) この回答を支持するか、(2) Mの発言の根拠を特定するために何らかの明確化を命じるべきである。

A.3. マークの解

雇 論理的な関連

性

上記のルールを参照してください。この質問は、Mの偏見の潜在的根拠を示す傾向があるため、関連性がある。この証拠は、Mの以前の証言に疑問を投げかけるものである。したがって、論理的に関連性がある。

法的妥当性

上記のルールを参照してください。質問は、上記のように関連性がある。という点で不利である。

は、正確には争点となる事実に迫ったものではなく、Mの真実性に疑問を投げかけたに過ぎない。それでも、裁判所は、不利というよりは、関連性が高いと判断するだろう。

質問の形式 - リーディングクエスチョン

上記のルールを参照してください。直接尋問では誘導尋問は許されないが、反対尋問では許される。ここでは、Pの弁護士がMを反対尋問しているので、この質問形式が適切である。

質問の形式 - 複合

証人に質問する場合、弁護士は一度に一つの質問しかすることができません。複合的な質問は禁止されています。

ここで、本問は、(1) PがMを解雇したか、(2) 解雇は金銭を盗んだためか、という2つの質問から構成されている。複合質問であるため、Dの弁護士は異議を申し立て、裁判所はその異議を支持すべきである。

回答の形態 - 無回答

証人は、質問されたことに答えなければなりません。質問に答えない回答は削除することができ、証人は質問に答えるよう指示されます。

ここで、Mの回答は質問に答えていない。Pの弁護士は、Pがお金を盗んだとしてMを解雇したのかとMに質問した。Mはその質問に答えず、Mがこれらのことを主張したと述べている。したがって、Pはその回答に対して異議を唱えるべきであり、裁判所はその異議を支持し、Mに質問に答えるよう命じるべきである。

キャラクターエビデンス

上記ルール参照。この証拠は、過去の行為が紹介されることで、Mの証言が

は虚偽である。なぜなら、彼は以前Pに解雇されたことがあり、それ故に恨みを抱いているからである。これは性格的な証拠であるため、実質的な証拠としては認められません。

弾劾

上記のルールを参照してください。この証拠は、Mの偏見を示すものであり、適切な弾劾証拠である。したがって、弾劾の目的で認められる。

A.4. 階段の補修 論理的

な関連性

上記のルールを参照してください。事故後に階段が修理されたということは、以前、つまり事故発生時に階段に異常があったことを示す傾向がある。したがって、階段はDによって過失で維持されていたことを示す傾向があり、Pの請求は正当である。したがって、この証拠は論理的に関連性がある。

法的な関連性

上記のルールを参照してください。上記のとおり、この証拠は関連性がある。しかし、Dに対する後発修理を利用するものであり、この利用の不利益が、後述の利用禁止のルールのものである。したがって、偏見に満ちたものである。裁判所は、このような理由で排除することができるが、この点については具体的なルールがある。

その後の改善策

被告がその後に修理を行った場合、その修理は被告の過失を示すために用いることはできない。それは、被告がその後に必要な修理を行う可能性が低くなるからである。後続の修理は、所有権または不動産に対する支配を示すために使用することができる

ここでは、階段の所有権や管理権は問題になっていないようです。むしろ、事故当時、階段の修繕状態が悪かったことを示すために導入されているのです。したがって、それはその後の改善策であるため、許容されない。Dの弁護士は、この質問項目に異議を唱えるべきであり、裁判所はそれを支持すべきである。

A.5. お客様の声 論理的な関連

性

上記ルールを参照。ここで、この陳述書は、(1)Pが実際に階段で転倒したこと、(2)段差が壊れていたことを示す傾向がある。したがって、Pが転倒したことと、Dに潜在的な過失があることの両方を示している。そのため、論理的な関連性がある。

法的妥当性

上記のルールを参照してください。ここでは、上記のように関連性のある証拠である。Mはこれが起きたか起きなかったかを言うことができるので、偏見のリスクはほとんどありません。

回答の形態 - 無回答

上記のルールを参照してください。Mは質問に対して肯定も否定もせず、その代わりに質問の妥当性を問うている。Mは質問に回答しなかったため、Pの弁護士はその回答に対して異議を唱えるべきである。裁判所はその異議を支持し、Mに返答するよう命じるべきである。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真偽を確認するために提出される法廷外の陳述書のことです。伝聞は一般に認められない。

ここでは、法廷外で行われたキャロルの供述が、その真偽のために紹介されています。

を主張する事項。PがDの壊れた段差で転倒したことを示すために紹介されている。したがって、伝聞であり、Dの弁護士はそれを理由に異議を唱えることができる。例外が適用されない限り、許容されない。

同時発表

同時供述とは、ある事象が発生している間に証人が行う供述である。同時供述は、伝聞の例外として認められる。

ここでは、キャロルの供述は、出来事の直後になされた。出来事が起きている間になされたものではありませんが、出来事の直後になされたものであれば、同時発生的な供述が認められる可能性があります。ここでは、裁判所は、これが同時発生的な陳述として認められると判断する可能性が高い。

興奮状態での発話

興奮した発言とは、人が興奮する出来事のストレス下にあるときになされた陳述である。このような発言は、伝聞の例外として認められる。

ここで、キャロルの供述は、人が階段から落ちるのを目撃したときになされたものである。これは刺激的な出来事であり、合理的な人であれば驚くことでしょう。したがって、この発言は、びっくりするような出来事のためになされたものである。さらに、この供述は、その出来事の直後になされたものであり、キャロルがまだその出来事のストレス下にある間になされたと思われます。従って、興奮した発言として認められるでしょう。

B.保険会社の報告書 論理的な関連性

上記のルールを参照してください。保険報告書には、事故に関する調査が記載されています。それはおそらく

は、背景と過失の判定を提供する。したがって、論理的な関連性を持つことになる。

法的妥当性

上記のルールを参照してください。保険報告書は、上記のように関連性があります。不利益なものとは判断されない可能性が高い。この報告書がDに不利になるような事実はない。

オーセンティシティ

有形証拠が認められるためには、有形証拠の提出者は、その物がそれが主張するものであることを立証しなければならない。これは、その証拠を知っている個人の証言によって行うことができる。

ここで、Mは、Pが提出した報告書が、Dの保険会社が作成した保険報告書であると称しているものであることを特定することができた。したがって、適切に特定されている。

伝聞

上記のルールを参照してください。保険報告書というのは、作成された報告書であり、法廷外で行われた記述が含まれていますが、その報告書に記載された事実について紹介されているのです。したがって、伝聞であり、非伝聞であるか例外が適用されない限り、認められることとなります。

Vicarious statement

当事者の代理人が法廷外で行った陳述は、当事者に帰属させることができます。当事者の法廷外での発言は、常に非伝統的なものとして認められます。同様に

当事者の代理人によってなされた代理人発言も、同様に認められる場合があります。認められるかどうかは、代理人が従業員か独立した契約者であるか、また、その発言が雇用の過程でなされたものかどうかによります。

ここでは、保険会社はDの従業員ではなく、独立した請負人である。保険会社はDに保険を提供しており、Dは保険会社の行動を制御していない。したがって、保険会社が行う発言はDに帰属させることができない。したがって、保険報告書は代理発言として認定されない。

業績推移

ビジネスの通常の業務過程で作成された記録は、伝聞の例外として認められます。この記録は、定期的に行われる活動の一部であること、定期的記録されること、記録される項目についての知識を持つ者がその時またはその近くで作成したものであることが必要です。

ここで、保険会社の報告書は、業務記録となりうる。しかし、Pの弁護士は、ビジネス・レコードとしての地位の基礎を確立することができなかった。Pの弁護士は、これらの報告書を作成することが保険会社の通常の慣行であったこと、および、記録される項目を知る人物によって出来事の時またはその近くに作成されたことを示すことができなかった。それどころか、Pの弁護士は、報告書を作成していないMを通じて記録を提出しようとしている。Mは、保険会社が必ず報告書を作成すると述べているが、誰がどのように作成したかは知らない。

また、訴訟だけを想定して作成された記録であれば、業務上の

の記録を作成します。ここで、この記録は、保険会社がDが訴えられると考えた場合にのみ作成されるものである。したがって、業務記録には該当しない。



2022年2月のエッセイ問題とその解答例

カリフォルニア州司法試験

本書は、2022年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された論文問題5問と、各問題の選択解答2問を収録しています。

選ばれた解答は、「模範解答」や「完璧な解答」と見なされるものではありません。これらの答えは、一次試験合格者が書いたものであり、高い評定が与えられています。読みやすくするため、スペルや句読点に若干の修正を加えた以外は、応募者が提出したものをそのまま再現しています。これらの答えは、実際の受験者が時間の制約の中で、外部資料を利用することなく書いたものである。そのため、設問が提起するすべての問題を必ずしも正確に把握し、回答しているとは限らず、また、余計な情報や誤った情報を含んでいる可能性があります。回答は、著者の同意を得て掲載しています。

質問番号

テーマ

1. 刑法と手続

- | | |
|----|----------------------|
| 2. | 共同財産 |
| 3. | 不法行為 / 救済 |
| 4. | エビデンス / プロフェッショナルの責任 |
| 5. | 事業者団体 / 救済措置 |

QUESTION 4

ダン、ビクター殺害の罪でカリフォルニア州高等裁判所の裁判を受けることになった。ダンは、弁護士アニタとの間で、アニタが彼の弁護を行うための有効なリテナー契約を締結した。アニタはダンの弁護について話し合うため、ダンと面会した。ダンは面談の中で、殺人が起きた晩はずっと父親のフランクと過ごしていたと主張しました。翌日、アニタはダンにメールを送り、彼のアリバイが弱いことを懸念しました。ダンはそのメールに返信し、アリバイについて嘘をついたことは認めましたが、ヴィクターを殺したことについては否定しました。

アニタはダンのアパートを訪れ、ダンのルームメイトであるベンに話を聞いた。ダンは自分がヴィクターを殺したと打ち明けたという。ベンはアニタに血のついたダンのズボンを渡しました。翌日、アニタは血のついたパンツとダンのアリバイに関するメールのやり取りを検察官に提出しました。

アニタはその後、ダンの嘘に嫌気がさしたため、これ以上ダンの弁護をしたくないと決心した。アニタは、ダンの弁護士を辞退するよう裁判所に申し立てました。裁判所は、アニタが取り下げを許可しました。そして、フランクはすぐに別の弁護士を雇い、ダンの弁護をさせました。

ダンの裁判で、検察官はベンを証人として呼び、ビクターを殺したというダンの供述について証言させました。その後、検察官は、アニタを証人として呼び、(1) 殺人のあった夜にフランクと一緒にいたというダンの供述について、(2) アニタがベンから血の付いたパンツを受け取り、それを検察官に渡したこと、(3) ベンがアニタに、ダンはビクターを殺したと言っていると話したことについて、証言させました。

1. 適切な異議申し立てがすべて行われたと仮定する。以下の項目は証拠として認められるべきでしょうか。
 - a) ベンの証言？議論してください。
 - b) 殺人のあった夜、フランクと一緒にいたというダンの供述について、アニタの証言は？議論してください。
 - c) アニタがベンから血のついたパンツを受け取り、検察官に引き渡したという証言は？議論してください。
 - d) ダンがビクターを殺したと言ったとベンが言ったというアニタの証言は？議論してください。

カリフォルニア州の法律に従って、それぞれ答えてください。

2. アニタ弁護士が犯した倫理違反があるとすれば、それはどのようなものですか。

a) 血のついたパンツを検察官に渡す？議論してください。

b) ダンのアリバイに関する電子メールのやりとりを検察官に引き渡すこと？議論してください。

c) ダンの代理人から撤退？議論してください。

カリフォルニア州とABAの権威にしたがって、それぞれ答えなさい。

質問4：選択回答A

カリフォルニア州憲法第8条に基づき、伝聞や秘匿特権などの除外規定がない限り、刑事裁判ではすべての関連する証拠を認めることができるとされています。論理的関連性いかなる証拠も認められるためには、論理的に関連性がなければならない。証拠は、結果的な事実の存在を真実である可能性を高めるか、低くする場合に、論理的に関連性があると言えます。カリフォルニア州では、結果的な事実が争点となっている必要がある。

法的妥当性

証拠の証明力が、不当な偏見、陪審員の混乱、または不必要な遅延のリスクを上回る場合、証拠は法的に関連性があります。

1. (a) ベンの証言

論理的妥当性

上記のルールを参照してください。

ベン（B）の証言は論理的な関連性がある。Bは、Dがヴィクトール（V）を殺害したことを認めたと証言することができる。これは争点となる結果的な事実であり、本件と大いに関係がある。法的関連性

上記のルールを参照してください。

Bの証言も法的な関連性がある。Dの供述には相当な証拠能力がある。陪審員を混乱させたり、不当な遅延を引き起こしたりすることはないだろう。また、Dのケースに不利になるが、法的関連性の要件は有罪を示す可能性のある証拠を禁止するものではないので、不当に偏見を与えることはないだろう。

証人としての力量

あるテーマについて証言するためには、証人が個人的に

の知識、および出来事に関する現在の記憶が必要です。また、真実を語ることを宣誓し、事実の審理に役立つように証言を行うことができなければなりません。

ここで、**B**はこの証言をするのに十分な能力がある。**D**との会話に関する個人的な知識に基づいており、現在、それを思い出すことができる。

したがって、彼の証言は関連性があり、有能な証人であるため、彼の証言は資産として認められました。

伝聞

しかし、問題は、ベンが証言している**D**の発言が伝聞にあたるかどうかです。伝聞とは、主張された事柄の真実のために提供される法廷外での陳述のことです。伝聞は、提供された側が証人を弾劾したり、宣言者の信頼性を問題にしたりすることができないため、容認されない。

ここで、**D**の供述は伝聞である。法廷外で**B**に話したものであり、検察官が**D**が**V**を殺害した証拠として提出するものであるから、伝聞として許されない。しかし、伝聞法則には例外や除外がある。そのようなものがある場合でも、その供述は証拠として提出することができる。

パーティーの入場料

当事者承認は、伝聞の除外です。これは、相手方が法廷外で陳述を申し出た場合に存在し、関連する事実を認めるものです。

ここで、この供述は検察側が証拠として提出するものであり、**D**は相手方当事者である。また、**D**が**V**を殺したという最も重要な事実を認めたことになるので、**D**の供述は当事者の自白として証拠に提出される可能性がある。

利息に対する声明

Dの供述は、利害に反する供述として提供される可能性もある。この例外が適用されるためには、被告人は、自己の所有権、金銭的、刑罰的、社会的利益に反する供述をし、それが提供されたときに自己の利益に反することを認識していなければなりません。

ここで、この供述は明らかにDの刑事利益に反している。殺人を認めることで、起訴され、刑務所に送られる可能性がある。また、このことは、合理的な人であれば誰でも知っている事実である。

ただし、この例外を適用するためには、申告者が入手不可能であることが必要です。Aは、死者や病人である場合、証言を拒否した場合、特権を主張した場合など、証言者を確保できないことがある。ここで、本件の被告であるDが証言しない権利を主張する可能性がある。その場合にも、この例外が適用される。

結論として、この証言は、当事者承認として適切に認められたものであり、また、可能性Dが証言しないことを選択した場合、利害に反する陳述として適切である。

(b) ダンの発言に関するアニタの証言。

論理的妥当性

上記のルールを参照してください。

アニタ (A) の証言は、Dのアリバイの可能性に関わるものであるため、論理的に関連性がある。Dがフランクと一緒にいたかどうかは、結果的な事実であり、それが争点となっている。法的妥当性

上記のルールを参照してください。

また、彼女の証言は法的にも適切である。Dのアリバイに関する情報には、実質的な意味がある。

証明力があり、上記の他の要因に勝る。証人の能力

Aは、Dとの会話に基づくものであるから、この話題について証言する能力がある。

弁護士／クライアント・プライバシー

問題は、Dの供述が弁護士・依頼者間の秘匿特権の対象となるかどうかである。

弁護士依頼者特権は、代理業務を進める目的で弁護士が依頼者から入手した機密情報の開示を防ぐものです。この特権はクライアントによって保持され、放棄することを選択できるのはクライアントのみであり、弁護士ではありません。カリフォルニア州では、クライアントの死後、クライアントの遺言が検認されるまで、この特権は存続します。

ここで、DのAに対する発言は、代理人業務中になされたものである。DとAは有効なリターナーを締結し、その後、2人が会って事件について話し合い、Aに事実を提供した。供述はDのアリバイとして提供されたものであり、後に供述が虚偽であることを認めましたが、それでも代理の一環として、またその促進のために行われたものである。

伝聞

さらに、この供述は伝聞として異議を唱えられる可能性がある。しかし、(1) 検察官がDのアリバイ立証に協力したくないこと、(2) Dが後に虚偽であることを認めたことから、主張した内容の真偽を示す証拠として提出されることはないだろう。

結論として、この声明は弁護士/依頼者特権によって保護されており、そのようなことはないはずです。

は、証拠として認められる。

(c) 血まみれのパンツ

論理的妥当性

上記のルールを参照してください。

この証言は、重要な証拠の出所を語るものであるため、論理的に証拠能力があると言えます。

法的妥当性

上記のルールを参照してください。

また、この証言は、高い証拠能力があり、上述の他の要因を上回るため、法的な関連性があります。

証人としての力量

Aは、Bとの個人的な交流に基づくものであり、現在の記憶もあるので、この証言をする能力がある。

弁護士／クライアント・プライバシー

上記のルールを参照してください。

また、Dは、この証拠には弁護士・依頼者間の秘匿特権が適用されると主張することができる。しかし、血のついたズボンがどこから来たかに関する情報は、Aには

D. 弁護士依頼者秘匿特権は、依頼者から弁護士に対して秘密裏になされた陳述のみを対象とし、第三者による陳述や、弁護士から独自に入手した情報は対象とはならない。A

はBからDの血のついたズボンを受け取ったので、それにまつわる情報は弁護士・依頼者特権の対象とはならない。

結論として、血のついたパンツに関する証言は認められるべきである。

の証拠となります。

(d) ダンがビクターを殺したというベンの発言。

論理的妥当性

上記のルールを参照してください。

この証言は、**D**が有罪であることを認める重要なものであるから、論理的には関連性のある証拠である。

法的な関連性

上記のルールを参照してください。

また、この証言は、高い証拠能力があり、上述の他の要因を上回るため、法的な関連性があります。

弁護士／クライアント・プライバシー

Dは、再び弁護士・依頼者間の秘匿特権を主張しようとするかもしれない。しかし、上述の理由により、第三者による陳述は秘匿特権の対象ではなく、弁護士と依頼人との間の陳述のみが秘匿特権の対象となります。したがって、この情報は弁護士・依頼者間の秘匿特権の対象とはならない。

伝聞

上記のルールを参照してください。

しかし、この陳述書も、主張された事柄の真偽を確かめるために提出されているので、伝聞である。伝聞が二重に存在する場合、供述が証拠採用されるためには、その両方が認められる必要がある。ここでは、**D**が**B**に対して**V**を殺したと供述したことは伝聞であり、**B**が**A**に対して**D**が**V**を殺したと認めたと供述したことも伝聞である。

Dの**B**に対する供述は、上記の理由により、許容されると考えられる。それは、当事者である

を認めることになり、利害に反する発言となる可能性があります。

しかし、ベンの供述は、どの伝聞例外にも当てはまらない。なぜなら、伝聞の規則では、すべてのレベルの伝聞に例外があることを要求しており、この発言は認められるべきではない。

結論として、BのAに対するDanの入院に関する供述は認めるべきではない。

2. アニタの倫理違反

(a) 血まみれのズボンをひっくり返す。

守秘義務

Aは、ABAおよびカリフォルニア州職業行動規範に基づき、Dに対する守秘義務に違反した可能性がある。弁護士は、依頼者に守秘義務を負う。弁護士が代理業務の過程で得たすべての機密情報は、第三者に開示してはならず、依頼者の利益のためにのみ使用されなければならない。この義務は、証言だけでなく、すべての開示を防止するため、弁護士/クライアント特権よりも広範なものである。

ここでは、その義務は、Aが代理人として活動する間にDについて得たすべての機密情報を対象としている。しかし、守秘義務は、犯罪の成果には及ばない。

犯罪の果実

弁護士が犯罪の成果を手にした場合、その情報は守秘義務で保護されることはありません。それは当局に引き渡さなければなりません。クライアントが自分の犯罪の証拠がある場所を弁護士に知らせたとしても、弁護士はそれを回収する義務はない。もしそうであれば、それを提出しなければなりません。しかし、弁護士は、クライアントのケースを構築する一環として、それを検査するために時間の合理的な期間のための証拠の項目を保持することが許可されています。さらに、弁護士はそれを回すときに証拠のソースを開示することはできません。

ここで、Aは血のついたパンツを提出する義務を負っており、提出することによって守秘義務に違反することはなかった。しかし、もし、その証拠の出所に関する情報を開示するのであれば、それは違反となる。しかし、そのことは

は、提示された事実に基づいて発生したように見えます。

したがって、Aは血のついたパンツを提出することによって倫理的義務に違反することはなかった。

(b) メールの裏返し

守秘義務

上記のルールを参照してください。

しかし、Aは、Dからの電子メールを引き渡すことによって守秘義務違反を犯した。その情報は守秘義務によって保護されており、Aはその情報を引き渡す義務はなかった。

このメールを開示することで、彼女はDに対する義務に

違反した。 能力の義務

Aもまた、能力義務に違反した可能性があります。弁護士は、依頼者に対して、その技術、知識、徹底した準備、準備などを依頼者の利益のためだけに使用する義務を負っています。依頼者の利益のために、慎重かつ勤勉に行動しなければならない。

アリバイについて嘘をついたことを認める電子メールを渡したことで、Aはその義務に違反したことになります。合理的な慎重さを持つ弁護士であれば、クライアントの事件やアリバイに関する機密情報を渡すことはないでしょう。

もし、Aが事実と異なることを知りながら、Dが裁判で「このアリバイがある」と証言することを主張したのであれば、Aには、Dが証言することを思いとどまらせ、Dが虚偽の証言をすることを主張するなら撤回を求め、撤回できない場合にのみ叙述的に証言させる倫理的義務があると思われます。しかし、これはその時点よりはるかに前のことである

したがって、AもDに対して負っていた能力義務に違反した。

結論として、Aは、電子メールを引き渡すことによって、守秘義務に違反し、義務

の實力。

(c) 代表権を退くこと。

強制退会

弁護士は、(1) 解雇された場合、(2) 依頼者の代理が法律や倫理規定に違反する場合（紛争が生じた場合など）、(3) 心身の状態により効果的な代理を引き受けられない場合、(4) 依頼者の行為過程で弁護士が犯罪や詐欺に関与したり、それを援助しなければならぬ場合に、弁護士を解任する必要があるとされています。

ここで、Aは解雇されておらず、法律や倫理規則に違反することもなく、Dの代理人となることを妨げる精神的・身体的状態もなく、Dから犯罪や詐欺に参加するよう依頼されてもいない。従って、撤退を義務付ける規則はない。

しかし、許容的な撤退の根拠も存在する。許可制の撤回

ABAの規定では、弁護士は、クライアントのケースに不利益を与えることなく撤退できる場合、撤退することが認められています。この規則は、カリフォルニア州の倫理規則の下に存在しない。両方の規則の下では、弁護士はまた、クライアントが弁護士が同意しないか、または反感を考慮するアクションのコースを主張している場合、クライアントが過去にクライアントのサービスを悪用した場合、またはクライアントが（料金の支払いなど）その義務を果たしていない場合、撤回することができます。

Aが主張する最も可能性の高い退会理由は、Dが、彼女が同意しない、あるいは嫌悪感を抱くような行動方針を主張していることである。もし、Aさんが証拠に基づいてDが有罪であり、無実を主張していると考えているのであれば、それは十分な理由となり得ます。裁判所は、彼女がこの事件から撤退することを認めたので、裁判所は次のように考えているようです。

は、彼女に同意する。

しかし、AはDに退会する前に通知する必要があります。Aはそれを行っていないようである。通知しないことで、彼女の取り下げが彼の裁判を不利にしたおそれがある。

さらに、Aは、Dが支払った未使用料金の一部を返還し、そのファイルを速やかに返却することが求められている。事実関係は、彼女がこれを行ったとは思われない。結論として、Aは、不適切な退会により、Dに対する義務に違反した。

質問4：選択した回答B

ベンの証言

関連性

認められるためには、証拠は法的にも論理的にも関連性がなければなりません。CECの下では、証拠は、その問題に関連する紛争中の事実を証明または反証する傾向がある場合、論理的に関連性があります。しかし、裁判官は、論理的に関連性のある証拠が法的に関連性がない場合、それを除外する広範な裁量権を持っています。証拠は、その証明力が、不当な偏見、時間の浪費、遅延、不必要に累積された証拠、または陪審員を混乱させるなどの他の要素によって実質的に相殺されない場合に、法的に関連性があるとされます。提案8の下では、伝聞や特権規則などのいくつかの例外を除き、すべての関連する証拠は刑事裁判において認められる。

ベンの証言は、論争中の事実（ダンがビクターを殺したこと）を証明する傾向があるので、論理的に適切である。また、その証明力が不当な偏見や他の問題によって大きく損なわれることがないので、法的にも適切である。この供述は伝聞であるため、提案8は適用されない。

伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される、法廷外の陳述のことです。伝聞は、例外が適用されない限り、容認されない。ここで、Victorを殺したというDanの供述は、DanがVictorを殺したこと（主張されている事柄の真実）を証明するために提供されている法廷外の供述である。従って、その供述は伝聞であり、例外が適用されない限り、容認されないことになる。

党員反対派の声明

訴訟当事者による発言は、伝聞であっても承認される

が、当事者の相手方から提供された場合。ここでは 伝聞の申告者はダンです 彼は訴訟の当事者ですこの陳述は、彼の反対者である検察側によって提供されています。したがって、この陳述は当事者である相手方の陳述として適格であり、認められることになる。

利息に対する声明

利害に反する供述とは、供述がなされた時点で、供述者の刑罰上、経済上、社会的な利害に反する供述であることです。伝聞の例外として認められるためには、申告者が証言不能であることが必要です。供述者が完全に記憶を失っている場合、死亡している場合、召喚状によって連絡が取れない場合などは、供述不能となる。ここでは、殺人を告白すると逮捕されて刑務所に送られる可能性があるため、ビクターを殺したというダンの供述は、彼の刑罰上の利益に反するものである。しかし、ダンが自分の弁護のために証言しているのであれば、彼は利用可能であり、例外は利用できないこととなります。ダンは彼自身の防衛のために証言していない場合（刑事被告人としての彼の権利である）、彼は利用できないとみなされ、文はこの例外の下で来るかもしれません。いずれにせよ、この供述は「当事者である相手方の供述」の例外として認められます。

結論

ベンの証言は認められる。

アニタの証言ダンの証言

関連性

アニタの証言は、ダンがヴィクターを殺した可能性を低くする傾向があるので、殺人の夜、フランクと一緒にいたというダンの供述と論理的に関連があります。さらに、検察官の使い方次第では、弾劾訴追として関連性がある。

の証拠となります。しかし、それは法的に関連性がない可能性がある。アニタはかつてダンの弁護士であったため、ダンに不利な証言をさせると、陪審員に不当な影響を与え、彼女の証拠の証明的価値を大幅に上回る不当な偏見を生じさせる可能性がある。従って、その証拠は法的に適切でない可能性がある。

プリビレッジ

たとえ論理的・法的に関連性のある証拠であっても、弁護士・依頼者間の秘匿特権により保護されます。弁護士・依頼者間の秘匿特権とは、依頼者が法的サービスを求める過程で依頼者が内密に話したことを弁護士が開示しないことができる、依頼者が持つ証拠能力のことである。ここで、ダンは、フランクのケースについて話し合うために（明らかに2人きりで）会ったので、内密にフランクと一緒にいることを彼女に明確に伝えた。さらに、ダンは、法律サービスを求めている間、ダンの弁護について話し合っていたため、アニタにこのことを話した。したがって、アニタは、ダンが特権を放棄していないのにダンに対して証言することにより、弁護士-依頼者間の特権に違反した。CECの下では、弁護士は限られた状況においてのみ特権を侵害することができる。例えば、弁護士は、他人の身体的危害または死亡につながる犯罪を防止するために特権を侵害することができる。ここでは、犯罪はすでに発生しているので、アニタの証言はこの例外に該当しません。

提案8は弁護士と依頼人の特権を克服するものではありません。

伝聞

ダンのアニタに対する供述は、主張された事柄（ダンがフランクと一緒にいたこと）の真実を証明するために提供されているのではないため、伝聞として適格ではない。むしろ、弾劾の目的（ダンが嘘をついていることを示すため）か、その他の目的のために提供されているのである。しかし、同証言は、以下の規定に違反するため、依然

として不適切に認められたものである。

弁護士と依頼人の特権

弾劾

この供述が弾劾目的で提供されているのであれば、これも不適切に認められている。なぜなら、まだ証言していない（従って、彼の事前供述と矛盾するようなことは何も無い）証人（この場合はダン）を事前矛盾供述によって弾劾することは許されないからである。また、その証人が矛盾を説明する機会を与えられない場合、事前の矛盾した陳述によって証人を弾劾することは不適切である（ダンは、修正5条の証言しない権利を主張している場合、これを得ることができない）。

キャラクターエビデンス

この供述が、ダンの不正直な性格を示すために提出されているのであれば、これも不適切に認められた。刑事裁判では、性格の証拠は起訴された犯罪に関連する特性についてのみ認められ、被告人がドアを開けた場合にのみ認められる。ここでは、ダンはドアを開けておらず、殺人裁判において正直は適切な特性ではない。従って、これは不適切に認められた人物証拠となる。

アニタの証言ブラッディ・パンツ

関連性

ダンが血のついたズボンを持っていたという事実は、彼がヴィクターを殺した可能性をより高くする傾向があるので、血のついたズボンについてのアニタの証言は論理的に適切である。さらに、アニタの証言は、パンツの真偽を確認するために使用することができる。アニタが以前ダンの弁護士であったという事実が、証言の証明的価値を上回るほどの不当な偏見を生むかもしれないという、以前と同じ法的関連性の問題がある。従って、プロップ8がこの問題を克服しない限り、この証言は認められるべきではないだろう。

プリビレッジ

ベンからダンのパンツを受け取ったことは、特権的な情報とは認められないので

は、法律サービスを受ける目的でDanが行った発言ではありません。したがって、弁護士・依頼者間の秘匿特権は適用されない。

個人の知見

証人は、証言する事柄について個人的な知識を持っていなければなりません。アニタは、ベンから血のついたパンツを受け取り、それを検察官に渡したことを知っています。したがって、彼女はこの要件に十分な個人的知識を有していた。

結論

ベンのパンツを受け取ったという証言は、法的関連性の問題にもかかわらず、プロンプト8がその証拠を認めない限り、不適切に認められた。

アニタの証言ベンの証言

関連性

ベンの供述に関するアニタの証言は、ビクターを殺したというダンの供述がその事実の可能性を高める傾向があるため、論理的に関連性がある。アニタの証言は、彼女がダンの前の弁護士であることに関連する法的関連性の問題を依然として持っている。しかし、それ以外は、不当な偏見によって証明価値が上回らないので、証拠は法的に関連している。

個人の知見

アニタは、ダンが誰かに何かを言ったのを聞いたと証言するのではなく、ベンがダンに言ったことを証言しているのだから、個人的知識の問題はないのである。

伝聞の中の伝聞

アニタの証言には2段階の伝聞が含まれている。外側の伝聞はベンの供述であり、内側の伝聞はダンの供述である。複数のレベルの伝聞が存在する場合。

各レベルは、陳述書全体が認められるためには、例外の下で認められなければならない。

ダンの発言（インナーヒアサー）

ダンの供述は、主張された事項（ダンがビクターを殺したこと）の真実を証明するために提供されているため、伝聞である。上述のように、これは当事者である相手方の自白として認められる可能性が高い。

ベンの発言（Outer Hearsay）

ベンの供述は、ダンがビクターを殺したと言ったことを証明するために提供されているので、伝聞である。これは、どのような例外の下でも認められない伝聞です。Benは当事者ではないので、当事者である相手方の陳述書ではない。また、ベンがストレスフルな出来事のストレス下にあったことを示すものはないので、アニタに対する興奮した発言でもない可能性が高い。従って、外側の伝聞は認められないので、発言全体が不適切に認められたことになる。提案8は伝聞の問題を克服することはできない。

プリビレッジ

BenはAnitaのクライアントではなく、Danの発言はAnitaに対して直接なされたものではない（第三者に対してなされたものであるため、守秘義務はない）ため、この発言には弁護士・依頼者間の特権は適用されない。

倫理的違反行為パンツをひっくり返す

相手方弁護士に対する誠実義務／公正義務

弁護士は、法廷に対して誠実である義務があり、相手方の弁護士に対して公平である義務があります。この義務により、証拠を隠すことは禁じられている。アニタはそもそも血のついたパンツの受け取りを拒否すべきだったのだろうが、いったん受け取ったパンツを検察官に渡したことは倫理的な違反ではなかったと思われる。

倫理的違反行為電子メール交換の引き渡し

忠誠の義務

弁護士には依頼人に対する忠実義務がある。刑事事件の被告人は、法律や倫理規則で要求されていない方法で検察を助けないことを弁護士に合理的に期待できるからである。したがって、これは忠実義務違反となる。

機密保持の義務

ABAとカリフォルニア州の規則では、弁護士はクライアントに対して厳格な守秘義務を負っています。これは、弁護士が、クライアントのケースに関連して知り得た、一般に知られていない情報を明らかにすることを禁じています。この規則は、弁護士と依頼人の間の特権よりも広範であり、カリフォルニア州の規則は、対応するABAの規則よりもはるかに厳しいものです。

ABAの規則の下で、弁護士は、それが犯罪、実質的な身体的危害または死亡を防ぐために必要な場合、または弁護士のサービスは、その財務上の損失に関連して使用されている場合、財務上の損失を軽減するために機密保持の義務を破ることができる。さらに、弁護士のサービスが使用されていた、または現在犯罪や詐欺を犯すために使用されている場合、弁護士は被害を軽減するために守秘義務を破ることができる。カリフォルニア州の規則の下で、秘密保持は、実質的な身体的危害または死亡につながる可能性が高い犯罪を防止するためにのみ破られる可能性があります。

ここでは、守秘義務の違反は、ABAまたはカリフォルニア州の規則のいずれにおいても許容されるものではありませんでした。電子メールのやり取りを公開しても、弁護士のサービスが利用された犯罪や活動からの被害を防いだり軽減したりすることはできませんでした。アナタは、次のことを試みるかもしれません。

は、ダンが彼女のサービスを利用して、アリバイを偽って裁判所に訴えようとしたと主張しています。しかし、ダンは自分のアリバイが虚偽であることを認めているので、公判で証言台で嘘をつくつもりだったという兆候はない。さらに、彼が証言台で嘘をつくつもりだったとしても、アニタには、彼に嘘をつかないように説得することで軽減しようとする義務があった。もし、彼が証言台で嘘をつくと主張したならば、アニタは（ABAの規則では）撤回するか、関与せずに証言させる（カリフォルニアの規則では、物語方式）ことが許されたはずであった。しかし、アニタは、ダンがそもそも嘘をつくつもりだったとしても、それを思いとどませようとはしなかった。したがって、アニタはその義務に違反した。

コミュニケーションの義務

弁護士には依頼人とコミュニケーションをとる義務がある。アニタは、電子メールのやり取りを検察官に渡すことをダンに伝えなかったことで、ダンとコミュニケーションを取り、事件に関連する自分の行動を把握させるという義務に違反した可能性が高い。

倫理的違反行為退会

専門職への義務

弁護士には、依頼人が有罪であるという理由だけで、特に刑事被告人の弁護から手を引くことを思いとどませる職業上の義務がある。アニタはこの義務に違反したのであろう。

パーミッシブウィズドロー

カリフォルニア州の規則では、弁護士は、クライアントが代理業務を不当に困難にしている場合、代理業務から撤退することが認められています。ここで、ダンがアリバイについて一度嘘をついたという事実は、おそらく「不当に困難」という基準を満たすには十分ではないでしょう。彼女は、彼と一度だけ会話とメールのやりとりをただけで、

彼が別のアリバイを持っているかどうか確かめようとしなかったようなのです。さらに

クライアントが有罪であることは、「不合理に困難」ではない。したがって、アニタは、許可されていないときに辞退することで、カリフォルニア州規則上の義務に違反した可能性が高い。

ABAの規則では、弁護士は、依頼人に不当な不利益を与えない限り、取り下げることができる。ここでは、裁判は始まっておらず、フランクはすぐにダンのために別の弁護士を雇うことができた。従って、不当な不利益があったとは考えられず、アニタはABA規則に基づく義務に違反しなかった。また、ABA規則では、依頼者の見解が弁護士に反感を持つ場合、撤退を認めているが、アニタは、ダンの見解がそうであると主張することができる。

強制退会

クライアントが法律や倫理規則に違反するような行為のコースを主張している場合、またはクライアントがもっぱら他の人を（カリフォルニア州のみ）嫌がらせに行為のコースを主張している場合、または弁護士の精神的または身体的状態がそれを続けることが不可能な場合、ABAとカリフォルニア州の規則の下で強制的な撤退は発生します。これらの例外のいずれも適用されないため、アニタは強制退会の対象外です。